

奈良市公報

第 3 2 7 号

(平成28年3月分)

平成28年8月31日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
印刷所 株式会社 春日

目次

条 例

- 奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例等の一部を改正する条例……………4
- 奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例……………5
- 奈良市税条例の一部を改正する条例……………11
- 奈良市広場等利用施設及び観光農園管理施設条例を廃止する条例……………11
- 奈良市地区計画形態意匠条例の一部を改正する条例…12
- 奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例……………15
- 奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………15
- 奈良市建築審査会条例の一部を改正する条例……………15
- 奈良市行政不服審査法施行条例……………15
- 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例……………17
- 奈良市情報公開条例等の一部を改正する条例……………17
- 奈良市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例……………20
- 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例…………21
- 奈良市職員の退職管理に関する条例……………21
- 奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………22
- 奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………22
- 奈良市手数料条例の一部を改正する条例……………22
- 奈良市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例……………56
- 奈良市立診療所設置条例の一部を改正する条例……………56
- 奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………56
- 奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例…57
- 奈良市消費生活センター条例……………57
- 奈良市自動車駐車場条例の一部を改正する条例…………57
- 奈良市火災予防条例の一部を改正する条例……………58
- 奈良市下水道条例の一部を改正する条例……………73
- 奈良市水洗便所設備費助成に関する条例の一部を改正する条例……………73

規 則

- 奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………73
- 奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例…………73
- 奈良市議会基本条例の一部を改正する条例……………84
- 奈良市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則……………85
- 給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則…86
- 奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則……………88
- 奈良市観光案内所規則の一部を改正する規則……………91
- 奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………91
- 奈良市消費生活センター条例施行規則……………91
- 奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………92
- 奈良市各種検診実施規則の一部を改正する規則……………92
- 奈良市公有財産規則の一部を改正する規則……………92
- 奈良市庁舎管理規則の一部を改正する規則……………98
- 奈良市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則……………98
- 奈良市情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則……………101
- 職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則……………101
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………101
- 奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則……………101
- 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則…………102
- 職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………103
- 給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則…………104
- 奈良市会計規則の一部を改正する規則……………104
- 奈良市会計課設置規則の一部を改正する規則……………119
- 奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則……………119
- 奈良市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………120
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則……………121

○奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則…………… 132	業者の指定…………… 216
○奈良市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則…………… 144	○介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の廃止…………… 216
○奈良市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則…………… 150	○町の区域の変更案の公示（2件）…………… 217
○奈良市理容師法施行細則の一部を改正する規則…………… 166	○住居番号の設定…………… 217
○奈良市美容師法施行細則の一部を改正する規則…………… 168	○放置自転車等の保管…………… 217
○奈良市介護保険規則の一部を改正する規則…………… 171	○建築基準法の規定による公告認定対象区域内の建築物の位置及び構造の認定の取消し…………… 218
○奈良市住居表示に関する規則の一部を改正する規則…………… 171	○開発行為に関する工事の完了…………… 218
○奈良市営住宅条例施行規則等の一部を改正する規則…………… 175	○放置自転車等の保管…………… 218
○奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則…………… 177	○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の休止の届出…………… 218
○奈良市空家等対策の推進に関する規則…………… 182	○生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の休止の届出…………… 218
○奈良市職員の退職管理に関する規則…………… 190	○開発行為に関する工事の完了（2件）…………… 219
○奈良市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則…………… 196	○特定計量器の定期検査の実施…………… 219
○奈良市職員安全衛生規則の一部を改正する規則…………… 196	○平成27年度奈良市一般会計補正予算等の要領…………… 219
○奈良市臨時職員に関する規則の一部を改正する規則…………… 199	○都市公園の供用開始…………… 224
○奈良市資産経営推進会議設置規則…………… 200	○住居番号の変更…………… 225
○奈良市延長保育の実施に関する規則の一部を改正する規則…………… 200	○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の休止の届出…………… 225
○奈良市在宅要介護者紙おむつ等支給事業実施規則の一部を改正する規則…………… 201	○生活保護法の規定による医療機関の指定…………… 225
○奈良市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則…………… 202	○生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出…………… 225
○児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則…………… 204	○放置自転車等の保管…………… 225
○奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則…………… 204	○配当計算書の公示送達…………… 225
○奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 209	○放置自転車等の保管…………… 225
告 示	
○予防接種の実施の一部改正…………… 212	○予防接種の実施の一部改正…………… 226
○奈良市景観計画の変更に伴う景観計画図書の公衆縦覧…………… 212	○観光案内所の開館時間の変更…………… 226
○なら・まほろば景観まちづくり条例による景観形成重点地区の設定…………… 212	○開発行為に関する工事の完了…………… 226
○奈良市屋外広告物条例に規定する地域等の指定の一部改正…………… 212	○住民票の職権消除…………… 226
○奈良市景観計画区域内における一定規模以上の大規模建築物等に係る事前協議に関する要綱…………… 212	○開発行為に関する工事の完了…………… 227
○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出…………… 215	○平成27年度市民税・県民税特別徴収停止通知書の公示送達…………… 227
○平成28年度の土地価格等縦覧帳簿等の縦覧期間等…………… 215	○都市景観形成建築物等の指定…………… 227
○放置自転車等の処分…………… 215	○放置自転車等の保管…………… 227
○放置自転車等の保管…………… 215	○農用地利用集積計画の縦覧…………… 227
○介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定…………… 215	○放置自転車等の保管…………… 228
○障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定…………… 216	○担保権設定等財産差押通知書の公示送達…………… 228
	○交付要求通知書の公示送達…………… 228
	○介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定の取消し…………… 228
	○放置自転車等の保管…………… 228
	○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 228
	○生活保護法の規定による施術者の指定…………… 229
	○平成27年度奈良市一般会計補正予算等の要領…………… 229
	○開発行為に関する工事の完了…………… 241
	○障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関の指定（3件）…………… 241
	○指定管理者の指定（2件）…………… 242

○奈良市空き家バンク設置要綱の一部を改正する告示 242	○公共下水道の供用及び下水の処理の開始..... 302	
○奈良市地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する告示..... 243	○奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定取消し処分等に関する要綱..... 302	
○奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業費助成金交付要綱の一部を改正する告示..... 243	○奈良市水道料金等収納事務委託規程の一部を改正する規程..... 307	
○奈良市一般不妊治療費等助成金交付要綱の一部を改正する告示..... 247	○奈良市企業局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出..... 307	
○奈良市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する告示..... 247	○奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定..... 307	
○個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等の指定..... 249	○奈良市企業職員の給与等の支給に関する規程の一部を改正する規程..... 307	
○奈良市歴史的風致形成建造物保存整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示..... 253	○奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定..... 311	
○奈良市都市景観形成地区建造物保存整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示..... 253	○奈良市企業局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出..... 311	
○平成27年度奈良市臨時福祉給付金支給事業実施要綱の一部を改正する告示..... 253	○奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定..... 311	
○放置自転車等の処分..... 259	○下水道事業受益者負担金の賦課対象区域（4件）..... 311	
○大和都市計画道路事業の事業計画の変更に係る図書の公衆縦覧（3件）..... 259	○奈良市企業局組織規程の一部を改正する規程..... 312	
○奈良市森林整備計画の公衆縦覧..... 259	○奈良市企業局組織規程の一部を改正する規程の施行に伴う関連規程の整備に関する規程..... 312	
○平成28年度奈良市一般会計予算等の要領..... 259	○奈良市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱..... 313	
○生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の休止の届出..... 284	○排水管等の破損事故に係る工事負担金請求事務等取扱要綱の一部を改正する告示..... 314	
○生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出..... 284	○奈良市企業局組織規程の一部を改正する規程の施行に伴う関連要綱の整備に関する告示..... 320	
○生活保護法の規定による施術者の指定..... 284	○奈良市企業局補助金等交付規程..... 332	
○奈良市要緊急安全確認大規模建築物耐震診断補助金交付要綱を廃止する告示..... 284	○奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程..... 332	
○奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示..... 284	○奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程..... 332	
訓 令 甲		
○奈良市辞令式の一部を改正する訓令..... 287	○奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規程の一部を改正する規程..... 339	
○奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係規程の整備に関する訓令..... 287	○奈良市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規程の一部を改正する規程..... 343	
○奈良市事務専決規程及び奈良市役所出張所長等事務専決規程の一部を改正する訓令..... 288	○奈良市下水道条例施行規程の一部を改正する規程..... 343	
監 査		
○監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知..... 289	○奈良市水道施設布設工事負担金徴収規程の一部を改正する規程..... 343	
○定期監査の実施結果..... 290	○昭和55年奈良市水道局告示第9号（奈良市企業局において発行する納付書、納入通知書及び領収書）の一部を改正する告示.....	
○包括外部監査の結果に関する報告の公表..... 293	消 防	
○包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知（2件）..... 293	○奈良市火災予防査察規程の一部を改正する訓令..... 343	
公 平 委 員 会		
○不利益処分についての不服申立てに関する規則及び職員之苦情の処理に関する規則の一部を改正する規則..... 298	○奈良市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令..... 344	
○再就職者からの依頼等に係る届出の手續に関する規則..... 300	○奈良市消防職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令..... 345	
公 営 企 業		
	○奈良市消防吏員の階級別定数規程の一部を改正する訓令..... 346	
	教 育 委 員 会	
	○定例教育委員会の開催..... 346	
	○奈良市指定文化財の指定..... 346	
	○奈良市指定文化財の指定の解除..... 347	
	○臨時教育委員会の開催..... 347	

- 奈良市図書館ボランティア事業実施要綱…………… 347
- 奈良市立幼稚園の休園…………… 348
- 奈良市教育財産管理規則の一部を改正する規則…………… 348
- 奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則…………… 350
- 奈良市児童生徒支援教員設置要綱を廃止する告示…………… 350
- 奈良市いじめ対応支援教員設置要綱…………… 350
- 奈良市立学校臨時的任用教員取扱要綱の一部を改正する告示…………… 352
- 奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令…………… 352
- 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部を改正する規則…………… 352
- 奈良市史跡名勝天然記念物保護懇談会開催要綱を廃止する告示…………… 352
- 奈良市文化財保護審議会史跡名勝天然記念物保存活用部会要綱…………… 352

選挙管理委員会

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数等…………… 353
- 奈良市選挙管理委員会事務局規程の一部を改正する規程…………… 353
- 奈良市選挙管理委員会委員長の就任…………… 353
- 奈良市選挙管理委員会委員長職務代理者の指定…………… 353

農業委員会

- 農地部会の招集…………… 353

議 会

- 奈良市議会広報広聴委員会に関する規程の一部を改正する規程…………… 354

条 例

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月11日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第1号

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例(平成20年奈良市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の147.5」を「100分の150」に、

「100分の167.5」を「100分の165」に改める。
(奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正)

第3条 次に掲げる条例の規定中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

- (1) 奈良市特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年奈良市条例第29号)第6条
- (2) 教育長の給与に関する条例(昭和45年奈良市条例第8号)第5条
- (3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(平成27年奈良市条例第5号)附則第5項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第4条の規定による改正前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和45年奈良市条例第8号)第5条
- (4) 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例(平成4年奈良市条例第2号)第6条
- (5) 奈良市公営企業管理者の給与に関する条例(昭和41年奈良市条例第29号)第5条

第4条 次に掲げる条例の規定中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

- (1) 奈良市特別職の職員の給与に関する条例第6条
- (2) 教育長の給与に関する条例第5条
- (3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例附則第5項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第4条の規定による改正前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第5条
- (4) 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例第6条
- (5) 奈良市公営企業管理者の給与に関する条例第5条

附 則
(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の規定(以下「改正後の議員条例の規定」という。)及び第3条の規定による改正後の同条各号に掲げる条例の規定(以下これらを「改正後の特別職条例等の規定」という。)は、平成27年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の議員条例の規定又は改正後の特別職条例等の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の規定又は第3条の規定による改正前の同条各号に掲げる条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の議員条例の規定又は改正後の特別職条例等の規定による給与の内払とみなす。

(平成28年3月11日揭示済)

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月11日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第2号

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32

年奈良市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第25条第2項第1号中「100分の75」を「6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85」に改め、同項第2号中「100分の35」を「6月に支給する場合には100分の35、12月に支給する場合には100分の40」に改める。

附則第21項中「100分の1.125」を「6月に支給する場合には100分の1.125、12月に支給する場合には100分の1.275」に、「100分の75」を「6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第5条関係)

給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900	457,200	520,500
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300	460,300	523,400
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800	463,300	526,500
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200	466,300	529,600
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100	469,300	532,700
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400	472,300	535,000
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500	475,300	537,500
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700	478,400	539,900
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700	481,100	542,300
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800	484,200	544,100
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900	487,200	545,900
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000	490,300	547,800
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700	493,000	549,500
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500	495,300	550,900
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500	497,600	552,200

16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500	499,900	553,300
17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400	502,000	554,600
18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200	503,400	555,600
19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000	504,900	556,500
20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700	506,300	557,400
21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500	507,500	558,300
22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000	508,900	
23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400	510,400	
24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900	511,900	
25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300	513,000	
26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600	514,100	
27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900	515,300	
28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100	516,500	
29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100	517,500	
30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800	518,400	
31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600	519,300	
32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300	520,200	
33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000	521,000	
34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800	521,900	
35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500	522,600	
36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100	523,100	
37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600	523,800	
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200	524,400	

39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800	525,200
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400	525,800
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900	526,300
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400	
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800	
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100	
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400	
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800		
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200		
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900		
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400		
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800		
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200		
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600		
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000		
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400		
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800		
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100		
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400		
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800		
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100		
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400		
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700		

再任用職員以外の職員	62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900				
	63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200				
	64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500				
	65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800				
	66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100				
	67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400				
	68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700				
	69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900				
	70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200				
	71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500				
	72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800				
	73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000				
	74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300				
	75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600				
	76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800				
	77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000				
	78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300				
	79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600				
	80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800				
	81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000				
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300					
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600					
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800					

85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000				
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100					
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400					
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600					
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800					
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100					
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400					
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600					
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800					
94		293,600	341,400							
95		294,000	341,900							
96		294,400	342,300							
97		294,600	342,400							
98		294,900	342,900							
99		295,300	343,300							
100		295,700	343,600							
101		295,900	343,900							
102		296,200	344,300							
103		296,600	344,700							
104		296,900	345,100							
105		297,100	345,600							
106		297,400	346,000							
107		297,800	346,400							
108		298,100	346,800							

	109	298,300	347,300								
	110	298,700	347,700								
	111	299,100	348,000								
	112	299,400	348,300								
	113	299,500	348,800								
	114	299,800									
	115	300,100									
	116	300,500									
	117	300,700									
	118	300,900									
	119	301,200									
	120	301,500									
	121	301,900									
	122	302,100									
	123	302,400									
	124	302,700									
	125	303,000									
再任用職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700	439,800	520,200

第2条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第25条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85」を「100分の80」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の35、12月に支給する場合には100分の40」を「100分の37.5」に改める。

附則第21項中「、6月に支給する場合には100分の1.125、12月に支給する場合には100分の1.275」を「100分の1.2」に、「、6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85」を「100分の80」に改める。

(奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年奈良市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	371,000
2	419,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の155」を「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の160」に改める。

第4条 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の160」を「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の157.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の奈良市一般職の職員に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定及び第3条の規定による改正後の奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定

を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の奈良市一般職の職員に関する条例の規定に基づいて支給された給与(奈良市一般職の職員に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年奈良市条例第68号。以下この項において「平成26年改正条例」という。))附則第7項から第9項までの規定に基づいて支給された給料を含む。)又は第3条の規定による改正前の奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与(平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定に基づいて支給された給料を含む。)は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与(平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料を含む。)又は改正後の任期付職員条例の規定による給与(平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料を含む。)の内払とみなす。(規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平成28年3月11日揭示済)

奈良市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成28年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第3号

奈良市税条例の一部を改正する条例

奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第47条第2項第1号中「又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。))又は法人番号」を「及び住所又は居所(法人にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号)」に改める。

第70条第1項第1号中「及び個人番号」の次に「(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。))」を加える。

第135条の3第2項第1号、第155条第1項及び第157条第2項中「個人番号又は」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第135条の3第2項第1号、第155条第1項及び第157条第2項の改正規定(第155条第1項に係る部分に限る。)は、平成29年1月1日から施行する。

(平成28年3月30日揭示済)

奈良市広場等利用施設及び観光農園管理施設条例を廃止する条例をここに公布する。

平成28年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第4号

奈良市広場等利用施設及び観光農園管理施設条例を
廃止する条例

奈良市広場等利用施設及び観光農園管理施設条例（平成
17年奈良市条例第50号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成28年3月30日揭示済）

奈良市地区計画形態意匠条例の一部を改正する条例をこ
こに公布する。

平成28年3月30日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市条例第5号

奈良市地区計画形態意匠条例の一部を改正する条例

奈良市地区計画形態意匠条例（平成22年奈良市条例第17
号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

三条通地区地区整備 計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画三条通地区地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
-------------------	--

別表第2に次のように加える。

三条通地区地区 整備計画区域	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の屋根（陸屋根を除く。）の色彩は、この表の付表1の建築物の屋根の表に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこと。 2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、この表の付表1の建築物の外壁又はこれに代わる柱の表に掲げる色相（無彩色を除く。）及び明度の区分に応じた彩度を超えないこととし、塗り分けによる意匠は、色相及び色調をそろえる等穏やかな印象となるよう配色すること。ただし、当該建築物の外壁のうち、市道三条線（以下「三条通」という。）に面する面について、見付面積の20分の1未満の面積までこの表の付表1の建築物の外壁又はこれに代わる柱の表に掲げる色彩以外の色彩を使用することができる。 3 建築物の屋上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備は、壁面の立ち上げ又はルーバー等で覆い、建築物本体と調和を図る修景を施し、眺望及び景観に配慮すること。 4 地上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備及び立体駐車場施設は、道路、公園等の公共施設から直接見えないよう植栽又はルーバー等で覆うこと。 5 建築物にベランダ等を設ける場合は、景観に配慮すること。 6 建築物のクーラー室外機等の屋外設備は、三条通側に設けないこと。ただし、目隠し等で取り囲む場合は、この限りでない。 7 フェンス、ルーバーその他これらに類するものは、こげ茶色又は建築物と調和した同系色とすること。ただし、自然素材を使用する場合は、この限りでない。 8 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、独立型屋外広告物の支柱（柱を含む。）その他これらに類するものは、こげ茶色とすること。 9 広告物に関する制限は、この表の付表2のとおりとする。
-------------------	---

別表第2の付表1の建築物の屋根の表に次のように加える。

三条通地区地区整備計画区域	0.0R～9.9R	4未満	2
	0.0Y R～4.9Y R	4未満	4
	5.0Y R～9.9Y R	4未満	6
	0.0Y～4.9Y	4未満	6
	5.0Y～9.9Y	4未満	4
	その他の色相	4未満	2
	無彩色	4未満	—

別表第2の付表1の建築物の外壁又はこれに代わる柱の表に次のように加える。

三条通地区地区整備計画区域	全ての建築物	0.0R～4.9R	8未満	2
			8以上	1
		5.0R～9.9R	7未満	4
			7以上8未満	3
			8以上	1
		0.0Y R～9.9Y R	5未満	6
			5以上6未満	4
			6以上7未満	3
			7以上8未満	2
			8以上9未満	1
		0.0Y～4.9Y	7未満	6
			7以上8未満	4
			8以上9未満	3
			9以上	2
		5.0Y～9.9Y	5未満	6
			5以上8未満	4
			8以上9未満	2
			9以上	1
		その他の色相	8未満	2
8以上9未満	1			
無彩色	9以下	—		

別表第2の付表2に次のように加える。

三条通地区地区整備計画区域	意匠形態	<ol style="list-style-type: none"> 3階以上に掲出するものは、文字や抽象化したイラストのみとし、写真や細かなイラストは、表示できない。 区域のにぎわいの創出のための広告物については、トータルデザインを図り、掲出期間を限定する。
	位置	敷地境界線を越えて掲出できない。
	照明	<ol style="list-style-type: none"> 点滅しないものに限る。 動画等を表示するものは、設置できない。 回転しないものに限る。ただし、車両出庫の警告用のものを除く。 イルミネーション及びネオンサインは、設置できない。
	色彩	<ol style="list-style-type: none"> 黄色(0.1Y~10.0Y)の彩度基準については、8.0以下とする。 地色については、ベージュ、グレーその他白に近い淡色又は壁の色と同等とする。また、地色で使用する黄色(0.1Y~10.0Y)の彩度基準については、6.0以下とする。
屋上広告物	<ol style="list-style-type: none"> 自己の事業又は営業に関し、自己の事務所、事業所、営業所等(テナントの場合を含む。)に表示するものとする。 面積は、設置壁面の10分の1以下かつ合計30平方メートル以下とし、高さは、建築物の4分の1以下かつ3メートル以下とする。 	
突出し広告物	<ol style="list-style-type: none"> 突き出し長さは、0.8メートル以下とする。 総表示面積は、2平方メートル以下とする。 建築物の2階部分又は平屋建ての場合は、地上からの高さが2.5メートル以上の部分に設置すること。 地上から掲出物件の下端までの高さは、2.5メートル以上とする。 	
壁面広告物	<ol style="list-style-type: none"> 面積は、壁面の3分の1以下かつ1階部分は壁面の10分の4以下、2階部分は壁面の10分の3以下、3階以上は壁面の10分の1以下とする。 3階以上に設置するものについては、切り文字形式とする。 建物の東側及び西側の3階以上の壁面には、管理用の広告物以外は、設置できない。 壁面に直接塗装するものは、設置できない。 2階以上の窓のガラス面へは、設置できない。 	
塀垣広告物	街並みの連続性を考慮し、塀垣デザインと一体化を図ること。	
広告塔 広告板	<ol style="list-style-type: none"> 自己の事業又は営業に関し、自己の事務所、事業所、営業所等(テナントの場合を含む。)に表示するものとする。 1敷地につき1基までとし、掲出物件は地上から2.5メートル以上6メートル以下に設置すること。ただし、移動式の広告物を除く。 総表示面積は、2平方メートル以下とし、1面の表示面積は、1平方メートル以下とする。 支柱、枠等の色彩は、濃茶又は周辺環境と調和する色彩とする。 	
アーチ広告物 気球広告物 広告幕 のぼり旗 はり札 立看板	イベント時のみの団体名での設置とし、イベント終了後は、速やかに撤去する。	
はり紙 電柱広告物	設置できない。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。
(平成28年 3月30日掲示済)

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3月30日

別表第 2 三条通地区地区整備計画区域の項を次のように改める。

<p>三条通地区地区整備計画区域</p>	<p>(1) 主として独立した 2 以上の居室を有しない住戸（住戸専用面積が30平方メートル未満のものに限る。）で構成された共同住宅</p> <p>(2) 建築物の 1 階及び避難階のうち共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供する部分（市道三条線（以下この項において「三条通」という。）に面する部分に限る。）を当該建築物の敷地と都市計画道路三条線との境界線を含む鉛直面（以下この項において「垂直面」という。）に垂直に投影したものの水平方向の長さの合計が、当該建築物の 1 階及び避難階（三条通に面する部分に限る。）を垂直面に垂直に投影したものの水平方向の長さの 2 分の 1 以上であるもの。ただし、当該建築物の敷地と都市計画道路三条線との境界線の長さが10メートル未満の建築物については、当該共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供する部分（以下「共同住宅等部分」という。）のうち自動車庫の出入口、居住の用に供する玄関、階段等用途上やむを得ない部分を垂直面に垂直に投影したものの水平方向の長さの合計については、当該共同住宅等部分を垂直面に垂直に投影したものの水平方向の長さの合計には算入しない。</p> <p>(3) この表の付表に定める危険物の貯蔵又は処理に供するもの（次に掲げるものを除く。）</p> <p>ア 建築物の維持管理上必要なもの</p> <p>イ 圧縮ガス又は液化ガスを燃料電池又は内燃機関の燃料として用いる自動車にこれらのガスを充填するための設備（次に定めるものに限る。）</p> <p>(ア) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第 7 条第 2 項各号に掲げる基準に適合するものとして都道府県知事の許可を受けたもの</p> <p>(イ) 高圧ガス保安法第 5 条第 1 項の規定に基づき、一般高圧ガス保安規則第 7 条の 3 第 2 項各号に掲げる基準（同項第 2 号の 2 に掲げる基準にあっては、同号ただし書に定めるものに係る部分に限る。）に適合するものとして都道府県知事の許可を受けたもの</p>
----------------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。
(平成28年 3月30日掲示済)

奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部
を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 7 号

奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の
一部を改正する条例

奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和
58年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表奈良市南消防署の項中「青野町」の次に「、青野町
一丁目、青野町二丁目」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。
(平成28年 3月30日掲示済)

奈良市建築審査会条例の一部を改正する条例をここに公
布する。

平成28年 3月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 6 号

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関
する条例の一部を改正する条例

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例（平成 3 年奈良市条例第19号）の一部を次のように改
正する。

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 8 号

奈良市建築審査会条例の一部を改正する条例

奈良市建築審査会条例（昭和49年奈良市条例第 8 号）の
一部を次のように改正する。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条を第 5 条とし、第 3 条第 1
項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第 5 号中「外
」を「ほか」に改め、同条第 2 項中「えない」を「得な
い」に改め、同条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を
加える。

（委員の任期）

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員
の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員
が任命されるまでその職務を行う。

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(平成28年 3月30日掲示済)

奈良市行政不服審査法施行条例をここに公布する。

平成28年 3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第9号

奈良市行政不服審査法施行条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 奈良市行政不服審査会（第3条－第10条）

第3章 条例等に基づく処分に係る審理手続（第11条・第12条）

第4章 提出書類等の写しの交付の手数料（第13条－第16条）

第5章 雑則（第17条）

第6章 罰則（第18条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項の規定に基づき設置する奈良市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営、審査請求に係る手数料その他不服申立てに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、特別の定めがある場合を除くほか、法で使用する用語の例による。

第2章 奈良市行政不服審査会

（組織）

第3条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 弁護士その他専門的知識を有する者
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が適当と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、3年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審査会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審査会の会議）

第6条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（調査審議手続の非公開）

第7条 審査会の調査審議の手続は、非公開とする。

（守秘義務）

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第9条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

（その他運営に関する事項）

第10条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

第3章 条例等に基づく処分に係る審理手続

（弁明書の提出）

第11条 処分庁が次に掲げる書面を保有する場合には、法第29条第3項第1号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。

(1) 奈良市行政手続条例（平成11年奈良市条例第19号）

第24条第1項の調書及び同条第3項の報告書

(2) 奈良市行政手続条例第27条第1項に規定する弁明書（審査請求人等による提出書類等の閲覧等）

第12条 審査請求人又は参加人は、法第41条第1項又は第2項の規定により審理手続が終結するまでの間、審理員に対し、提出書類等（前条各号に掲げる書面をいう。この項及び次項並びに次条において同じ。）の閲覧又は提出書類等の写しの交付を求めることができる。この場合において、審理員は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審理員は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る提出書類等の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審理員が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審理員は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 審査庁が法第9条第1項第3号に掲げる委員会若しくは委員若しくは機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合における前3項の規定の適用については、これらの規定中「審理員」とあるのは、「審査庁」と読み替えるものとする。

5 第1項の規定による交付を受ける者は、次条に定める手数料を納めなければならない。

第4章 提出書類等の写しの交付の手数料

（手数料の額）

第13条 前条第1項の規定による提出書類等の写しの交付、法第38条第1項（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法律において引用し、又は準用する場合を含む。第15条において同じ。）の規定による法第29条第4項各号に掲げる書面若しくは法第32条第1項若しくは第2項若しくは第33条の規定により提出された書類その他の物件の写し（電磁的記録に記録された事項を記載した書面を含む。以下同じ。）の交付又は法第81条第3項の規定により準用する法第78条第1項の規定による主張書面若しくは資料の写しの交付に係る手数料

(以下「手数料」という。)の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

- (1) 用紙に白黒で複写し、又は出力したもの 用紙1枚につき10円
- (2) 用紙にカラーで複写し、又は出力したもの 用紙1枚につき30円
(手数料の納付時期)

第14条 手数料は、写しの交付の際納付しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。
(手数料の減免)

第15条 手数料は、第12条第1項、法第38条第1項又は法第81条第3項の規定により準用する法第78条第1項の規定により写しの交付を受ける者が次の各号のいずれかに該当するときは、減免することができる。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けている者
- (2) その他特に必要があると認められる者

(手数料の還付)

第16条 既納の手数料は、還付しない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

第5章 雑則

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

第6章 罰則

(罰則)

第18条 第8条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第2条第2項の規定による審査会の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、同項の規定の例により行うことができる。

(平成28年3月30日揭示済)

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成28年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第10号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(奈良市行政手続条例の一部改正)

第1条 奈良市行政手続条例(平成11年奈良市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第3条第10号中「異議申立て」及び「決定」を削る。

(奈良市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 奈良市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年奈良市条例第70号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年奈良市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第24条の3第4項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条」に改める。

(奈良市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第4条 奈良市職員の退職手当に関する条例(昭和59年奈良市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第15条第4項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条第1項又は第45条」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項」に改める。

(奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例の一部改正)

第5条 奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例(昭和58年奈良市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第11条に次の1項を加える。

3 第1項の処分についてなされた行政不服審査法(平成26年法律第68号)による不服申立てについては、同法第9条第1項の規定は、適用しない。

(奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第6条 奈良市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年奈良市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第26条(見出しを含む。)中「異議申立」を「審査請求」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(平成28年3月30日揭示済)

奈良市情報公開条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第11号

奈良市情報公開条例等の一部を改正する条例

(奈良市情報公開条例の一部改正)

第1条 奈良市情報公開条例(平成19年奈良市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第18条及び第19条を次のように改める。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第18条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る不服申立てについては、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問等)

第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服申立てがあったときは、審査庁(不服申立てがされた行政庁をいう。以下この章において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、奈良市情報公開審査会に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、不服申立ての全部を認容し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとする場合(当該行政文書の開示について反対意見書が提出されているときを除く。)

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした審査庁は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章及び次章において同じ。)
- (2) 開示請求者(開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該不服申立てに係る行政文書の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

4 第1項の規定により諮問をした審査庁は、当該諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、同項の不服申立てに対する裁決を行わなければならない。

第20条各号列記以外の部分中「次の」の次に「各号の」を加え、「決定又は」を削り、同条第1号中「決定又は」を削り、同条第2号中「係る開示決定等」の次に「(開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。)」を加え、「当該開示決定等」を「当該不服申立て」に改め、「決定又は」を削る。

第21条第1項中「第18条第1項」を「第19条第1項」に改める。

第22条第1項中「第18条第1項」を「第19条第1項」に、「諮問実施機関」を「処分庁等(開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る実施機関をいう。以下この章において同じ。)」に改め、同条第2項中「諮問実施機関」を「処分庁等」に改め、同条第3項中「第18条第1項」を「第19条第1項」に、「諮問実施機関」を「処分庁等」に改め、同条第4項中「諮問実施機関」を「処分庁等」に改める。

第25条を次のように改める。

(提出資料等の閲覧等)

第25条 不服申立人等は、不服申立てに係る事件の調査審議が終結するまでの間、審査会に対し、第22条第3項若しくは第4項又は前条の規定により審査会に提出された意見書又は資料(以下「提出資料等」という。)の閲覧(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の閲覧)又は当該提出資

料等の写しの交付(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る提出資料等の提出人の意見を聴くものとする。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第1項の規定による交付を受ける不服申立人又は参加人は、奈良市行政不服審査法施行条例(平成28年奈良市条例第9号。以下「審査法施行条例」という。)の例により手数料を納めなければならない。

5 審査会は、審査法施行条例の例により前項の手数料を減免することができる。

第26条及び第27条中「第18条第1項」を「第19条第1項」に改める。

(奈良市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 奈良市個人情報保護条例(平成21年奈良市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第40条及び第41条を次のように改める。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第40条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る不服申立てについては、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(審議会への諮問等)

第41条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服申立てがあったときは、審査庁(不服申立てがされた行政庁をいう。以下この節において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、奈良市個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、不服申立ての全部を認容し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。)

(3) 裁決で、不服申立ての全部を認容し、当該不服申立てに係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、不服申立ての全部を認容し、当該不服申立てに係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第

3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした審査庁は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この節及び次章において同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

4 第1項の規定により諮問をした審査庁は、当該諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、同項の不服申立てに対する裁決を行わなければならない。

第42条各号列記以外の部分中「次の」次に「各号の」を加え、「決定又は」を削り、同条第1号中「決定又は」を削り、同条第2号中「係る開示決定等」の次に「（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）」を加え、「当該開示決定等」を「当該不服申立て」に改め、「決定又は」を削る。

第44条第1項中「第40条第1項」を「第41条第1項」に、「諮問実施機関」を「処分庁等（開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る実施機関をいう。以下この章において同じ。）」に改め、同条第2項中「諮問実施機関」を「処分庁等」に改め、同条第3項中「第40条第1項」を「第41条第1項」に、「諮問実施機関」を「処分庁等」に改め、同条第4項中「諮問実施機関」を「処分庁等」に改める。

第47条を次のように改める。

（提出資料等の閲覧等）

第47条 不服申立人等は、不服申立てに係る事件の調査審議が終結するまでの間、審議会に対し、第44条第3項若しくは第4項又は前条の規定により審議会に提出された意見書又は資料（以下「提出資料等」という。）の閲覧（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の閲覧）又は当該提出資料等の写しの交付（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付）を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審議会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る提出資料等の提出人の意見を聴くものとする。ただし、審議会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審議会は、第1項の規定による閲覧について、日時

及び場所を指定することができる。

4 第1項の規定による交付を受ける不服申立人又は参加人は、奈良市行政不服審査法施行条例（平成28年奈良市条例第9号。以下「審査法施行条例」という。）の例により手数料を納めなければならない。

5 審議会は、審査法施行条例の例により前項の手数料を減免することができる。

第48条及び第49条中「第40条第1項」を「第41条第1項」に改める。

（奈良市特定個人情報保護条例の一部改正）

第3条 奈良市特定個人情報保護条例（平成27年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第41条及び第42条を次のように改める。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第41条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る不服申立てについては、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

（審議会への諮問等）

第42条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服申立てがあったときは、審査庁（不服申立てがされた行政庁をいう。以下この節において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、個人情報保護条例第43条に規定する奈良市個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、不服申立ての全部を認容し、当該不服申立てに係る保有特定個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有特定個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。）

(3) 裁決で、不服申立ての全部を認容し、当該不服申立てに係る保有特定個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、不服申立ての全部を認容し、当該不服申立てに係る保有特定個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした審査庁は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この節において同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る保有特定個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が

奈良市長 仲川 元 庸

不服申立人又は参加人である場合を除く。)
4 第1項の規定により諮問をした審査庁は、当該諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、同項の不服申立てに対する裁決を行わなければならない。
第43条各号列記以外の部分及び第1号中「決定又は」を削り、同条第2号中「係る開示決定等」の次に「(開示請求に係る保有特定個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)」を加え、「当該開示決定等」を「当該不服申立て」に改め、「決定又は」を削る。

第44条中「第41条第1項」を「第42条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の奈良市情報公開条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされた開示決定等又は施行日以後にされた開示請求に係る不作為について適用し、施行日前にされた開示決定等又は施行日前にされた開示請求に係る不作為については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の奈良市個人情報保護条例の規定は、施行日以後にされた開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は施行日以後にされた開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について適用し、施行日前にされた開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は施行日前にされた開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為については、なお従前の例による。

4 第3条の規定による改正後の奈良市特定個人情報保護条例の規定は、施行日以後にされた開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は施行日以後にされた開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について適用し、施行日前にされた開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は施行日前にされた開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為については、なお従前の例による。

(奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

5 奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「第11条」の次に「並びに奈良市特定個人情報保護条例(平成27年奈良市条例第30号)第12条及び第13条」を、「により個人情報」の次に「(特定個人情報を含む。)」を加える。

(平成28年3月30日揭示済)

奈良市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月30日

奈良市条例第12号

奈良市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

奈良市固定資産評価審査委員会条例(昭和26年奈良市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項」を「行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項」に、「添附」を「添付」に改め、同条第5項中「添附書類」を「添付書類」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条第3項を同条第4項とし、同条第2項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手續等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第6条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があつたときは、これを市長に送付しなければならない。

第11条第1項中「おいては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
- (4) 理由

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良市固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項並びに第11条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出(申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。)については、なお従前の例による。

(平成28年 3月30日揭示済)

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成28年 3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第13号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年奈良市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第2条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員の処遇等に関する条例(平成10年奈良市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第3条 公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する条例(平成14年奈良市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「条件附採用」を「条件付採用」に改め、同項第5号中「一に」を「いずれかに」に改める。

(奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成6年奈良市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例(昭和26年奈良市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第2条の2中「一に」を「いずれかに」に改める。

第5条の2を削る。

第6条の見出し及び同条第1項中「条件附採用」を「条件付採用」に改め、同条第2項中「一に」を「いずれかに」に改める。

(奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年奈良市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に、「基き」を「基づき」に改める。

第22条第1項中「基き」を「基づき」に改める。

(災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正)

第7条 災害派遣手当等の支給に関する条例(平成8年奈良市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(平成28年 3月30日揭示済)

奈良市職員の退職管理に関する条例をここに公布する。

平成28年 3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第14号

奈良市職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第38条の2第8項及び第38条の6の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第2条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、再就職者(同条第1項に規定する再就職者をいう。)のうち、同条第8項の国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等(法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。)の役職員(同項に規定する役職員をいう。)又は同条第8項の役職員に類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務(同条第1項に規定する契約等事務をいう。)であって離職した日の5年前の日より前の職務(当該職に就いていた時の職務に限る。)に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。(任命権者への届出)

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者(退職手当通算予定職員(法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。)であった者であって引き続き退職手当通算法人(同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。)の地位に就いているもの及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。)は、離職後2年間、営利企業(法第38条第1項に規定する営利企業をいう。以下同じ。)以外の法人その他の

団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に規則で定める事項を届け出なければならない。

（報告及び公表）

第4条 任命権者は、前条の規定により届出を受けた事項について、遅滞なく、市長に報告しなければならない。

2 市長は、毎年度、前項の規定による報告を取りまとめ、規則で定める事項を公表するものとする。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、職員の退職管理の適正を確保するために必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（奈良市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

2 奈良市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年奈良市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

（6）職員の退職管理の状況

（平成28年3月30日揭示済）

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第15号

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項に次のただし書を加える。

ただし、勤務の状況から一般職の職員の通勤手当の支給の例によることが適当と市長が認める者の通勤に要する費用については、当該通勤手当に相当する額を超えない範囲内において市長が定める額を費用弁償として支給することができる。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（平成28年3月30日揭示済）

奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第16号

奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第41条第1項中「日額22,500円を」を「月額にあつては300,000円を、日額にあつては22,500円をそれぞれ」に改め、同条第2項中「日額700円を」を「月額にあつては55,000円を、日額にあつては700円をそれぞれ」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（平成28年3月30日揭示済）

奈良市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第17号

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例（平成12年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第35項を次のように改める。

35	建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査	床面積の合計が30平方メートル以内の場合	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 ア 構造計算書又はこれに準ずるもの（以下この項において「構造計算書等」という。）の添付を要する場合 16,000円 イ 構造計算書等の添付を要しない場合 10,000円
			床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の場合	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 ア 構造計算書等の添付を要する場合 25,000円 イ 構造計算書等の添付を要しない場合 15,000円
			床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の場合	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 ア 構造計算書等の添付を要する場合

トル以内の場合	37,000円
イ 構造計算書等の添付を要しない場合	21,000円
床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の場合	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額
ア 構造計算書等の添付を要する場合	55,000円
イ 構造計算書等の添付を要しない場合	27,000円
床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	1件につき 92,000円
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	1件につき 120,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	1件につき 230,000円
床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	1件につき 270,000円
床面積の合計が10,000平方	1件につき 410,000円

			メートルを超え50,000平方メートル以内の場合	
			床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合	1件につき 660,000円

別表第35の2項を削る。

別表第76の5項中「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（）」を「新築住宅に係る長期優良住宅の普及の促進に関する法律（）」に、

				ウ 長期使用構造等適合計画である場合 227,000円
--	--	--	--	--------------------------------

を

				ウ 長期使用構造等適合計画である場合 227,000円
		既存住宅に係る長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	床面積の合計が100平方メートル以内の場合	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 ア 一戸建ての住宅の場合（イに係るものを除く。） 79,000円 イ 一戸建ての住宅であって、長期使用構造等適合計画である場合 13,000円 ウ 共同住宅等の場合（エに係るものを除く。） アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額 エ 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合 イに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額

<p>床面積の合計 が100平方メ ートルを超え 200平方メー トル以内の場 合</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それ ぞれ1件につき次に定める額 ア 一戸建ての住宅の場合（ イに係るものを除く。） 103,000円 イ 一戸建ての住宅であって 、長期使用構造等適合計画 である場合 16,000円 ウ 共同住宅等の場合（エに 係るものを除く。） アに 掲げる額を申請に係る住戸 数で除して得た金額 エ 共同住宅等であって、長 期使用構造等適合計画であ る場合 イに掲げる額を申 請に係る住戸数で除して得 た金額</p>
<p>床面積の合計 が200平方メ ートルを超え 500平方メー トル以内の場 合</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それ ぞれ1件につき次に定める額 ア 一戸建ての住宅の場合（ イに係るものを除く。） 174,000円 イ 一戸建ての住宅であって 、長期使用構造等適合計画 である場合 23,000円 ウ 共同住宅等の場合（エに 係るものを除く。） アに 掲げる額を申請に係る住戸 数で除して得た金額 エ 共同住宅等であって、長 期使用構造等適合計画であ る場合 イに掲げる額を申 請に係る住戸数で除して得 た金額</p>
<p>床面積の合計 が500平方メ</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それ ぞれ1件につき次に定める額</p>

<p>メートルを超え 1,000平方メ ートル以内の 場合</p>	<p>ア 一戸建ての住宅の場合（ イに係るものを除く。） 274,000円</p> <p>イ 一戸建ての住宅であって 、長期使用構造等適合計画 である場合 37,000円</p> <p>ウ 共同住宅等の場合（エに 係るものを除く。） アに 掲げる額を申請に係る住戸 数で除して得た金額</p> <p>エ 共同住宅等であって、長 期使用構造等適合計画であ る場合 イに掲げる額を申 請に係る住戸数で除して得 た金額</p>
<p>床面積の合計 が1,000平方 メートルを超 え3,000平方 メートル以内 の場合（一戸 建ての住宅に あっては、1, 000平方メー トルを超える もの）</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それ ぞれ1件につき次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅の場合（ イに係るものを除く。） 534,000円</p> <p>イ 一戸建ての住宅であって 、長期使用構造等適合計画 である場合 52,000円</p> <p>ウ 共同住宅等の場合（エに 係るものを除く。） アに 掲げる額を申請に係る住戸 数で除して得た金額</p> <p>エ 共同住宅等であって、長 期使用構造等適合計画であ る場合 イに掲げる額を申 請に係る住戸数で除して得 た金額</p>
<p>床面積の合計 が3,000平方 メートルを超 え5,000平方</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それ ぞれ次に定める額を申請に係 る住戸数で除して得た金額</p> <p>ア イに係るもの以外の場合</p>

			メートル以内 の場合（一戸 建ての住宅を 除く。）	950,000円 イ 長期使用構造等適合計画 である場合 94,000円
			床面積の合計 が5,000平方 メートルを超 え10,000平方 メートル以内 の場合（一戸 建ての住宅を 除く。）	次に掲げる区分に応じ、それ ぞれ次に定める額を申請に係 る住戸数で除して得た金額 ア イに係るもの以外の場合 1,627,000円 イ 長期使用構造等適合計画 である場合 159,000円
			床面積の合計 が10,000平方 メートルを超 え20,000平方 メートル以内 の場合（一戸 建ての住宅を 除く。）	次に掲げる区分に応じ、それ ぞれ次に定める額を申請に係 る住戸数で除して得た金額 ア イに係るもの以外の場合 3,004,000円 イ 長期使用構造等適合計画 である場合 259,000円
			床面積の合計 が20,000平方 メートルを超 え30,000平方 メートル以内 の場合（一戸 建ての住宅を 除く。）	次に掲げる区分に応じ、それ ぞれ次に定める額を申請に係 る住戸数で除して得た金額 ア イに係るもの以外の場合 4,289,000円 イ 長期使用構造等適合計画 である場合 318,000円
			床面積の合計 が30,000平方 メートルを超 える場合（一 戸建ての住宅 を除く。）	次に掲げる区分に応じ、それ ぞれ次に定める額を申請に係 る住戸数で除して得た金額 ア イに係るもの以外の場合 5,253,000円 イ 長期使用構造等適合計画 である場合 339,000円

に改める。

別表第76の6項を次のように改める。

76の6	建築基準関係規定適合審査の申出を併せて行う長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請であって、同法第6条第2項の規定に基づく当該長期優良住宅建築等計画に係る建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出を併せて行うものに対する審査	1件につき次に掲げる額を合算した額（共同住宅等の場合にあつては、アに掲げる額とイに掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額とを合算した額） ア 前項に掲げる手数料額 イ 第35項に掲げる手数料額
------	---	--	--

別表第76の7項中「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項」を「新築住宅に係る長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項」に、

			エ 第3号変更の場合 2,000円
を		既存住宅に係る長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	エ 第3号変更の場合 2,000円 1件につき11,000円と次に掲げる額を合算した額（共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額） ア 第1号変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 56,000円 イ 第2号等変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 9,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円
		変更に係る床面積の合計が100平方メートル以内の場合	1件につき14,000円と次に掲げる額を合算した額（共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で

<p>0平方メートル以内の場合</p>	<p>除して得た金額) ア 第1号変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 76,000円 イ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 11,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円</p>
<p>変更に係る床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の場合</p>	<p>1件につき21,000円と次に掲げる額を合算した額(共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額) ア 第1号変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 136,000円 イ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 16,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円</p>
<p>変更に係る床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合</p>	<p>1件につき35,000円と次に掲げる額を合算した額(共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額) ア 第1号変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 213,000円 イ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。)</p>

	24,000円
	ウ 第3号変更の場合
	2,000円
変更に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超えた額を申請に係る住戸数で除して得た金額	1件につき50,000円と次に掲げる額を合算した額（共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額）
1メートル以内の場合（一戸建ての住宅の場合）	ア 第1号変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。）
	435,000円
、1,000平方メートルを超えるもの）	イ 第2号等変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。）
	47,000円
	ウ 第3号変更の場合
	2,000円
変更に係る床面積の合計が3,000平方メートルを超えた額を申請に係る住戸数で除して得た金額	1件につき92,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額
1メートル以内の場合（一戸建ての住宅を除く。）	ア 第1号変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。）
	793,000円
	イ 第2号等変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。）
	63,000円
	ウ 第3号変更の場合
	2,000円
変更に係る床面積の合計が5,000平方メートルを超えた額を申請に係る住戸数で除して得た金額	1件につき157,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額
1メートル以内の場合（一戸建ての住宅を除く。）	ア 第1号変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。）
	1,390,000円

での住宅を除く。 イ 第2号等変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） ウ 第3号変更の場合	78,000円 2,000円
変更に係る床面積の合計が10,000平方メートルを超えない場合（一戸建ての住宅を除く。）	1件につき257,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額 ア 第1号変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 2,604,000円
での住宅を除く。 イ 第2号等変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） ウ 第3号変更の場合	141,000円 2,000円
での住宅を除く。 イ 第2号等変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） ウ 第3号変更の場合	1件につき316,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額 ア 第1号変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 3,783,000円
での住宅を除く。 イ 第2号等変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） ウ 第3号変更の場合	188,000円 2,000円
での住宅を	1件につき336,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額 ア 第1号変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。）

			除く。)	4,679,000円
				イ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。)
				235,000円
				ウ 第3号変更の場合
				2,000円

に改める。

別表第76の8項を次のように改める。

76の8	建築基準関係規定適合審査の申出を併せて行う長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請であって、同法第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づく当該長期優良住宅建築等計画に係る建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出を併せて行うものに対する審査	1件につき次に掲げる額を合算した額(共同住宅等の場合にあつては、アに掲げる額とイに掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額とを合算した額) ア 前項に掲げる手数料額 イ 第35項に掲げる手数料額
------	---	---	--

別表第76の11項から第76の14項までを次のように改める。

76の11	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査(次項に係るものを除く。以下この項において同じ。)のうち、一戸建ての住宅に係る審査(以下この	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき40,200円(建築基準法第6条の2第1項又は第7条の2第1項の規定による指定を受けた指定確認検査機関、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関のうち市長が定めるものにより、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条
-------	--------------------	--	--------------------	---

項において「戸建住宅審査」という。）		第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた計画（以下この項及び第76の13項において「低炭素建築物適合計画」という。）である場合にあっては、6,700円）
	床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき44,300円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、6,700円）
都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅に係る審査（以下この項において「共同住宅審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき75,800円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,500円）
	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき123,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、22,400円）
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき206,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、47,700円）
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき292,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、84,000円）
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき571,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、134,000円）
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき1,006,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、202,000円）
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,844,000円（低炭

	00平方メートル以上のもの	素建築物適合計画である場合にあっては、305,000円)
都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、住宅（共同住宅を含む。）以外の建築物（以下この項及び第76の13項において「その他建築物」という。）であって同法第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準（以下この項及び第76の13項において「誘導基準」という。）のうち、特別な調査又は研究の結果に基づく方法以外の方法を用いたものに係る審査（以下この項において「その他標準審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき238,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,500円）
	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき381,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、29,300円）
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき542,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、84,000円）
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき666,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、132,000円）
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき787,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、166,000円）
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき897,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、207,000円）
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,117,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、289,000円）
都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき94,200円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,500円）
	床面積が300平方メートル	1件につき154,000円（低炭素建築物適合計画である場合に

画の認定の申請に 対する審査のうち 、その他建築物で あって誘導基準の うち、特別な調査 又は研究の結果に 基づく方法を用い たものに係る審査 (以下この項にお いて「その他モデ ル審査」という。)	以上2,000平方メートル未満のもの	あつては、29,300円)
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき247,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、84,000円)
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき321,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、132,000円)
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき384,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、166,000円)
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき450,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、207,000円)
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき581,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、289,000円)
都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及びその他建築物に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 一戸建住宅審査に掲げる手数料額 イ その他標準審査又はその他モデル審査に掲げる手数料額	
都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及びその他建築物に	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅審査に掲げる手数料額 イ その他標準審査又はその	

		係る審査	他モデル審査に掲げる手数料額
76の12	建築基準関係規定適合審査の申出を併せて行う低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請であって、同法第54条第2項の規定に基づく当該低炭素建築物新築等計画に係る建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出を併せて行うものに対する審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 前項に掲げる手数料額 イ 第35項に掲げる手数料額
76の13	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅に係る審査（以下この項において「戸建住宅審査」という。）	床面積が200平方メートル未満のもの 1件につき40,200円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、6,700円）
		都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅に係る審査（以下この項において「戸建住宅審査」という。）	床面積が200平方メートル以上のもの 1件につき44,300円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、6,700円）
		都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定	床面積が300平方メートル未満のもの 1件につき75,800円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,500円）
		都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定	床面積が300平方メートル未満のもの 1件につき123,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、22,400円）

の申請に対する審査のうち、共同住宅に係る審査（以下この項において「共同住宅審査」という。）	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき206,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、47,700円）
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき292,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、84,000円）
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき571,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、134,000円）
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき1,006,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、202,000円）
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,844,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、305,000円）
都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき238,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,500円）
の申請に対する審査のうち、その他建築物であって誘導基準のうち、特別な調査又は研究の結果に基づく方法を用	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき381,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、29,300円）
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき542,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、84,000円）
	床面積が5,000平方メートル	1件につき666,000円（低炭素建築物適合計画である場合に

いたものに係る審査（以下この項において「その他標準審査」という。）	ル以上10,000平方メートル未満のもの	あつては、132,000円)
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき787,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、166,000円)
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき897,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、207,000円)
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,117,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、289,000円)
都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、その他建築物であつて誘導基準のうち、特別な調査又は研究の結果に基づく方法をを用いたものに係る審査（以下この項において「その他モデル審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき94,200円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、11,500円)
	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき154,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、29,300円)
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき247,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、84,000円)
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき321,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、132,000円)
	床面積が10,000平方メートル	1件につき384,000円（低炭素建築物適合計画である場合に

		未満のもの	
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき450,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、207,000円）
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき581,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、289,000円）
		都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及びその他建築物に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 戸建住宅審査に掲げる手数料額 イ その他標準審査又はその他モデル審査に掲げる手数料額
		都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及びその他建築物に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅審査に掲げる手数料額 イ その他標準審査又はその他モデル審査に掲げる手数料額
76の14	建築基準関係規定適合審査の申出を併せて行う低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請であつて、同法第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づく当該低炭素建築物新築等計画に係る建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出を併せて行うものに対する審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 前項に掲げる手数料額 イ 第35項に掲げる手数料額

別表第76の14項の次に次のように加える。

76の 15	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査(次項に係るものを除く。以下この項において同じ。)のうち、一戸建ての住宅に係る審査(以下この項において「戸建住宅審査」という。)	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき36,800円(エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関のうち市長が定めるものにより、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた計画(以下この項及び第76の17項において「建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画」という。)である場合にあっては、6,700円)
			床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき40,900円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、6,700円)
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、同法第11条第1項に規定する住宅部分(一戸建ての住宅を除く。以下この項、第76の17項及び第76の19項において「共同住宅」という。)に	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき72,300円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、11,500円)
			床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき120,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、22,400円)
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき202,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、47,700円)	
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき289,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、67,700円)	

係る審査（以下この項において「共同住宅審査」という。）	平方メートルは、84,000円） 未満のもの	
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき567,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、134,000円）
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき1,002,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、202,000円）
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,840,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、305,000円）
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、同法第11条第1項に規定する非住宅部分（以下この項、第76の17項及び第76の19項において「非住宅部分」という。）であって建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき234,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、11,500円）
	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき378,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、29,300円）
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき539,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、84,000円）
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき663,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、132,000円）
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき783,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、134,000円）

この項、第76の17項及び第76の19項において「基準省令」という。)第8条第1号イ(1)及びロ(1)の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅標準審査」という。)	平方メートル未満のもの	は、166,000円)
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき893,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、207,000円)
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,114,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、289,000円)
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であつて基準省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅モデル審査」という。)	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき90,800円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、11,500円)
	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき151,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、29,300円)
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき243,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、84,000円)
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき317,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、132,000円)
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき381,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、166,000円)
	床面積が25,000平方メートル以上のもの	1件につき446,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、166,000円)

			平方メートル未満のもの	は、207,000円)
			床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき578,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、289,000円)
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査		1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 戸建住宅審査に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査		1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅審査に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額
76の16	建築基準関係規定適合審査の申出を併せて行う建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請であつて、同法第30条第2項の規定に基づく当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出を併せて行うものに対する審査		1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 前項に掲げる手数料額 イ 第35項に掲げる手数料額
76の17	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物	床面積が200平方メートル未満のもの 床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき36,800円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、6,700円) 1件につき40,900円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつて

<p>エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅に係る審査（以下この項において「一戸建住宅審査」という。）</p>		<p>は、6,700円)</p>
<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項におい</p>	<p>床面積が300平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき72,300円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、11,500円）</p>
<p>て準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能向上計画の変更</p>	<p>床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき120,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、22,400円）</p>
<p>の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅に係る審査（以下この項において「共同住宅審査」という。）</p>	<p>床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき202,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、47,700円）</p>
	<p>床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき289,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、84,000円）</p>
	<p>床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき567,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、134,000円）</p>
	<p>床面積が25,000平方メートル</p>	<p>1件につき1,002,000円（建築物エネルギー消費性能向上基</p>

	ル以上50,000平方メートル未満のもの	準適合計画である場合にあっては、202,000円)
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,840,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、305,000円)
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であつて基準省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅標準審査」という。)	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき234,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、11,500円)
	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき378,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、29,300円)
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき539,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、84,000円)
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき663,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、132,000円)
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき783,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、166,000円)
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき893,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、207,000円)
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,114,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、305,000円)

	ル以上のもの	準適合計画である場合にあっては、289,000円)	
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であつて基準省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅モデル審査」という。)	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき90,800円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、11,500円)	
	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき151,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、29,300円)	
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき243,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、84,000円)	
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき317,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、132,000円)	
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき381,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、166,000円)	
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき446,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、207,000円)	
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき578,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、289,000円)	
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第29		1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 戸建住宅審査に掲げる手

		<p>条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査</p>	<p>数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額</p>
		<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査</p>	<p>1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅審査に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額</p>
76の18	<p>建築基準関係規定適合審査の申出を併せて行う建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請であって、同法第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定に基づく当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出を併せて行うものに対する審査</p>	<p>1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 前項に掲げる手数料額 イ 第35項に掲げる手数料額</p>
76の19	<p>建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅であって基準省令第1条第1</p>	<p>床面積が200平方メートル未満のもの 1件につき36,800円（エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関のうち市長が定めるものにより、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に掲げる基準に</p>

<p>項第2号イ(1)及びロ(1)の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅性能審査」という。)</p>		<p>適合すると認められた建築物(以下この項において「建築物エネルギー消費性能基準適合建築物」という。)である場合にあっては、6,700円)</p>
	<p>床面積が200平方メートル以上のもの</p>	<p>1件につき40,900円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、6,700円)</p>
<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「共同住宅性能審査」という。)</p>	<p>床面積が300平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき72,300円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、11,500円)</p>
	<p>床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき120,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、22,400円)</p>
	<p>床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき202,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、47,700円)</p>
	<p>床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき289,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、84,000円)</p>
	<p>床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき567,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、134,000円)</p>
	<p>床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき1,002,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、202,000円)</p>

	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,840,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、305,000円）
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅であって基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の基準を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。）	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき19,700円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、6,700円）
	床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき21,100円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、6,700円）
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅仕様審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき35,400円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、11,500円）
	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき60,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、22,400円）
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅仕様審査」という。）	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき107,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、47,700円）
	床面積が5,000平方メートル以上のもの	1件につき161,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、67,000円）

査」という。)	ル以上10,000	建築物である場合にあっては 平方メートル、84,000円)
	未満のもの	
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル	1件につき295,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては平方メートル、134,000円)
	未満のもの	
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号イの基準を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅標準審査」という。）	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル	1件につき497,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては平方メートル、202,000円)
	未満のもの	
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき870,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、305,000円)
	未満のもの	
)	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき234,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、11,500円)
	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき378,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、29,300円)
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき539,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては平方メートル、84,000円)
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき663,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては平方メートル、132,000円)
)	床面積が10,000平方メートル	1件につき783,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合

		ル以上25,000平方メートル、166,000円) 未満のもの
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル、207,000円) 未満のもの
		床面積が50,000平方メートル以上のもの は、289,000円)
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号口の基準を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅モデル審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき90,800円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあつては、11,500円）
	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき151,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあつては、29,300円）
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき243,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあつては、84,000円）
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき317,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあつては、132,000円）
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき381,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあつては、166,000円）
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき446,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあつては、166,000円）
	床面積が50,000平方メートル以上100,000平方メートル未満のもの	1件につき511,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあつては、166,000円）
	床面積が100,000平方メートル以上のもの	1件につき576,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあつては、166,000円）

		ル以上50,000平方メートル未満のもの	建築物である場合にあっては、207,000円)
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき578,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、289,000円)
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査		1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 戸建住宅性能審査又は戸建住宅仕様審査に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査		1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅性能審査又は共同住宅仕様審査に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額

別表第138項及び第138の2項を次のように改める。

138	環境基準等に係る水質検査手数料	平常検査(排水検査)	1件につき 8,640円
		平常検査(排水以外の水の検査)	1件につき 9,150円
		大腸菌群数検査	1件につき 1,640円
		揮発性有機化合物検査	1項目につき53,790円。ただし、同一検体で1項目増すごとに5,450円を加算する。
		農薬項目検査	1項目につき37,440円。ただし、同一検体で1項目増すごとに6,060円を加算する。
		その他の前処理を要しない検査	1項目につき

		検査			1,130円
			簡単な前処理を要する検査	1項目につき	3,290円
			複雑な前処理を要する検査	1項目につき	4,320円
			特殊な前処理を要する検査	1項目につき	13,000円
138 の2	衛生検査手数料	水質検査	飲料水検査	飲用簡易検査	1件につき 7,090円
				食品衛生法に基づく飲用適検査	1件につき 91,100円
				全項目検査（シアン化物イオン及び塩化シアン並びに臭素酸を除く。）	1件につき 287,500円
				細菌検査	1項目につき 1,850円
				残留塩素	1項目につき 1,130円
				有機塩素化合物検査	1項目につき32,910円。ただし、同一検体で1項目増すごとに3,600円を加算する。
				農薬項目検査	1項目につき37,440円。ただし、同一検体で1項目増すごとに6,060円を加算する。
			その他の検査	複雑な前処理を要する検査	1項目につき 4,320円
				特殊な前処理を要する検査	1項目につき 13,000円
			プール水検査	5項目検査	1件につき 4,320円
				総トリハロメ	1項目につき

	タン検査		43,710円
	一般細菌	1項目につき	1,850円
	レジオネラ属菌	1項目につき	7,200円
浴槽水その他の検査	過マンガン酸カリウム消費量	1項目につき	4,320円
	大腸菌又は大腸菌群	1項目につき	1,640円
	レジオネラ属菌	1項目につき	7,200円
	その前処理を他の要しない検査	1項目につき	1,130円
	複雑な前処理を要する検査	1項目につき	4,320円
	特殊な前処理を要する検査	1項目につき	13,000円
食品検査	成分検査	定量分析	1項目につき 15,530円
	食品中の添加物検査	定性分析	1項目につき 14,190円
		定量分析	1項目につき 17,070円
	食品添加物検査	規格検査	1件につき 40,010円
	規格検査	乳及び乳製品	1項目につき 11,720円
		その他	市長が定める額
	食品中の農薬分析検査	定量分析	1項目につき34,970円。ただし、同一検体で1項目増すごとに5,650円を加算する。
器具、容器及び包装検査	定性分析	1項目につき 4,930円	

		定量分析	1項目につき	10,180円
細菌検査	一般細菌	1項目につき	2,050円	
	大腸菌又は大腸菌群	1項目につき	2,050円	
	食中毒菌	1項目につき	3,180円	
	腸管出血性大腸菌O157	1項目につき	8,220円	
その他の試験又は検査			市長が定める額	
検査成績書の再発行			1通につき	1,230円

別表備考中第6項を削り、第7項から第12項までを1項ずつ繰り上げ、同表備考第13項中「検査項目」を「方法及び項目」に改め、同項を同表備考第12項とし、同表備考中第14項を第13項とし、第15項を第14項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良市手数料条例別表第138項及び第138の2項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(平成28年3月30日揭示済)

奈良市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第18号

奈良市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

奈良市子ども医療費の助成に関する条例（昭和48年奈良市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第3号及び第4号を削る。

第3条中「(就学児(児童を除く。))にあつては、入院に係る給付に限る。」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(平成28年3月30日揭示済)

奈良市立診療所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第19号

奈良市立診療所設置条例の一部を改正する条例

奈良市立診療所設置条例（昭和24年奈良市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。
(2) 月曜日及び木曜日（奈良市立田原診療所に限る。）

附 則

この条例は、奈良市立診療所設置条例及び奈良市立診療所諸料金条例の一部を改正する条例（平成27年奈良市条例第46号）の施行の日から施行する。

(平成28年3月30日揭示済)

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第20号

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例

奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第12条の6中「51万円」を「52万円」に改める。

第12条の6の10中「16万円」を「17万円」に改める。

第12条の12中「14万円」を「16万円」に改める。

第16条第1項中「51万円」を「52万円」に改め、同項第2号中「26万円」を「26万5千円」に改め、同項第3号中「47万円」を「48万円」に改め、同条第3項中「51万円」を「52万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第4項中「51万円」を「52万円」に、「14万円」を「16万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の奈良市国民健康保険条例の規定は、平成28年度以後の年度分の保険料について適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（平成28年3月30日揭示済）

奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第21号

奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例
奈良市地域ふれあい会館条例（平成8年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表奈良市右京地域ふれあい会館の項を次のように改める。

奈良市右京地域ふれあい会館	調理室	200
	和室	110
	会議室A	720
	会議室B	330
	集会室	630

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成28年3月30日揭示済）

奈良市消費生活センター条例をここに公布する。

平成28年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第22号

奈良市消費生活センター条例

（趣旨）

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、消費生活センター（以下「センター」という。）の組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定

めるものとする。

（名称及び位置）

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
奈良市消費生活センター	奈良市二条大路南一丁目1番1号

（職員）

第3条 センターにセンター長その他必要な職員を置くものとする。

（相談員）

第4条 センターに消費生活相談員（以下「相談員」という。）を置くものとする。

2 相談員は、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）であるものとする。

（相談員の人材及び処遇の確保）

第5条 市長は、相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講じなければならない。

（職員に対する研修）

第6条 市長は、センターにおいて法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（情報の安全管理）

第7条 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（平成28年3月30日揭示済）

奈良市自動車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第23号

奈良市自動車駐車場条例の一部を改正する条例

奈良市自動車駐車場条例（昭和57年奈良市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条の表奈良市西之阪第一駐車場の項から奈良市西之阪第四駐車場の項までを削る。

附 則
この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(平成28年3月30日揭示済)

奈良市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成28年3月30日
奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第24号

奈良市火災予防条例の一部を改正する条例
奈良市火災予防条例（昭和37年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。
第36条第1項中「令」を「令第10条第1項に定めるもののほか、令」に、「(1)項口、(3)項、(4)項」を「(1)項から(4)項まで」に改める。
第54条を次のように改める。
第54条 削除
別表第3を次のように改める。

別表第3（第3条—第5条、第8条、第9条、第9条の2、第19条—第22条関係）

種 類			入 力	離隔距離 (cm)				備 考
				上方	側方	前方	後方	
炉	開放炉	使用温度が800℃以上のも	—	250	200	300	200	
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	150	200	150	
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	100	100	100	
	開放炉以外	使用温度が800℃以上のも	—	250	200	300	200	
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100	
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50	

不燃以外	半密閉式	浴室内設置	外がまでバーナー 取り出し口のない もの	21kW以下（ふろ 用以外のバーナー をもつものにあつ ては42kW以下）	—	15 注	15	15	注：浴槽 との離 隔距離 は0cm とする が、合 成樹脂 浴槽（ ポリプ ロピレ ン浴槽 等）の 場合は 2cmと する。
			内がま	21kW以下（ふろ 用以外のバーナー をもつものにあつ ては42kW以下）	—	—	60	—	
		浴室外設置	外がまでバーナー 取り出し口のない もの	21kW以下（ふろ 用以外のバーナー をもつものにあつ ては当該バーナー が70kW以下であ つて、かつ、ふろ 用バーナーが21k W以下）	—	15	15	15	
			外がまでバーナー 取り出し口のある もの	21kW以下（ふろ 用以外のバーナー をもつものにあつ ては当該バーナー が70kW以下であ つて、かつ、ふろ 用バーナーが21k W以下）	—	15	60	15	
			内がま	21kW以下（ふろ 用以外のバーナー をもつものにあつ ては当該バーナー が70kW以下であ つて、かつ、ふろ 用バーナーが21k W以下）	—	15	60	—	
		密閉式		21kW以下（ふろ 用以外のバーナー をもつものにあつ ては当該バーナー が70kW以下であ つて、かつ、ふろ	—	2 注	2	2	

気体燃料

ふろがま	屋外用		用バーナーが21 kW以下)					
			21 kW以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70 kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21 kW以下)	60	15	15	15	
	半密閉式	浴室内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21 kW以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42 kW以下)	—	4.5 注	—	4.5
			内がま	21 kW以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42 kW以下)	—	—	—	—
		浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21 kW以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70 kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21 kW以下)	—	4.5	—	4.5
			外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21 kW以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70 kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21 kW以下)	—	4.5	—	4.5
			内がま	21 kW以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナー	—	—	—	—
		不燃						

					が70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)						
		密閉式			21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	2	—	2		
		屋外用			21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	30	4.5	—	4.5		
液体燃料	不燃以外				39kW以下	60	15	15	15		
	不燃				39kW以下	50	5	—	5		
上記に分類されないもの					—	60	15	60	15		
温風暖房機	気体燃料	不燃以外・不燃	半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	強制対流型	19kW以下	4.5	4.5	60	4.5	注1：風道を使用するものにあつては15cmとする。 注2：ダクト接続型以外の場合にあ
					半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	26kW以下	100	15	
		26kWを超え70kW以下	100	15			100	15			
	温風を全周方向に吹き出すもの	26kW以下	100	150			150	150			
	液体燃料	不燃以外	半密閉式	強制対流型	強制排気型	26kW以下	60	10	100	10	
密閉式					強制給排気型	26kW以下	60	10	100	10	

	不燃	半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	70 k W以下	80	5	—	5	つては100cmとする。	
			強制対流型	温風を全周方向に吹き出すもの	26 k W以下	80	150	—	150		
			強制対流型	強制排気型	26 k W以下	50	5	—	5		
		密閉式	強制給排気型	26 k W以下	50	5	—	5			
	上記に分類されないもの					—	100	60	60	60	注2
厨房設備	不燃以外	開放式	気体燃料	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14 k W以下	100	15	15	15	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。	
				据置型レンジ	21 k W以下	100	15	15	15		
	不燃	開放式	不燃	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14 k W以下	80	0	—	0		
				据置型レンジ	21 k W以下	80	0	—	0		
					使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	

上記に分類されないもの	使用温度が300℃以上800℃未満のもの		—	150	100	200	100	
	使用温度が300℃未満のもの		—	100	50	100	50	
ボイラー	気体燃料	開放式	フードを付けない場合	7 kW以下	40	4.5	4.5	4.5
			フードを付ける場合	7 kW以下	15	4.5	4.5	4.5
		半密閉式	12 kWを超え42 kW以下		—	15	15	15
			12 kW以下		—	4.5	4.5	4.5
		密閉式		42 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
		屋外用	フードを付けない場合	42 kW以下	60	15	15	15
			フードを付ける場合	42 kW以下	15	15	15	15
		不燃	開放式	フードを付けない場合	7 kW以下	30	4.5	—
	フードを付ける場合			7 kW以下	10	4.5	—	4.5
	半密閉式		42 kW以下	—	4.5	—	4.5	
	密閉式		42 kW以下	4.5	4.5	—	4.5	
	屋外用		フードを付けない場合	42 kW以下	30	4.5	—	4.5
			フードを付ける場合	42 kW以下	10	4.5	—	4.5
	液体燃料	不燃以外		12 kWを超え70 kW以下	60	15	15	15
		12 kW以下	40	4.5	15	4.5		
不燃		12 kWを超え70 kW以下	50	5	—	5		
		12 kW以下	20	1.5	—	1.5		
上記に分類されないもの			23 kWを超える	120	45	150	45	
			23 kW以下	120	30	100	30	

ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7 kW以下	30	60	100	4.5	注：熱対流方向が一方方向に集中する場合には60cmとする。
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19 kW以下	60	4.5	4.5	4.5	
		不燃	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7 kW以下	15	15	80	4.5	
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19 kW以下	60	4.5	4.5	4.5	
	液体燃料	不燃以外	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39 kW以下	150	100	100	100	
					機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39 kW以下	150	15	100	15	
		不燃	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39 kW以下	120	100	—	100	
					機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39 kW以下	120	5	—	5	
		上記に分類されないもの				—	150	100	150	100	
	気体燃料	不燃以外	開放式		衣類乾燥機	5.8 kW以下	15	4.5	4.5	4.5	

乾燥設備	不燃	開放式		衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	—	4.5	
		上記に分類されないもの	内部容積が1立方メートル以上のもの		—	—	100	50	100	50
			内部容積が1立方メートル未満のもの		—	—	50	30	50	30
簡易湯沸設備	不燃以外	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5	
				フードを付ける場合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5	
			瞬間型	フードを付けない場合	12kW以下	40	4.5	4.5	4.5	
				フードを付ける場合	12kW以下	15	4.5	4.5	4.5	
			半密閉式		12kW以下	—	4.5	4.5	4.5	
			密閉式	常圧貯蔵型		12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
				瞬間型	調理台型	12kW以下	—	0	—	0
					壁掛け型、据置型	12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
		屋外用	フードを付けない場合		12kW以下	60	15	15	15	
			フードを付ける場合		12kW以下	15	15	15	15	
		不燃	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7kW以下	30	4.5	—	4.5
					フードを付ける場合	7kW以下	10	4.5	—	4.5
				瞬間型	フードを付けない場合	12kW以下	30	4.5	—	4.5
					フードを付ける場合	12kW以下	10	4.5	—	4.5
			半密閉式		12kW以下	—	4.5	—	4.5	
密閉式	常圧貯蔵型		12kW以下	4.5	4.5	—	4.5			
	瞬間型		調理台型	12kW以下	—	0	—	0		
			壁掛け型、据置型	12kW以下	4.5	4.5	—	4.5		

給湯湯沸設備	液体燃料	屋外用	型							
			フードを付けない場合	12 kW以下	30	4.5	—	4.5		
		フードを付ける場合	12 kW以下	10	4.5	—	4.5			
		不燃以外	12 kW以下	40	4.5	15	4.5			
	不燃	12 kW以下	20	1.5	—	1.5				
	気体燃料	不燃以外	半密閉式	常圧貯蔵型	12 kWを超え42 kW以下	—	15	15	15	
				瞬間型	12 kWを超え70 kW以下	—	15	15	15	
			密閉式	常圧貯蔵型	12 kWを超え42 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
				瞬間型	調理台型	12 kWを超え70 kW以下	—	0	—	0
					壁掛け型、据置型	12 kWを超え70 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
屋外用				常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12 kWを超え42 kW以下	60	15	15	15
			フードを付ける場合		12 kWを超え42 kW以下	15	15	15	15	
			瞬間型	フードを付けない場合	12 kWを超え70 kW以下	60	15	15	15	
		フードを付ける場合		12 kWを超え70 kW以下	15	15	15	15		
不燃		半密閉式	常圧貯蔵型	12 kWを超え42 kW以下	—	4.5	—	4.5		
			瞬間型	12 kWを超え70 kW以下	—	4.5	—	4.5		
		密閉式	常圧貯蔵型	12 kWを超え42 kW以下	4.5	4.5	—	4.5		
			瞬間型	調理台型	12 kWを超え70 kW以下	—	0	—	0	
				壁掛け型、据置型	12 kWを超え70 kW以下	4.5	4.5	—	4.5	

液体燃料	屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12 kWを超え42 kW以下	30	4.5	—	4.5		
			フードを付ける場合	12 kWを超え42 kW以下	10	4.5	—	4.5		
		瞬間型	フードを付けない場合	12 kWを超え70 kW以下	30	4.5	—	4.5		
			フードを付ける場合	12 kWを超え70 kW以下	10	4.5	—	4.5		
	不燃以外			12 kWを超え70 kW以下	60	15	15	15		
	不燃			12 kWを超え70 kW以下	50	5	—	5		
	上記に分類されないもの				—	60	15	60	15	
	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7 kW以下	100	30	100	4.5
				全周放射型	7 kW以下	100	100	100	100	
			バーナーが隠ぺい	自然対流型	7 kW以下	100	4.5	4.5	4.5	注1
強制対流型				7 kW以下	4.5	4.5	60	4.5		
不燃		開放式	バーナーが露出	前方放射型	7 kW以下	80	15	80	4.5	
			全周放射型	7 kW以下	80	80	80	80		
		バーナーが隠ぺい	自然対流型	7 kW以下	80	4.5	4.5	4.5	注1	
			強制対流型	7 kW以下	4.5	4.5	60	4.5		
移動式ストーブ				放射型	7 kW以下	100	50	100	20	
				自然対流型	7 kWを超え12 kW以下	150	100	100	100	

注1：熱対流方向が一方に集中する場合には60 cmとする。
注2：方向性を有するものにあつては100 cmとする。

液体燃料	不燃以外	開放式	強制対流型	7 kW以下	100	50	50	50		
				温風を前方向に吹き出すもの	12 kW以下	100	15	100	15	
				温風を全周方向に吹き出すもの	7 kWを超え12 kW以下	100	150	150	150	
				7 kW以下	100	100	100	100		
	不燃	開放式	放射型		7 kW以下	80	30	—	5	
					7 kWを超え12 kW以下	120	100	—	100	
			強制対流型		温風を前方向に吹き出すもの	12 kW以下	80	5	—	5
					温風を全周方向に吹き出すもの	7 kWを超え12 kW以下	80	150	—	150
					7 kW以下	80	100	—	100	
					—	100	50	50	50	
固体燃料				—	100	注2	注2	注2		
不燃以外	開放式	バーナーが露出	卓上型こんろ (1口)	5.8 kW以下	100	15	15	15		
			卓上型こんろ (2口以上)・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14 kW以下	100	注	15	注		
			加熱部が開放	卓上型グリル	7 kW以下	100	15	15	15	
		バーナーが隠ぺい	加熱部が隠ぺい	卓上型オープン・グリル (フードを付けない場合)	7 kW以下	50	4.5	4.5	4.5	
				卓上型オープン・グリル (フードを付ける場合)	7 kW以下	15	4.5	4.5	4.5	

注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。

調理用器具	気体燃料	不燃	開放式	バーナーが露出	炊飯器（炊飯容量4リットル以下）	4.7 kW以下	30	10	10	10		
					圧力調理器（内容積10リットル以下）	—	30	10	10	10		
				バーナーが隠ぺい	加熱部が開放	卓上型こんろ（1口）	5.8 kW以下	80	0	—	0	
						卓上型こんろ（2口以上）・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14 kW以下	80	0	—	0	
					加熱部が隠ぺい	卓上型グリル	7 kW以下	80	0	—	0	
						卓上型オープン・グリル（フードを付けない場合）	7 kW以下	30	4.5	—	4.5	
						卓上型オープン・グリル（フードを付ける場合）	7 kW以下	10	4.5	—	4.5	
						炊飯器（炊飯容量4リットル以下）	4.7 kW以下	15	4.5	—	4.5	
				圧力調理器（内容積10リットル以下）	—	15	4.5	—	4.5			
				移動式こんろ	液体燃料	不燃以外		6 kW以下	100	15	15	15
						不燃		6 kW以下	80	0	—	0
					固体燃料		—	100	30	30	30	

電気温風機	電気	不燃以外	2 kW以下	4.5 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：温風の吹き出し方向にあつては60cmとする。		
		不燃	2 kW以下	0 注	0 注	— 注	0 注			
電気調理用機器	電気	不燃以外	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。）	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8 kW以下（1口当たり2 kWを超え3 kW以下）	100 —	2 20 注1	2 —	2 20 注1	注1：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における発熱体の外周からの距離）を示す。 注2：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における発熱体の外周からの距離）を示す。
					4.8 kW以下（1口当たり1 kWを超え2 kW以下）	—	10 注2	—	10 注2	
				こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	4.8 kW以下（1口当たり1 kW以下）	100 —	2 10 注1	2 —	2 10 注1	
					4.8 kW以下（1口当たり3.3 kW以下）	—	10 注2	—	10 注2	
					5.8 kW以下（1口当たり3.3 kW以下）	80 —	0 0 注1	—	0 0 注1	
		不燃	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。）	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8 kW以下（1口当たり3 kW以下）	80 —	0 0 注1	—	0 0 注1	
					5.8 kW以下（1口当たり3.3 kW以下）	80 —	0 0 注2	—	0 0 注2	
				こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	4.8 kW以下（1口当たり3 kW以下）	80 —	0 0 注1	—	0 0 注1	
					5.8 kW以下（1口当たり3.3 kW以下）	80 —	0 0 注2	—	0 0 注2	
					5.8 kW以下（1口当たり3.3 kW以下）	80 —	0 0 注2	—	0 0 注2	

									導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離)を示す。
電気天火	電気	不燃以外	2 kW以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：排気口面にあつては10cmとする。	
		不燃	2 kW以下	10	4.5 注	—	4.5 注		
電子レンジ	電気	不燃以外	電熱装置を有するもの 2 kW以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：排気口面にあつては10cmとする。	
		不燃	電熱装置を有するもの 2 kW以下	10	4.5 注	—	4.5 注		
電気ストーブ	電気	不燃以外	前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 kW以下	100	30	100	4.5	
			全周放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 kW以下	100	100	100	100	
			自然対流型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 kW以下	100	4.5	4.5	4.5	
		不燃	前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 kW以下	80	15	—	4.5	
			全周放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 kW以下	80	80	—	80	
			自然対流型（壁取付						

			式及び天井取付式のものを除く。)	2 kW以下	80	0	—	0	
電気乾燥器	電気	不燃以外	食器乾燥器	1 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		不燃	食器乾燥器	1 kW以下	0	0	—	0	
電気乾燥機	電気	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注1：前面に排気口を有する機器にあつては0cmとする。
		不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3 kW以下	4.5 注1	0 注2	— 注2	0 注2	注2：排気口面にあつては4.5cmとする。
電気温水器	電気	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10 kW以下	4.5	0	0	0	
		不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10 kW以下	0	0	—	0	

備考

- 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(平成28年3月30日揭示済)

奈良市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第25号

奈良市下水道条例の一部を改正する条例

奈良市下水道条例(昭和51年奈良市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第3条中第14号を第15号とし、第10号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 特定施設 法第11条の2第2項に規定する特定施設をいう。

第5条ただし書を削る。

第6条第1号ただし書中「水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第2項に規定する」を削り、同条第4号中「公共水道」を「公共下水道」に改め、同条第5号中「排水きよ」を「排水渠^{きよ}」に改め、同条第6号及び第7号中「排水きよ」を「排水渠」に改める。

第7条第1項中「は、第36条第1項の規定により本市が委託を受けて行う場合を除き」を「(管理者が定める軽微な工事を除く。)は」に改める。

第36条から第38条までを次のように改める。

第36条から第38条まで 削除

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(平成28年3月30日揭示済)

奈良市水洗便所設備費助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第26号

奈良市水洗便所設備費助成に関する条例の一部を改正する条例

奈良市水洗便所設備費助成に関する条例(昭和40年奈良市条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(助成金の交付に関する特例)

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間にされた交付申請に基づき交付する助成金の額は、第2条及び第3条の規定にかかわらず、水洗便所改造1件につき、下水の処理を開始した日から3年以内のときは3万円、3年を超えるとときは1万円とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(平成28年3月30日揭示済)

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第27号

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市病院事業の設置等に関する条例(平成15年奈良市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「一般病床350床」を「次のとおり」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 一般病床 349床
- (2) 感染症病床 1床

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。
(平成28年3月30日揭示済)

奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第28号

奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例(奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年奈良市条例第21号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針(第115条・第116条)

第2款 人員に関する基準(第117条・第118条)

第3款 設備に関する基準(第119条・第120条)

第4款 運営に関する基準(第121条—第132条)」

を「第5節 削除」に改める。

第86条第5号中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第101条第1項第3号中「(次項において「提供単位時間数」という。)」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項第3号」を「前項第3号」に改め、「(前項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「及び第2項」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、第8項を第7

項とする。

第103条第2項第1号ア中「利用定員」を「当該指定通所介護事業所の利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次節において同じ。）」に改める。

第5節を次のように改める。

第5節 削除

第115条から第132条まで 削除

第133条第1項第3号中「(次項において「提供単位時間数」という。))」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項第3号」を「前項第3号」に改め、「(前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。))」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「及び第2項」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

第135条第2項第1号ア中「利用定員」を「当該基準該当通所介護事業所の利用定員（当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。))」に改める。

第184条中「、指定通所介護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。))」を加える。

第248条第3項中「指定福祉用具貸与」の次に「、指定地域密着型サービス基準条例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護」を加え、同条第4項中「指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護」を「次の各号に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 指定訪問介護
- (2) 指定訪問看護
- (3) 指定通所介護又は指定地域密着型通所介護

(奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部改正)

第2条 奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第235条第2項中「指定居宅サービス事業者をいう。))」の次に「、指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。))」を加え、同条第3項中「指定通所介護をいう。以下同じ。))」の次に「、指定地域密着型通所介護（奈良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第23号）第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下

同じ。))」を加え、同条第4項第2号中「指定通所介護」の次に「若しくは指定地域密着型通所介護」を加える。

(奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例によりなおその効力を有するものとされた奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年奈良市条例第17号）附則第2条第2号及び第4条第2号の規定によりなおその効力を有するものとされた奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第99条第1項第3号中「以下同じ。))」の指定を「)又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。))（以下「指定通所介護事業者等」という。))の指定」に、「以下同じ。))の事業」を「)又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。))（以下「指定通所介護等」という。))の事業」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第8項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「第101条第1項から第7項まで」を「第101条第1項から第6項まで又は指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項から第7項まで」に改める。

第101条第5項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、「第3項まで」の次に「又は指定地域密着型サービス基準条例第60条の5第1項から第3項まで」を加える。

第114条第7項中「第133条第1項から第6項まで」を「第133条第1項から第5項まで」に改める。

(奈良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第4条 奈良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 認知症対応型通所介護」を「第3章の2 地域密着型通所介護

- 第1節 基本方針（第60条の2）
- 第2節 人員に関する基準（第60条の3・第60条の4）
- 第3節 設備に関する基準（第60条の5）
- 第4節 運営に関する基準（第60条の6—第60条の20）
- 第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並

にび人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第60条の21・第60条の22）

第2款 人員に関する基準（第60条の23・第60条の24）

第3款 設備に関する基準（第60条の25・第60条の26）

第4款 運営に関する基準（第60条の27—第60条の38）

第4章 認知症対応型通所介護」

改める。

第14条中「及び第68条」を「、第60条の6、第60条の28及び第60条の29」に改める。

第16条及び第17条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第30条第2項及び第55条第2項中「この章」を「この節」に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針

（基本方針）

第60条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第60条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

(2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員（当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能

力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第60条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第60条の5 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者が第60条の3第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の

指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市が定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(心身の状況等の把握)

第60条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第60条の7 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められる費用

4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び

費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)

第60条の8 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第60条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。
- (2) 指定地域密着型通所介護は、利用者1人1人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- (3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (4) 指定地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供する。特に、認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

(地域密着型通所介護計画の作成)

第60条の10 指定地域密着型通所介護事業者の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者の管理者は、地域密

着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

5 指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(管理者の責務)

第60条の11 指定地域密着型通所介護事業者の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業者の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業者の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業者の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第60条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員
- (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第60条の13 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業者の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

(定員の遵守)

第60条の14 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第60条の15 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第60条の16 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第60条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対し

ても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第60条の18 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、第60条の5第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第60条の19 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備しておかななければならない。

(1) 地域密着型通所介護計画

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

3 指定地域密着型通所介護事業者は、次の各号に掲げる記録の区分に応じ、その記録を当該各号に定める期間保存しなければならない。

(1) 地域密着型介護サービス費又は特例地域密着型介護サービス費の額の算定の基礎となる記録であって、市長が別に定めるもの 指定地域密着型通所介護を提供した日から5年間

(2) 前項各号に掲げる記録のうち、前号に掲げるもの以外のもの その完結の日から2年間

(準用)

第60条の20 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第43条及び第54条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合にお

いて、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第60条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第60条の21 前各節の規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第60条の31に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。（基本方針）

第60条の22 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第60条の23 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

(管理者)

第60条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準

(利用定員)

第60条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を9人以下とする。

(設備及び備品等)

第60条の26 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第60条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第60条の34に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第60条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第60条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第9条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(心身の状況等の把握)

第60条の28 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第60条の29 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第60条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

(2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。

(5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供するものとする。

(療養通所介護計画の作成)

第60条の31 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。

2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書(指定居宅サービス等基準条例第75条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80号)第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。)が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(緊急時等の対応)

第60条の32 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策(以下この節において「緊急時等の対応策」という。)について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかななければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。

3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第60条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。

5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。

(管理者の責務)

第60条の33 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第60条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定療養通所介護の利用定員
- (5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要事項

(緊急時対応医療機関)

第60条の35 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかななければならない。

2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかななければならない。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第60条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切な

サービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会(次項において「委員会」という。)を設置しなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

(記録の整備)

第60条の37 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備しておかななければならない。

- (1) 療養通所介護計画
- (2) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録
- (3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第60条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 次条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

3 指定療養型通所介護事業者は、次の各号に掲げる記録の区分に応じ、その記録を当該各号に定める期間保存しなければならない。

- (1) 地域密着型サービス費又は特例地域密着型介護サービス費の額の算定の基礎となる記録であって、市長が別に定めるもの 指定療養型通所介護を提供した日から5年間
 - (2) 前項各号に掲げる記録のうち、前号に掲げるもの以外のもの その完結の日から2年間
- (準用)

第60条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第60条の7(第3項第2号を除く。)、第60条の8及び第60条の13から第60条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」と

あるのは「療養通所介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第60条の18第4項中「第60条の5第4項」とあるのは「第60条の26第4項」と読み替えるものとする。

第61条中「(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)」を削る。

第66条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

第68条及び第69条を次のように改める。

第68条及び第69条 削除

第70条第2項中「指定認知症対応型通所介護事業者」の次に「(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)」を加える。

第73条を次のように改める。

第73条 削除

第74条第4号中「第76条において同じ。」を削る。

第75条から第79条までを次のように改める。

第75条から第79条まで 削除

第79条の2を削る。

第80条第2項第5号中「前条第2項」を「次条において準用する第60条の18第2項」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 次条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第81条中「及び第54条」を「、第54条、第60条の6、第60条の7、第60条の11及び第60条の13から第60条の18まで」に、「読み替える」を「、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第60条の18第4項中「第60条の5第4項」とあるのは「第64条第4項」と読み替える」に改める。

第88条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第106条を次のように改める。

第106条 削除

第108条第2項第8号中「第106条第2項」を「次条において準用する第60条の17第2項」に改める。

第109条中「第73条、第75条及び第78条」を「第60条の11、第60条の13、第60条の16及び第60条の17」に、「第73条第2項」を「第60条の11第2項」に、「第75条第3項及び第4項中「認知症対応型通所介護従業者」を「第60条の13第3項及び第4項中「地域密着型通所介護従業者」」に、「読み替える」を「、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する

者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改める。

第110条中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改める。

第128条第2項第7号中「第106条第2項」を「第60条の17第2項」に改める。

第129条中「第73条、第78条」を「第60条の11、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで」に、「、第105条及び第106条第1項から第4項まで」を「及び第105条」に、「第73条第2項」を「第60条の11第2項」に改め、「〔第6章第4節〕と」の次に「、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」とを加え、「、第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」とを削る。

第130条第1項中「第8条第20項」を「第8条第21項」に改める。

第150条第2項第8号中「第106条第2項」を「第60条の17第2項」に改める。

第151条中「第73条、第78条、第100条及び第106条第1項から第4項まで」を「第60条の11、第60条の15、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで及び第100条」に、「第73条第2項」を「第60条の11第2項」に、「第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」」を「第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」」に、「〔通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況〕とあるのは「活動状況」を「〔6月〕とあるのは「2月」」に改める。

第152条第1項中「第8条第21項」を「第8条第22項」に改める。

第153条第13項中「指定短期入所生活介護事業所等」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第178条第2項第7号中「第106条第2項」を「第60条の17第2項」に改める。

第179条中「第73条、第106条第1項から第4項まで」を「第60条の11、第60条の17第1項から第4項まで」に、「第73条第2項」を「第60条の11第2項」に、「第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」」を「第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」」に、「〔通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況〕とあるのは「活動状況」を「〔6月〕とあるのは「2月」」に改める。

第191条中「第73条、第106条第1項から第4項まで」を「第60条の11、第60条の17第1項から第4項まで」に、「第73条第2項」を「第60条の11第2項」に、「第106条

第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」を「第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」に、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」を「6月」とあるのは「2月」に改める。

第203条第2項第10号中「第106条第2項」を「第60条の17第2項」に改める。

第204条中「第73条、第75条、第78条」を「第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17」に、「及び第101条から第107条」を「、第101条から第105条まで及び第107条」に、「とあり、第75条第3項及び第4項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに」を「とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第60条の13中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、」に改める。

(奈良市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部改正)

第5条 奈良市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例(平成25年奈良市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

第39条中第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

第39条に次の1項を加える。

5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第40条第2項に次の1号を加える。

(6) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第63条を次のように改める。

第63条 削除

第65条第2項第8号中「第63条第2項」を「次条において準用する第39条第2項」に改める。

第66条中「第38条」の次に「、第39条」を加え、「読み替える」を「、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改める。

第86条第2項第7号中「第63条第2項」を「第39条第2項」に改める。

第87条中「第38条」の次に「、第39条」を加え、「、第62条及び第63条」を「及び第62条」に、「第57条中」を「、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第57条中」に改め、「、第63条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を削る。

(奈良市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例等の一部改正)

第6条 次に掲げる条例の規定中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

(1) 奈良市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例(平成26年奈良市条例第57号)第2条第3項

(2) 奈良市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年奈良市条例第25号)第12条第3項

(3) 奈良市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成25年奈良市条例第26号)第12条第3項

(奈良市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第7条 奈良市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成25年奈良市条例第28号)の一部を次のよ

うに改正する。

第13条第6項中「第8条第27項」を「第8条第28項」に改める。

第23条第1項第1号中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

(奈良市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第8条 奈良市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成25年奈良市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第12条第7項中「第8条第27項」を「第8条第28項」に改める。

第14条第1項及び第5項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第46条第12項中「第62条第1項」を「第60条の3第1項」に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準条例第62条第1項」に改める。

(奈良市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第9条 奈良市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成25年奈良市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第12条第12項中「第8条第27項」を「第8条第28項」に改める。

第15条第3項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に、「同条第25項」を「同条第26項」に、「同条第23項」を「同条第24項」に、「同条第24項」を「同条第25項」に改める。

第24条第1項第1号中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「整備法」という。)附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、整備法附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日の前日までに、厚生労働省令で定める別段の申出を行った上で、この条例の施行の日から奈良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、同条例第87条第2項に規定する宿泊室を設けないことができる。

3 整備法附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、整備法附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日の前日までに、厚生労働省令で定める別段の申出を行った上で、この条例の施行の日から奈良市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並び

に指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例第45条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、同条例第49条第2項に規定する宿泊室を設けないことができる。

(平成28年3月30日掲示済)

奈良市議会基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第29号

奈良市議会基本条例の一部を改正する条例

奈良市議会基本条例(平成25年奈良市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第2条中「市民」を「、市民」に改める。

第3条第1号中「請願その他の案件」を「議会の議決に付される全ての事件」に改め、同条第5号を削り、同条第6号中「議会の運営体制の確立を図るため、」を削り、同号を同条第5号とする。

第7条第1項中「事務の」を「事務に関する」に、「設置目的」を「機能」に、「発揮されるよう活動を行う」を「果たされるよう努める」に改め、同条第2項中「常任委員会」の次に「(予算決算委員会を除く。）」及び議会運営委員会」を加える。

第10条第1項中「公平性及び透明性を確保するとともに、開かれた」を「公正かつ公平で透明な」に改め、同条第2項中「日程、議題等」を「日程等」に改め、同条第3項中「傍聴人等」を「傍聴人」に改める。

第11条第1項中「、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用することにより」を削り、同条第3項を削り、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 議会は、議会広報紙の編集発行その他の広報及び広聴について必要な事項を協議するため、広報広聴委員会を置く。

第12条の見出し中「促進」の次に「・議会報告会」を加え、同条第3項中「以上」を削る。

第13条中「対応するとともに、議案等に対する議員の賛否を公表する等、議会が保有する情報の積極的な提供に努め」を「対応し」に改める。

第14条を次のように改める。

(請願及び陳情)

第14条 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案として取り扱うことができる。

2 請願の審査に当たって必要があると認めるときは、その提出者の意見を聴く機会を設けることができる。

第16条第1項中「対面による」を削り、同条第2項中「反問」を「趣旨を確認」に改める。

第17条第1項を次のように改める。

議会は、市長等の事務の執行が適正かつ公平及び効率的に行われているか監視し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。

第17条第2項中「が適正かつ公平及び効率的に行われているか監視し」を「の効果及び成果について評価し」に改め、同条第3項を削る。

第21条第1項中「議長と協議の上、」を削る。

第24条中「の効果」を削る。

第27条第2項中「、議会内での申し合わせ事項」を削る。

第29条中「、議員の活動を補佐し」及び「、議員の政策決定」を削る。

第31条第3項中「定数」の次に「に関して」を加える。

第32条第2項中「議員報酬」の次に「に関して」を加える。

第33条第1項中「会派又は議員」を「議員又は会派」に改め、同条第2項中「会派又は議員」を「議員又は会派」に、「執行するとともに、その用途の透明化を確保するため、これを公表する」を「執行し、市民に対して用途の説明責任を負う」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 議会は、政務活動費の用途の透明性の確保に努めるものとする。

附 則
この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(平成28年3月30日揭示済)

規 則

奈良市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第5号

奈良市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市屋外広告物条例施行規則（平成14年奈良市規則第42号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5(1)中「第11号」を「第6号まで及び第8号から第11号」に改め、別表第1の5(1)の表1の項及び2の項を次のように改める。

1 歴史的風土特別保存地区	1 各広告物の表示面積の合計は、5平方メートル以下であること。 2 各広告物の表示面積は、広告物ごとに最大3平方メートル以下であること。
2 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第4条第1項の規定により指定された歴史的風土保存区域（歴史的風土特別保存地区を除く。）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた風致地区	1 各広告物の表示面積の合計は、7平方メートル以下であること。 2 各広告物の表示面積は、広告物ごとに最大4平方メートル以下であること。

別表第1の5(1)の表備考中第6項を第8項とし、第2項から第5項までを2項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の2項を加える。

2 動画を表示するもの及び点滅し、又は回転するもの（警告用を除く。）は、設置しないこと。

3 広告物の表示面に直接LED等の光源を設置しないこと。

別表第1の5(2)を別表1の5(3)とし、別表第1の5(1)の次に次のように加える。

(2) 条例第5条第7号に規定する地域又は場所に表示し、又は設置する場合

広告物を表示し、又はこれを掲出す物件を設置する地域及び場所	広告物の規格及び内容
1 ならまち歴史的景観形成重点地区及びきたまち歴史的景観形成重点地区	各広告物の表示面積は、広告物ごとに最大10平方メートル以下であること。
2 1以外の歴史的景観形成重点地区	1 各広告物の表示面積の合計は、10平方メートル以下であること。 2 各広告物の表示面積は、広告物ごとに最大6平方メートル以下であること。

備考

- 1 屋上広告物は、表示し、又は設置しないこと。
- 2 動画を表示するもの及び点滅し、又は回転するもの（警告用を除く。）は、設置しないこと。
- 3 広告物の表示面に直接LED等の光源を設置しないこと。
- 4 自立する広告物の高さは、その地域における建築物の高さ（塔屋、エレベーター室、水槽その他これらに類する建築物の屋上部分の高さを除く。以下同じ。）の規制以下とすること。
- 5 集合広告物の表示面積の合計は、広告物の規格及び内容欄の表示面積を超えないこと。
- 6 建築物又は工作物に直接表示し、又は設置するものにあつては、当該広告物の広告面に直交する地点から展望した場合の建築物又は工作物の垂直投影面積の5分の1を超えないこと。
- 7 特定商品名を表示する場合にあつては、その表示面積は、各広告物の表示面積の合計の3分の1以下であること。
- 8 特定商品名のみを表示するものでないこと。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の奈良市屋外広告物条例施行規則別表第1の5の表の規定は、この規則の施行の際現に存する広告物又はこれを掲出す物件については、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から10年間（施行日以後に改装し、改造し、又は移転しようとするときは、当該改装、改造又は移転までの間）適用しない。当該期間内に奈良市屋外広告物条例（平成13年奈良市条例第52号）の規定による許可が満了する場合は、当該許可の満了日まで同様とする。

（平成28年3月1日揭示済）

給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月22日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第6号

給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則（給料等の支給に関する規則の一部改正）

第1条 給料等の支給に関する規則（昭和41年奈良市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第5条の3第1項第1号中「307,000円」を「307,800円」に改め、同条第2項の表中

円	円
307,000	307,800
307,000	307,800
307,000	307,800
307,000	307,800
307,000	307,800
307,000	307,800
307,000	307,800
307,000	307,800
307,000	307,800
307,000	307,800
307,000	307,800
307,000	307,800
307,000	307,800
307,000	307,800
307,000	307,800
307,000	307,800
307,000	307,800
307,000	307,800
307,000	307,800
307,000	307,800
307,000	307,800
303,700	304,500
300,400	301,200
297,100	297,900
293,800	294,600
290,500	291,300
276,700	277,500

を に改める。

262,700	263,500
249,200	250,000
235,300	236,100
221,600	222,400
204,000	204,800
186,900	187,700
169,600	170,400
152,000	152,800
134,000	134,800
115,700	116,500
97,800	98,600
71,800	72,600
47,500	48,300

第36条中「100分の150以下」を「6月に支給する場合においては100分の150以下、12月に支給する場合においては100分の170以下」に、「100分の35以下」を「6月に支給する場合においては100分の35以下、12月に支給する場合においては100分の40以下」に改める。

第2条 給料等の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第18条の5第3項第1号中「6,000円」を「8,000円」に改め、同項第2号中「13,000円」を「16,000円」に改め、同項第3号中「20,000円」を「24,000円」に改め、同項第4号中「26,000円」を「32,000円」に改め、同項第5号中「33,000円」を「40,000円」に改め、同項第6号中「38,000円」を「46,000円」に改め、同項第7号中「43,000円」を「52,000円」に改め、同項第8号中「48,000円」を「58,000円」に改め、同項第9号中「53,000円」を「64,000円」に改め、同項第10号中「58,000円」を「70,000円」に改める。

第36条中「6月に支給する場合においては100分の150以下、12月に支給する場合においては100分の170以下」を「100分の160以下」に、「6月に支給する場合においては100分の35以下、12月に支給する場合においては100分の40以下」を「100分の37.5以下」に改める。

(給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第3条 給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則(平成27年奈良市規則第51号)の一部を次のように改正する。

附則第8項中「100分の15」を「100分の15.5」に改める。

附則第9項中「100分の18」を「100分の18.5」に改める。

第4条 給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を次のように改正する。

附則第8項中「100分の15.5」を「100分の16」に改める。

附則第9項中「100分の18.5」を「100分の20」に改める。

附則第10項中「26,000円」を「30,000円」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の給料等の支給に関する規則及び第3条の規定による改正後の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(定義)

3 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 経過措置額支給特定職員 奈良市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年奈良市条例第68号。以下「平成26年改正条例」という。)附則第7項に規定するものであり、かつ、平成27年4月1日前に55歳に達したものであって、同条の規定による給料を支給されるものをいう。

(2) 施行日 奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成28年奈良市条例第2号。以下「平成27年改正条例」という。)の施行の日をいう。

(3) 改正後の給与条例 平成27年改正条例第1条の規定による改正後の奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年奈良市条例第21号)をいう。

(4) 改正前の給与条例 平成27年改正条例第1条の規定による改正前の奈良市一般職の職員の給与に関する条例をいう。

(経過措置額支給特定職員に対する給与の支給の特例)

4 経過措置額支給特定職員に対する平成27年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この附則の規定(第1項、第2項及び第6項の規定を除く。)の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定(平成26年改正条例附則第7項の規定を含む。次項において同じ。)により支給されるべき額が、改正前の給与条例の規定(平成26年改正条例附則第7条の規定を含む。以下この項及び次項において同じ。)により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の給与条例の規定により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。

- (1) 給料
- (2) 地域手当
- (3) 時間外勤務手当
- (4) 休日勤務手当
- (5) 夜間勤務手当
- (6) 期末手当
- (7) 勤勉手当

5 経過措置額支給特定職員（市長が定める職員を除く。）に対する平成27年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る給与条例第10条その他の条例等の規定による給与の減額（市長が定めるものに限る。第8項において「第10条等減額」という。）に当たっては、この附則の規定（次項の規定を除く。）の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額が、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。

（平成26年改正条例附則第8項又は第9項の規定による給料の特例）

6 平成27年4月1日から施行日の前日までの間において給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成27年奈良市規則第51号。以下「平成26年改正規則」という。）附則第3項第2号に掲げる場合に該当した職員に対する平成26年改正条例第8項又は第9項の規定による給料については、平成26年改正規則附則第3項又は第5項の規定にかかわらず、市長の定めるところによる。

7 平成27年4月1日から施行日の前日までの間において、経過措置額支給特定職員について、改正後の給与条例の規定による給料月額から奈良市一般職の職員の給与に関する条例附則第18項第1号に定める額に相当する額を減じた額と平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額が、改正前の給与条例の規定による給料月額から給与条例附則第18項第1号に定める額に相当する額を減じた額と平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額に達しないときにおける平成26年改正規則第6項の規定の適用については、同項中「切り捨てた」とあるのは、「切り上げた」とする。

8 前項の規定は、経過措置額支給特定職員に対して支給される第4項各号に掲げる給与の額及び経過措置額支給特定職員に対する第10条等減額の額の算定の基礎となる場合における平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料については、適用しない。

（委任）

9 前6項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（平成28年3月22日揭示済）

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第7号

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則
奈良市国民健康保険規則（昭和34年奈良市規則第11号）
の一部を次のように改正する。

別記第4号様式の2を次のように改める。

第4号様式の2 (第15条関係)

奈良市国民健康保険料 通知書

あなたの世帯の
年 月 日 から
年 月 日 まで
() の国民健康保険料を
しましたので通知します。

奈良市長

お問い合わせの際は、右記の記号番号をお知らせください。
お問い合わせ先

TEL

FAX

印

記号番号

銀行名
支店名
口座種別
口座番号
口座名義人

Table with columns for insurance types (国民健康保険料, 介護納付金賦課額保険料, etc.) and monthly payment amounts (前月, 今月, etc.).

※基礎控除額とは、 年中の総所得金額等(退職所得を含まない) から 3.3万円(市・県民税基礎控除額)を差し引いた額です。(基礎控除後の総所得金額等)

Table for quarterly payments (各期のお支払い額は、次のとおりです。), showing monthly and quarterly amounts for periods 1 through 10.

※ 金解振図(窓口)等でお支払いをいただいていたから当課で確認の取れるまで2週間程度かかる場合があります。
お支払い済みで行き違いとなった場合はご連絡ください。

Table for annual total (翌年度収め特例徴収金額), showing monthly and quarterly amounts for the next fiscal year.

3. 世帯で国民健康保険に加入している人の保険料の個人別内訳と加入期間は、次のとおりです。

Table for individual insurance details (国保加入者氏名, 変更内容, 加入期間, etc.), including a section for non-payment (不届申立). (注) 不届申立について記載する。

Summary table for insurance types (国民健康保険料, 介護納付金賦課額保険料, etc.) showing total amounts and average monthly amounts.

(注) 余白に記載内容の説明について、裏面に国民健康保険料の算出方法等について記載する。

別記第6号様式を次のように改める。

第6号様式（第16条関係）

年 月 日

(宛先) 奈良市長

国民健康保険料減免申請書
下記のとおり国民健康保険料の減免を申請します。

(申請者)
住所

氏名

⑩

該当条項	国民健康保険条例第21条第1項
減免を受けようとする事由	

内 訳
(

様分)

賦課年度	相当年度	科目	記号番号	期別	納期限	保険料
		小計 合計				
作成日						

奈良市規則第10号

奈良市消費生活センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市消費生活センター条例（平成28年奈良市条例第22号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開所時間)

第2条 センターの開所時間は、午前9時から午後4時までとする。

2 市長は、特に必要があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、開所時間を変更することができる。

(休所日)

第3条 センターの休所日は、奈良市の休日定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認める場合は、休所日を変更し、又は臨時に休所し、若しくは開所することができる。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(奈良市庁舎管理規則の一部改正)

2 奈良市庁舎管理規則（昭和42年奈良市規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表消費生活相談センターの項中「消費生活相談センター」を「消費生活センター」に改める。

(平成28年3月31日揭示済)

奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第11号

奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年奈良市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「就学児（児童に限る。）」を「小学生（乳幼児を除く子ども（以下「就学児」という。）のうち12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）」に改め、同項第3号中「就学児（児童を除く。）」を「中学生（小学生を除く就学児をいう。以下同じ。）」に改め、同条第2項第2号中「就学児（児童に限る。）」を「児童」に改め、同項第3号中「就学児（児童を除く。）」を「中学生」に改める。

第4条の2第2号ア中「（児童に限る。）」を削る。

別記第3号様式の2中「入院のみ」を「中学生」に改め、同様式（注）中「この証は、入院のみ有効です。」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 新規則の規定に基づく子ども医療費受給資格証の交付は、施行日前においても行うことができる。

4 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則別記第3号様式の2の規定に基づき作成されている子ども医療費受給資格証は、当分の間、新規則別記第3号様式の2の規定に基づく乳幼児医療費受給資格証及び子ども医療費受給資格証とみなす。

(平成28年3月31日揭示済)

奈良市各種検診実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第12号

奈良市各種検診実施規則の一部を改正する規則

奈良市各種検診実施規則（平成27年奈良市規則第87号）の一部を次のように改正する。

別表胃がん検診の項中「35歳以上」を「40歳以上」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(平成28年3月31日揭示済)

奈良市公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第13号

奈良市公有財産規則の一部を改正する規則

奈良市公有財産規則（昭和49年奈良市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「引継ぎ」を「取得等」に改め、同条第1項中「公有財産引継書（別記第1号様式）」を「公有財産台帳に登録すべき事項を記載した文書」に、「引き継がなければ」を「報告しなければ」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 総務部長は、前項の規定により報告を受けたときは、公有財産台帳の調製等必要な事項を処理しなければならない。

第7条第3項を削る。

第43条第1項及び第47条第1項中「調整」を「調製」に改める。

附則に次の1項を加える。

(遅延利息の割合の特例)

- 3 当分の間、第33条第2項(第28条の2及び第42条において準用する場合を含む。)に規定する遅延利息の年14.6パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式 削除

別記第3号様式を次のように改める。

第3号様式

(表)

(裏)

- 7(3) 権利譲渡等の禁止
許可物件に関する権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は許可物件を定められた目的以外に使用しないこと。
- 7(4) 原状変更の制限
許可物件を改築、改装又は造作しようとするときは、その旨を文書により申し出て、文書による承諾を得ること。
- 7(5) 使用状況の立入調査
許可物件の管理上必要があるときは、許可物件に立ち入り、使用状況について調査することがある。この場合においては、これを拒まないこと。
- 7(6) 滅失、損壊の責任
許可物件を滅失又は損壊したときは、直ちにその旨を申し出て、速やかに原状に回復し、又は損害を賠償すること。
- 7(7) 許可の取消等
ア 許可条件に違反したとき又は本市において許可物件を公用若しくは公共用に供する必要が生じたときは、許可期間中であってもこの許可を取り消すことがある。
イ 許可期間が満了した場合は許可を取り消した場合には、許可期間中に許可物件に投じた有益費等又は許可が取り消されたことにより生じた損害があっても、その補償は一切行わない。
- 7(8) 原状回復
許可期間が満了したとき又は許可を取り消されたときは、直ちに許可物件を原状に回復し返還すること。この場合において、本市係員の検査を受けること。
- 7(9) 連帯保証人の変更
連帯保証人がその資格をなくしたときは、遅滞なく新たな連帯保証人を立てること。連帯保証人を変更するときも、また同様とすること。
- 7(10) 住所、氏名等の変更の届出
次のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を届け出ること。
ア あなた又は連帯保証人が住所又は氏名を変更したとき。
イ この許可に関する権利を相続により継承したとき。

(注) 1 許可条件については、必要に応じて修正の上、使用することができる。
2 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第 号
年 月 日

行政財産使用許可書

奈良市長

様

印

年 月 日 付で申請のありました行政財産の使用については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項及び奈良市公有財産規則（昭和49年奈良市規則第29号）第21条の規定により、下記の条件を付して許可します。

記

1 名称
許可物件
所在
区分
数量

使用部分 別添図面のとおり

2 使用目的

3 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 使用料 円

5 使用許可条件

- (1) 使用料の支払い方法
使用料については、別に指定する方法により納付すること。
- (2) 光熱水費等の負担
ア 使用した電気、ガス、水道、電話等の料金は、別に指定する方法により納付すること。
イ 上記の光熱水費等を指定する期日までに納付しなかったときは、その期日の翌日から納付した日までの日数に及び、当該金額につき年パーセントの割合で計算した金額（当該金額の計算に係る年当たりの割合は、周年の日を含む期間についてのもるる5日当たりの割合とする。）を遅延利息として光熱水費等に加算して納付すること。

別記第9号様式の(1)から(4)までを次のように改める。

第9号様式(1)

公有財産台帳(土地)							年	月	日	ページ	
施設名称 施設所在地								索引番号 (当初番号) 財産分類			
種目	所管課名		所属名								
【所在地】											
【取得年月日】	年 月 日		【取得事由】	【取得公簿面積】		㎡	【取得実測面積】	㎡			
【取得価格】	円		【1㎡当り評価額】	円							
【取得相手先】											
【取得相手先住所】											
【用益物件等】	【測量】										
No.	異動年月日	増			減			現在		台帳記載年月日	
	異動事由	数量(㎡)	価格(円)	数量(㎡)	価格(円)	数量(㎡)	価格(円)				
001	年 月 日	公簿 実測		公簿 実測		公簿 実測			年 月 日		
【登記情報】		【年月日】	年 月 日	【目的】		【使用形態】					
【沿革】								異動情報			
【備考1】								【索引番号】			
【備考2】								【財産分類】			
								【所管課名】			
								【所属名】			
		公簿 実測		公簿 実測		公簿 実測					
【登記情報】		【年月日】	年 月 日	【目的】		【使用形態】					
【沿革】								異動情報			
【備考1】								【索引番号】			
【備考2】								【財産分類】			
								【所管課名】			
								【所属名】			
		公簿 実測		公簿 実測		公簿 実測					
【登記情報】		【年月日】	年 月 日	【目的】		【使用形態】					
【沿革】								異動情報			
【備考1】								【索引番号】			
【備考2】								【財産分類】			
								【所管課名】			
								【所属名】			

第9号様式(2)

公有財産台帳(立木等)							年	月	日	ページ	
施設名称 施設所在地								索引番号 (当初番号) 財産分類			
種目	所管課名		所属名								
【名称】											
【所在地】											
【取得年月日】	年 月 日		【取得事由】		本						
【取得数量】	円		【取得価格】		円						
【借地】	【所有者又は借貸人】		【数量】		㎡						
No.	異動年月日	増			減			現在		台帳記載年月日	
	異動事由	数量(本)	価格(円)	数量(本)	価格(円)	数量(本)	価格(円)				
001	年 月 日								年 月 日		
【沿革】								異動情報			
【備考1】								【索引番号】			
【備考2】								【財産分類】			
								【所管課名】			
								【所属名】			
【沿革】								異動情報			
【備考1】								【索引番号】			
【備考2】								【財産分類】			
								【所管課名】			
								【所属名】			
【沿革】								異動情報			
【備考1】								【索引番号】			
【備考2】								【財産分類】			
								【所管課名】			
								【所属名】			

第9号様式(3)

公有財産台帳(建物)

年 月 日 ページ

施設名称 施設所在地							索引番号 (当初番号) 財産分類				
種目	所管課名		所属名								
【建築名称】 【所在地】											
【建築年月日】	年 月 日	【構造】	【屋根】		【階数】	【地上】	階	【地下】	階	【塔屋】	階
【取得時情報】	【取得年月日】	年 月	【取得事由】	【取得面積】	(建)	m ²	(延)	m ²	【取得価格】	円	
【容積面積(m ²)】	[B2]	[B1]	[1F]	[2F]	[3F]	[4F]	[5F]	[6F]	[8F]	【その他】	
【取得相手先】											
【取得相手先住所】											
【借地】	【所有者又は賃貸人】								【数量】		m ²
【火災保険】											
No.	異動年月日	増		減		現在				台帳記載年月日	
	異動事由	数量 (m ²)	価格 (円)	数量 (m ²)	価格 (円)	数量 (m ²)	価格 (円)				
001	年 月 日	建 延		建 延		建 延				年 月 日	
	【登記情報】	【年月日】	【目的】		【使用形態】						
	【沿革】										
	【備考1】										
	【備考2】										
		建 延		建 延		建 延					
	【登記情報】	【年月日】	【目的】		【使用形態】						
	【沿革】										
	【備考1】										
	【備考2】										
		建 延		建 延		建 延					
	【登記情報】	【年月日】	【目的】		【使用形態】						
	【沿革】										
	【備考1】										
	【備考2】										
		建 延		建 延		建 延					
	【沿革】										
	【備考1】										
	【備考2】										

第9号様式(4)

公有財産台帳(工作物)

年 月 日 ページ

施設名称 施設所在地							索引番号 (当初番号) 財産分類				
種目	所管課名		所属名								
【設置場所】 【使用形態】 【建物番号】 【構造形式等】											
【借地】	【所有者又は賃貸人】								【数量】		m ²
No.	異動年月日	増		減		現在				台帳記載年月日	
	異動事由	数量 (個)	価格 (円)	数量 (個)	価格 (円)	数量 (個)	価格 (円)				
001	年 月 日									年 月 日	
	【沿革】										
	【備考1】										
	【備考2】										
	【沿革】										
	【備考1】										
	【備考2】										
	【沿革】										
	【備考1】										
	【備考2】										

別記第9号様式の(6)及び(7)を次のように改める。

第9号様式(6)

公有財産台帳（有価証券）								年	月	日	ページ
名称								索引番号 (当初番号)			
種目	所管課名			所属名							
【登録機関】 【登録番号】 【内容】 【相手先】 [名称] [住所] [事業内容] [設立年月日] 年 月 日											
No.	異動年月日	増		減		現在		台帳記載年月日			
	異動事由	数量(株)	価格(円)	数量(株)	価格(円)	数量(株)	価格(円)	年 月 日			
001	年 月 日							年 月 日			
【法人資本金情報】		【異動年月日】	年 月 日	【金額】	円	【異動事由】		異動情報	【索引番号】	【財産分類】	【所管課名】
【沿革】									【所管課名】	【所属名】	
【備考1】											
【備考2】											
【法人資本金情報】		【異動年月日】	年 月 日	【金額】	円	【異動事由】		異動情報	【索引番号】	【財産分類】	【所管課名】
【沿革】									【所管課名】	【所属名】	
【備考1】											
【備考2】											
【法人資本金情報】		【異動年月日】	年 月 日	【金額】	円	【異動事由】		異動情報	【索引番号】	【財産分類】	【所管課名】
【沿革】									【所管課名】	【所属名】	
【備考1】											
【備考2】											

第9号様式(7)

公有財産台帳（出資による権利）								年	月	日	ページ
名称								索引番号 (当初番号)			
種目	所管課名			所属名							
【登録機関】 【登録番号】 【内容】 【相手先】 [名称] [住所] [事業内容] [設立年月日] 年 月 日											
No.	異動年月日	増		減		現在		台帳記載年月日			
	異動事由	数量(件)	価格(円)	数量(件)	価格(円)	数量(件)	価格(円)	年 月 日			
001	年 月 日							年 月 日			
【法人資本金情報】		【異動年月日】	年 月 日	【金額】	円	【異動事由】		異動情報	【索引番号】	【財産分類】	【所管課名】
【沿革】									【所管課名】	【所属名】	
【備考1】											
【備考2】											
【法人資本金情報】		【異動年月日】	年 月 日	【金額】	円	【異動事由】		異動情報	【索引番号】	【財産分類】	【所管課名】
【沿革】									【所管課名】	【所属名】	
【備考1】											
【備考2】											
【法人資本金情報】		【異動年月日】	年 月 日	【金額】	円	【異動事由】		異動情報	【索引番号】	【財産分類】	【所管課名】
【沿革】									【所管課名】	【所属名】	
【備考1】											
【備考2】											

附 則
(施行期日)
1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市公有財産規則別記第3号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。

(平成28年3月31日揭示済)

奈良市庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第14号

奈良市庁舎管理規則の一部を改正する規則
奈良市庁舎管理規則（昭和42年奈良市規則第18号）の別記第5号様式の聴覚・平衡・音声・言語又はそしやくの機能障害の状態及び所見中

「2 「平衡機能障害」の状態及び所見
「(5) 身体障害者手帳（聴覚障害）の所持
状況（注）2級と診断する場合、記載すること。

2 「平衡機能障害」の状態及び所見

所見を次のように改める。

部を次のように改正する。

第16条の2を削る。

第17条第3項中「、又は防火責任者の指示に従い」を削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(平成28年3月31日揭示済)

奈良市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第15号

奈良市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則
奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）の一部を次のように改正する。

「2 「平衡機能障害」の状態及び所見中

」を

「(5) 身体障害者手帳（聴覚障害）の所持

有・無

に改め、同様式の呼吸器の機能障害の状況及び

」

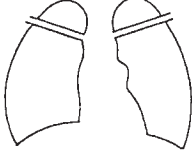
呼吸器の機能障害の状況及び所見

(該当するものを○で囲むこと。)

1 身体計測
身長 _____ cm 体重 _____ kg

2 活動能力の程度 (Room Air)
ア 激しい運動をした時だけ息切れがある。
イ 平坦な道を早足で歩く、あるいは緩やかな上り坂を歩く時に息切れがある。
ウ 息切れがあるので、同年代の人より平坦な道を歩くのが遅い、あるいは平坦な道を自分のペースで歩いている時、息切れのために立ち止まることがある。
エ 平坦な道を約100m、あるいは数分歩くと息切れのために立ち止まる。
オ 息切れがひどく家から出られない、あるいは衣服の着替えをする時にも息切れがある。

3 胸部エックス線写真所見 (_____ 年 _____ 月 _____ 日)
ア 胸膜癒着 (無・軽度・中等度・高度)
イ 気腫化 (無・軽度・中等度・高度)
ウ 線維化 (無・軽度・中等度・高度)
エ 不透明肺 (無・軽度・中等度・高度)
オ 胸郭変形 (無・軽度・中等度・高度)
カ 心・縦隔の変形 (無・軽度・中等度・高度)



4 換気機能 (_____ 年 _____ 月 _____ 日)
ア 予測肺活量 □ . □ □ L (実測肺活量 □ . □ □ L)
イ 1秒量 □ . □ □ L (実測努力肺活量 □ . □ □ L)
ウ 予測肺活量1秒率 □ □ . □ % (= $\frac{イ}{ア} \times 100$)
(アについては、下記の予測式を使用して算出すること。)
肺活量予測式 (L)
男性 0.045×身長(cm) - 0.023×年齢(歳) - 2.258
女性 0.032×身長(cm) - 0.018×年齢(歳) - 1.178
(予測式の適応年齢は男性18-91歳、女性18-95歳であり、適応年齢範囲外の症例には使用しないこと。)

5 動脈血ガス (_____ 年 _____ 月 _____ 日 : 採血時の呼吸数 _____)
ア O₂ 分圧 : □ □ □ . □ Torr
イ CO₂ 分圧 : □ □ □ . □ Torr
ウ pH : □ . □ □
エ 採血より分析までに時間を要した場合 □ □ 時間 □ □ 分
オ 耳朶血を用いた場合 : [_____]
カ 継続して酸素吸入が必要であり、RoomAirでの検査が実施できない場合は下記事項も記入すること
(a) 酸素吸入直後に検査を実施 (酸素量 _____ 1/分を _____ 分間吸入)
(b) 酸素吸入中に検査を実施 (酸素量 _____ 1/分)
キ 労作時に SpO₂ の低下がある場合
労作の内容 (_____)
SpO₂ _____ %

6 その他の臨床所見

別記第5号様式の肝臓の機能障害の状態及び所見中

合計点数	点	点
3点項目の有無 (血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値)	有 ・ 無	有 ・ 無

を

合計点数	点	点
(○で囲む)	5～6点・7～9点・10点以上	5～6点・7～9点・10点以上
肝性脳症又は腹水の項目を含む3項目以上における2点以上の有無	有 ・ 無	有 ・ 無

に

改める。

別記第6号様式及び第7号様式を次のように改める。

第6号様式 (第7条関係)

身体障害者居住地等変更・返還届

(宛先) 奈良市長

年 月 日

届出人氏名 (代理の場合のみ) _____

連絡先 _____

申請者氏名 _____

個人番号 _____

生年月日 年 月 日

手帳番号 _____

次のおり届け出ます。

- 1 返還理由 (返還の場合のみ) 死亡 手帳再交付 その他 ()
- 2 変更事項 (変更の場合のみ) 市内住所変更 転入 転出 氏名変更
- 3 返還・変更年月日 年 月 日
- 4 変更内容
 - ・住所 新 _____ 旧 _____ 電話 _____
 - ・氏名 新 _____ 旧 _____

15歳未満の児童
(ふりがな)

氏名 新 _____ 旧 _____

生年月日 年 月 日

個人番号 _____

※15歳未満の児童について申請する際には、申請者の個人番号は記入する必要があります。

(注) 転入の場合は、身体障害者手帳の写しを添付してください。

第7号様式 (第7条関係)

身体障害者手帳交付申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

次のおり申請します。

・新規申請・再交付 (等級変更・障害名追加・破損・紛失・再認定) (該当するものを○で囲んでください)

1 申請者について

住所 _____ 電話 _____

(ふりがな) 個人番号 _____

氏名 (自署又は記名押印) (印) _____

生年月日 年 月 日

性別 男 ・ 女 15歳未満の児童の
場合には児童との続柄 _____

15歳未満の児童
(ふりがな) 個人番号 _____

氏名 _____

生年月日 年 月 日 性別 男 ・ 女 _____

※15歳未満の児童について申請する際には、申請者の個人番号は記入する必要があります。

- 2 現在お持ちの手帳について 種別・等級 (1・2) 種 級
- 手帳番号 都道府県市 交付年月日 年 月 日

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市身体障害者福祉法施行細則別記第6号様式及び第7号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成28年3月31日揭示済)

奈良市情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第16号

奈良市情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「不服申立て」を「審査請求」に、「」を「」に改める。

- (1) 奈良市情報公開条例施行規則（平成19年奈良市規則第91号）別記第14号様式
- (2) 奈良市個人情報保護条例施行規則（平成21年奈良市規則第79号）別記第27号様式
- (3) 奈良市特定個人情報保護条例施行規則（平成27年奈良市規則第73号）別記第27号様式

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(平成28年3月31日揭示済)

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第17号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和62年奈良市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(平成28年3月31日揭示済)

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第18号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年奈良市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号中「又は住所」を「、住所若しくは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号（以下この号において「個人番号」という。）」に改め、「場合」の次に「又は新たに個人番号の通知を受けた場合」を加える。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

(平成28年3月31日揭示済)

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第19号

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和43年奈良市規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5級の項中「幼保連携型認定こども園」を「こども園」に改め、同表の6級の項を次のように改める。

6 級	1 課長補佐の職務 2 所長補佐の職務 3 場長補佐の職務 4 主査の職務 5 グループ長の職務 6 市民サービスセンター所長の職務 7 東寺林連絡所長の職務 8 人権文化センター所長の職務 9 児童館長の職務 10 こども園長、保育園長及び幼稚園長の職務 11 保健センター所長の職務 12 衛生浄化センター所長の職務 13 奈良阪処分地管理事務所長の職務 14 消費生活センター長の職務 15 土木管理センター所長の職務 16 西部図書館長及び北部図書館長の職務 17 史料保存館長の職務 18 学校給食センター所長の職務 19 教育支援室長の職務 20 消防署長補佐、中隊長又は消防分署長の職務 21 指揮支援隊長の職務 22 選挙管理委員会事務局次長の職務 23 農業委員会事務局次長の職務
-----	---

別表第1の7級の項中

「12 学校教育課いじめ対策生徒指導
室長の職務

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 13 教員支援室長の職務 | 「12 消防署長の職務 |
| 14 消防署長の職務 | 13 消防副署長の職務 |
| 15 消防副署長の職務 | 14 文化財防災官の職務 |
| 16 文化財防災官の職務 | 15 防災センター所長の職務 |
| 17 防災センター所長の職務 | 16 指揮救助隊長の職務 |
| 18 指揮救助隊長の職務 | 17 農業委員会事務局長の職務 |
| 19 選挙管理委員会事務局長の職務 | |
| 20 農業委員会事務局長の職務 | |
- に改める。

別表第1の8級の項中「相当の経験を有する選挙管理委員会事務局長」を「選挙管理委員会事務局長」に改める。

別表第3の4の項中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

別表第5備考第4項中「又は歯学に関する課程」を「若しくは歯学に関する課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修学年限4年のものに限る。）」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(平成28年3月31日揭示済)

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第20号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正

する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（奈良市職員の任用に関する規則の一部改正）

第1条 奈良市職員の任用に関する規則（昭和43年奈良市規則第20号）の一部を次のように改正する。

本則中「一に」を「いずれかに」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

第2条第1号中「現に職員でない者を新たに」を「職員以外の者を」に、「場合」を「こと（臨時的任用を除く。）」に改め、同条第2号から第5号までを次のように改める。

- (2) 昇任 職員をその職員が現に任命されている職より上位の職制上の段階に属する職員の職に任命することをいう。
- (3) 降任 職員をその職員が現に任命されている職より下位の職制上の段階に属する職員の職に任命することをいう。
- (4) 転任 職員をその職員が現に任命されている職以外の職員の職に任命することであつて、前2号及び

次号に定めるものに該当しないものをいう。

(5) 配置換 職員をその職員が現に任命されている職と任命権者を同じくする他の職（職制上の段階を同じくするものに限る。）に任命することをいう。

第2条第6号中「転任、配置換又は降任」を「降任、転任又は配置換」に、「場合」を「こと」に改める。

第3条中「いずれか一の」を「いずれかの」に改める。

第4条第2項中「職務遂行の能力を有するかどうかを正確に判定することを」を「受験者が、当該試験に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力（地方公務員法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力をいう。以下同じ。）及び当該試験に係る職についての適性を有するかどうかを正確に判定することをもつて」に改める。

第8条第3号中「任用候補者名簿を作製し、任用候補者」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿を作成し、採用候補者又は昇任候補者」に改める。

第10条第2項中「すべての」を「全ての」に改める。

第11条の見出し中「任用候補者名簿」を「採用候補者名簿等」に改め、同条第1項中「任用候補者名簿（採用候補者名簿又は昇任候補者名簿。以下「名簿」という。）」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿」に改め、同条第2項中「名簿」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿」に改め、同条第3項中「名簿の」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿の」に改める。

第12条の見出し中「名簿」を「採用候補者等の採用候補者名簿等」に改め、同条中「名簿に記載された者（以下「任用候補者」という。）」を「採用候補者又は昇任候補者」に、「名簿から」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿から」に改め、同条第1号中「職員」を「職」に改め、同条第2号中「任用」を「採用若しくは昇任」に、「応じない」を「応答しない」に改め、同条第3号中「名簿」を「採用候補者名簿若しくは当該昇任候補者名簿」に、「堪えられない」を「堪えない」に改め、同条第4号中「試験」を「採用試験又は当該昇任試験」に、「明らかに」を「明らかと」に改め、同条第5号中「受験の申込み又は試験について」を「当該採用試験若しくは当該昇任試験の受験の申込み又は当該採用試験若しくは当該昇任試験において」に改め、同条第6号中「任用候補者が退職した」を「職員でなくなつた」に改める。

第13条の見出し中「名簿」を「採用候補者等の採用候補者名簿等」に改め、同条中「名簿から」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿から」に、「任用候補者」を「採用候補者又は昇任候補者」に、「名簿に復活させる」を「採用候補者名簿又は当該昇任候補者名簿に復活させる」に改め、同条第1号中「任用」を「採用又は昇任」に、「応じない」を「応答しない」に、「名簿」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿」に、「任用候補者」を「者」に、「応じる」を「応答する」に改め、同条第2号中「名簿」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿」に、「任用候補者」を「者」に改める。

第14条中「任用候補者」を「採用候補者又は昇任候補者」に改める。

第15条中「職への採用」を「職へ職員を採用する場合」に改める。

第16条中「職への昇任」を「職へ職員を昇任させる場合」に改め、同条第1号及び第2号中「への昇任」を削る。

第17条第1項中「選考される者の当該職の職務の遂行能力の有無を判定することを」を「当該選考に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該選考に係る職についての適性を有するかどうかを正確に判定することをもつて」に改める。

第18条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第19条第1項中「条件附期間」を「条件付期間」に改める。

（奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正）

第2条 奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和43年奈良市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項及び第2項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項第1号中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の奈良市職員の任用に関する規則の規定によってした又はすべき行為であつて、この規則による改正後の奈良市職員の任用に関する規則（以下この条において「改正後の規則」という。）の規定に相当の規定があるものは、改正後の規則の相当の規定によってした又はすべき行為とみなす。

（平成28年3月31日揭示済）

職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第21号

職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和27年奈良市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

2 前項の旅行命令簿等は、庶務事務システム（電子計算機を利用して庶務に関する事務を行う情報処理システムをいう。以下同じ。）で作成されるものをもつてこれに代えることができる。

第6条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、旅費の請求手続は、庶務

事務システムに必要な事項を入力することにより行うことができる。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(平成28年3月31日掲示済)

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第22号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則(昭和41年奈良市規則第5号)の一部を次のように改正する。

第34条第2項第2号中「職員」の次に「(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である職員を除く。)」を加える。

別表第1市長の事務部局の部中「土木管理センター所長」を「消費生活センター長 土木管理センター所長」に改め、同表教育委員会の事務部局の部中「職務の級7級の主幹 学校教育課いじめ対策生徒指導室長」を「職務の級7級の主幹」に改め、同表学校その他の教育機関の部中「職務の級7級の主幹 教員支援室長」を「職務の級7級の主幹」に、「室長補佐 主査」を「主査 教員支援室長」に改め、同表選挙管理委員会の事務部局の部局長の項を次のように改める。

局長	85,700円	10,000円	5,000円	100分の18
----	---------	---------	--------	---------

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(平成28年3月31日掲示済)

奈良市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第23号

奈良市会計規則の一部を改正する規則

奈良市会計規則(昭和40年奈良市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「、埋蔵文化財調査センター」を削る。

第11条中「調定票」を「調定決議書」に改める。

第22条中「戻出命令書」を「過誤納金還付命令書」に改める。

第22条の3第1項中「又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条第4項」を「、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条第4項又は子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)附則第6条第5項」に改める。

第23条第1項中「支出負担行為何書」を「支出負担行為書」に改め、同項第2号イ(ウ)中「保育所、」を「施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費、特例地域型

保育給付費、特定保育所に係る委託費及び」に改め、同条第2項中「支出負担行為何書」を「支出負担行為書」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 同一債権者に対し、同時に2以上の歳出科目から支出負担行為をしようとするときは、同一所属年度及び同一会計に係る支出負担行為に限り、支出負担行為書(併合)(別記第8号様式の2)によつて、併合して行うことができる。この場合において、当該支出負担行為書(併合)に科目内訳書(別記第8号様式の3)を添えるものとする。

第23条第4項中「電気料金」を「条例その他の規定に基づく定例の諸給与その他の給付、賃金、電気料金(次項に規定するものを除く。)」に改め、「電話料金」の次に「(次項に規定するものを除く。)」を加え、同条に次の3項を加える。

5 第1項の規定にかかわらず、関西電力株式会社の請求に係る電気料金又は西日本電信電話株式会社若しくはNTTコミュニケーションズ株式会社の請求に係る電話料金の支出については、当該支出に係る支出負担行為に係る権限が主務課長から会計課長に委任されたものとみなして、会計課長が、支出負担行為兼支出命令書によりこれを行うことができるものとする。この場合において、会計課長が関西電力株式会社又は西日本電信電話株式会社若しくはNTTコミュニケーションズ株式会社からの請求を一括して受け、電子計算機によりこれを処理し、当該主務課長がその内容を確認するものとする。

6 第1項及び第4項の規定にかかわらず、条例その他の規定に基づく定例の諸給与その他の給付の支出については、当該支出に係る支出負担行為に係る権限が消防局総務課長及び教育委員会事務局教職員課長(以下「教職員課長等」という。)から人事課長に委任されたものとみなして、人事課長が、支出負担行為兼支出命令書によりこれを行うことができるものとする。この場合において、人事課長は、教職員課長等にあらかじめ定めた確認書を交付し、各課長がその内容を確認するものとする。

7 第1項及び第4項の規定にかかわらず、賃金の支出については、当該支出に係る支出負担行為に係る権限が主務課長から人事課長に委任されたものとみなして、人事課長が、支出負担行為兼支出命令書によりこれを行うことができるものとする。この場合において、人事課長は、当該主務課長にあらかじめ定めた確認書を交付し、当該主務課長がその内容を確認するものとする。

第27条第2項中「支出負担行為何書」を「支出負担行為書」に改め、同条第4項中「押印」の次に「、物品の現品確認日の記載及び物品分任出納員の押印並びに検収日の記載及び出納員の押印」を加え、同条第6項中「に規定する経費について、2以上の歳出科目にわたつて」を「及び第5項の経費について、同一の会計年度及び会計区分において2以上の歳出科目から」に、「支出負担行為兼支出命令書併合明細書(別記第12号様式)」を「科目内訳書」に改め、同条中第11項を第12項とし、第8項から第10項までを

1 項ずつ繰り下げ、同条第7項中「集合明細書」を「債権内訳書」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 同一債権者に対し、同時に2以上の歳出科目から支出しようとするときは、同一所属年度及び同一会計に係る支出命令に限り、支出命令書(併合)(別記第12号様式)によつて、併合して行うことができる。この場合において、当該支出命令書(併合)に科目内訳書を添えるものとする。

第28条を次のように改める。

第28条 削除

第31条第1項及び第2項並びに第34条中「精算書」を「精算命令書」に改める。

第38条第2項中「及び支払依頼書の送付」を削る。

第43条の2第1項中「収入金更正命令書(別記第26号様式)別表第1総務課の項中

式)又は支出更正命令書(別記第27号様式)」を「科目更正書(収入に係るものについては別記第26号様式、支出に係るものについては別記第27号様式)」に改める。

第43条の3第2項中「公金振替命令書」を「振替命令書」に改める。

第46条第2項を次のように改める。

2 前項第1号に規定する備品の細目は、会計管理者が別に定める。

第49条中「会計管理者又は会計課」を「指導監察課」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第72条の見出しを「(収入及び支払計画)」に改め、同条第1項中「収入予定表(別記第31号様式)及び支出予定表(別記第32号様式)」を「収入及び支払計画」に改め、同条第2項中「収入予定表及び支出予定表」を「収入及び支払計画」に改める。

「所管に係る実費徴収金の収納」を「1 所管に係る手数料の収納
2 所管に係る実費徴収金の収納」に改め、同表法務ガバナンス課の項中「法制係長及び係員」を「課長を除く課員」に、

「2 公報の売却代金の収納」を「2 公報の売却代金の収納
3 所管に係る実費徴収金の収納」に改め、同表住宅課の項中

「所管に係る使用料、手数料及び敷金並びにこれらの附帯金の収納」を

「1 所管に係る使用料、手数料、敷金及び共益費並びにこれらの附帯金の収納

2 所管に係る住宅のうち市が設置した貯水槽から給水を行うものに係る水道及び下水道の使用料の収納」に改め、同表都祁行政センター業務課の項中「業務課」を「地域振興課」に

改め、同表福祉政策課の項中「福祉政策課」を「地域福祉課」に、「地域福祉支援係長」を「総務管理係長」に改め、同表保健総務課の項中「保健総務課」を「医療政策課」に改め、同表企画総務課の項を次のように改める。

廃棄物対策課	総務係長及び係員	1 所管に係る手数料の収納 2 再利用製品の売却代金の収納 3 生活環境の保全上の支障の除去等の措置に係る費用の徴収金の収納
--------	----------	--

別表第1産業廃棄物対策課の項を削り、同表都市計画課の項中「総務係長及び係員」を「課長を除く課員」に改め、同表教育総務課の項を次のように改める。

教育総務課	課長を除く課員	1 所管に係る使用料の収納 2 所管に係る返納金の収納
-------	---------	--------------------------------

別表第1図書館の項の次に次のように加える。

学校教育課	課長を除く課員	1 所管に係る図書等の売却代金の収納 2 所管に係る複写料の収納
-------	---------	-------------------------------------

別表第2法務ガバナンス課長の項中

「2 公報の売却代金の収納」を「2 公報の売却代金の収納
3 所管に係る実費徴収金の収納」に改め、同表住宅課長の項を次のように改める。

住宅課長	1 所管に係る使用料、手数料、敷金及び 共益費並びにこれらの附帯金の収納 2 所管に係る住宅のうち市が設置した貯 水槽から給水を行うものに係る水道及び 下水道の使用料の収納
------	--

別表第2都祁行政センター業務課長の項中「業務課長」を「地域振興課長」に改め、同表福祉政策課長の項中「福祉政策課長」を「地域福祉課長」に改め、同表保健総務課長の項中「保健総務課長」を「医療政策課長」に改め、同表企画総務課長の項を次のように改める。

廃棄物対策課長	1 所管に係る手数料の収納 2 再利用製品の売却代金の収納 3 生活環境の保全上の支障の除去等の措 置に係る費用の徴収金の収納
---------	--

別表第2産業廃棄物対策課長の項を削り、同表教育総務課長の項中

「2 高等学校授業料、入学料及び入学考査料
の収納」を

「2 高等学校授業料、入学料及び入学考査料
の収納」に改め、同表図書館政策課長の項の次に次のように加える。
3 所管に係る返納金の収納」

学校教育課長	1 所管に係る図書等の売却代金の収納 2 所管に係る複写料の収納
--------	-------------------------------------

別表第5を削る。

第3号様式 (第11条関係)

調定決議書

年度	会計	所属	伝票番号
予算区分	起票日	年	月
款	決裁区分	日	
項目	予算現額	円	
目	調定額	円	
節	不納欠損額	円	
節	収入額	円	
細節	還付額	円	
細々節	収入未済額	円	
金額			
件名			
住所			
氏名			
代表者肩書			
代表者名			
備考			

第4号様式 (第9条、第11条、第22条の2、第71条関係)

領収済通知書 ㊦

〒 住所 氏名

年度 所屬 会計 細節

款 項目 節

282010 奈良県 奈良市

金額 円

納期限 年 月 日

摘要

発行日 年 月 日

管理番号 〒539-8794 大蔵貯金庫第7センター 収 済

印 加入者名 奈良市会計管理者 (奈良市保管)

納入書 ㊦

〒 住所 氏名

年度 所屬 会計 細節

款 項目 節

282010 奈良県 奈良市

金額 円

納期限 年 月 日

摘要

発行日 年 月 日

管理番号 奈良市会計管理者 (金融機関用)

印 加入者名 奈良市会計管理者 (金融機関用)

納入通知書・領収書 (公金払込書) ㊦

〒 住所 氏名

年度 所屬 会計 細節

款 項目 節

282010 奈良県 奈良市

金額 円

納期限 年 月 日

摘要

発行日 年 月 日

管理番号 奈良市長

印 加入者名 奈良市会計管理者 (納入者用)

上記金額を印し、提出

別記第3号様式から第8号様式までを次のように改める。

第5号様式 (第13条、第15条、第70条関係)

年度		歳入予算整理簿			所属					
会計		予算区分			目					
款		項			目					
節		細節			細々節					
日付	伝票区分 伝票番号	件名	相手先	予算現額	調定額	収入額	還付額	収入未済額	状態	

第6号様式 (第21条の2関係)

不納欠損票

伝票番号	-	
所属		
起票日	年 月 日	
決裁区分		
予算現額	円	
調定額	円	
不納欠損額	円	
収入額	円	
還付額	円	
収入未済額	円	
金額	億	万
件名		
件名等		
納入者	所 名	
住 氏	代 表 者 肩 書	
	代 表 者 名	
備 考		

第8号様式 (第23条、第27条関係)

支出負担行為書

年度 市	会計 副市長	所屬 課長	係員 課長	係員
市 長 副市長 課長 係長 係員				
議 案 議 決 議 案 議 決				
予算区分 款 項 目 業 業 業 大 中 小 節 細々節	起 票 日	年 月 日	係 員	
決 裁 区 分	決 裁 区 分			
予 算 現 額	契 約 方 法			
調 定 額	工 事 財 源			
不 納 欠 損 額	予 算 現 額	円		
取 入 額	負 担 行 為 額	円		
取 入 未 済 額	予 算 残 額	円		
	金 額	万 円		
		消費税等		
備 考	備 考	備 考	備 考	備 考
債 権 者	債 権 者	債 権 者	債 権 者	債 権 者
備 考	備 考	備 考	備 考	備 考
通 通	通 通	通 通	通 通	通 通
品 目・品 名	品 目・品 名	品 目・品 名	品 目・品 名	品 目・品 名
単 価/金 額	単 価/金 額	単 価/金 額	単 価/金 額	単 価/金 額
決 裁 日	決 裁 日	決 裁 日	決 裁 日	決 裁 日
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

第7号様式 (第22条関係)

過誤納金還付命令書

年度 市	会計 副市長	所屬 課長	係員 課長	係員
市 長 副市長 課長 係長 係員				
議 案 議 決 議 案 議 決				
予算区分 款 項 目 節 細々節	起 票 日	年 月 日	係 員	
決 裁 区 分	決 裁 区 分			
予 算 現 額	予 算 現 額	円		
調 定 額	調 定 額	円		
不 納 欠 損 額	不 納 欠 損 額	円		
取 入 額	取 入 額	円		
取 入 未 済 額	取 入 未 済 額	円		
	金 額	億 円		
備 考	備 考	備 考	備 考	備 考
債 権 者	債 権 者	債 権 者	債 権 者	債 権 者
備 考	備 考	備 考	備 考	備 考
支 払 予 定 日	支 払 予 定 日	支 払 予 定 日	支 払 予 定 日	支 払 予 定 日
支 払 方 法	支 払 方 法	支 払 方 法	支 払 方 法	支 払 方 法
受 取 方 法	受 取 方 法	受 取 方 法	受 取 方 法	受 取 方 法
支 払 印	支 払 印	支 払 印	支 払 印	支 払 印

別記第8号様式の次に次の2様式を加える。

第8号様式の3 (第23条、第27条関係)

科目内訳書

年度	会 計	所 属	(親)伝票番号
予 算 区 分			
款 目	事 業 中 事 業 小 事 業	所 属	円
予 算 現 額			円
負 担 行 為 額			円
予 算 残 額			円
支 出 額			円
金 額			円
消 費 税 額			円
細 々 節 件 名			
予 算 区 分			
款 目	事 業 中 事 業 小 事 業	所 属	円
予 算 現 額			円
負 担 行 為 額			円
予 算 残 額			円
支 出 額			円
金 額			円
消 費 税 額			円
細 々 節 件 名			
予 算 区 分			
款 目	事 業 中 事 業 小 事 業	所 属	円
予 算 現 額			円
負 担 行 為 額			円
予 算 残 額			円
支 出 額			円
金 額			円
消 費 税 額			円
細 々 節 件 名			

第8号様式の2 (第23条、第27条関係)

支出負担行為書

(併合)

年度	会 計	所 属	伝票番号
市長	副市長	課長	係長
補佐	課長	係長	係員
合 議 欄			
起 票 日	年	月	日
決 裁 区 分			
契 約 方 法			
金 額	円		
消費税等			
件 名 等			
債 権 者			
備 考			

別記第9号様式から第17号様式までを次のように改める。

第9号様式 (第23条、第27条関係)

その1

支出負担行為
兼支出命令書

年度	市長	会計	副市長	課長	補佐	係長	係長	係員	
年度	市長	副市長	課長	補佐	係長			係員	
会計管理者 会計課長 補佐 係長 係 合 議 理									
予算区分 款 項 目 業 事 業 中 小 事 業 節 節 目 細 目 細 目 細 目	起票日						年	月	日
	決裁区分 契約方法								
	予算現額						円		
	支出負担為額						円		
	予算出支						円		
支出済額						円			
支払回数						円			
金額						円			
消費税等						円			
控除						円			
件名等						円			
備考						円			
債権者						円			
連番						項目・品名	数量	単価/金額	
								支払印	

その2

支出負担行為兼
支出命令書 (併合)

年度	市長	会計	副市長	課長	補佐	係長	係長	係員	
年度	市長	副市長	課長	補佐	係長			係員	
会計管理者 会計課長 補佐 係長 係 合 議 理									
予算区分 款 項 目 業 事 業 中 小 事 業 節 節 目 細 目 細 目	起票日						年	月	日
	決裁区分 契約方法								
	予算現額						円		
	支出負担為額						円		
	予算出支						円		
支出済額						円			
支払回数						円			
金額						円			
消費税等						円			
控除						円			
件名等						円			
備考						円			
債権者						円			
連番						項目・品名	数量	単価/金額	
								支払印	

第13号様式 (第27条関係)

債権内訳書

連番	住 氏 名	控 除 科 目	債 権 内 訳		備 考 欄
			金 額	控 除 額	

第12号様式 (第27条関係)

支出命令書(併合)

年度	会 計	市長	副市長	部長	課長	所 属	補佐	係長	係長	合 議	欄	伝票番号	係員																				
会 計 管 理 者	会 計 課 長	補 佐	係 長	係 長	係 長	合 議	欄	起 票 日	年 月 日	決 裁 区 分																							
								契 約 方 法																									
控 除	<table border="1"> <tr> <td>金 額</td> <td>千 円</td> <td>百 円</td> <td>十 円</td> <td>円</td> <td>分</td> <td>厘</td> </tr> <tr> <td>消 費 税 等</td> <td>千 円</td> <td>百 円</td> <td>十 円</td> <td>円</td> <td>分</td> <td>厘</td> </tr> <tr> <td>差 引 支 給 額</td> <td>千 円</td> <td>百 円</td> <td>十 円</td> <td>円</td> <td>分</td> <td>厘</td> </tr> </table>												金 額	千 円	百 円	十 円	円	分	厘	消 費 税 等	千 円	百 円	十 円	円	分	厘	差 引 支 給 額	千 円	百 円	十 円	円	分	厘
金 額	千 円	百 円	十 円	円	分	厘																											
消 費 税 等	千 円	百 円	十 円	円	分	厘																											
差 引 支 給 額	千 円	百 円	十 円	円	分	厘																											
件 名 等																																	
備 考																																	
債 権 権 者																																	
												支 払 印																					

第14号様式 (第27条関係)

支 出 調 査	
	支出金額 円
計 算 の 基 礎	
支 出 す べ き 理 由	
債 権 者 住 所 氏 名	
資 金 前 渡 受 領 者	
上記のとおり支出してください。 年 月 日 奈良市長	
課長	

第15号様式及び第16号様式 削除

第17号様式 (第31条、第34条関係)

その1

精算命令書

年度	市	所 属	係 員
市長	副市長	課長	係長
補佐	補佐	課長	係長
合計課長	補佐	係	課 長
伝票番号			
予算区分	起 票 日	年 月 日	
款 項 目	決 算 区 分	年 月 日	
大 事 業	受 領 日	年 月 日	
中 事 業	予 算 現 額	円	
小 事 業	執 行 向 額	円	
節 節	負 担 行 為 額	円	
細 々	予 算 残 額	円	
	利 用 可 能 額	円	
	支 出 額	円	
	負 担 残 額	円	
金額	万 円		
既支払額	円	正 当 額	円
件 名 等			
返 納 者			
備 考			

その2

過誤納金還付精算命令書

年度	市長	会計	副市長	会計管理者	部長	課長	補佐	係長	係員	伝票番号	-
会計課長 補佐 会計係長 係 合 議 冊											
予算区分	起票日							年	月	日	
款	決算区分										円
項目	予算現額										円
目	調定額										円
節	不納欠損額										円
細節	収入額										円
細々節	還付額										円
	収入未済額										円
金額							円				円
既支払額							円				円
正当額							円				円
件名	受領日 年 月 日										
等	戻入期限 年 月 日										
納入者											
備考											

別記第18号様式を次のように改める。

第18号様式（第31条、第34条、第36条の2、第37条の2関係）

戻入済通知書 ㊦

千住所氏名	金額	円
	納期限	年 月 日
	摘要	
年度 所屬	発行日	年 月 日
会計 大事業 中事業 細部	管理番号	
292010 奈良県 奈良市	千559-5794 大蔵府業務センター	
	取引先住所	領収済印
	口座番号	
	加入者名	奈良市会計管理者 (奈良市保管)

納入書 ㊦

千住所氏名	金額	円
	納期限	年 月 日
	摘要	
年度 所屬	発行日	年 月 日
会計 大事業 中事業 細部	管理番号	
292010 奈良県 奈良市	奈良市会計管理者 (金融機関用)	
	口座番号	領収済印
	加入者名	

返納通知書・領収書 ㊦

下記の金額を納期限までにお支払ください。

千住所氏名	金額	円
	納期限	年 月 日
	摘要	
年度 所屬	発行日	年 月 日
会計 大事業 中事業 細部	管理番号	
292010 奈良県 奈良市	奈良市会計管理者 (納入者用)	
	口座番号	領収済印
	加入者名	

下記の場所にてお支払ください。

第27号様式 (第43条の2関係)

科目更正書

年度 市役所	市役所	市長	副市長	課長	主任	係長	係長	係長	係長	係長	係長	係長	係長	係長	係長	係長	係長	係長	係長								
起票日	年	月	日	決裁区分	更正先	更正元																					
年度				年度	更正元																						
所屬																											
予算区分																											
款																											
項目																											
業																											
業																											
業																											
大																											
中																											
小																											
節																											
節																											
節																											
細																											
々																											
節																											
予算現額	円	予算現額	円	予算残額	円	予算残額	円	振替前額	円	振替前額	円	振替後額	円	振替後額	円	金額											
<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>元</td><td>角</td><td>分</td><td>厘</td><td>毫</td><td>微</td> </tr> </table>																			千	百	十	元	角	分	厘	毫	微
千	百	十	元	角	分	厘	毫	微																			
件名等																											
備考																											

別記第28号様式の次に次の1様式を加える。

第28号様式の2 (第43条の2、第43条の3関係)

年度 公金振替依頼書

(単位:円)

区分	振替命令		更正命令		控除額		合計		差引額 上段:歳入 下段:歳出
	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	

(上段:振替減 下段:振替増)

奈良市指定金融機関
(株)南都銀行本店営業部

第 号
年 月 日

奈良市 会計管理者

次のとおり公金振替を依頼します。

別記第29号様式から第32号様式までを次のように改める。

第29号様式 (第43条の3、第71条関係)

振替命令書

年度		市長	副市長	部長	課長	係長	所屬	伝票番号
起票日		振替元		振替先		決議欄		
年度	所屬	予算区分		予算現額		予算現額		
予算区分		項目		調整額		調整額		
事業		大		振替前額		振替前額		
中		中		振替後額		振替後額		
小		小		金額		金額		
節		節		億		万		
細々節		細々節		円		円		
等		等		円		円		
備考		備考		円		円		

第30号様式 (第49条関係)

物品請求書

No. _____

決 裁	課長	課長補佐	係長	係員

課名 _____

年 月 日

品名	数量	単位

品名	数量	単位

受付印

第31号様式及び第32号様式 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の奈良市会計規則の規定(第2条、第22条の3、第23条(第1項第2号イウ)の規定に限る。)並びに別表第1及び別表第2の規定を除く。)は、平成28年度以後の会計事務について適用し、平成27年度以前の会計事務については、なお従前の例による。
(平成28年3月31日掲示済)

奈良市会計課設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第24号

奈良市会計課設置規則の一部を改正する規則

奈良市会計課設置規則(昭和37年奈良市規則第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「需用費のうち光熱水費、役務費のうち通信運搬費並びに扶助費」を「報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、扶助費並びに公課費」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「戻出命令書」を「過誤納金還付命令書」に改め、同号を同条第3号とし、同条中第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同条第9号を削り、同条第10号を同条第8号とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の奈良市会計課設置規則第5条第2号の規定は、平成28年度以後の年度分の支出負担行為の確認及びこれに係る支出に係る専決処理について適用し、平成27年度以前の年度分の支出負担行為の確認及びこれに係る支出に係る専決処理については、なお従前の例による。
(平成28年3月31日掲示済)

奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第25号

奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則

奈良市保健所長事務委任規則(平成14年奈良市規則第58号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中ナをネとし、タからトまでをテからヌまでとし、テの前に次のように加える。

ツ 法第29条第2項の規定による診療所及び助産所の

変更許可の取消しに関すること。

第2条第1項第1号中ソをチとし、イからセまでをエからタまでとし、アの次に次のように加える。

イ 法第6条の8第1項に規定する広告に関する報告の徴収及び立入検査等に関すること。

ウ 法第6条の8第2項に規定する広告に関する中止命令及び是正命令に関すること。

第2条第1項第6号ク中「26の項」を「27の項」に改め、同号クを同号サとし、同号キの次に次のように加える。

ク 臨床検査技師等に関する法律施行規則(昭和33年厚生省令第24号。以下この号において「規則」という。)第13条の規定による登録証明書の交付に関すること。

ケ 規則第18条の規定による登録証明書の書換え交付に関すること。

コ 規則第19条の規定による登録証明書の再交付に関すること。

第2条第1項第7号中さをしとし、ヌからこまでをネからさまでとし、ニの次に次のように加える。

ヌ 法第39条の2第2項ただし書の規定による高度管理医療機器等営業所管理者の兼務許可に関すること。

第2条第1項第8号中トをナとし、イからテまでをウからトまでとし、アの次に次のように加える。

イ 法第4条第4項の規定による毒物及び劇物の販売業の登録の更新に関すること。

第2条第1項第15号中「23の項」を「24の項」に改める。第2条第1項第16号を次のように改める。

(16) 診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)及び診療放射線技師法施行令(昭和28年政令第385号)に基づく事務のうち次に掲げるもの

ア 特例条例別表第1の12の項に規定する事務に関すること。

イ 特例条例別表第2の26の項に規定する事務に関すること。

第2条第1項第17号中「27の項」を「28の項」に改め、同項第18号中「28の項」を「29の項」に改め、同項第19号中「29の項」を「30の項」に改め、同項第25号ヨ中「第3条第1号イただし書」を「第3条第2号イただし書」に改め、同号ラ中「第3条第2号ただし書」を「第3条第3号ただし書」に改め、同号リ中「第3条第3号本文」を「第3条第4号本文」に改め、同号ル中「第3条第3号ロ」を「第3条第4号ロ」に改め、同項第30号中イを削り、ウをイとし、エからキまでをウからカまでとし、同項第40号中「22の項」を「23の項」に改め、同号を同項第41号とし、同項第39号を同項第40号とし、同項第38号イ中「第20条」を「第20条第1項」に改め、同号中クをコとし、コの前に次のように加える。

ケ 法第32条の規定による食品として販売に供するものの健康保持増進効果等の誇大表示をした者に対する措置の勧告及び命令に関すること。

第2条第1項第38号中キをクとし、ウからカまでをエカ

らキまでとし、イの次に次のように加える。

ウ 法第20条第2項の規定による特定給食施設の変更、
休止及び廃止の届出の受理に関する事

第2条第1項中第38号を第39号とし、第34号から第37号
までを1号ずつ繰り下げ、第33号の次に次の1号を加える。

34 食品表示法（平成25年法律第70号。以下この号にお
いて「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げる
もの

ア 法第6条第1項又は第3項の規定による指示及び
当該指示に係る法第7条の規定による公表に関する
こと。

イ 法第6条第5項の規定による命令及び当該命令に
係る法第7条の規定による公表に関する事

ウ 法第6条第8項の規定による命令及び当該命令に
係る法第7条の規定による公表に関する事

エ 法第8条第1項の規定による食品関連事業者等に
対する報告の徴収及び物件の提出の要求に関する事
こと。

オ 法第8条第1項の規定による食品関連事業者とそ
の事業に関して関係のある事業者に対する報告の徴
収及び物件の提出の要求に関する事

カ 法第8条第1項の規定による食品関連事業者等又
は食品関連事業者とその事業に関して関係のある事

別記第1号様式中「(店舗)以外の」を「、店舗又は営業所以外の」に、

「第28条第3項ただし書」を「第28条第3項ただし書
第39条の2第2項ただし書」に、

管理している薬局(店舗) 名称	
管理している薬局(店舗) 所在地	

を

は 営 業 所	管 理 し て い る 薬 局 、 店 舗 又 は 管 理 し て い る 薬 局 、 店 舗 又	名 称	
	管 理 し て い る 薬 局 、 店 舗 又 は 管 理 し て い る 薬 局 、 店 舗 又	所 在 地	

に改める。

別記第2号様式中

「第28条第3項ただし書」を「第28条第3項ただし書
第39条の2第2項ただし書」に、

管理している薬局(店舗) 名称	
管理している薬局(店舗) 所在地	

を

は 営 業 所	管 理 し て い る 薬 局 、 店 舗 又 は 管 理 し て い る 薬 局 、 店 舗 又	名 称	
	管 理 し て い る 薬 局 、 店 舗 又 は 管 理 し て い る 薬 局 、 店 舗 又	所 在 地	

に改める。

業者に関する立入検査、質問及び収去に関する事務
並びに同条第7項の規定による委託に関する事

キ 法第12条第1項又は第2項の規定による申出の受
付及び同条第3項の調査に関する事

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(平成28年3月31日揭示済)

奈良市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の
確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここ
に公布する。

平成28年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第26号

奈良市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全
性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する
規則

奈良市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の
確保等に関する法律施行細則（平成14年奈良市規則第24
号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び法第28条第3項ただし書」を「、法第28
条第3項ただし書及び法第39条の2第2項ただし書」に改
める。

附則
(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成28年3月31日掲示済)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利別記第1号様式中

家族の状況	人員	氏名	続柄	性別	年齢
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
9					

を

家族の状況	人員	氏名	個人番号	続柄	性別	年齢
	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
	8					
9						

に改める。

(奈良市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正)

- 第2条 奈良市子ども・子育て支援法施行細則(平成26年奈良市規則第64号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

フリガナ	
氏名	

を

フリガナ	
氏名	
個人番号	□□□□□□□□□□□□□□□□

に、

用等に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第27号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(奈良市生活保護法施行細則の一部改正)

- 第1条 奈良市生活保護法施行細則(平成13年奈良市規則第7号)の一部を次のように改正する。

市民税等 課税状況	(備考)	を	個人番号												に改める。	
有・非																
有・非																
有・非																
有・非																
有・非																
有・非																
有・非																

(奈良市児童福祉法施行細則の一部改正)

第3条 奈良市児童福祉法施行細則（平成14年奈良市規則第47号）の一部を次のように改正する。

別記第10号様式の2中

申請者	フリガナ		生年月日	年	月	日	を
	氏名						
	居住地	〒	電話番号				
	フリガナ		生年月日	年	月	日	」
支給申請に係る 児童氏名		続柄					

申請者	フリガナ		生年月日	年	月	日	に改める。
	氏名	個人番号：					
	居住地	〒	電話番号				
	フリガナ		生年月日	年	月	日	」
支給申請に係る 児童氏名		個人番号：	続柄				

別記第10号様式の3中

フリガナ		受給者証番号						を
申請者氏名								
申請者 生年月日	年	月	日					
居住地	〒							」
フリガナ		生年月日	年	月	日	続柄		
給付決定に係る 児童氏名								

フリガナ		受給者証番号						に改める。
申請者氏名	個人番号：							
申請者 生年月日	年	月	日					
居住地	〒							」
フリガナ		生年月日	年	月	日	続柄		
給付決定に係る 児童氏名	個人番号：							

別記第10号様式の6及び第10号様式の7中

フリガナ 給付決定保護者氏名		生年月日	年 月 日
居住地	〒 電話番号		
フリガナ 給付決定に係る児童氏名		続柄	年 月 日

を

フリガナ 給付決定保護者氏名	個人番号：	生年月日	年 月 日
居住地	〒 電話番号		
フリガナ 給付決定に係る児童氏名	個人番号：	続柄	年 月 日

に改める。

別記第10号様式の8中

申請者	フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日
	居住地	〒 電話番号		
フリガナ 支給申請に係る児童氏名		生年月日	年 月 日	
		続柄		

を

申請者	フリガナ 氏名	個人番号：	生年月日	年 月 日
	居住地	〒 電話番号		
フリガナ 支給申請に係る児童氏名		個人番号：	生年月日	年 月 日
			続柄	

に改める。

別記第10号様式の9中

フリガナ 申請者氏名 (給付決定保護者等氏名)	
-------------------------------	--

を

フリガナ 申請者氏名 (給付決定保護者等氏名)	個人番号：
-------------------------------	-------

に、

同一世帯に属する他の	氏名

を

同一世帯に属する他の	氏名
	個人番号
	個人番号

に改める。

別記第10号様式の10中

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
申請者	居住地	〒		
		電話番号		
申請に係る児童氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日
			続柄	

を

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名	個人番号：		
申請者	居住地	〒		
		電話番号		
申請に係る児童氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日
		個人番号：	続柄	

に改める。

別記第10号様式の11中「新規・変更」を「新規・変更・更新」に、

届出者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
届出者	居住地	〒		
		電話番号		
届出に係る児童氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日
			続柄	

を

届出者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名	個人番号：		
届出者	居住地	〒		
		電話番号		
届出に係る児童氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日
		個人番号：	続柄	

に改める。

(奈良市母子保健法施行細則の一部改正)

第4条 奈良市母子保健法施行細則（平成14年奈良市規則第59号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

別記

第1号様式 (第2条関係)

妊娠届出書									
妊婦の本人番号									
ふりがな					生年月日				
妊婦氏名					年 月 日(歳)				
妊婦の住所	奈良市				日中連絡がつく電話番号	- - - -			
妊娠週数 又は 最終月経	妊娠 週 (か月) 又は 最終月経 : 年 月 日								
今回の妊娠で診断又は保嬰指導を受けた医師・助産師の氏名	医療機関名又は助産師名		医師名又は助産師名						
	初診年月日		年 月 日						
今回の妊娠で性別に關する検査結果の青紙	受けた ・ 受けていない		今回の妊娠で性別に關する検査結果の青紙		受けた ・ 受けていない				
上記のとおり届け出ます。									
年 月 日									
(宛先) 奈良市長									
届出者 氏名 _____ (妊婦本人の署名の場合、押印は不要) ※妊婦本人でない場合にはその続柄 ()									

第2号様式 (第3条関係)

低体重児出生届

年 月 日

(宛先) 奈良市長

届出者 住所 氏名

乳児との続柄 ()

母子保健法第18条に基づき、低体重児の出生を届け出ます。

乳児	フリガナ 氏名	現在地	郵便番号	個人番号
出生	生 日 時	年 月 日	午前 午後	時 分
在胎週数	週 日	第 子 単 体 / 多 胎 (胎)		
出生医療機関名	所 名	所 址	郵便番号	個人番号
性別・体重	男 ・ 女	グラム		
お父の氏名及び年齢	所 址	郵便番号		
住 居 (住民票所在地)	所 址	郵便番号		
住 居 (住所と異なる場合)	所 址	郵便番号		
連絡可能な電話番号				
参考事項 (乳児の症状その他養育指導上参考となる事項があれば記入してください)				

記載上の注意

- ・ 「現在地」の欄は、現在所在する場所を記入してください。病院等に入院しているときは、その住所を記入してください。
- ・ 「住居地」の欄は、住民票上の住所を記入してください。
- ・ 「居住地」の欄は、現在居住している住所を記入してください。帰省等している場合は、帰省先等を記入してください。

備考

- ・ 低体重児とは、出生時の体重が2.500グラム未満の乳児をいいます。

別記第5様式を次のように改める。

第5号様式 (第4条関係)

世帯調書

養育医療給付申請者氏名	氏名	乳児との続柄	性別	生年月日	職業(勤務先)	年間所得税額	備考	個人番号
乳児の属する世帯構成								
世帯外扶養義務者								
氏名								
住所								
氏名								
住所								

注 「世帯外扶養義務者」の欄には、世帯構成員以外で、現に乳児に対して扶養を実施している扶養義務者がいる場合のみ記入してください。

(奈良市小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則の一部改正)

第5条 奈良市小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則 (平成26年奈良市規則第61号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

別記
第1号様式 (第2条関係)

(表面)

受給者番号	疾患群	
小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書 (新規・変更)		
〔宛先〕奈良市長		
生年月日	年	月 日
性別	男	女
年齢	歳	年 月 日
住所	〒	市
電話番号	〒	市
加入医療保険	被保険者氏名	受診者との続柄
加入医療保険	協会健康・国民健康組合・共済・国民健康保険・国民健康保険組合・国民健康保険連合・国民健康保険連合・国民健康保険連合	本人・家族
加入医療保険	被保険者証番号	被保険者証の記号・番号
加入医療保険	受診機関名	
加入医療保険	所在地	
申請者は、原則として医療費支給認定保護者(受診者が加入している医療保険の被保険者)になります。		
申請者	受診者との関係	父、母、その他()
氏名	印	電話番号()
住所	〒	市
電話番号	〒	市
住所	〒	市
該当する階級区分		
生活保護・低所得Ⅰ・一般所得Ⅱ・一般所得Ⅲ・上位所得		
同一人物が他の疾患でも児童慢性特定疾病医療費助成を受けている場合は、その受給者番号を記載してください。		
疾病名	重症患者認定	高額かつ長期
特例(該当の場合)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
受診者と同じ世帯内に、他に特定医療いんい、いる(氏名)	受給者番号()	
受診者と同じ世帯内に、他に小児慢性特定医療受給者はいませんか	受給者番号()	
受診者と同じ世帯内に、他に小児慢性特定医療受給者はいませんか	受給者番号()	
受診を希望する指定医療機関(①)は、治療費を要する指定医療機関を記載してください。②は、治療費を要しない指定医療機関を記載してください。③は、訪問看護事業所及び薬局(を含む)を記載してください。④は、訪問看護事業所の指定医療機関を記載してください。		
指定医療機関等(医療機関・訪問看護事業所・調剤薬局名)	所在地	
保健所受付印		
【裏面の世帯調書にもご記入ください。】		

第4号様式(第3条関係)

(裏面)

小児慢性特定疾病医療受給者証等記載事項変更届

受給者番号

受診者名

◎変更される事項に☑をし、新しい情報を記載してください。

受診者に関する事項

フリガナ				
氏名				
フリガナ	個人番号			
住所				
フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
電話	自宅	携帯		
・氏名変更は、変更後の氏名が分かるものを添付してください。				
・住所変更は、変更後の住民票を添付してください。				

被保険者証に関する事項

被保険者氏名	受診者との続柄		本人・家族
フリガナ	フリガナ	フリガナ	
氏名	被保険者証の記号、番号		
フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
電話	フリガナ	フリガナ	フリガナ
住所	フリガナ	フリガナ	フリガナ

申請者(保護者)に関する事項 ※受診者が未成年の場合、保護者が申請者になります。

フリガナ	受診者との関係
氏名	父・母・本人
フリガナ	フリガナ
個人番号	フリガナ
電話	フリガナ
住所	フリガナ

私は、小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書及び小児慢性特定疾病医療受給者証に記載された事項の変更について、上記のとおり届け出ます。

届出者氏名 _____ 印
(署名又は記名押印)

受診者との続柄 ()

(宛先) 奈良市長
年 月 日

(管理欄)

別記第4号様式を次のように改める。

(裏面)

＜研究利用についてのご説明＞
小児慢性特定疾病の患者に対する良質な医療を目的として、当該疾病の程度が一定以上である者の医療に必要とする費用(小児慢性特定疾病医療費)を支給しています。この制度の利用を申請する際に提出していただく「医療意見書」は、この事業の対象となるか否かの審査に用いられると同時に、データベース化して本事業の利用者数の把握等を行い、研究を推進することとしています。

○個人情報保護について
患者様の氏名や住所といった個人情報は、申請書を提出した都道府県等が管理し、研究には利用しません。研究の成果は公表しますが、その際個人が特定されることはありません。
データベースは、個人情報保護法に十分に配慮して構築しています。

○受診を希望する医療機関等について、表面の様が足りない場合は、下記にお書きください。

医療機関等 (医療機関・訪問看護事業所・調剤薬局名)	所在地

世帯調査

○住民票上の世帯全員について記載してください。

※住民票が別でも同じ医療機関に加入している方がいる場合は、その方も記入してください。

○生活保護受給者の方も記入してください。

世帯員氏名	生年月日	受診者との続柄	住民票が別の場合	加入医療保険種別と被保険者・被扶養者の別
1		○	
個人番号			被保険者・被扶養者
2			
個人番号			被保険者・被扶養者
3			
個人番号			被保険者・被扶養者
4			
個人番号			被保険者・被扶養者
5			
個人番号			被保険者・被扶養者
6			
個人番号			被保険者・被扶養者
7			
個人番号			被保険者・被扶養者

(裏面)

世帯調書

○住民票上の世帯全員について記載してください。
※住民票が別でも同じ医療保険に加入している方がいる場合は、その方も記入してください。

1	世帯員氏名	生年月日	受診者との 続柄	住民票が 別の場合○	加入医療保険種別と被 保険者・被扶養者の別
個人番号					被保険者・被扶養者
2	個人番号				被保険者・被扶養者
3	個人番号				被保険者・被扶養者
4	個人番号				被保険者・被扶養者
5	個人番号				被保険者・被扶養者
6	個人番号				被保険者・被扶養者
7	個人番号				被保険者・被扶養者

○医療保険証の写し(コピー)を提出していただく方

保 険 種 別	医療保険証のコピーを提出していただく方
国民健康保険(退職国保を含む。) 国民健康保険組合	同じ国保に加入している方全員分 ※同一市町村の国保と退職国保は同じ国保です。
被用者保険 (協会健康保険・健保組 合・共済等)	受診者本人の分のみ
	受診者以外が被保険者と なっている場合 (受診者が被扶養者「家 族」)

(奈良市介護保険規則の一部改正)

第6条 奈良市介護保険規則(平成12年奈良市規則第30号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「あて先」を「宛先」に、

生 年	年 月 日 () 歳
月 日	

を

個人番号	
生年月日	年 月 日 () 歳

に改める。

別記第8号様式及び第9号様式中「奈良市長 様」を「(宛先)奈良市長」に、

被保険者番号		生年月日	年 月 日
フリガナ		性 別	男 ・ 女
氏 名			

を

被保険者番号		生年月日	年 月 日
個人番号		性 別	男 ・ 女
フリガナ			
氏 名			

に改める。

別記第15号様式及び第18号様式中

被保険者番号	
--------	--

を

被保険者番号	
個人番号	

に、「あて先」を「宛先」に改める。

別記第18号様式の2中

被保険者番号																	
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

被保険者番号																	
個人番号																	

に改める。

別記第20号様式（その1）の（表面）中

生年月日										年			月			日
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	---	--	--	---

を

個人番号																	
生年月日																	

に改め、同様式（その2）中

被保険者番号																	
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

被保険者番号																	
個人番号																	

に、「あて先」を「宛先」に改める。

別記第20号様式の2中

被保険者番号																	
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

被保険者番号																	
個人番号																	

に、「あて先」を「宛先」に改める。

別記第21号様式を次のように改める。

第21号様式（第9条関係）

介護保険利用者負担額減額・免除申請書

フリガナ 被保険者氏名	保険者番号												
	被保険者番号												
	個人番号												
生年月日	年 月 日		性別	男 ・ 女									
住 所	〒												
	電話番号												
利用者負担額 減免申請理由													

(宛先) 奈良市長

上記のとおり関係書類を添えて利用者負担額に係る減額・免除を申請します。

年 月 日

住 所

申請者

氏 名

電話番号



市記入欄

交付年月日	備 考
年 月 日	
適用年月日	
年 月 日 から	
有効期限	
年 月 日 まで	

別記第21号様式の2中

被保険者番号									
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

被保険者番号									
個人番号									

に、「あて先」を「宛先」に改める。

別記第23号様式の2を次のように改める。

高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書

(保険者等記入欄)

支給申請管理番号
計算期間の始期及び終期

年度 申請区分 1.新規 2.変更 3.取下げ

交付先
申請者氏名
生年月日
性別 男・女
印入番号

国民健康保険資格情報
保険者名称
加入期間
年月日から 年月日まで

世帯主
1.世帯主
2.後継世帯主
3.世帯員

後期高齢者医療資格情報
広域連合名称
加入期間
年月日から 年月日まで

介護保険資格情報
保険者名称
介護認定期間
年月日から 年月日まで

交付方法
口座振替
口座番号
口座名義人(フリガナ)

振替口座
種目
1.寄附金
2.当座預金

口座番号
口座名義人(フリガナ)

医療者名
全額控除コード
加入期間
年月日から 年月日まで

長 姓
下 住所
申請者氏名
電話番号

① 上記対象者について、高額介護合算療養費(高額医療費合算介護(予防)リハビリケア)の支給を申請します。
② 上記対象者について、自己負担額証明書の交付を申請します。
※自己負担額証明書の交付申請を行う場合、①・②のいずれもれで願して下さい。
高額介護合算療養費の支給申請を行う場合、①のみをれで願して下さい。

(注)裏面に注意事項を記載する。

枚目

第23号様式の2(第9条関係)

別記第27号様式中

被保険者番号																				
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

被保険者番号																				
個人番号																				

に、「あて先」を「宛先」に、「第102条」を「第102条（第

108条）」に改める。

別記第33号様式中

被保険者番号																				
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

被保険者番号																				
個人番号																				

に、「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の際、現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。
(平成28年3月31日揭示済)

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第28号

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市税条例施行規則（昭和46年奈良市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第9号中「(法第15条第1項)」を「及び徴収猶予の期間延長申請書（法第15条の2第1項、第2項及び第3項）」に改め、「別記第14号様式」の次に「及び第14号様式の2」を加え、同条第10号中「許可通知書（法第15条第4項）」を「許可（不許可）通知書及び徴収猶予の期間延長許可（不許可）通知書（法第15条の2の2）」に改め、「第15号様式」の次に「から第15号様式の4まで」を加え、同条第11号中「徴収猶予取消通知書」の次に「及び徴収猶予の期間延長取消通知書」を加え、「第18号様式」を「第16号様式及び第16号様式の2」に改め、同条中第25号を第30号とし、第12号から第24号までを5号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の5号を加える。

- 換価の猶予申請書及び換価猶予の期間延長申請書（法第15条の6の2第1項及び第2項） 別記第17号様式及び第17号様式の2
- 職権による換価の猶予通知書、職権による換価の猶予期間延長通知書（法第15条の5の2第3項） 別記第18号様式及び第18号様式の2
- 職権による換価の猶予取消通知書及び職権による換

- 価の猶予期間延長取消通知書（法第15条の5の3第2項） 別記第18号様式の3及び第18号様式の4
- (15) 申請による換価の猶予許可（不許可）通知書及び申請による換価の猶予期間延長許可（不許可）通知書（法第15条の6の2第3項） 別記第19号様式から第19号様式の4まで
- (16) 申請による換価の猶予取消通知書及び申請による換価の猶予期間延長取消通知書（法第15条の6の3第2項） 別記第19号様式の5及び第19号様式の6

別記第14号様式を次のように改める。

第14号様式

徴収猶予申請書											
(宛先) 奈良市長											日
地方税法第15条第 項(第 号)の規定により、次のとおり徴収猶予を申請します。											年
住所又は所在地											月
氏名又は名称											日
印											
個人番号又は法人番号											
科目	賦年	相年	通知書番号	期(月)	額(円)	督促(円)	延滞金(円) (法律による金額)	合計金額(円) (法律による金額)	納期限	備考	円
合計 (法律による金額)											円
滞納処分費 (法律による金額)											円
徴収猶予を受けようとする金額											円
徴収猶予を受けようとする期間											年 月 日 から 年 月 日まで
徴収金を一時に納付(納入)することができない事情の詳細											
納付(納入)計画											
担保											

別記第14号様式の次に次の1様式を加える。

第14号様式の2

徴収猶予期間延長申請書											
(宛先) 奈良市長											日
地方税法第15条第 項の規定により、次のとおり徴収猶予期間の延長を申請します。											年
住所又は所在地											月
氏名又は名称											日
印											
個人番号又は法人番号											
科目	賦年	相年	通知書番号	期(月)	額(円)	督促(円)	延滞金(円) (法律による金額)	合計金額(円) (法律による金額)	納期限	備考	円
合計 (法律による金額)											円
滞納処分費 (法律による金額)											円
猶予期間の延長を受けようとする金額											円
猶予期間の延長を受けようとする期間											年 月 日 から 年 月 日まで
猶予期間内に納付(納入)することができないやむを得ない理由											
納付(納入)計画											
担保											

別記第15号様式中「下記のとおり」を「次のとおり」に、「第15条第4項」を「第15条の2の2第1項」に、

滞納金額	を	徴収猶予する金額	に、	未納額 (円)	を	額 (円)	に、
------	---	----------	----	------------	---	----------	----

猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで	を
納付期間		

猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで 月間	に、
納付（納入）期間		

申請日	年 月 日	を
〈備考〉		

申請日		に改め、同様式の次に次の3様式を加える。
-----	--	----------------------

第15号様式の3

様
第 年 月 日
奈良市長 印

徴収猶予の期間延長許可通知書

徴収猶予の期間延長の申請のあったあなたの徴収金については、次のとおり徴収猶予の期間延長を許可しましたので、
地方税法第15条の2の2第1項の規定により通知します。納付計画を確実に履行して下さい。

納付義務者	住所又は所在地		氏名又は名称							法定納期限等		
	科目	賦年	相年	通知書番号	期(月)	額(円)	督促(円)	延滞金(円) (法律による金額)	合計金額(円) (法律による金額)		納期限	
徴収猶予を申請した金額												
合計 (法律による金額)												円
滞納処分費 (法律による金額)												円
延長する猶予期間		年 月 日 から	年 月 日 まで									
納付 (納入) 計画												
猶予期間の延長をする理由												
担保												
申請日												

ただし、「延滞金」及び「滞納処分費」に掲げた金額は、この調書作成日までのものです。
(注) 余白に、この通知書について不服がある場合における救済方法を記載する。

第15号様式の2

様
第 年 月 日
奈良市長 印

徴収猶予の不許可通知書

徴収猶予の申請のあったあなたの徴収金については、徴収猶予を許可できませんので、地方税法第15条の2の2第2項の規定により通知します。

納付義務者	住所又は所在地		氏名又は名称							法定納期限等		
	科目	賦年	相年	通知書番号	期(月)	額(円)	督促(円)	延滞金(円) (法律による金額)	合計金額(円) (法律による金額)		納期限	
徴収猶予を申請した金額												
合計 (法律による金額)												円
滞納処分費 (法律による金額)												円
不許可事由												
申請日												

ただし、「延滞金」及び「滞納処分費」に掲げた金額は、この調書作成日までのものです。
(注) 余白に、この通知書について不服がある場合における救済方法を記載する。

第15号様式の4

様
第 年 月 日
奈良市長 印

徴収猶予の期間延長不許可通知書

徴収猶予の期間延長の申請のあつたあなたの徴収金については、徴収猶予の期間延長を許可できませんので、地方税法第15条の2の2第2項の規定により通知します。

納付義務者	住所又は所在地		氏名又は名称					額 (円)	督促 (円)	延滞金(円) (法律による金額)	合計金額(円) (法律による金額)	納期限 法定納期限等
	納付義務者	住所又は所在地	氏名又は名称	科目	賦年	相年	通知書番号					
徴収猶予の期間延長を申請した金額												
合計 (法律による金額)											円	
潜納処分費 (法律による金額)											円	
不許可事由												
申請日												

ただし、「延滞金」及び「潜納処分費」に掲げた金額は、この調書作成日までのものです。

(注) 余白に、この通知書について不服がある場合における救済方法を記載する。

別記第16号様式を次のように改める。

第16号様式

様
第 年 月 日
奈良市長 印

徴収猶予取消通知書

下記決定日付で徴収猶予をされましたあなたの徴収金については、本日付で徴収猶予を取り消しましたので、地方税法第15条の3第3項の規定により通知します。この通知書が到着次第直ちに未納付(納入)金を納めて下さい。納付(納入)のない場合は、潜納処分を執行します。

納付義務者	住所又は所在地		氏名又は名称					額 (円)	督促 (円)	延滞金(円) (法律による金額)	合計金額(円) (法律による金額)	納期限 法定納期限等
	納付義務者	住所又は所在地	氏名又は名称	科目	賦年	相年	通知書番号					
徴収猶予を取り消した金額												
合計 (法律による金額)											円	
潜納処分費 (法律による金額)											円	
徴収猶予決定日												
取消事由												
地方税法第15条の3第1項第 号												

ただし、「延滞金」及び「潜納処分費」に掲げた金額は、この調書作成日までのものです。

(注) 余白に、この通知書について不服がある場合における救済方法を記載する。

別記第16号様式の次に次の1様式を加える。

第16号様式の2

号 日 第 年 月 様 奈 良 市 長 印	
徴収猶予期間延長取消通知書	
下記決定日付で徴収猶予期間の延長をされましたあなたの徴収金については、本日付で徴収猶予期間の延長を取り消しましたので、地方税法第15条の3第3項の規定により通知します。この通知書が到着次第直ちに未納付(納入)金を納めて下さい。納付(納入)のない場合は、滞納処分を執行します。	
納付義務者	住所又は所在地
氏名又は名称	氏名又は名称
科目	賦年
相年	通知書番号
期	額
督促	督促
延滞金(円)	延滞金(円)
合計金額(円)	合計金額(円)
滞納処分費(円)	滞納処分費(円)
徴収猶予を取り消した金額	徴収猶予期間の延長決定日
取消事由	取消事由
ただし、「延滞金」及び「滞納処分費」に掲げた金額は、この調書作成日までのものです。	

(注) 余白に、この通知書について不服がある場合における救済方法に記載する。

別記第17号様式を次のように改める。

第17号様式

(宛先) 奈良市長 年 月 日 換価の猶予申請書	
地方税法第15条の6第1項の規定により、次のとおり換価の猶予を申請します。	
申請者	住所又は所在地
氏名又は名称	氏名又は名称
個人番号又は法人番号	個人番号又は法人番号
科目	賦年
相年	通知書番号
期	額
督促	督促
延滞金(円)	延滞金(円)
合計金額(円)	合計金額(円)
滞納処分費(円)	滞納処分費(円)
換価の猶予を受けようとする金額	換価の猶予を受けようとする期間
換価の猶予を受けようとする期間	年 月 日 から 年 月 日まで
徴収金を一時に納付(納入)することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事柄の詳細	
納付(納入)計画	
担保	

第18号様式の3

様
第 年 月 日
奈良市長 印

換価の猶予取消通知書

下記決定日付で換価の猶予をされましたあなたの徴収金については、換価の猶予を取り消しましたので、地方税法第15条の5の3第2項の規定により通知します。

納付義務者	住所又は所在地						納期限	法定納期限等
	氏名又は名称						会社金額(円) (法律による金額)	
科目	賦年	相年	通知書番号	期(月)	額(円)	督促(円)	延滞金(円) (法律による金額)	
換価の猶予を取り消した金額								
合計 (法律による金額)								
滞納処分費 (法律による金額)								
換価の猶予決定日								
取消事由								
地方税法第15条の5の3第2項において準用する同法第15条の3第1項第 号								

ただし、「延滞金」及び「滞納処分費」に掲げた金額は、この調書作成日までのものです。
(注) 余白に、この通知書について不服がある場合における救済方法を記載する。

第18号様式の2

様
第 年 月 日
奈良市長 印

換価の猶予期間延長通知書

次のとおり換価の猶予の延長をしますので、地方税法第15条の5の2第3項の規定により通知します。
納付計画を確実に履行して下さい。

納付義務者	住所又は所在地						納期限	法定納期限等
	氏名又は名称						会社金額(円) (法律による金額)	
科目	賦年	相年	通知書番号	期(月)	額(円)	督促(円)	延滞金(円) (法律による金額)	
猶予期間延長する金額								
合計 (法律による金額)								
滞納処分費 (法律による金額)								
延長する猶予期間 年 月 日 から 年 月 日まで								
猶予期間の延長をす理由								
担保								
納付(納入)計画								

ただし、「延滞金」及び「滞納処分費」に掲げた金額は、この調書作成日までのものです。
(注) 余白に、この通知書について不服がある場合における救済方法を記載する。

第18号様式の4

様
第 年 月 日
奈良市長 印

換価の猶予期間延長取消通知書

下記決定日付で換価の猶予期間の延長をされましたあなたの徴収金については、換価の猶予期間の延長を取り消しましたので、地方税法第15条の5の3第2項の規定により通知します。

住所又は所在地										
氏名又は名称										
科目	賦年	相年	通知書番号	期(月)	額(円)	督促(円)	延滞金(円) (法律による金額)	合計金額(円) (法律による金額)	納期限	法定納期限等
換価の猶予を取り消した金額										
合計 (法律による金額)								円		
滞納処分費 (法律による金額)								円		
換価の猶予期間の延長決定日										
取消事由										
地方税法第15条の5の3第2項において準用する同法第15条の3第1項第 号										

ただし、「延滞金」及び「滞納処分費」に掲げた金額は、この調書作成日までのものです。

(注) 余白に、この通知書について不服がある場合における救済方法を記載する。

別記第19号様式を次のように改める。

第19号様式

様
第 年 月 日
奈良市長 印

換価の猶予許可通知書

換価の猶予の申請のあったあなたの徴収金については、次のとおり換価の猶予を許可しましたので、地方税法第15条の6の2第3項の規定により通知します。納付計画を確実に履行して下さい。

住所又は所在地										
氏名又は名称										
科目	賦年	相年	通知書番号	期(月)	額(円)	督促(円)	延滞金(円) (法律による金額)	合計金額(円) (法律による金額)	納期限	法定納期限等
換価の猶予をする金額										
合計 (法律による金額)								円		
滞納処分費 (法律による金額)								円		
換価の猶予をする期間 年 月 日 から 年 月 日 まで										
納付(納入)計画										
談当条項										
担保										
申請日										

ただし、「延滞金」及び「滞納処分費」に掲げた金額は、この調書作成日までのものです。

(注) 余白に、この通知書について不服がある場合における救済方法を記載する。

第19号様式の3

様
第 年 月 日
奈良市長 印

換価の猶予期間延長許可通知書

換価の猶予の期間延長の申請のあつたあなたの徴収金については、次のとおり換価の猶予の期間延長を許可しましたので、地方税法第15条の6の2第3項の規定により通知します。納付計画を確実に履行して下さい。

納付義務者	住所又は所在地							法定納期限等							
	氏名又は名称							納期限							
換価の猶予期間の延長をする金額	科目	賦年	相年	通知書番号	期(月)	額(円)	督促(円)	延滞金(円)	合計金額(円)	滞納処分費(円)	合計金額(円)	滞納処分費(円)	合計金額(円)	滞納処分費(円)	合計金額(円)
合計 (法律による金額)													円		
滞納処分費 (法律による金額)													円		
延長する猶予期間													年 月 日 から 年 月 日 まで		
納付 (納入) 計画															
猶予期間の延長をする理由															
担保															
申請日															

ただし、「延滞金」及び「滞納処分費」に掲げた金額は、この調書作成日までのものです。

(注) 余白に、この通知書について不服がある場合における救済方法を記載する。

第19号様式の2

様
第 年 月 日
奈良市長 印

換価の猶予不許可通知書

換価の猶予の申請のあつたあなたの徴収金については、換価の猶予を許可できませんので、地方税法第15条の6の2第3項の規定により通知します。

納付義務者	住所又は所在地							法定納期限等					
	氏名又は名称							納期限					
換価の猶予を申請した金額	科目	賦年	相年	通知書番号	期(月)	額(円)	督促(円)	延滞金(円)	合計金額(円)	滞納処分費(円)	合計金額(円)	滞納処分費(円)	合計金額(円)
合計 (法律による金額)													円
滞納処分費 (法律による金額)													円
不許可事由													
申請日													

ただし、「延滞金」及び「滞納処分費」に掲げた金額は、この調書作成日までのものです。

(注) 余白に、この通知書について不服がある場合における救済方法を記載する。

別記第128号様式及び第129号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、

「個人番号又は法人番号」を

「法人番号」に改める。

別記第130号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、

「個人番号又は法人番号」を

「法人番号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別記第130号様式の改正規定 公布の日
- (2) 別記第128号様式及び第129号様式の改正規定 平成29年1月1日
(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市税条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。
(平成28年3月31日揭示済)

奈良市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第29号

奈良市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則

奈良市予算の編成及び執行に関する規則（昭和39年奈良市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第17条の見出し中「令達」の次に「又は分配」を加え、同条中「(別記第7号様式)」の次に「又は予算分配通知書(別記第7号様式の2)」を加え、「令達を」を「それぞれ令達又は分配を」に改める。

第18条第1項及び第2項中「予算流用伺書」を「予算流用要求書」に改め、同条第4項中「歳出月計表」を「歳出現計表」に改める。

第19条第2項中「予備費充当伺書(別記第11号様式)により」を削り、同条第4項中「歳出月計表」を「歳出現計表」に改める。

第22条の見出しを「(配当替え又は執行委任)」に改め、同条第1項中「配当替え」の次に「又は執行委任」を加え、「配当替伺書」を「それぞれ配当替要求書」に、「を作成し」を「又は執行委任要求書(別記第14号様式の2)を作成し」に改め、同条第2項中「配当替伺書」を「配当替要求書又は執行委任要求書」に改め、同条第3項中「により」を「又は執行委任通知書(別記第15号様式の2)により」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前項の通知があつたときは、歳出予算の配当の変更があつたものとみなす。

別記第7号様式を次のように改める。

第7号様式 (第17条関係)

予算令達通知書

年度	会計	所属	伝票番号	-
予算令達日	年 月 日			
所属	増額する科目	減額する科目		
予算区分 款 項目 大 事 業 中 事 業 小 事 業 節 節 細々節			円	円
予算現額(前額)			円	円
予算現額(後額)			円	円
負担行為額			円	円
予算残額(前額)			円	円
予算残額(後額)			円	円
金額			円	
理由				
備考				
上記のとおり予算令達したので通知します。				

別記第7号様式の次に次の1様式を加える。

第7号様式の2 (第17条関係)

予算分配通知書

年度	会計	所属	伝票番号	-
分配日	年 月 日			
所属	増額する科目	減額する科目		
予算区分 款 項目 大 事 業 中 事 業 小 事 業 節 節 細々節			円	円
予算現額(前額)			円	円
予算現額(後額)			円	円
負担行為額			円	円
予算残額(前額)			円	円
予算残額(後額)			円	円
金額			円	
理由				
備考				
上記のとおり予算分配したので通知します。				

別記第8号様式から第10号様式までを次のように改める。

第9号様式 (第18条関係)

予算流用通知書

年度	会計	所属	伝票番号	-
起票日	年	月	日	
決裁区分	年	月	日	
所属	増額する科目	減額する科目		
予算区分				
款項目				
大 事 業				
中 事 業				
小 事 業				
節 節 節				
細々節				
予算現額(前額)	円	円	円	円
予算現額(後額)	円	円	円	円
負担行為額	円	円	円	円
予算残額(前額)	円	円	円	円
予算残額(後額)	円	円	円	円
金額		金額		
理由				
備考				
上記のとおり予算の流用を決定したので通知します。				

第8号様式 (第18条関係)

予算流用要求書

年度	会計	所属	伝票番号	-
起票日	年	月	日	
決裁区分	年	月	日	
所属	増額する科目	減額する科目		
予算区分				
款項目				
大 事 業				
中 事 業				
小 事 業				
節 節 節				
細々節				
予算現額(前額)	円	円	円	円
予算現額(後額)	円	円	円	円
負担行為額	円	円	円	円
予算残額(前額)	円	円	円	円
予算残額(後額)	円	円	円	円
金額		金額		
理由				
備考				

第10号様式 (第19条関係)

予備費充当要求書

年度	会計	所属	伝票番号	-
起票日	年	月	日	
決裁区分	増額する科目		減額する科目	
所属				
予算区分				
款				
項目				
事業				
中事業				
小事業				
節				
細々節				
予算現額(前額)	円		円	
予算現額(後額)	円		円	
負担行為額	円		円	
予算残額(前額)	円		円	
予算残額(後額)	円		円	
金額		億	万	円
理由				
備考				

別記第11号様式を次のように改める。

第11号様式 削除

別記第12号様式を次のように改める。

第12号様式 (第19条関係)

予備費充当通知書

年度	会計	所属	伝票番号	-
起票日	年	月	日	
決裁区分	増額する科目		減額する科目	
所属				
予算区分				
款				
項目				
事業				
中事業				
小事業				
節				
細々節				
予算現額(前額)	円		円	
予算現額(後額)	円		円	
負担行為額	円		円	
予算残額(前額)	円		円	
予算残額(後額)	円		円	
金額		億	万	円
理由				
備考				
上記のとおり予算の予備費充当を決定したので通知します。				

別記第14号様式を次のように改める。

第14号様式 (第22条関係)

配当替要求書

年度	会計	所属	伝票番号	-
起票日	年	月	日	
決裁区分	増額する科目		減額する科目	
所属				
予算区分				
款				
項目				
大 事 業				
中 事 業				
小 事 業				
節				
細々節				
予算現額(前額)	円	円	円	円
予算現額(後額)	円	円	円	円
負担行為額	円	円	円	円
予算残額(前額)	円	円	円	円
予算残額(後額)	円	円	円	円
金額		金額		円
理由				
備考				

別記第14号様式の次に次の1様式を加える。

第14号様式の2 (第22条関係)

執行委任要求書

年度	会計	所属	伝票番号	-
起票日	年	月	日	
決裁区分	増額する科目		減額する科目	
所属				
予算区分				
款				
項目				
大 事 業				
中 事 業				
小 事 業				
節				
細々節				
予算現額(前額)	円	円	円	円
予算現額(後額)	円	円	円	円
負担行為額	円	円	円	円
予算残額(前額)	円	円	円	円
予算残額(後額)	円	円	円	円
金額		金額		円
理由				
備考				

別記第15号様式を次のように改める。

第15号様式 (第22条関係)

配当替通知書

年度	会計	所属	伝票番号	-
起票日	年月日	確定日	年月日	
決裁区分				
所属	増額する科目	減額する科目		
予算区分				
款項目				
大 事 業				
中 事 業				
小 事 業				
節 節 節				
細々節				
予算現額(前額)	円	円	円	
予算現額(後額)	円	円	円	
負担行為額	円	円	円	
予算残額(前額)	円	円	円	
予算残額(後額)	円	円	円	
金額			円	
理由				
備考				
上記のとおり予算の配当替を決定したので通知します。				

別記第15号様式の次に次の1様式を加える。

第15号様式の2 (第22条関係)

執行委任通知書

年度	会計	所属	伝票番号	-
起票日	年月日	確定日	年月日	
決裁区分				
所属	増額する科目	減額する科目		
予算区分				
款項目				
大 事 業				
中 事 業				
小 事 業				
節 節 節				
細々節				
予算現額(前額)	円	円	円	
予算現額(後額)	円	円	円	
負担行為額	円	円	円	
予算残額(前額)	円	円	円	
予算残額(後額)	円	円	円	
金額			円	
理由				
備考				
上記のとおり予算の執行委任を決定したので通知します。				

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(平成28年3月31日揭示済)

奈良市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第30号

奈良市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則
奈良市児童福祉法施行細則（平成14年奈良市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項及び別記第19号様式中「第35条第7項」を「第35条第12項」に改める。

別記第20号様式を次のように改める。

第20号様式（第16条関係）

認 可 外 保 育 施 設 設 置 届

年 月 日

(宛先) 奈良市長

届出者 住所

氏名 ㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

次のとおり認可外保育施設を設置しましたので、児童福祉法第59条の2第1項の規定により届け出ます。

(法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設以外の施設)

① 施設名称	〒 年 月 日現在		
② 施設の所在地	In 徒歩分		
③ 設置主体	In 個人 株式会社 社会福祉法人 NPO法人 その他法人 任意団体		
④ 設置者名	In 最寄り駅		
⑤ 設置者住所	In		
⑥ 代表者名	(氏名) (職名)		
⑦ 管理者名	(氏名) (職名)		
⑧ 管理者住所	In		
⑨ 事業開始年月日	年 月 日		
⑩ 系列施設	有 (系列施設数 箇所 (直営店・FC) うち都道府県内 箇所) 無		
⑪ 施設	専用設備	児童用便所	乳児室 保育室又は遊戯室 調理室 医務室
施設	室名	保育室等	乳児室 保育室又は遊戯室
	室数	室	室
	面積	m ²	m ²
	室名	調理室	医務室
施設	室数	室	室
	面積	m ²	m ²
施設	有	無 → 無の場合の公園など付近で子どもを安全に遊ばせることが可能な場所	有・無
備	建物	新築	既存
	構造	鉄筋コンクリート	木造
	形態	集合住宅	事務所ビル
	立地場所	オフィス街	商業ビル
⑫	開所時間	平日	土日
	平日	～	～
	土日	～	～
	日・祝祭日	～	～
⑬	提供するサービス内容	・月極契約 (対象年齢 歳) (定期契約 (" 歳) (一時預かり (" 歳) (夜間保育 (" 歳) (24時間保育 (" 歳) (" 歳) (" 歳) (" 歳)	・月極契約 (対象年齢 歳) (定期契約 (" 歳) (一時預かり (" 歳) (夜間保育 (" 歳) (24時間保育 (" 歳) (" 歳) (" 歳) (" 歳)
	・月極契約	(対象年齢 歳)	(" 歳)
	・定期契約	(" 歳)	(" 歳)
	・一時預かり	(" 歳)	(" 歳)
⑭	利用料金設定状況	月単位	日単位
	所得別	時間単位	日中・夜間別
	その他	()	()
	設定なし	()	()

利用形態	月額額 (月)	定期契約 単位 (時間)	一時預かり 単位 (時間)	() 単位 ()	その他
⑮ 年齢	円	円	円	円	円
0歳児	円	円	円	円	円
1歳児	円	円	円	円	円
2歳児	円	円	円	円	円
3歳児	円	円	円	円	円
4歳児	円	円	円	円	円
5歳児	円	円	円	円	円
6歳以上 (小学生)	円	円	円	円	円
学童	円	円	円	円	円

※上記料金の記載に当たり、当該式により難い場合は、利用形態別・年齢別料金がわかる書類を添付すること。

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (小学生)	学童	計
⑯ 定員									

⑰ 届出年月日の前日において保育している児童の人数 ()	年	月	日現在)						
在園時間	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (小学生)	学童	計
	居間	()	()	()	()	()	()	()	()
	午後8時までにお迎え	()	()	()	()	()	()	()	()
	午後10時までにお迎え	()	()	()	()	()	()	()	()
	午後10時～午前2時までにお迎え	()	()	()	()	()	()	()	()
	深夜	()	()	()	()	()	()	()	()
	宿泊	()	()	()	()	()	()	()	()
24時間	()	()	()	()	()	()	()	()	
計	()	()	()	()	()	()	()	()	

※ () 内には、一時預かり児童数を再掲すること。

⑱ 加入	加入	加入	加入	加入	加入	加入	加入	加入	加入
保険	加入	加入	加入	加入	加入	加入	加入	加入	加入
加入	加入	加入	加入	加入	加入	加入	加入	加入	加入
状況	加入	加入	加入	加入	加入	加入	加入	加入	加入

※ () 内には、一時預かり児童数を再掲すること。

⑳ 届出年月日の前日において職務に従事している職員の数 ()	年	月	日現在)
機関名			
所在地			
電話番号			
業務内容			

Table with columns for staff status (regular, irregular, etc.) and shift patterns. Includes a section for calculating the number of staff after rotation.

※ 当該届出書に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

Table for staff status: 嘱託 医 有 無, 管理栄養士, 栄養士の有無

Table for staff distribution: 職所に従事している職員の配置予定数 (平均的な職員配置), A施設長, B保育従事者, Cその他職員, D合計

※上記()内には、1日の勤務延長(時間数)を8で除した常勤換算後の人数を記載すること。

Table for staff qualifications: 資格の有無等, 保育士, 看護師, 保育士・看護師, etc.

※ 有資格者(保育士、看護師、准看護師)については、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類を添付すること。

Table for shift systems: ⑤ ⑤のうち、保育に従事している者の配置数及び勤務の体制, ア 有資格者(保育士、看護師、准看護師の資格有り), (例) 保育士従事者(保育士)

※ 当該届出書に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。

ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

Table for staff outside the facility: イ ア以外の職員, 職名, 勤務形態, 勤務時間帯, 勤務時間

Table for staff distribution: A施設(事業所)長, B保育従事者(Aを除く), Cその他職員(A, Bを除く), D合計(A+B+C), 資格, 常勤, 非常勤, etc.

※ 上記()内には、1日の勤務延長(時間数)を8で除した常勤換算後の人数を記載すること。

Table for shift systems: ⑤ ⑤のうち、届出年月日の前日に保育に従事している者の配置数及び勤務の体制, ア 有資格者(保育士、看護師、准看護師の資格有り), (例) 保育士従事者(保育士)

※ 当該届出書に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。

ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

Table for staff outside the facility: イ ア以外の職員, 職名, 勤務形態, 勤務時間帯, 勤務時間

記載上の注意

- 【01】 次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。
 ・個人・・・・・・・・・・個人が設置するもの。
 ・株式会社・・・・・・・・・・株式会社が設置するもの。
 ・社会福祉法人・・・・・・・・・・社会福祉法第22条で定義される法人が設置するもの。
 ・NPO法人・・・・・・・・・・特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人が設置するもの。
 ・その他法人・・・・・・・・・・上記のいずれにも該当しない法人が設置するもの。(医療法人等、有限会社、前法に基づかない法人はここに記入します。)
- 【02】 任意団体・・・・・・・・・・保護者が共同で設置しているもの等、法人ではない団体。
 設置者が法人、民間会社、任意団体等の場合は、その代表者の氏名及び職名を記入してください。
 【03】 管理者名は、施設長等兼施設における保育の実施責任者の氏名及び職名を記入してください。
 【04】 系列施設数とは、届出施設を含めた数を記入し、届出施設の所在する都道府県内にある系列施設数を内数として記入してください。
- 専用設備
 貴施設において当てはまる専用設備全てを○で囲んでください。なお、○で囲んだ専用施設については、室数、面積等を整数(小数点以下四捨五入)で記入してください。乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室の区分けなく1室で保育している場合、これらのいずれも○で囲まず、保育室等の欄に面積を整数(小数点以下四捨五入)で記入してください。
- 乳児室・・・・・・・・・・乳児(1歳未満)のための部屋
 ・ほふく室・・・・・・・・・・はいはい(手紙を使って遊び進む)するための部屋
 ○屋外遊戯場(園庭)・・・・・・・・・・園庭、付近の公園等共用の遊具の場は含みません。
 ○建物の形態
 貴施設として利用されている建物の形態について、次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。
- ・専用建物・・・・・・・・・・保育専用で使用している一戸建て施設
 - ・集合住宅・・・・・・・・・・マンション等の一部を保育に使用している場合
 - ・事務所ビル・・・・・・・・・・事務所が主なビルの一部を保育に使用している場合
 - ・業務用ビル・・・・・・・・・・事務所ビル以外のビルの一部を保育に使用している場合
 - ・その他・・・・・・・・・・上記のいずれにも該当しないもの
- 立地場所
 貴施設の立地場所について、次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。
- ・住宅地・・・・・・・・・・住宅が主となる場所
 - ・オフィス街・・・・・・・・・・事務所や会社が建ち並んでいる場所
 - ・商店街・・・・・・・・・・商店が建ち並んでいる場所。駅建物内や駅前にある場合は「駅ビル・駅隣接」を○で囲んでください。
 - ・工業地・・・・・・・・・・工場が主となる場所
 - ・駅ビル・・・・・・・・・・駅舎と一体となったビル。駅近隣となる場所(近隣の目安は駅から徒歩5分以内)
 - ・その他・・・・・・・・・・上記のいずれにも該当しないもの

- 【05】 24時間表示(00時00分～23時59分)で記入してください。24時間保育を実施している場合には、00時00分～00時00分と記入してください。なお、時間外開所時間は、通常の開所時間外で、利用者の希望に応じて、開所を行う場合の時間を記入してください。

- 【06】 各サービスの定義は以下のとおりであり、貴施設において提供しているサービス全てを○で囲み(該当するものがない場合は()内に記載し)受け入れ可能な児童の年齢(0歳児については月齢まで)について記入してください。
 <月齢契約>
 入所児童の保護者と日単位で保育日や時間単位を定めて契約し、月を通して継続的に保育サービスを提供するもの。
 <定期契約>
 入所児童の保護者と日単位又は時間単位で定期的に契約し、継続的に保育サービスを提供するもの。(月極契約を除く。)
 <一時預かり>
 入所児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの。
 <夜間保育>
 午後8時を超えて保育を実施し、宿泊を伴わない保育サービスを提供するもの。

※届出書に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤職員後の人数は必ず記入すること。
 ※マッチングサイトのページを印刷する等、マッチングサイトにより提供されるサービス内容に関する情報を伝達等していることがわかる書類を添付すること。

職名	勤務形態	勤務時間帯	勤務時間
イ ア以外の職員	常勤	～8時	10時 12時 14時 16時 18時 20時 22時 24時
	非常勤		-----
常勤職員後の人数	常勤		-----
	非常勤		-----
()時間	÷	8時間	= ()人
			総勤務時間

※届出書に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤職員後の人数は必ず記入すること。

⑤ 施設に在籍している保育従事者数	保育の質の向上のための研修			
	参加者数	参加者数	参加者数	参加者数
うち、研修受講の有無	子育て支援員研修	年 月 参加者数	年 月 参加者数	年 月 参加者数
	家庭的保育者等研修	年 月 参加者数	年 月 参加者数	年 月 参加者数
その他	()	()	()	()

※⑥、⑦については、1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設は必ず記入すること。
 ※研修の修了証の写し等の研修を受講したことがわかる書類を添付すること。

⑦ 職員の研修等の参加状況	参加(研修名等)：年 月 参加者数 参加(研修名等)：年 月 参加者数 参加(研修名等)：年 月 参加者数
---------------	---

※子どもの預かりサービスのマッチングサイトのURL

⑧ 子どもの預かりサービスのマッチングサイトのURL	
----------------------------	--

※マッチングサイトのページを印刷する等、マッチングサイトにより提供されるサービス内容に関する情報を伝達等していることがわかる書類を添付すること。

(法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設)

年 月 日 現在

① 事業所の名称	〒 〇〇〇〇 〇〇 〇〇 〇〇				
② 事業所の所在地	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇				
③ 設置主体	個人、株式会社、社会福祉法人、NPO法人、その他法人、任意団体				
④ 設置者名	〇〇 〇〇 〇〇				
⑤ 設置者住所	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇				
⑥ 代表者名(氏名)	〇〇 〇〇 〇〇 (職名)				
⑦ 管理者名(氏名)	〇〇 〇〇 〇〇 (職名)				
⑧ 管理者住所	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇				
⑨ 事業開始年月日	年	月	日		
⑩ 系列施設有(系列施設数、箇所(直営店・F・C)うち都道府県内、箇所)	無				
⑪ 保育提供可能時間	通常保育提供可能時間	時間外保育提供可能時間	備 考		
	平日	土曜日			
	〇時～〇時	〇時～〇時			
⑫ 提供するサービス内容	月極契約(対象年齢)	〇歳～〇歳	〇歳児の場合は、月極まで記入してください。		
	定期契約(〇歳)	〇歳～〇歳	〇歳児の場合は、月極まで記入してください。		
	一時預かり(〇歳)	〇歳～〇歳	〇歳児の場合は、月極まで記入してください。		
	夜間保育(〇歳)	〇歳～〇歳	〇歳児の場合は、月極まで記入してください。		
	2時間保育(〇歳)	〇歳～〇歳	〇歳児の場合は、月極まで記入してください。		
⑬ 利用料金設定状況	月単位	週単位	日単位	時間単位	日中・夜間別
所得別	設定なし				
⑭ 利用形態	月極額(月)	定期契約単位(時間)	一時預かり単位(時間)	その他	
⑮ 年齢	〇歳児	円	円	円	円
	1歳児	円	円	円	円
	2歳児	円	円	円	円
	3歳児	円	円	円	円
	4歳児	円	円	円	円
	5歳児	円	円	円	円
	6歳以上(就学前)	円	円	円	円
	学童	円	円	円	円

※上記料金の記載に当たり、当様式により難い場合は、利用形態別・年齢別料金がかかる書類を添付すること。

⑯-2 利用料金(時間)	早朝 5時～8時	日中 8時～18時	夜間 18時～22時	深夜 22時～5時
	会員(入会し常態的に利用する者)			
	非会員(一時的に利用する者)			

- <2時間保育>
24時間のいずれの時間帯でも保育サービスを提供するもの。
- ⑬ 利用料金の設定として、当てはまるものを○で囲んでください。
- ⑭ 利用料金について利用形態別、年齢別に記入してください。なお、別途食事代、入会金、キャンセル料等が必要なる場合にはその費用についても記入してください。記入に当たり、当様式により難い場合は利用形態別、年齢別にかかる書類を添付してください。
- ⑮ 定員について特に定めがない場合は、直施設において職員配置や設備の面を考慮して同時に保育を行うことが可能な人数を記入してください。
- ⑯ 届出年月日の前日現在の満年齢により、年齢別の児童数を記入してください。一時預かりの児童も含みます。一時預かりの児童数は()内に再掲してください。「学童」は届出年月日の前日に預かった小学生以上の児童数を記入してください。
- ⑰ 保険加入状況については、入所児童については、施設設備に対する火災保険等は含まないでください。
- ⑱ 提携医療機関については、具体的な提携内容を記入してください。
- ⑲ ⑳ 届出年月日の前日において職務に従事している全ての職員について配置数を記入し、うち実際保育に従事している職員については、勤務していた時間帯を記入し、有資格者以外に外に付けて、常勤換算(有資格者及び有資格者以外の職員別にそれぞれ勤務延べ時間数の合計を8時間で割ったもの)したものを記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合はこれを含めてください。
- ㉑ 保育に従事している職員は研修の受講状況について記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合は研修の受講状況について記入してください。
- ㉒ 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設については必ず記入してください。
- ㉓ 職務に従事する全ての職員(施設長、保育従事者、調理員その他の職員)の研修等の直近3回の参加状況について記入してください。ただし、事業開始の日から届出年月日の前日までに参加した研修が3回以上の場合は、その全てを記入してください。
- ㉔ 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設については必ず記入してください。
- ㉕ 子どもは預かりサービスのマッチングサイトを利用しては、利用するマッチングサイトのURLを記入してください。ただし、施設自らのウェブサイトを利用して、保護者と施設とが相互に連絡する場合は除きます。

⑭定員	⑯ 届出年月日の前日において保育している児童の人数 (年 月 日現在)										計	
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (6歳児)	児童		計		
在園時間												
昼間	午後8時までにお迎え										6歳以上 (6歳児)	児童
夜間	午後10時までにお迎え										5歳児	
深夜	午後10時～午前2時までにお迎え										4歳児	
宿泊	午前2時～翌朝にお迎え										3歳児	
24時間	24時間お迎えなし										2歳児	
計											1歳児	

※ () 内には、一時預かり児童数を再掲すること。

⑰ 保険加入状況	加入		未加入	
	加入	除く	加入	除く
⑰ 保険加入状況	加入	除く	加入	除く
⑱ 提携医療機関				

⑲ 届出年月日の前日において職務に従事している職員の数 (年 月 日現在)

A施設長	B保育従事者(Aを除く)	Cその他職員(A, Bを除く)	D合計 (A+B+C)
() 人	() 人	() 人	() 人
() 人	() 人	() 人	() 人

※上記()内には、1日の勤務延べ時間数を8で除した常勤換算後の人数を記載すること。

資格の有無等	⑳ 職務に就いている職員の数 (平均的な職員配置)									
	常勤	非常勤	保育士	保育士 ・保育業務への従事している 従事していない ・資格(従事している場合に記入)	保育士 ・保育業務への従事している 従事していない ・資格(従事している場合に記入)	保育士 ・保育業務への従事している 従事していない ・資格(従事している場合に記入)	保育士 ・保育業務への従事している 従事していない ・資格(従事している場合に記入)	保育士 ・保育業務への従事している 従事していない ・資格(従事している場合に記入)	保育士 ・保育業務への従事している 従事していない ・資格(従事している場合に記入)	保育士 ・保育業務への従事している 従事していない ・資格(従事している場合に記入)
常勤	非常勤	保育士	保育士 ・保育業務への従事している 従事していない ・資格(従事している場合に記入)	保育士 ・保育業務への従事している 従事していない ・資格(従事している場合に記入)	保育士 ・保育業務への従事している 従事していない ・資格(従事している場合に記入)	保育士 ・保育業務への従事している 従事していない ・資格(従事している場合に記入)	保育士 ・保育業務への従事している 従事していない ・資格(従事している場合に記入)	保育士 ・保育業務への従事している 従事していない ・資格(従事している場合に記入)	保育士 ・保育業務への従事している 従事していない ・資格(従事している場合に記入)	保育士 ・保育業務への従事している 従事していない ・資格(従事している場合に記入)
非常勤	非常勤	保育士	保育士 ・保育業務への従事している 従事していない ・資格(従事している場合に記入)	保育士 ・保育業務への従事している 従事していない ・資格(従事している場合に記入)	保育士 ・保育業務への従事している 従事していない ・資格(従事している場合に記入)	保育士 ・保育業務への従事している 従事していない ・資格(従事している場合に記入)	保育士 ・保育業務への従事している 従事していない ・資格(従事している場合に記入)	保育士 ・保育業務への従事している 従事していない ・資格(従事している場合に記入)	保育士 ・保育業務への従事している 従事していない ・資格(従事している場合に記入)	保育士 ・保育業務への従事している 従事していない ・資格(従事している場合に記入)

※有資格者(保育士、看護師、准看護師)については、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類を添付すること。

A施設長	B保育従事者(Aを除く)	Cその他職員(A, Bを除く)	D合計(A+B+C)
() 人	() 人	() 人	() 人
() 人	() 人	() 人	() 人

資格の有無等	㉑ 職務に就いている職員の数 (平均的な職員配置)									
	常勤	非常勤	保育士	保育士 ・保育業務への従事している 従事していない ・資格(従事している場合に記入)	保育士 ・保育業務への従事している 従事していない ・資格(従事している場合に記入)	保育士 ・保育業務への従事している 従事していない ・資格(従事している場合に記入)	保育士 ・保育業務への従事している 従事していない ・資格(従事している場合に記入)	保育士 ・保育業務への従事している 従事していない ・資格(従事している場合に記入)	保育士 ・保育業務への従事している 従事していない ・資格(従事している場合に記入)	保育士 ・保育業務への従事している 従事していない ・資格(従事している場合に記入)
常勤	非常勤	保育士	保育士 ・保育業務への従事している 従事していない ・資格(従事している場合に記入)	保育士 ・保育業務への従事している 従事していない ・資格(従事している場合に記入)	保育士 ・保育業務への従事している 従事していない ・資格(従事している場合に記入)	保育士 ・保育業務への従事している 従事していない ・資格(従事している場合に記入)	保育士 ・保育業務への従事している 従事していない ・資格(従事している場合に記入)	保育士 ・保育業務への従事している 従事していない ・資格(従事している場合に記入)	保育士 ・保育業務への従事している 従事していない ・資格(従事している場合に記入)	保育士 ・保育業務への従事している 従事していない ・資格(従事している場合に記入)
非常勤	非常勤	保育士	保育士 ・保育業務への従事している 従事していない ・資格(従事している場合に記入)	保育士 ・保育業務への従事している 従事していない ・資格(従事している場合に記入)	保育士 ・保育業務への従事している 従事していない ・資格(従事している場合に記入)	保育士 ・保育業務への従事している 従事していない ・資格(従事している場合に記入)	保育士 ・保育業務への従事している 従事していない ・資格(従事している場合に記入)	保育士 ・保育業務への従事している 従事していない ・資格(従事している場合に記入)	保育士 ・保育業務への従事している 従事していない ・資格(従事している場合に記入)	保育士 ・保育業務への従事している 従事していない ・資格(従事している場合に記入)

* 有資格者(保育士、看護師、准看護師)については、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類を添付すること。

⑳ 職員研修等の参加状況	㉒ 施設に在籍している保育従事者数										
	うち、研修受講の有無										
	保育の質の向上のための研修										
	子育て支援員研修										
	家庭的保育者等研修										
	その他 () 人										
参加 (研修名等)	年	月	参加者数 (名)	参加 (研修名等)	年	月	参加者数 (名)	参加 (研修名等)	年	月	参加者数 (名)
参加 (研修名等)	年	月	参加者数 (名)	参加 (研修名等)	年	月	参加者数 (名)	参加 (研修名等)	年	月	参加者数 (名)
参加 (研修名等)	年	月	参加者数 (名)	参加 (研修名等)	年	月	参加者数 (名)	参加 (研修名等)	年	月	参加者数 (名)

* ㉑、㉒については、1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設は必ず記入すること。

* 研修の修了証の写し等の研修を受講したことや参加したことやわかる書類を添付すること。

㉓ 子どもの預かりサービスのマッチングサイトのURL
がわかる書類を添付すること。

* マatchingサイトのページを印刷する等、Matchingサイトにより提供されるサービス内容に関する情報に開する情報を伝達等していること

記載上の注意

- 【01】 次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。
 ・個人・・・個人が設置するもの。
 ・株式会社・・・株式会社が設置するもの。
 ・社会福祉法人・・・社会福祉法第22条で定業される法人が設置するもの。
 ・NPO法人・・・特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人が設置するもの。
 ・その他法人・・・上記のいずれにも該当しない法人が設置するもの。(医療法人等、有限会社、商法に基づかない法人はここにありません。)
 ・任意団体・・・保護者が共同で設置しているもの等、法人ではない団体。
- 【02】 設置者が法人、民間会社、任意団体等の場合は、その代表者の氏名及び職名を記入してください。
- 【03】 管理者名は、施設長等専施設における保育の実施責任者の氏名及び職名を記入してください。
- 【04】 系列施設数は、届出施設を含めた数を記入し、届出施設が所在する都道府県内にある系列施設数を内数として記入してください。
- 【05】 24時間表示 (00時00分～23時59分) で記入してください。24時間保育を実施している場合には、00時00分～00時00分と記入してください。なお、時間外開所時間は、通常の開所時間外で、利用者の希望に応じ、開所を行う場合にその時間を記入してください。

- 【06】 各サービスの定義は以下のとおりであり、貴施設において提供しているサービス全てを○で囲み(該当するものがない場合は()内に記載し)、受け入れ可能な児童の年齢(0歳児については月齢まで)について記入してください。
 <月齢契約>
 入所児童の保護者と日単位で保育日や時間単位を定めて契約し、月を通して継続的に保育サービスを提供するもの。
 <定期契約>
 入所児童の保護者と日単位又は時間単位で定期的に契約し、継続的に保育サービスを提供するもの。(月極契約を除く。)
 <一時預かり>
 入所児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの。
 <夜間保育>
 午後8時を超えて保育を実施し、宿泊を伴わない保育サービスを提供するもの。
 <2時間保育>
 24時間のいづれの間でも保育サービスを提供するもの。
 【07】 利用料金の設定として、当てはまるものを○で囲んでください。

- 【08-1】 利用形態について利用形態別、年齢別に記入してください。なお、別途食事代、入会金、キャンセル料等が必要な場合にはその費用についても記入してください。記入に当たり、当欄式により難い場合は利用形態別、年齢別にかわる書類を添付してください。
- 【08-2】 利用料金について、委員、非会員別、時間帯別に記入してください。記入に当たり、当欄式により難い場合は、利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。
- 【09】 定員について特に定めがない場合には、貴事業所において職員配置や設備の面を考慮して同時に保育を行うことが可能な人数を記入してください。

- 【10】 届出年月日の前日現在の満年齢により、年齢別の児童数を記入してください。一時預かりの児童も含まれます。一時預かりの児童数は()内に再掲してください。「学童」は届出年月日の前日に預かった小学生以上の児童数を記入してください。
- 【11】 保険加入状況については、入所児童に関する保険に限定し、施設設備に対する火災保険等は含まないでください。
- 【12】 提携医療機関については、具体的な提携内容を記入してください。
- 【13】 届出年月日の前日における職員について配属内容を記入してください。
- 【14】 職員については、勤務していた時間帯を記入し、有資格者と有資格者以外に分けて、常勤換算(有資格者及び有資格者以外の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で割ったもの)したものを記入してください。なお、事業所長についても実際に保育に従事している場合はこれを含めてください。
- 【15】 勤務に従事する全ての職員について配属定数(貴施設における平均的職員配属数)を記入し、うち、乳幼児保育に従事している職員については、勤務していた時間帯を記入し、有資格者と有資格者以外に分けて、常勤換算(有資格

- 【16】 者及び有資格者以外の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で割ったもの)したものを記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している職員についても実際に保育に従事している場合はこれを含めてください。
- 【17】 保育に従事している職員は研修の受講状況について記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合は研修の受講状況について記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合は研修の受講状況について記入してください。
- 【18】 ※1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設について必ず記入してください。
- 【19】 職務に従事する全ての職員(施設長、保育従事者、調理員その他の職員)の研修等の直近3回の参加状況について記入してください。ただし、事業開始の日から届出年月日の前日までに参加した研修が3回以上の場合は、その全てを記入してください。
- 【20】 ※1日に保育する乳幼児の数が5人以上の施設については必ず記入してください。
- 【21】 子どもの預かりサービスのマッチングサイトを利用する施設においては、利用するマッチングサイトのURLを記入してください。ただし、施設自らのウェブサイトを利用して、保護者と施設とが相互に連絡する場合は除きます。

別記第23号様式を次のように改める。

第23号様式（第18条関係）

認可外保育施設運営状況報告書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

報告者 住所
氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名〕

次のとおり認可外保育施設の運営状況について、児童福祉法第59条の2の5第1項の規定により報告します。

(法第6条の3第1項の規定による業務を目的とする施設以外) 年 月 日現在

① 施設名称	In					
② 施設の所在地	In 徒歩分					
③ 設置主体	In 駅バス分					
④ 設置者名	In 任意団体					
⑤ 設置者住所	In					
⑥ 代表者名	(職名)					
⑦ 管理者名	(職名)					
⑧ 管理者住所	In					
⑨ 事業開始年月日	年	月 日				
⑩ 系列施設有 (直営店・F.C.)	うち都道府県内	節所・無				
⑪ 開所時間	通常開所時間	時間外開所時間				
平日	: ~ : ~	: ~ : ~				
土曜日	: ~ : ~	: ~ : ~				
日・祝祭日	: ~ : ~	: ~ : ~				
⑫ 提供するサービス内容	・月極契約 (対象年齢) 歳 ~ 歳 ・定期契約 (") 歳 ~ 歳 ・一時預かり (") 歳 ~ 歳 ・夜間保育 (") 歳 ~ 歳 ・2時間保育 (") 歳 ~ 歳 ・ (") 歳 ~ 歳 ※1) 0歳児の場合は、月齢まで記入してください。 ※2) サービスの内容は、「記載上の注意」により分類してください。					
⑬ 利用料金設定状況	月単位 日単位 時間単位 日中・夜間別	設定なし				
利用形態	月極額	定期契約	一時預かり	その他		
	年齢	(月)	単位(時間)	単位()		
⑭ 利用料金	0歳児	円	円	円	円	円
	1歳児	円	円	円	円	円
	2歳児	円	円	円	円	円
	3歳児	円	円	円	円	円
	4歳児	円	円	円	円	円
	5歳児	円	円	円	円	円
	6歳以上(就学前)	円	円	円	円	円
学童	円	円	円	円	円	

※上記料金の記載に当たり、当様式より難い場合は、利用形態別・年齢別料金ごとの欄を添付すること。

⑮ 定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上(就学前)	学童	計

※有資格者（保育士、看護師、准看護師）については、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類を添付すること。

④ ⑤のうち、保育に従事している者の配置数及び勤務の体制

職名	勤務形態	勤務時間帯	勤務時間
有資格者（保育士、看護師、准看護師の資格有り）			
(例) 保育士従事者（保育士）	常勤 非常勤 常勤 非常勤 非常勤 非常勤 非常勤	～8時 10時 12時 14時 16時 18時 20時 22時 24時 2時～	8時間
常勤換算後の人数			
総勤務時間			

() 時間 ÷ 8時間 = () 人

※当該状況報告に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

イ ア以外の職員

職名	勤務形態	勤務時間帯	勤務時間
	常勤 非常勤 常勤 非常勤 非常勤 非常勤 非常勤	～8時 10時 12時 14時 16時 18時 20時 22時 24時 2時～	
常勤換算後の人数			
総勤務時間			

() 時間 ÷ 8時間 = () 人

※当該状況報告に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。

ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること

⑥ 嘱託 医 有 無	有	無
⑦ 管理栄養士 ・ 栄養士の有無	管理栄養士 () 人	栄養士 () 人

⑥ 保育している児童の人数

在園時間	年 月 日現在										
	年齢		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (学年別)	学童	計
星間	午後8時までにお迎え	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
夜間	午後10時までにお迎え	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
深夜	午後10時～午前2時までにお迎え	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
宿泊	午前2時～翌朝にお迎え	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
2時間	2時間お迎えなし	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
計		()	()	()	()	()	()	()	()	()	

※ () 内には、一時間かり児童数を再掲すること。

保育状況	年 月 日現在									
	年齢		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (学年別)	学童
⑧	7:00～8:59									
時間帯別の在	9:00～16:59									
籍児童数 (月	17:00～17:59									
極め・定期契	18:00～18:59									
約・一時預か	19:00～19:59									
りを含めた延	20:00～21:59									
べ数で記入し	22:00～23:59									
てく だ さ	0:00～6:59									
い。)										
上記のうち主たる保育時間である11時間について再掲										

⑨ 職務に従事している職員の配置数

A 施設長	年 月 日現在									
	B 保育従事者(Aを除く。)		C その他職員(A,Bを除く。)		D 合計(A+B+C)		常勤		非常勤	
() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人
資格の有無等	非常勤	非常勤	非常勤	非常勤	非常勤	非常勤	非常勤	非常勤	非常勤	非常勤
・保育業務への従事 に従事している・従事していない ・資格(従事している場合に記入) 保育士 看護師 准看護師 家庭医 保育者 その他	保育士 看護師 准看護師 家庭医 保育者 その他	保育士 看護師 准看護師 家庭医 保育者 その他	保育士 看護師 准看護師 家庭医 保育者 その他	保育士 看護師 准看護師 家庭医 保育者 その他	保育士 看護師 准看護師 家庭医 保育者 その他	保育士 看護師 准看護師 家庭医 保育者 その他	保育士 看護師 准看護師 家庭医 保育者 その他	保育士 看護師 准看護師 家庭医 保育者 その他	保育士 看護師 准看護師 家庭医 保育者 その他	保育士 看護師 准看護師 家庭医 保育者 その他

※上記()内には、1日の勤務延べ時間数を8で除した常勤換算後の人数を記載すること。

常勤・非常勤	-----
常勤・非常勤	-----
常勤換算後の人数 総勤務時間 ()時間 ÷ 8時間 = ()人	総勤務時間

※当運営状況報告に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間等の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

②④ 施設に在籍している保育従事者数
うち、研修受講の有無
保育の質の向上のための研修
子育て支援員研修
家庭的保育者等研修
その他 ()人

*②④については、1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設は必ず記入すること。

*研修の修了証の写し等の研修を受講したことや参加したことがわかる書類を添付すること。

加入 ※保険契約書別添 未加入	加入 保険の種類 賠償責任保険・傷害保険・その他 ()
加入 状況	加入 保険事故 (内容)
	加入 保険金額
	加入 機関名
	加入 所在地
	加入 電話番号
	加入 租務内容

⑥⑦ 施設 設備	専用設備	乳児室 ほふく室 保育室又は遊戯室 調理室 医務室	保育室又は遊戯室 調理室 医務室	医務室
	室名	保育室等 ほふく室 保育室又は遊戯室	保育室又は遊戯室 ほふく室 室	室
	室数	室	室	室
	室面積	m ²	m ²	m ²
室名	調理室 室	便所 無	その他	合計
室数	室	個	個	個
室面積	m ²	m ²	m ²	m ²
屋外遊戯場(園庭)	有	無	無	無
屋外遊戯場(園庭)	鉄骨造 れんが造 木造 ()	鉄骨コンクリート れんが造 木造 その他 ()	無の場合の公園など付近で子どもを安全に遊ばせること が可能な場所 有・無	建築物の階
建築物の構造				
建築物の形態	専用建物 集合住宅 事務所ビル 業務用ビル その他 ()			

②⑤ 職務に従事している職員の配置予定数(平均的な職員配置)

A施設長	B保育従事者(Aを除く)	Cその他職員(A,Bを除く)	D合計(A+B+C)
()人	()人	()人	()人

※上記()内には、1日勤務延べ時間を8で除した常勤換算後の人数を記載すること。

資格の有無等	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
	保育士 看護師 准看護師 家庭的 保育者 その他 ()	保育士 看護師 准看護師 家庭的 保育者 その他 ()	保育士 看護師 准看護師 家庭的 保育者 その他 ()	保育士 看護師 准看護師 家庭的 保育者 その他 ()	調理員 その他 ()	調理員 その他 ()

・保育業務への従事
に従事している・従事していない
・資格(従事している場合に記入)
保育士
看護師
准看護師
その他 ()

※有資格者(保育士、看護師、准看護師)については、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類を添付すること。

②⑥ ②⑦のうち、保育に従事している者の配置数及び勤務体制の予定

ア 有資格者(保育士、看護師、准看護師の資格有り)	勤務形態	勤務時間帯	勤務時間
(明) 保育士従事者(保育士)	常勤・非常勤	~8時 10時 12時 14時 16時 18時 20時 22時 24時	2時~8時 8時間
	常勤・非常勤		
	常勤・非常勤		
	常勤・非常勤		
	常勤・非常勤		
	常勤・非常勤		
	常勤・非常勤		
常勤換算後の人数 総勤務時間 ()時間 ÷ 8時間 = ()人			勤務時間

※当運営状況報告に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間等の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

イ ア以外の職員

勤務形態	勤務時間帯	勤務時間
常勤・非常勤	~8時 10時 12時 14時 16時 18時 20時 22時 24時	2時 8時間
常勤・非常勤		
常勤・非常勤		
常勤・非常勤		
常勤・非常勤		

④⑩	備えられている遊具等	玩具() 絵本 机 椅子 楽器() 他()	参加(研修名等) 年 月 参加者数 名 (研修名等) 年 月 参加者数 名 (研修名等) 年 月 参加者数 名 研修修了証の写し等の研修を受講したことや参加したことわかかる書類を添付すること。
④⑪	職員の研修等の参加状況	1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設は必ず記入すること。	
④⑫	研修の実施状況	保育従事者の質の向上を図る研修を定期的に実施(年 回) 未実施	
④⑬	安全管理・事故防止の取組状況	安全管理・事故防止のための研修を定期的に実施している(年 回) 安全管理・事故防止の手順やマニュアルを整備し、職員に周知している(有・無) 消防署・病院等関係機関との連絡を密にし、緊急の場合には適切な体制がとれている(有・無)	
④⑭	保護者との連絡状況	献立表の配布 施設だよりの配布 連絡帳の作成 緊急連絡表の作成	有 無 有 無 有 無 有 無
④⑮	保護者及び施設利用希望者の保育室等の見学	実施 未実施	
④⑯	保育室の清掃方法・回数	哺乳ビンの消毒・保管方法	
衛生	便所の清掃方法・回数	衣類の洗濯・消毒方法	
管理	調理室の清掃方法・回数	寝具の乾燥・消毒方法	
	食器の消毒・保管方法	玩具類の洗濯・消毒方法	
④⑰	朝食	有(主に施設で調理 主に仕出し弁当 その他) 無(弁当持参 家庭で食事 その他)	特に決めていない
	昼食	有(主に施設で調理 主に仕出し弁当 その他) 無(弁当持参 家庭で食事 その他)	特に決めていない
	夕食	有(主に施設で調理 主に仕出し弁当 その他) 無(弁当持参 家庭で食事 その他)	特に決めていない
給食	献立表の作成	朝食 有(週間献立) 昼食用 有(週間献立) 無 夕食用 有(週間献立) 無	
④⑱	乳児食(離乳食)	有(施設で調理 調理済み市販 家から持参 その他) 冷蔵庫 その他()	
④⑲	登園時の健康状態観察	有(体温 排便 食事 睡眠 顔貌 その他) 無	
④⑳	降園時の個別検査	有(服装 外傷 清潔 他) 無	
④㉑	児童の発育チェック	実施(身長測定 体重測定 その他) 未実施	

立地場所	住宅地 オフィス街 商店街 工業地 駅ビル・駅前接 其他	階建の階				
建築物の構造	鉄骨造 鉄筋コンクリート造 わんが造 木造 其他()					
建築物の形態	専用建築物 集合住宅 事務所ビル 業務用ビル 其他() 無					
④㉒	乳児室の区画	有(専用室 フェンス ベビーベッド 他) 無				
④㉓	保育室の採光・換気	窓等採光(良い 普通 悪い)・窓等換気(良い 普通 悪い)				
④㉔	便所の設備	保育室との仕切り(有 無)・調理室との仕切り(有 無)・専用手洗い(有 無)				
④㉕	消火用具の設置	有(消火器 他) 無				
④㉖	玄関以外の非常口	有 無 一無の場合の避難器具 有() 無				
④㉗	消防計画	有(届出年月日 年 月 日、図上訓練 回/年) 無				
④㉘	避難消火訓練	実施(実施回数 回/年、図上訓練 回/年) 未実施				
④㉙	保育室が2階にある	転落防止設備(窓欄 階段手すり テラス手すり) 耐火構造の建物(鉄筋コンクリート わんが 石) 階段等設備(い)欄及び(ろ)欄に掲げる設備がそれぞれ1つ以上設けられている <table border="1"> <tr> <td>(い)</td> <td>①屋内階段 ②屋外階段</td> </tr> <tr> <td>(ろ)</td> <td>①屋内避難階段 ②バルコニー ③傾斜路等 ④屋外階段</td> </tr> </table>	(い)	①屋内階段 ②屋外階段	(ろ)	①屋内避難階段 ②バルコニー ③傾斜路等 ④屋外階段
(い)	①屋内階段 ②屋外階段					
(ろ)	①屋内避難階段 ②バルコニー ③傾斜路等 ④屋外階段					
④㉚	保育室が3階以上にある	避難設備(耐火構造の傾斜路 屋外階段) 転落防止設備(窓欄 階段手すり テラス手すり) 耐火構造の建物(鉄筋コンクリート わんが 石) 階段等設備(い)欄及び(ろ)欄に掲げる設備がそれぞれ1つ以上設けられている <table border="1"> <tr> <td>(い)</td> <td>①屋内避難階段 ②屋外階段</td> </tr> <tr> <td>(ろ)</td> <td>①屋内避難階段 ②傾斜路等 ③屋外階段</td> </tr> </table>	(い)	①屋内避難階段 ②屋外階段	(ろ)	①屋内避難階段 ②傾斜路等 ③屋外階段
(い)	①屋内避難階段 ②屋外階段					
(ろ)	①屋内避難階段 ②傾斜路等 ③屋外階段					
④㉛	保育室の防火区画	耐火構造の床 壁又は特定防火設備が設けられている。あるいは①スプリンクラー設備②自動消火設備かつ延焼防止措置のいずれか1つが設けられている。				
④㉜	保育計画の策定	有(年間・月案・週案・デイリープログラム・行事予定・保育目標) 無				
④㉝	入浴等を必要とする児童の取扱い	24時間保育で、3日以上継続して在園する児童(週 回) 無 入浴、汚れたときなどの対処(入浴 清拭) 無				
④㉞	外遊び及び外気浴の実施	実施(毎日 回/1週間) 未実施				

記載上の注意

- 【③】 次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。
 - ・個人・・・・・・・・・・個人が設置するもの。
 - ・株式会社・・・・・・・・・・株式会社が設置するもの。
 - ・社会福祉法人・・・・・・・・・・社会福祉法第22条で定義される法人が設置するもの。
 - ・NPO法人・・・・・・・・・・特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人が設置するもの。
 - ・その他法人・・・・・・・・・・上記のいずれにも該当しない法人が設置するもの。（医療法人等、有限会社、商法に基づかない法人はここに記入します。）
 - ・任意団体・・・・・・・・・・保護者が共同で設置しているもの等、法人ではない団体。
- 【④】 設置者が法人、民間会社、任意団体等の場合は、その代表者の氏名及び職名を記入してください。
- 【⑦】 管理者名は、施設長等貴施設における保育の実施責任者の氏名及び職名を記入してください。
- 【⑩】 系列施設数は、届出施設を含めた数を記入し、届出施設の所在する都道府県内にある系列施設数を内数として記入してください。
- 【⑪】 24時間表示（00時00分～23時59分）で記入してください。24時間保育を実施している場合には、00時00分～00時00分と記入してください。なお、時間外開所時間は、通常の開所時間外で、利用者の希望に応じ、開所を行う場合その時間を記入してください。
- 【⑫】 各サービスの定義は以下のとおりであり、貴施設において提供しているサービス全てを○で囲み（該当するものが無い場合は（ ）内に記載し）、受人可能な児童の年齢（0歳児については月齢まで）について記入してください。
 - <月極契約>
 - <入所児童の保護者と月単位又は時間単位を定めて契約し、月を通して継続的に保育サービスを提供するもの。>
 - <定期契約>
 - <入所児童の保護者と日単位又は時間単位で定期的に契約し、継続的に保育サービスを提供するもの。（月極契約を除く。）>
 - <一時預かり>
 - <入所児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの。>
 - <夜間保育>
 - <入所児童の保護者と日単位又は時間単位でも保育サービスを提供するもの。>
 - <24時間保育>
- 【⑬】 利用料金の設定として、当てはまるものを○で囲んでください。
- 【⑭】 利用料金について利用形態別、年齢別に記入してください。なお、別途金事代、入会金、キャンセル料等が必要な場合にはその費用についても記入してください。記入に当たり、当該場により種別、年齢別に料金がかかる書類を添付してください。
- 【⑮】 定員について特に定めがない場合には、貴施設において職員配置や設備の面を考慮して同時に保育を行うことが可能な人数を記入してください。
- 【⑯】 運営状況報告記入日現在の満年齢により、年齢別の児童数を記入してください。一時預かりの児童も含まれます。一時預かりの児童数は（ ）内に再掲してください。「学童」は運営状況報告記入日に預かった小学生以上の児童数を記入してください。
- 【⑰～⑱】 運営状況報告記入日において職務に従事している全ての職員について配置数を記入し、うち、実際保育に従事している職員については、勤務していた時間数を記入し、有資格者と有資格者以外に分けて、常勤換算（有資格者及び有資格者以外の職員別にそれぞれ別の勤務延べ時間数の合計を8時間で割ったもの）したものを記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。
- 【⑳】 管理栄養士と栄養士のそれぞれの人数を記入してください。0人の場合は、「0」と記入してください。
- 【㉑～㉒】 職務に従事する全ての職員について配置予定数（貴施設における平均的職員配置数）を記入し、うち、実際に保育に従事している職員については、勤務する時間数を記入し、有資格者と有資格者以外に分けて、常勤換算（有資格者及び有資格者以外の職員別にそれぞれ別の勤務延べ時間数の合計を8時間で割ったもの）したものを記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。
- 【㉓】 保育に従事している職員のこれまでの研修の受講状況について記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合は研修の受講状況について記入してください。
 - ※1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設については必ず記入してください。
- 【㉔】 保険加入状況については、入所児童に関する保険に限定し、施設設備に対する火災保険等は含まないでください。なお、保険会社との契約書類を添付してください。
- 【㉕】 提携医療機関については、具体的な提携内容を記入してください。

⑤1	児童の健康 診断	施設で実施 診断書の提出	母子健康手帳で確認 母子健康手帳で確認	未実施 未実施
⑤2	ケガや病気等の時の措置	保護者への連絡 医師機関への受診	その他（ ）	未実施
⑤3	職員の健康診断	実施（施設で実施） 採用時 採用後	診断書の提出 診断書の提出 その他 その他	未実施 未実施
⑤4	調理・調乳者の検便	実施（毎月）	回（年）	未実施
⑤5	備えられている医薬品	体温計 水まくら類 外用・消毒薬	ばんそうこう類 他（ ）	未実施
⑤6	感染症への対応	再受検に当たった際の取扱い（かかりつけ区の保健証明等の提出）	有 未実施	未実施
⑤7	乳幼児突然死症候群の予防	歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチ等の共用防止 睡眠中の乳幼児のきめ細かな観察 仰向け寝	実施 未実施 未実施	未実施
⑤8	安全対策	不適	実施 未実施	未実施
安	各室内に危険物が無い、放電物品がない、服房器具の固定、燃焼物の覆い、書庫等の転倒防止、書庫等からの落下物防止などの安全対策が講じられている場合は適、欠けている場合は不適とする。	不適	実施 未実施	未実施
全	（保育室 玄関 非常口 階段 通路 浴室 便所 台所 使用 廊下 ベランダ 園庭 門前）	不適	実施 未実施	未実施
確	施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置、施設等を行うなど、児童が危険な場所等へ進入しないような対策が講じられている場合は適、欠けている場合は不適とする。	不適	実施 未実施	未実施
保	緊急時の対策	不適	実施 未実施	未実施
⑤9	利用者等への情報提供	サービス内容等の掲示 利用者への契約時の書面交付 利用予定者への契約内容等の説明	実施 実施 実施	未実施
⑥0	児童票の作成状況	有（家庭状況 既往症 健康状況 成長記録 健康診断記録）	無	無
⑥1	帳簿の作成、整備状況	職員名簿（履歴書） 資格証明書 職員の雇用状況がわかる書類（雇用通知書、賃金台帳等）	有 有 有 無	有 有 有 無
⑥2	子どもの預かりサービスのマッチングサイトのURL			

* マッチングサイトのページを印刷する等、マッチングサイトにより提供するサービス内容に関する情報を伝達等していることがわかる書類を添付すること。
※施設平面図、パンフレット、料金表等を添付してください。

(法第6条の3第1項の規定による業務を目的とする施設用) 年 月 日現在

① 事業所の名称 事業所の所在地	〒 番 番 番 番 番	最寄り駅	線	駅	バス 分 徒歩	分	日現在
② 設置主体	個人、株式会社、社会福祉法人、NPO法人、その他法人、任意団体						
③ 設置者名	〒 (氏名)						
④ 設置者住所	〒 (氏名)						
⑤ 代表者名	〒 (職名)						
⑥ 管理者名	〒 (氏名)						
⑦ 管理者住所	〒 (氏名)						
⑧ 事業開始年月日	年	月	日				
⑨ 系列事業所 有(系列事業所数 箇所)	直営店・FC	うち都道府県内	箇所	箇所	・ 無		
⑩ 保育提供可能時間	通常保育提供可能時間		時間外保育提供可能時間		備考		
平日	～	～	～	～			
土曜日	～	～	～	～			
日・祝祭日	～	～	～	～			
⑪ 提供するサービス内容	・月曜契約 (対象年齢 歳) (" 歳) (" 歳) (" 歳)	・定期契約 (" 歳) (" 歳) (" 歳) (" 歳)	・一時預かり (" 歳) (" 歳) (" 歳) (" 歳)	・夜間保育 (" 歳) (" 歳) (" 歳) (" 歳)	・24時間保育 (" 歳) (" 歳) (" 歳) (" 歳)	※1) 0歳児の場合は、月齢まで記入してください。 ※2) サービスの内容は、「記載上の注意」により分類してください。	
⑫ 利用料金設定状況	月単位	週単位	日単位	時間単位	日中・夜間別	設定なし	
	所別			その他 ()			
⑬ 年齢	月額額 (月)	定期契約 単位(時間)	一時預かり 単位(時間)	その他 ()	単位 ()		その他
					円	円	
0歳児	円	円	円	円	円	円	・食事代 ・入会金
1歳児	円	円	円	円	円	円	
2歳児	円	円	円	円	円	円	・キャンセル料
3歳児	円	円	円	円	円	円	
4歳児	円	円	円	円	円	円	()
5歳児	円	円	円	円	円	円	()
6歳以上 (就学前)	円	円	円	円	円	円	()
学童	円	円	円	円	円	円	()

※上記料金の記載に当たり、当様式により違いがある場合は、利用形態別・年齢別料金をわかる事項を添付すること。

【27】 専用設備

貴施設において当てはまる専用設備全てを○で囲んでください。なお、○で囲んだ専用設備については、室数、面積等を整数(小数点以下四捨五入)で記入してください。乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室の区分が1室で保育している場合、これらのいずれも○で囲まず、保育室等の欄に面積を整数(小数点以下四捨五入)で記入してください。

- ・乳児室.....乳児(1歳未満)の保育のための部屋
- ・ほふく室.....はいはい(手足を伸ばしてはいる遊び)するための部屋
- 屋外遊戯場(園庭).....園庭。付近の公園等共用の遊び場は含みません。
- 建物の形態
- ・貴施設として利用されている建物の形態について、次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。
 - ・専用建物.....保育専用で使用している一戸建て施設
 - ・集合住宅.....マンション等の一部を保育に使用している場合
 - ・事務所用ビル.....事務所用ビルの一部を保育に使用している場合
 - ・業務用ビル.....事務所ビル以外のビルの一部を保育に使用している場合
 - ・その他.....上記のいずれにも該当しないもの
- 立地場所
- ・貴施設の立地場所について、次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。
 - ・住宅地.....住宅が主となる場所
 - ・オフィス街.....事務所や会社などが立ち並んでいる場所
 - ・商店街.....商店が立ち並んでいる場所。駅建物内や駅前にある場合は「駅ビル・駅隣接」を○で囲んでください。
- ・工業地.....工場が主となる場所
- ・駅ビル・駅隣接.....駅舎と一体となったビル、駅隣接となる場所(近隣の目安は駅から徒歩5分以内。)
- ・その他.....上記のいずれにも該当しないもの

【28】 職務に従事する全ての職員(施設長、保育従事者、調理員、その他の職員)の研修等の直近3回の参加状況について記入してください。ただし、運営状況報告記入日の年度に参加した研修が3回以上の場合、その全てを記入してください。

※1日に保育する乳児の数が5人以下の施設については必ず記入してください。

【29】 貴施設における研修の実施状況について、実施している場合(都道府県等が実施する研修への参加を含む。)は、()内にその回数を記入してください。2年に1回実施している場合は、「年 0.5 回」と記入してください。

【30】 貴施設における安全管理、事故防止の取組について、研修を実施している場合(都道府県等が実施する研修への参加を含む。)は、()内にその回数を記入してください。2年に1回実施している場合は、「年 0.5 回」と記入してください。

【31】 朝食、昼食、夕食ことに当てはまるもの1つを○で囲んでください。
・主に施設で調理.....主に施設で給食を調理している場合。単なる加熱等のみの場合には含みません。
・主に仕出し弁当.....主に施設で弁当等を購入している場合。
・弁当持参.....保護者により弁当が用意されている場合。従って、店で購入したもので保護者が用意したものは含みません。

【32】 子どもの健康診断、職員(健康診断)のうち、「入所後」、「採用後」については、運営状況報告記入日の年度の健康診断で、それぞれ当てはまるもの1つを○で囲んでください。

【33】 子どもの預かりサービスのマッチングサイトを利用する施設においては、利用するマッチングサイトのURLを記入してください。ただし、施設自らのウェブサイトを併用して、保護者と施設とが相互に連絡する場合は除きます。

⑩-2 利用料 (時間)	⑩-2 利用料 (時間)	早朝 5時～8時	日中 8時～18時	夜間 18時～22時	深夜 22時～5時
	⑩-3 利用料 (時間)	⑩-3 利用料 (時間)	⑩-3 利用料 (時間)	⑩-3 利用料 (時間)	⑩-3 利用料 (時間)

⑪定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	児童	計
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	---------------	----	---

⑫保育している児童の人数		(年 月 日現在)								
保育提供時間	年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	児童	計
	2時間以下									
	2時間～4時間以下									
	4時間～6時間以下									
	6時間～8時間以下									
8時間～										
計										
保育状況	年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	児童	計
	⑬									
	時間帯別の在 籍児童数(月)	7:00～8:59								
	極め、定期契 約、一時預か りを含めた延 べ数で記入し てください。 (月)	9:00～16:59								
		17:00～17:59								
		18:00～18:59								
		19:00～19:59								
	20:00～21:59									
	22:00～23:59									
	0:00～6:59									
上記のうち主たる保育時間であ る11時間について再掲										

⑬職務に従事している職員の配置数		(年 月 日現在)						
A事業所長	B保育従事者(Aを除く)	Cその他の職員(A,Bを除く)					D合計(A+B+C)	
	人	人	人	人	人	人	人	
()人	()人	()人	()人	()人	()人	()人	()人	

※上記()内には、1日勤務延べ時間数を8で除いた常勤換算後の人数を記載すること。

資格	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----

格 有 無 等	・保育業務への従事 に従事している・従事していない ・資格(従事している場合に記入) 保育士・看護師	保育士 看護師 その他	保育士 看護師 その他	保育士 看護師 その他	保育士 看護師 その他	保育士 看護師 その他	保育士 看護師 その他	保育士 看護師 その他	保育士 看護師 その他	保育士 看護師 その他	保育士 看護師 その他	保育士 看護師 その他
------------------	---	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------

※有資格者(保育士、看護師、准看護師)については、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類を添付すること。

⑭職務に従事している職員の配置数(平均的な職員配置)								
A事業所長	B保育従事者(Aを除く)	Cその他の職員(A,Bを除く)					D合計(A+B+C)	
	人	人	人	人	人	人	人	
()人	()人	()人	()人	()人	()人	()人	()人	

※上記()内には、1日勤務延べ時間数を8で除いた常勤換算後の人数を記載すること。

資格 の有 無 等	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
	・保育業務への従事 に従事している・従事していない ・資格(従事している場合に記入) 保育士・看護師	保育士 看護師 その他	保育士 看護師 その他	保育士 看護師 その他	保育士 看護師 その他	保育士 看護師 その他	保育士 看護師 その他	保育士 看護師 その他
	()人	()人	()人	()人	()人	()人	()人	()人

※有資格者(保育士、看護師、准看護師)については、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類を添付すること。
※当提出書に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。
ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。
※当運営状況報告に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。
ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

⑯事業所に在籍している保育従事者数	人
うち、研修受講の有無	人
・保育の質の向上のための研修	人
・子育て支援員研修	人
・家庭的保育者等研修	人
その他	()人

*研修の修了証の写し等の研修を受講したことや参加したことが分かる書類を添付すること。

⑰ 保険 加入 状況	加入	賠償責任保険・傷害保険・その他
	未加入	
⑱ 提携医療機関	機関名	
	所在地	
	電話番号	
	提携内容	

⑤⑨ 帳簿の作成、整備状況	職員名簿（履歴書）	有	無	児童出席表	有	無
	資格証明書 職員の雇用状況がわかる書類 (雇用通知書、賃金台帳等)	有	無		有	無
④⑩ 子どもの預かりサービスのマッチングサイトのURL						

*マッチングサイトのページを印刷する等、マッチングサイトにより提供するサービス内容に関する情報を伝達等していることがわかる書類を添付すること。
※パンフレット、料金表等を添付してください。

⑤③ 保育計画の策定	有(年間・月案・週案・デイリープログラム・行事予定・保育目標)	無	無
⑤④ 職員の研修等の参加状況	参加(研修名等) 年 月 参加者数(名)	無	
	(研修名等) 年 月 参加者数(名)		
	(研修名等) 年 月 参加者数(名)		
研修修了証の写し等の研修を受講したことや参加したことが分かる書類を添付すること。			
⑤⑤ 研修の実施状況	保育従事者の質の向上を図る研修を定期的に実施(年 回)	未実施	
⑤⑥ 安全管理・事故防止の取組状況	安全管理・事故防止のための研修を定期的に実施している(年 回)		
	安全管理・事故防止の手順やマニュアルを整備し、職員に周知している(有・無)		
消防署・病院等関係機関との連絡を密にし、緊急の場合には適切な体制がとれるようにしている(有・無)			
⑤⑦ 保護者との連絡状況	連絡帳の作成	有	無
	緊急連絡表の作成	有	無
⑤⑧ 保護者及び利用希望者の保育室等の見学	実施	未実施	
	その他	有	無
⑤⑨ 利用開始時の健康状態観察	有(体温 排便 食事 睡眠 顔貌 その他)	無	
⑥① 子どもの健康診断	利用開始時の個別検査	有(服装 外傷 清潔 他)	無
	利用開始後	事業所で実施 母子健康手帳で確認 事業所で実施 母子健康手帳で確認	未実施 未実施
⑥② ケガや病気等の時の措置	保護者への連絡	医療機関への受診	その他()
	職員健康診断	採用時 実施(事業所で実施 診断書の提出)	未実施
⑥③ 検便	採用後	実施(事業所で実施 診断書の提出)	未実施
	実施(毎月 隔月 回/年)	未実施	
⑥⑤ 乳幼児突然死症候群の予防	睡眠中の乳幼児のさめ細かな観察	実施	未実施
	仰向け寝	実施	未実施
⑥⑥ 安全対策	保育室での禁煙の厳守	実施	未実施
	不適	不適	
⑥⑦ 事故防止	不適	不適	
	不適	不適	
⑥⑧ 緊急時の対応	不適	不適	
	不適	不適	
⑥⑩ 利用者等への情報提供	サービス内容等の掲示	実施	未実施
	利用者への契約時の書面交付	実施	未実施
	利用予定者への契約内容等の説明	実施	未実施
⑥⑪ 児童票の作成状況	有(家庭状況 既往症 健康状況 成長記録 健康診断記録)	無	

記載上の注意

- 【③】 次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。
 ・個人
 ・個人が設置するもの。
 ・株式会社
 ・株式会社が設置するもの。
 ・社会福祉法人
 ・社会福祉法第22条で定義される法人が設置するもの。
 ・NPO法人
 ・特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人が設置するもの。
 ・その他法人
 ・上記のいずれにも該当しない法人が設置するもの。(医療法人等、有限会社、商法に基づかない法人はここに記入します。)
- 【④】 任意団体・・・保護者が共同で設置しているもの等、法人ではない団体。
- 【⑤】 設置者が法人、民間会社、任意団体等の場合は、その代表者の氏名及び職名を記入してください。
- 【⑥】 管理者名は、事業所長等貴事業所における保育の実施責任者の氏名及び職名を記入してください。
- 【⑦】 系列事業所数は、届出事業所を含めた数を記入し、届出事業所の所在する都道府県内にある系列事業所数を内数として記入してください。
- 【⑧】 24時間表示(00時00分～23時59分)で記入してください。24時間保育を実施している場合には、00時00分～00時00分と記入してください。なお、時間外開所時間は、通常の開所時間外で、利用者の希望に応じ、開所を行う場合にその時間を記入してください。
- 【⑨】 各サービスの定義は以下のとおりであり、貴事業所において提供しているサービス全てを○で囲み(該当するものが無い場合は()内に記載し)、受入可能な児童の年齢(0歳児については月齢まで)について記入してください。
 <月極契約>
 入所児童の保護者と月単位で保育日や保育時間を定め契約し、月を通して継続的に保育サービスを提供するもの。
 <定期契約>
 入所児童の保護者と月単位又は時間単位で定期的に契約し、継続的に保育サービスを提供するもの。(月極契約を除く。)
- 【⑩】 入所児童の保護者と月単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの。
 <夜間保育>
 午後8時を越えて保育を実施し、宿泊を伴わない保育サービスを提供するもの。
 <24時間保育>
 24時間のいずれの時間帯でも保育サービスを提供するもの。
- 【⑪】 利用料金の設定として、当てはまるものを○で囲んでください。
- 【⑫-1】 利用料金について利用形態別、年齢別に記入してください。なお、別途食事代、入会金、キャンセル料等が必要なお場合にはその費用についても記入してください。記入に当たり、当様式により難しい場合は利用形態別、年齢別に料金がかかる書類を添付してください。
- 【⑫-2】 利用形態について、会員、非会員別、時間帯別に記入してください。記入に当たり、当様式により難しい場合は、利用形態別、年齢別に料金がかかる書類を添付してください。
- 【⑬】 運営状況報告記入日現在の誕生日により、年齢別の児童数を記入してください。一時預かりの児童も含まれます。一時預かりの児童数は()内に再掲してください。「学童」は運営状況報告記入日に預かった小学生以上の児童数を記入してください。
- 【⑭】 職務に従事する全ての職員(貴事業所における平均的職員配置数)を記入し、うち実働保育に従事している職員については、勤務する時間帯を記入し、有資格者以外に分けて、常勤換算(有資格者及び有資格者以外の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で割ったもの)したものを記入してください。なお、事業所長についても実働に休んでいる場合はこれに含めてください。
- 【⑮】 保育に従事している職員のこれまでの研修の受講状況について記入してください。なお、事業所長についても実際に保育に従事している場合は研修の受講状況について記入してください。
- 【⑯】 保険加入状況については、入所児童に関する保険に限定し、事業所設備に対する火災保険等は含まないでください。なお、保険会社との契約書類を添付してください。

- 【⑳】 提携医療機関については、具体的な提携内容を記入してください。
- 【㉑】 職務に従事する全ての職員(事業所長、保育従事者、調理員、その他の職員)の研修等の直近3回の参加状況について記入してください。ただし、運営状況報告記入日の年度に参加した研修が3回以上の場合は、その全てを記入してください。
- 【㉒】 貴事業所における研修の実施状況について、実施している場合(都道府県等が実施する研修への参加を含む。)は、()内にその回数を記入してください。2年に1回実施している場合は、「年 0.5 回」と記入してください。
- 【㉓】 貴事業所における安全管理・事故防止の取組について、研修を実施している場合(都道府県等が実施する研修への参加を含む。)は、()内にその回数を記入してください。2年に1回実施している場合は、「年 0.5 回」と記入してください。
- 【㉔】 職員の健康診断のうち、「採用後」については、運営状況報告記入日の年度の実施状況で、それぞれ当てはまるもの1つを○で囲んでください。
- 【㉕】 子どもの預かりサービスのマッチングサイトを利用する事業所においては、利用するマッチングサイトのURLを記入してください。ただし、事業所自らのウェブサイトを利用して、保護者と事業所とが相互に連絡する場合は除きます。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(平成28年3月31日揭示済)

奈良市理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成28年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第31号

奈良市理容師法施行細則の一部を改正する規則
奈良市理容師法施行細則（平成14年奈良市規則第23号）
の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「あて先」を「宛先」に、「疾病」を
「疾病（結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝
染性疾患）」に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第3条関係）

理 容 師 開 設 届
年 月 日

(宛先) 奈良市長

届出者 住 所
氏 名

Ⓔ

電話
(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

次のとおり理容所を開設するので、理容師法第11条第1項の規定により届け出ます。

理 容 所	ふりがな	所在地	TEL
	名称	〒	
		開設予定年月日	年 月 日

同一の場所で美容師法第2条第3項に規定する美容所を既に開設し、又は開設しようとする場合

美 容 所	ふりがな	開設予定年月日	年 月 日
	名称	（既に開設している場合は美容所検査確認済証の番号及び確認番号）	第 号

※ 確 認	年 月 日	第 号
-------	-------	-----

第4号様式 (第5条関係)

理容所開設事項変更届

年 月 日

(宛先) 奈良市長

開設者 住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

電 話

次のとおり理容所の開設に係る事項を変更したので、理容師法第11条第2項の規定により届け出ます。

理 容 所	在 地	
理 容 所	名 称	
理容所検査確認済証の 確認番号及び確認年月日	第 号	年 月 日
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 内 容		
変 更 年 月 日	年 月 日	年 月 日

同一の場所で美容師法第2条第3項に規定する美容所を開設している場合

ふりがな	第 号	年 月 日
美容所の名称	第 号	年 月 日
美容所検査確認済証の 確認番号及び確認年月日		

添付又は提示書類

- (1) 理容師が、理容師法施行規則第19条第1項第6号に規定する疾病（結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患）にかかったとき又は当該疾病が治癒したときは、その旨の医師の診断書
- (2) 理容師を新たに使用したときは、その理容師についての(1)に規定する疾病の有無に関する医師の診断書
- (3) 理容師を新たに使用したときは、その理容師についての理容師免許証又は理容師免許証明書の写し
- (4) 管理理容師の設置又は変更のときは、新たに管理理容師となる者の資格を証する書類
- (5) 理容師検査確認済証の記載事項に変更が生じたときは、当該確認済証
- (6) 上記(1)から(4)まで以外の変更のときは、変更の事実を証する書類

別記第4号様式及び第5号様式を次のように改める。

管理 理容師	ふりがな 氏 名	生年月日	年 月 日
住 所	〒	年 月 日	※確認
修了書	都道府県名	修了番号	
構造	床面積	㎡	天井の高さ
造 待	床面積	㎡	作業場との区分
及 椅	作業椅子	台	その他の椅子
び 床	コンクリート・タイル・リノリューム・板		
設 腰	コンクリート・タイル・リノリューム・板		
備 汚	物の箱	個	
の 毛	髪箱	個	
概 消	毒方法		紫外線・煮沸・蒸気・エタノール・塩素系薬剤・逆性石けん・ グルコン酸クロルヘキシジン・両性界面活性剤
要 消	毒・未消毒物品収納容 器の区別		有 ・ 無
氏	氏 名	登 録 番 号	登 録 年 月 日
従 事 者 氏 名			省令第19条第1項第6号有無
			※ 確 認
※実地調査意見 年 月 日 環境衛生監視員 ㊟			

※印の欄は、記入しないでください。

添付書類

- (1) 理容師について、理容師法施行規則第19条第1項第6号に規定する疾病（結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患）の有無に関する医師の診断書
- (2) 届出者が外国人であるときは、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）
- (3) 理容所の平面図及び付近の見取図

提示書類

- (1) 理容師免許証又は理容師免許証明書の写し
- (2) 管理理容師を置くときは、当該管理理容師の資格を証する書類
- (3) 届出者が法人であるときは、登記事項証明書

第5号様式(第6条関係)

理容所廃止届

年月日

(宛先) 奈良市長

開設者住所

氏名 ㊟

(法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)
電話

次のとおり理容所を廃止したので、理容師法第11条第2項の規定により届け出ます。

理容所	所在地	名称	理容所検査確認済証の 確認番号及び 確認年月日	第 号	年月日
廃止年月日	年月日				

同一の場所で美容師法第2条第3項に規定する美容所を開設している場合

ふりがなの名称	第 号	年月日
美容所検査確認済証の 確認番号及び 確認年月日	第 号	年月日

添付書類 理容所検査確認済証

別記第6号様式から第9号様式までの規定中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市理容師法施行細則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成28年3月31日揭示済)

奈良市美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第32号

奈良市美容師法施行細則の一部を改正する規則

奈良市美容師法施行細則(平成14年奈良市規則第22号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「あて先」を「宛先」に、「疾病」を「疾病(結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患)」に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第3条関係）

美容所開設届

年月日

(宛先) 奈良市長

届出者住所

氏名 ㊟

(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)
電話

次のとおり美容所を開設するので、美容師法第11条第1項の規定により届け出ます。

ふりがな	名称
所在地	〒
開設予定年月日	年 月 日 TEL

同一の場所で美容師法第1条の2第3項に規定する理容所を既に開設し、又は開設しようとする場合

ふりがな	名称
開設予定年月日	年 月 日 年 第 号
<small>(既に開設している場合は、理容所検査確認済証の確認済年月日及び確認済番号)</small>	

※ 確認	年 月 日 第 号
------	-----------

管理 氏名	ふりがな	生年月日	年 月 日
住 住所	都道府県名	修了番号	年月日 ※確認
修 了 書	床面積	㎡	天井の高さ m
構 造	待合所	㎡	作業場との区分 有・無
及 び	椅子	台	その他の椅子 台
設 備	床の材質	コンクリート・タイル・リノリウム・板 その他()	
の 概 要	腰板の材質	コンクリート・タイル・リノリウム・板 その他()	
	汚物箱	個	
	毛髪箱	個	
	消毒方法	紫外線・煮沸・蒸気・エタノール・塩素系薬剤・逆性石けん・ グルコン酸クロルヘキシジン・両性界面活性剤	
	消毒・未消毒物品収納容器の区別	有・無	
従 事 者 氏 名	氏名	登録番号	登録年月日 省令第19条 第1項第6 号有無
			※ 確 認
※美地調査意見			
年 月 日			
環境衛生監視員 ㊟			

※印の欄は、記入しないでください。
添付書類
(1) 美容師について、美容師法施行規則第19条第1項第6号に規定する疾病（結核、皮膚疾患
その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患）の有無に関する医師の診断書
(2) 届出者が外国人であるときは、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）
第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）
(3) 美容所の平面図及び付近の見取図
提示書類
(1) 美容師免許証又は美容師免許証明書
(2) 管理美容師を置くときは、当該管理美容師の資格を証する書類
(3) 届出者が法人であるときは、登記事項証明書

別記第4号様式及び第5号様式を次のように改める。

第5号様式 (第6条関係)

美容所廃止届
(宛先) 奈良市長
開設者住所氏名
年月日

開設者住所氏名
電話

(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

次のとおり美容所を廃止したので、美容師法第11条第2項の規定により届け出ます。

Table with 3 columns: 所在地, 名称, 美容所検査確認済証の確認番号及び確認年月日. Includes fields for 廃止年月日 and 番号.

同一の場所で美容師法第1条の2第3項に規定する理容所を開設している場合

Table with 2 columns: ふりがな, 理容所の名称, 理容所検査確認済証の確認番号及び確認年月日.

添付書類 美容所検査確認済証

第4号様式 (第5条関係)

美容所開設事項変更届
(宛先) 奈良市長
開設者住所氏名
年月日

開設者住所氏名
電話

(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

次のとおり美容所の開設に係る事項を変更したので、美容師法第11条第2項の規定により届け出ます。

Table with 4 columns: 所在地, 名称, 番号, 変更前後. Includes fields for 変更年月日.

同一の場所で美容師法第1条の2第3項に規定する理容所を開設している場合

Table with 2 columns: ふりがな, 理容所の名称, 理容所検査確認済証の確認番号及び確認年月日.

添付又は提示書類

- (1) 美容師が、美容師法施行規則第19条第1項第6号に規定する疾病（結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患）にかかったとき又は当該疾病が治癒したときは、その旨の医師の診断書
(2) 美容師を新たに使用したときは、その美容師についての(1)に規定する疾病の有無に関する医師の診断書
(3) 美容師を新たに使用したときは、その美容師についての美容師免許証又は美容師免許証明書
(4) 管理美容師の設置又は変更のときは、新たに管理美容師となる者の資格を証する書類
(5) 美容所検査確認済証の記載事項に変更が生じたときは、当該確認済証
(6) 上記(1)から(4)まで以外の変更のときは、変更の事実を証する書類

別記第6号様式から第9号様式までの規定中「あて先」を「宛先」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市美容師法施行細則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別記第35号様式の2中

夜間対応型訪問介護				
-----------	--	--	--	--

を

夜間対応型訪問介護				
地域密着型通所介護				

に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の奈良市介護保険規則（以下「旧規則」という。）第11条第1項及び別記第35号様式の2の規定により提出された申請書は、この規則による改正後の奈良市介護保険規則の相当規定により提出された申請書とみなす。

3 この規則の施行の際、旧規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成28年3月31日揭示済)

奈良市住居表示に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第34号

奈良市住居表示に関する規則の一部を改正する規則
奈良市住居表示に関する規則（昭和42年奈良市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「街区符号、住居番号の変更等の通知書」を「住居番号の付定の通知書」に改め、同条第3号中「別記第3号様式」を「別記第5号様式」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号中「別記第2号様式」を「別記第4号様式」に改め、同号を同条第4号とし、同条第1号の次に次の2号を加える。

(2) 街区符号及び住居番号の変更の通知書 別記第2号様式

(3) 街区符号及び住居番号の廃止の通知書 別記第3号様式

第6条中「別記第4号様式」を「別記第6号様式」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

(平成28年3月31日揭示済)

奈良市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第33号

奈良市介護保険規則の一部を改正する規則
奈良市介護保険規則（平成12年奈良市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第1号様式(第5条関係)

住居番号の付定の通知書

年 月 日

住 所

氏 名 様

奈良市長 氏 名 印

あなたの建造物について次のとおり住居番号をつけましたので、奈良市住居表示に関する条例第3条第4項の規定により通知します。

氏名又は事業所等の名称			
奈良市	街区番号	住居番号	
	番	号	
施行期日	年 月 日		

別記第4号様式中「第4号様式」を「第6号様式（第6条関係）」に改め、同様式を別記第6号様式とする。

別記第3号様式中「第3号様式」を「第5号様式（第5条関係）」に改め、「昭和」を削り、「奈良市長 氏名様」を「(宛先)奈良市長」に改め、同様式を別記第5号様式とする。

第2号様式（第5条関係）

別記第2号様式中「第2号様式」を「第4号様式（第5条関係）」に改め、「昭和」を削り、「奈良市長 氏

名様」を「(宛先)奈良市長」に改め、同様式を別記第4号様式とし、別記第1号様式の次に次の2様式を加える。

年 月 日

住 所

氏 名 様

奈良市長 氏 名

街区符号
住居番号の変更の通知書

奈良市住居表示に関する条例^{第2条}_{第3条}の規定により、あなたの建造物について、

次のとおり^{街区符号}_{住居番号}を変更しましたので、同条例^{第2条}_{第3条第4項}の規定により通知
します。

氏名又は事業所等の 名称		
街区符号 及び 住居番号	従 前	奈良市 番 号
	変 更 後	奈良市 番 号
施 行 期 日		

第3号様式 (第5条関係)

年 月 日

住 所
氏 名 様

奈良市長 氏 名

街区符号
住居番号の廃止の通知書

奈良市住居表示に関する条例^{第2条}_{第3条}の規定により、あなたの建造物について、

次のとおり^{街区符号}_{住居番号}を廃止しましたので、同条例^{第2条}_{第3条第4項}の規定により通知
します。

氏名又は事業所等の 名称	
廃止する街区符号 及び住居番号	奈良市 番号
施 行 期 日	

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(平成28年3月31日揭示済)

奈良市営住宅条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第35号

奈良市営住宅条例施行規則等の一部を改正する規則(奈良市営住宅条例施行規則の一部改正)

第1条 奈良市営住宅条例施行規則(昭和61年奈良市規則第14号)の一部を次のように改正する。

第1条の2に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、不自然な世帯分離であるなど、入居しようとする者の世帯構成が社会通念上相当であると認められないものであるときは、市営住宅に入居することができない。

第3条第2項中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の写し(所持している者に限る。)

(4) 生活保護証明書又は中国残留邦人等支援給付に係る証明書(受給者に限る。)

第3条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、同項各号(第3号及び第4号を除く。)に掲げる書類により証する事実が公簿等により確認できるときは、当該書類の提出を省略することができる。

第5条中「その理由を証する」を「第3条第2項各号に掲げる」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の書類(第3条第2項第3号及び第4号の書類を除く。)により証する事実が公簿等により確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

第8条中「その理由を証する」を「第3条第2項各号に掲げる」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第5条第2項の規定は、前項の書類について準用する。

第9条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類により証する事実が公簿等により確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

第11条中「所得に関する必要な」を「第3条第2項各号に掲げる」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第5条第2項の規定は、前項の書類について準用する。

第13条第1項中「による承認申請」の次に「をしようとする者」を加え、「よつて行わなければ」を「第3条第2項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければ」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 不自然な世帯分離であるなど、当該承認による同居の後における当該入居者の世帯構成が社会通念上

相当であると認められないものであるとき。

第13条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 第5条第2項の規定は、前項の書類について準用する。

第14条第1項中「による承認申請」の次に「をしようとする者」を加え、「よつて行わなければ」を「第3条第2項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければ」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 不自然な世帯分離であるなど、当該承認を受けようとする者の世帯構成が社会通念上相当であると認められないものであるとき。

第14条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 第5条第2項の規定は、前項の書類について準用する。

第16条中「所得に関する必要な」を「第3条第2項各号に掲げる」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第5条第2項の規定は、前項の書類について準用する。

第22条中「により」を「」に第3条第2項第1号及び第5号に掲げる書類を添えて」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の書類により証する事実が公簿等により確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

第24条中「により」を「」に次に掲げる書類を添えて」に改め、同条に次の各号及び1項を加える。

(1) 住民票の写し

(2) 戸籍謄本

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、同項各号(第2号を除く。)に掲げる書類により証する事実が公簿等により確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

別記第1号様式中「申し込みます。」の次に「なお、入居の申込みに係る事実についての審査のために、市において、私及び同居者の住民情報及び所得の状況を調査することに同意します。」を加える。

別記第3号様式中「申請します。」の次に「なお、敷金減免(徴収猶予)の申請に係る事実についての審査のために、市において、私及び同居者の住民情報及び所得の状況を調査することに同意します。」を加え、「奈良市長 氏 名 様」を「(宛先)奈良市長」に改める。

別記第5号様式中

減免（徴収猶予） の理由		を
-----------------	--	---

減免（徴収猶予） の理由	1 収入が少なく生活が苦しいため。 2 その他（)	に改め、「申請します。」の次
-----------------	-------------------------------	----------------

に「なお、家賃減免（徴収猶予）の申請に係る事実についての審査のために、市において、私及び同居者の住民情報及び所得の状況を調査することに同意します。」を加える。

別記第6号様式中「奈良市長 氏 名 様」を「(宛先) 奈良市長」に改め、「申告します。」の次に「なお、収入の申告に係る事実についての審査のために、市において、私及び同居者の住民情報及び所得の状況を調査することに同意します。」を、「寡夫」の次に「(みなし寡婦及びみなし寡夫を含む。)」を加える。

別記第8号様式中「申請します。」の次に「なお、家賃変更の申請に係る事実についての審査のために、市において、私及び同居者の住民情報及び所得の状況を調査することに同意します。」を加え、「奈良市長 氏 名 様」を「(宛先) 奈良市長」に改める。

別記第11号様式中「申請します。」の次に「なお、同居承認の申請に係る事実についての審査のために、市において、私及び同居者の住民情報及び所得の状況を調査することに同意します。」を加え、「奈良市長 氏 名 様」を「(宛先) 奈良市長」に改める。

別記第13号様式中「申請します。」の次に「なお、入居承認の申請に係る事実についての審査のために、市において、私及び同居者の住民情報及び所得の状況を調査することに同意します。」を加え、「あて先」を「宛先」に改める。

別記第15号様式中「申請します。」の次に「なお、収入超過者（高額所得者）認定取消の申出に係る事実についての審査のために、市において、私及び同居者の住民情報及び所得の状況を調査することに同意します。」を加え、「奈良市長 氏 名 様」を「(宛先) 奈良市長」に改める。

別記第19号様式中「届けます。」の次に「なお、同居者異動の届出に係る事実についての審査のために、市において、私及び同居者の住民情報を調査することに同意します。」を加え、「奈良市長 氏 名 様」を「(宛先) 奈良市長」に改める。

別記第21号様式中「届けます。」の次に「なお、氏名変更の届出に係る事実についての審査のために、市において、私及び同居者の住民情報を調査することに同意します。」を加える。

(奈良市改良住宅条例施行規則の一部改正)

第2条 奈良市改良住宅条例施行規則（昭和47年奈良市規則第64号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、奈良市営住宅条例施行規則第11条及び第22条から第26条までの規定は、改良住宅等及び地区施設の管理について準用する。

第4条第1項中「による承認申請」の次に「をしようとする者」を加え、「よつて行わなければ」を「次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 住民票の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

第4条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類により証する事実が公簿等により確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

別記様式中「申請します。」の次に「なお、使用承認の申請に係る事実についての審査のために、市において、私の住民情報を調査することに同意します。」を加える。

(奈良市コミュニティ住宅条例施行規則の一部改正)

第3条 奈良市コミュニティ住宅条例施行規則（平成4年奈良市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、奈良市営住宅条例施行規則第11条及び第22条から第26条までの規定は、コミュニティ住宅及び共同施設の管理について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 第1条の規定（別記第6号様式の改正規定（「寡夫」の次に「(みなし寡婦及びみなし寡夫を含む。)」を加える部分に限る。）に限る。）による改正後の奈良市営住宅条例施行規則別記第6号様式の規定は、平成28年10月1日前に現に入居している者の平成28年度の家賃に係る収入申告書には適用しない。

3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市営住宅条例施行規則及び奈良市改良住宅条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則の一部改正)

4 奈良市行政手続における特定の個人を識別するための

番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則（平成27年奈良市規則第97号）の一部を次のように改正する。

第5条第12号中「第3条」を「第3条第2項」に改める。

第6条第12号中「第3条」を「第3条第2項」に改める。

（奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部改正）

5 奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則（平成27年奈良市規則第98号）の一部を次のように改正する。

第5条第11号中「第3条」を「第3条第2項」に改める。

第6条第11号中「第3条」を「第3条第2項」に改め

「スポーツ産業支援グループ」を「スポーツ産業支援グループ」に改め、同表保健福祉部の部中

福祉政策課	企画調整係 地域福祉支援係
指導監査グループ	

を

福祉政策課	
地域福祉課	総務管理係 指導監査係 臨時給付金係

に、

長寿福祉課	長寿係 支援係
地域包括ケア推進グループ	

を

長寿福祉課	長寿係 支援係
-------	---------

に改め、同部保険医療室の款医療政策課の項を削り、

同款介護福祉課の項中「計画推進係」を「給付係」に、「給付係」を「審査係」に改め、同表環境部の部環境事業室の款中

企画総務課	計画係 啓発係 事業者指導係
-------	----------------

を

廃棄物対策課	総務係 一般廃棄物対策係 産業廃棄物対策係
--------	-----------------------

に改め、同部環境政策課の項中「計画係 対策係」を

「環境政策係 環境事業経営係」に改め、同部エネルギー政策課の項及び産業廃棄物対策課の項を削り、同表観光経済部の部観光戦略課の項中「企画交流係 プロモーション係」を「企画係 交流係」に改め、同部商工労政課の項中「創業支援係」を「創業支援係 女性キャリア支援係」に改める。

第8条情報公開関係の部分の第5号を次のように改める。

る。

（平成28年3月31日揭示済）

奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第36号

奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則（奈良市行政組織規則の一部改正）

第1条 奈良市行政組織規則（平成14年奈良市規則第43号）の一部を次のように改正する。

目次中「第34条の5」を「第34条の4」に、「第42条の5」を「第42条の3」に改める。

第2条の表総務部の部人事課の項中「人事企画係 人材育成係 人事管理係 給与福利係」を「人事係 人材育成係 給与係 職員厚生係」に改め、同部情報政策課の項中「情報化推進係 情報処理係」を「情報化推進係」に改め、同表市民活動部の部中

(5) 奈良市特定個人情報保護条例（平成27年奈良市条例第30号）に基づく特定個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求の受付に関すること。

第8条情報公開関係の部分中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、同号の前に次の2号を加える。

(6) 市が保有する個人情報及び特定個人情報の保護

に關すること。

(7) 特定個人情報保護評価に關すること。

第9条人事企画係の部分中「人事企画係」を「人事係」に改め、同部分の第3号中「給与制度に關する企画、調査及び調整」を「職員の任免、分限、試験、賞罰、服務その他勤務条件」に改め、同部分中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 職員団体に關すること。

(5) 職員の社会保険に關すること。

第9条人事育成係の部分の次に次のように加える。

給与係

(1) 給与制度に關する企画、調査及び調整に關すること。

(2) 職員の給与その他の給付の決定及び裁定に關すること。

(3) 職員の給与その他の給付の支給に關すること。

第9条人事管理係の部分中「給与福利係」を「職員厚生係」に改め、同部分中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、同部分に次の3号を加える。

(4) 職員の健康管理に關すること。

(5) 職員の労働安全衛生に關すること。

(6) 職員の公務災害補償に關すること。

第10条ガバナンス推進係の部分中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 行政不服審査会に關すること。

第13条情報政策係の部分中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 情報システム最適化の推進に關すること。

第13条情報化推進係の部分の第3号中「情報系」を削り、同部分に次の1号を加える。

(6) 共通基盤システムの維持管理に關すること。

第13条情報処理係の部分中を削る。

第18条第1項債権管理係の部分の第4号中「私債権」を「税外債権」に改める。

第24条住宅政策係の部分に次の1号を加える。

(8) 住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化の推進に係る関係課等との連絡調整に關すること。

第27条の3第1項総務係の部分中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 鴻ノ池運動公園の管理に關すること。

第28条人権施策係の部分中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第17号までを1号ずつ繰り上げる。第30条を次のように改める。

(福祉政策課の事務)

第30条 福祉政策課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 福祉施策の調査研究、企画及び調整に關すること。

(2) 地域福祉計画の推進に關すること。

(3) 福祉のまちづくりの総括に關すること。

(4) 社会福祉審議会に關すること（他課の主管に属するものを除く。）。

(5) 地域包括ケアの推進に關すること。

(6) 介護予防・日常生活支援総合事業に關すること。

(7) 地域包括支援センターの運営等に關すること。

(8) 奈良市地域包括支援センター運営協議会に關すること。

(9) 認知症対策に關すること。

(10) 部及び課の庶務に關すること。

第30条の次に次の1条を加える。

(地域福祉課の事務)

第30条の2 地域福祉課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

総務管理係

(1) 社会福祉協議会との連絡調整に關すること。

(2) 民生・児童委員に關すること。

(3) 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）による援護に關すること。

(4) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）による更生医療の給付及び補装具の支給に關すること。

(5) 軍人恩給に關すること。

(6) 引揚者給付金等支給法（昭和32年法律第109号）に關すること。

(7) 未帰還者留守家族等援護法（昭和28年法律第161号）に關すること。

(8) 災害救助に關すること。

(9) 関係諸団体の指導育成及び連絡調整に關すること。

(10) 中国残留邦人等の生活支援に關すること（保護第一課及び保護第二課の所管に属するものを除く。）。

(11) 慰霊塔公園に關すること。

(12) 月ヶ瀬福祉センター及び都祁福祉センターに關すること。

指導監査係

(1) 社会福祉法人の設立認可等に關すること。

(2) 社会福祉法人、社会福祉施設等の指導監査に關すること。

(3) 障害福祉サービス事業者、障害者支援施設及び相談支援事業者の实地指導等に關すること。

(4) 特定相談支援事業者及び障害児相談支援事業者の实地指導等に關すること。

(5) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの实地指導等に關すること。

(6) 介護老人保健施設の实地指導等に關すること。

(7) 有料老人ホームの实地指導等に關すること。

(8) 指定介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支

援事業者の現地指導等に関すること。

- (9) 指定介護予防サービス事業者及び介護予防支援事業者の現地指導等に関すること。
- (10) 指定地域密着型サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者の現地指導等に関すること。
- (11) 営利法人が運営する介護サービス事業所の現地指導等に関すること。
- (12) 民間保育所の指導監査に関すること。
- (13) 認可外保育所の指導及び立入検査に関すること。
- (14) 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る一般検査及び特別検査に関すること。

臨時給付金係

- (1) 簡素な給付措置に関すること。
- (2) 年金生活者等支援臨時福祉給付金に関すること。

第31条企画管理係の部分中第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

- (8) 障害福祉施設の設置に関すること。
- (9) 身体障害福祉資金貸付回収に関すること。

第31条自立支援給付係の部分中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条在宅支援係の部分の第11号を削る。

第34条第1項支援係の部分の第3号中「(生活管理指導員派遣事業、要介護紙おむつ等支給事業、シルバーハウジング生活援助員派遣事業、要援護者在宅高齢者配食事業及び緊急時在宅高齢者支援事業に限る。)に関すること」を「に関すること(他課の所管に属するものを除く。)」に改め、同条第2項を削る。

第34条の2を削り、第34条の3を第34条の2とする。

第34条の4障がい者医療係の部分の第3号中「課」を「室及び課」に改め、同条を第34条の3とする。

第34条の5計画推進係の部分中「計画推進係」を「給付係」に改め、同部分中第6号を第12号とし、第1号から第5号までを6号ずつ繰り下げ、第1号から第6号までとして次の6号を加える。

- (1) 介護請求及び審査に関すること。
- (2) 介護給付に関すること。
- (3) 介護保険被保険者証の交付(介護認定に伴う交付を除く。)に関すること。
- (4) 利用者負担の減額に関すること。
- (5) 介護サービス計画の作成に係る相談に関すること。
- (6) 地域支援事業(介護給付等費用適正化事業に限る。)に関すること。

第34条の5給付係の部分中「給付係」を「審査係」に改め、同部分中第1号から第6号までを削り、第7号を第1号とし、第8号を第2号とし、同条を第34条の4とする。

第35条第1号中「少子化対策推進本部」を「子ども・子育て支援推進本部」に改める。

第37条の見出し及び同条第1項中「企画総務課」を「廃棄物対策課」に改め、同項計画係の部分中「計画係」

を「総務係」に改め、同部分の第2号中「一般」を削り、同部分の第3号中「及び同専門分科会」を削り、同部分の第7号中「廃棄物処理施設」を「一般廃棄物処理施設」に改め、同部分の第8号中「最終処分場」を「一般廃棄物最終処分場」に改め、同部分の第11号中「部、」を削り、同号を同部分の第16号とし、同部分の第10号の次に次の5号を加える。

- (11) 廃棄物処理事業の協力団体の育成指導に関すること。
- (12) 清掃行政の広報に関すること。
- (13) ごみ減量、リサイクル等の計画及び指導に関すること。
- (14) 廃棄物に係る野焼き指導に関すること。
- (15) 適正処理困難指定廃棄物の調査研究に関すること。

第37条第1項啓発係の部分中「事業者指導係」を「一般廃棄物対策係」に改め、同部分の第2号中「許可」を「設置許可」に改め、同部分の第3号中「事業系ごみ」を「事業系一般廃棄物」に改め、同部分の次に次のように加える。

産業廃棄物対策係

- (1) 産業廃棄物処理の企画調整に関すること。
- (2) 産業廃棄物処理業の許可及び再生利用業の指定並びに指導監督に関すること。
- (3) 産業廃棄物処理施設の設置許可及び指導監督に関すること。
- (4) 産業廃棄物の排出に係る指導に関すること。
- (5) 産業廃棄物の適正処理の普及啓発に関すること。
- (6) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)に基づく引取業者及びフロン類回収業者の登録及び指導監督並びに解体業及び破碎業の許可及び指導監督に関すること。
- (7) 使用済自動車の適正処理の普及啓発に関すること。

第37条第2項中「企画総務課」を「廃棄物対策課」に改める。

第40条管理係の部分の第2号を次のように改める。

- (2) 奈良市あき地の適正管理に関する条例(平成23年奈良市条例第24号)に関すること。

第42条の2の計画係の部分中「計画係」を「環境政策係」に改め、同部分中第8号及び第9号を削り、第7号を第10号とし、第4号から第6号までを3号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の3号を加える。

- (4) エネルギーに係る施策の企画、調整及び調査に関すること。
- (5) 再生可能エネルギーの導入促進に関すること。
- (6) エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)に基づく推進体制及び報告に関すること。

第42条の2対策係の部分中「環境政策係」を「環境事業経営係」に改める。

環境事業経営係

- (1) 一般廃棄物処理体制の最適化に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理手数料の料金体系に関すること。
- (3) 買物用容器包装の配布抑制に関すること。
- (4) 市一般廃棄物処理施設の設置に係る届出の受理に関すること。
- (5) 部及び課の庶務に関すること。

第42条の3及び第42条の4を削り、第42条の5を第42条の3とする。

第43条を次のように改める。

(観光戦略課の事務)

第43条 観光戦略課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

企画係

- (1) 市の観光行政に係る総合的な企画に関すること。
- (2) 観光情報の発信に関すること。
- (3) 観光客誘致に関する企画、立案及び調整に関すること。
- (4) 国内外からの会議、研修等の誘致に関すること。
- (5) 国際特別都市建設連盟等関係団体に関すること。

交流係

- (1) 国内外友好・姉妹都市及び他の国外の都市との交流に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 国際交流団体の育成及び連絡調整に関すること。
- (3) 国際交流協会に関すること。
- (4) 観光行政に係る国際機関との連絡調整に関すること。
- (5) 部及び課の庶務に関すること。

第44条の2第3号を次のように改める。

- (3) 奈良町町家バンクに関すること。

第45条産業振興係の部分の第9号中「消費者生活相談センター」を「消費生活センター」に改め、同条創業支援係の部分の第8条中「他課」の次に「及び女性キャリア支援係」を加え、同条に次のように加える。

女性キャリア支援係

- (1) 女性の就労支援に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- (2) 雇用環境における女性の活躍推進に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

第50条公園管理係の部分の第7号中「こと」の次に「(スポーツ振興課の管理に属するものを除く。)」を加える。

第66条第1項中「所長」の次に「又はセンター長」を加える。

第67条第1項中「所長」の次に「、センター長」を加え、同条第3項中「及び市民の安全」を「、防災及び防犯」に、「総合政策部危機管理課に属する職員」を「その職務に係る所属職員」に改める。

第69条の表保健福祉部の部福祉政策課の項中「福祉政策課」を「地域福祉課」に改め、同表観光経済部の部奈良町にぎわい課の項中「奈良町からくりおもちゃ」を

「奈良町からくりおもちゃ館
奈良町にぎわいの家」に改める。

(奈良市役所出張所事務分掌規則の一部改正)

第2条 奈良市役所出張所事務分掌規則(昭和44年奈良市規則第47号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項福祉係の部分の第8号、第2条の2第14号及び第2条の3第2項第32号中「老春手帳の交付」を「ななまるカードの申請受付」に改める。

第2条の4第1項中「次の課」の次に「及び係」を加え、「業務課」を「地域振興課 地域振興係 業務係」に改め、同条第2項第32号中「老春手帳の交付」を「ななまるカードの申請受付」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 地域振興課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

地域振興係

- (1) 自治会等各種団体との連絡調整に関すること。
- (2) 所管区域に係る地域ミーティングに関すること。
- (3) 地縁による団体の認可申請の受付に関すること。
- (4) 市民への通知及び連絡に関すること。
- (5) 地域イベントその他地域の振興に関すること。
- (6) 地域住民による協議組織に関すること。
- (7) 観光施設及び地域振興施設の維持管理に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- (8) コミュニティバスの運行に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- (9) 交通安全対策に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- (10) 課の庶務に関すること。

業務係

- (1) 地籍調査に関すること。
- (2) 農林業振興に関する申請等の受付及び各種事業の地元調整に関すること。
- (3) 道路、橋りょう、河川及び法定外公共物の軽易な維持管理及び各種申請の受付に関すること。
- (4) 不法投棄、水質汚濁、大気汚染、騒音等の苦情及び相談の受付に関すること。
- (5) 手数料の収納に関すること。
- (6) 農林振興施設の維持管理に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

第2条の4第4項を削る。

第8条の表中

農産物加工センター	を
広場等利用施設及び観光農園管理施設	
農産物加工センター	に改める。

(奈良市保健所組織規則の一部改正)

第3条 奈良市保健所組織規則(平成14年奈良市規則第44号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条」を「第4条」に改める。

第3条中「保健総務課 企画調整係」を「医療政策課 企画調整係 医療政策係」に、「環境検査係」を「環境検査係 環境衛生係」に改める。

第4条（見出しを含む。）中「保健総務課」を「医療政策課」に改め、同条企画調整係の部分中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、同部分の次に次のように加える。

医療政策係

- (1) 地域医療施策に関すること。
- (2) 地域医療に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 医療関係団体及び保健衛生の諸団体に関すること。
- (4) 医療費等に係る調査及び分析に関すること。

第4条の2に次のように加える。

環境衛生係

- (1) 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及び土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に関すること。
- (2) 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）に関すること。
- (3) 環境対策に係る調査研究に関すること。
- (4) 水質汚濁、大気、騒音等の苦情及び相談に関すること。
- (5) 浄化槽保守点検業者の登録及び指導監督に関すること。
- (6) 浄化槽の設置届出の受理、審査及び指導に関すること。
- (7) 浄化槽の維持管理に係る指導監督及び規制に関すること。
- (8) 大和川水環境協議会等関係団体に関すること。

第8条の表保健総務課の項中「保健総務課」を「医療政策課」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
（奈良市公報発行規則の一部改正）
- 2 奈良市公報発行規則（昭和43年奈良市規則第23号）の一部を次のように改正する。
第4条中「企業局総務課」を「企業局企業総務課」に改める。
（奈良市緑花推進会議設置規則の一部改正）
- 3 奈良市緑花推進会議設置規則（昭和48年奈良市規則第36号）の一部を次のように改正する。

別表環境部の項中「企画総務課長」を「廃棄物対策課長」に改める。

（奈良市食育推進会議規則の一部改正）

- 4 奈良市食育推進会議規則（平成27年奈良市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第9条中「保健総務課」を「医療政策課」に改める。

（奈良市市有施設の屋根貸し太陽光発電事業者選定委員会規則の一部改正）

- 5 奈良市市有施設の屋根貸し太陽光発電事業者選定委員会規則（平成27年奈良市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第10条中「エネルギー政策課」を「環境政策課」に改める。

（奈良市住宅用太陽光発電モデルプラン選定委員会規則の一部改正）

- 6 奈良市住宅用太陽光発電モデルプラン選定委員会規則（平成27年奈良市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第10条中「エネルギー政策課」を「環境政策課」に改める。

（奈良市公印規則の一部改正）

- 7 奈良市公印規則（昭和25年奈良市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表市印の項中「保健総務課」を「医療政策課」に改め、同表出張所・連絡所専用市長印の項中

「

都祁行政センター 総務住民課
都祁行政センター 業務課

」を「

都祁行政センター 総務住民課

」に改

め、同表保健所事務専用市長印の項及び市長認印の項中「保健総務課」を「医療政策課」に改める。

（奈良市職員被服貸与規則の一部改正）

- 8 奈良市職員被服貸与規則（昭和42年奈良市規則第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1の表3の2の2の部中「都祁行政センター業務課」を「都祁行政センター地域振興課」に改める。

（奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正）

- 9 奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成18年奈良市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第7条中「北部出張所」の次に「、保健・環境検査課」を加え、「、環境政策課」を削る。

（奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正）

- 10 奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（昭和48年奈良市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第30条中「企画総務課」を「廃棄物対策課」に改める。

（奈良市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正）

- 11 奈良市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規

則（平成14年奈良市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第4条中「環境政策課」を「保健・環境検査課」に改める。

（平成28年3月31日揭示済）

奈良市空家等対策の推進に関する規則をここに公布する。
平成28年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第37号

奈良市空家等対策の推進に関する規則

（目的）

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等に係る対策の推進について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（身分証明書）

第3条 法第9条第4項の証明書は、別記第1号様式によるものとする。

（特定空家等の判断）

第4条 特定空家等の判断は、別表に掲げる基準により行うものとする。

（指導）

第5条 法第14条第1項の規定による指導は、指導書（別記第2号様式）により行うものとする。

（勧告）

第6条 法第14条第2項の規定による勧告は、勧告書（別記第3号様式）により行うものとする。

（命令）

第7条 法第14条第3項の規定による命令は、命令書（別記第4号様式）により行うものとする。

（命令に係る事前の通知）

第8条 法第14条第4項の通知は、命令に係る事前の通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

2 法第14条第4項の意見書は、別記第6号様式によるものとする。

（公開による意見聴取の請求等）

第9条 法第14条第5項の規定による請求は、意見聴取の請求書（別記第7号様式）により行うものとする。

2 法第14条第7項の規定による通知は、意見聴取の機会付与通知書（別記第8号様式）により行うものとする。

（公告の方法等）

第10条 法第14条第7項及び第10項の規定による公告は、次の方法により行うものとする。

- (1) 市役所前揭示場への掲示
- (2) 市ホームページへの掲載
- (3) その他市長が適当と認める方法

（標識）

第11条 法第14条第11項の規定による標識は、別記第9号様式によるものとする。

（戒告）

第12条 法第14条第9項の規定による代執行をする場合における行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定による戒告は、戒告書（別記第10号様式）により行うものとする。

（代執行令書）

第13条 法第14条第9項の規定による代執行をする場合における行政代執行法第3条第2項の規定による通知は、代執行令書（別記第11号様式）により行うものとする。

（執行責任者証票）

第14条 法第14条第9項の規定による代執行をする場合における行政代執行法第4条の証票は、別記第12号様式によるものとする。

（その他）

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態

区分	項目	具体的な状態	
1 建築物が著しく保安上危険となるおそれがある。	(1) 建築物が倒壊等するおそれがある。 ア 建築物の著しい傾斜 イ 建築物の構造耐力上主要な部分の損傷等	(ア) 基礎及び土台 a 基礎に不同沈下がある。 b 柱が傾斜している。	
		(イ) 柱、はり、筋かい、柱とはりの接合等 a 柱、はり又は筋かいが腐朽、破損又は変形している。 b 柱とはりにずれが発生している。	
		ア 屋根ふき材、ひさし又は軒 a 屋根が変形している。 b 屋根ふき材が剥落している。 c 軒の裏板、たる木等が腐朽している。 d 軒が垂れ下がっている。 e 雨どいが垂れ下がっている。	
	(2) 屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある。	イ 外壁	a 壁体を貫通する穴が生じている。 b 外壁の仕上材料が剥落、腐朽又は破損し、下地が露出している。 c 外壁のモルタルやタイル等の外装材に浮きが生じている。
		ウ 看板、給湯設備、屋上水槽等	a 看板の仕上材料が剥落している。 b 看板、給湯設備、屋上水槽等が転倒している。 c 看板、給湯設備、屋上水槽等が破損又は脱落している。 d 看板、給湯設備、屋上水槽等の支持部分が腐食している。
		エ 屋外階段又はバルコニー	a 屋外階段、バルコニーが腐食、破損又は脱落している。 b 屋外階段、バルコニーが傾斜している。
		オ 門又は塀	a 門、塀にひび割れ、破損が生じている。 b 門、塀が傾斜している。
		2 擁壁が老朽化し、危険となるおそれがある。	a 擁壁表面に水が染み出し、流出している。 b 水抜き穴の詰まりが生じている。 c ひび割れが発生している。

2 そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態

- (1) 建築物又は設備等の破損等が原因で著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- (2) ごみ等の放置又は不法投棄が原因で著しく衛生上有害となるおそれのある状態

3 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態

- (1) 適切な管理が行われていない結果、既存の景観に関するルールに著しく適合しない状態
- (2) その他周囲の景観と著しく不調和な状態かどうかの判断基準

4 その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

- (1) 立木が原因で放置することが不適切である状態
- (2) 空家に住みついた動物等が原因で放置することが不適切である状態
- (3) 建築物等の不適切な管理等が原因で放置することが不適切である状態

第2号様式 (第5条関係)

第 号
年 月 日

様

奈良市長



指 導 書

あなたの所有する下記の特定空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、同法第14条第1項の規定に基づき指導します。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者の住所及び氏名
- 2 指導に係る措置の内容
- 3 指導に至った事由
- 4 指導の責任者
奈良市 部 課長
連絡先：
- 5 措置の期限
年 月 日

※ 上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をしてください。

※ 上記5の期限までに正当な理由がなく上記2に示す措置をとらなかつた場合は、法第14条第2項の規定に基づき、当該措置をとることを勧告することがあります。

別記
第1号様式 (第3条関係)

立入調査員証

第 号

(写真)

所属 氏名
職名 氏名
生年月日 年 月 日

上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。

年 月 日 発行 (年 月 日まで有効)

奈良市長

(注) 裏面に空家等対策の推進に関する特別措置法の抜粋を記載する。

第3号様式 (第6条関係)

第 年 月 日

様

奈良市長

印

勸告書

あなたの所有する下記特定空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、あなたに対して対策を講じるように指導してきましたところであり、現在に至っても改善がなされていません。
 ついては、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、同法第14条第2項の規定に基づき勸告します。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者の住所及び氏名
- 2 勸告に係る措置の内容
- 3 勸告に至った事由
- 4 命令の責任者
奈良市 部 課長
連絡先:
- 5 措置の期限
年 月 日

※ 上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。
 ※ 上記5の期限までに正当な理由がなくなると上記2に示す措置をとらなかつた場合は、法第14条第3項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。
 ※ 上記1に係る敷地が、地方税法(昭和25年法律第226号)第349条の3の2又は法第702条の3に規定する住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勸告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

第4号様式 (第7条関係)

第 年 月 日

様

奈良市長

印

命令書

あなたの所有する下記特定空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、年月日付け第号により、同法第14条第3項の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。
 ついては、下記のとおり措置をとることを命令します。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者の住所及び氏名
- 2 措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 命令の責任者
奈良市 部 課長
連絡先:
- 5 措置の期限
年 月 日

※ 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。
 ※ 本命令に違反した場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法第16条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。
 ※ 上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。

(注)余白に、この処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の告示を記載する。

第6号様式 (第8条関係)

年 月 日

第 号
年 月 日

(宛先) 奈良市長

(提出者) 住所氏名
連絡先

奈良市長

印

[法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名、代表者印及び連絡先]

命令に係る事前の通知書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう催告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、第14条第3項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、第14条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、奈良市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができ旨申し添えます。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者の住所及び氏名
- 2 命令の原因となる事実についての意見
- 3 その他当該事案の内容についての意見
- 4 証拠書類等の有無

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者の住所及び氏名
- 2 命じようとする措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先
奈良市 部 課長 宛
送付先：奈良市二条大路南一丁目1番1号
連絡先：
- 5 意見書の提出期限 年 月 日

※ 所定の箇所に記入することができない事項は、別紙に記入し添付すること。
※ 証拠書類を提出する場合は、添付すること。

※ 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。

第7号様式 (第9条関係)

(宛先) 奈良市長

年 月 日

(請求者) 住所
氏名

④

[法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名、代表者印及び連絡先]

意見の聴取請求書

年 月 日付け通知書を受領しましたが、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条
第5項の規定により、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を請求します。

第8号様式 (第9条関係)

号 日
第 月
年

様

奈良市長

印

意見聴取の機会付与通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第4項の規定により、次とおり意見聴取の機会
を付与するので通知します。

記

予定される不利益処 分の内容及び取拠と なる法令又は条例等 の条 項	
不利益処分の原因と なる事 実	
出頭すべき日時 及び場所	年 月 日 () 時 分 場所
意見聴取するときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。	

※ 代理人を選任したときは、出頭すべき日時までに、委任状等代理人の資格を証する書面を
提出すること。

※ 出頭の際には、この通知書を持参すること。

第10号様式 (第12条関係)

第 年 月 日

標識

下記の特定空家等の所有者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第3項の規定に基づき措置をとることを、年 月 日付け 第 号により命ぜられています。

記

様

1 対象となる特定空家等

所在地
用途

奈良市長



戒告書

あなたに対し、年 月 日付け 第 号によりあなたの所有する下記特定空家等の()
を行うよう命じました。この命令を年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に
関する特別措置法(平成26年法律第127号)第14条第9項の規定に基づき、下記特定空家等の
()を執行いたしますので、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第1項の規定に
よりその旨戒告します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあなたから徴収しま
す。また、代執行によりその物件その他の資材について損害が生じても、その責任を負わないこ
とを申し添えます。

5 措置の期限 年 月 日

記

対象となる特定空家等

- (1) 所在地
- (2) 用途
- (3) 構造
- (4) 規模 建築面積 約 m²
延べ床面積 約 m²
- (5) 所有者の住所及び氏名

(注)余白に、この処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載す
る。

第12号様式 (第14条関係)

第 号
年 月 日

様

奈良市長

代執行令書

年 月 日付け 第 号によりあなたの所有する下記の特定空家等を 年 月 日までに () するよう催告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法 (平成26年法律第127号) 第14条第9項の規定に基づき、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法 (昭和23年法律第43号) 第3条第2項の規定により通知します。

また、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあなたから徴収します。また、代執行によりその物件その他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

- 1 対象となる特定空家等

住所

住宅 (附属する門、塀を含む) 約 m²

- 2 代執行の時期

年 月 日から 年 月 日まで

- 3 執行責任者

奈良市 部 課長

- 4 代執行に要する費用の概算見積額

円

(注) 余白に、この処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

行政代執行責任者証

第 号

所属
職名
氏名

上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第9項に基づく下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。

年 月 日

奈良市長

記

- 1 代執行をなすべき事項

- 2 代執行をなすべき時期

年 月 日から 年 月 日までの間

(注) 裏面に空家等対策の推進に関する特別措置法及び行政代執行法の抜粋を記載する。

(平成28年3月31日揭示済)

奈良市職員の退職管理に関する規則をここに公布する。
平成28年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第38号

奈良市職員の退職管理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2及び第60条第4号から第7号まで並びに奈良市職員の退職管理に関する条例（平成28年奈良市条例第14号。以下「条例」という。）第3条、第4条第2項及び第5条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第2条 法第38条の2第1項の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者（同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）が離職前5年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員（同項に規定する役職員をいう。以下同じ。）が属する執行機関の組織等（同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。）（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

(子法人)

第3条 法第38条の2第1項の国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の2第1項に規定する子法人の例を基準として規則で定めるものは、1の営利企業等（法第38条の2第1項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）が株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人をいい、1の営利企業等及びその子法人又は1の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

(退職手当通算法人)

第4条 法第38条の2第2項の規則で定める法人は、地方独立行政法人及び公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する規則（平成14年奈良市規則第65号。以下「公益的法人等派遣規則」という。）第2条各号に掲げる法人とする。

(退職手当通算予定職員)

第5条 法第38条の2第3項の特別の事情がない限り引き

続いて選考による採用が予定されている者のうち規則で定めるものは、退職手当通算法人の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職する時に奈良市職員の退職手当に関する条例（昭和59年奈良市条例第6号）の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

(内部組織の長に準ずる職)

第6条 法第38条の2第4項の地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって規則で定めるものは、給料等の支給に関する規則（昭和41年奈良市規則第5号。以下「給料規則」という。）別表第1又は奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程（昭和42年奈良市水道局管理規程第5号。以下「給与規程」という。）別表第4に掲げる職のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 市長の事務部局に置かれる統括官、法令遵守監察監、危機管理監、理事、保健所長及び会計管理者
- (2) 議会の事務部局に置かれる局長
- (3) 教育委員会の事務部局に置かれる部長及び理事
- (4) 消防長
- (5) 企業局に置かれる部長、理事及び技監

（内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第7条 法第38条の2第4項の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職（以下この条において「内部組織の長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第8条 法第38条の2第5項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務）

第9条 法第38条の2第6項第1号の地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として規則で定めるものは、地方独立行政法人及び公益的法人等派遣

規則第2条各号に掲げる法人が行う業務とする。

(行政庁等への権利行使等に類する場合)

第10条 法第38条の2第6項第2号の規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

(再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合)

第11条 法第38条の2第6項第6号の規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として市長が定めるものを受ける契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

(再就職者による依頼等の承認の手続)

第12条 法第38条の2第6項第6号の承認(以下この条において「依頼等の承認」という。)を得ようとする再就職者は、再就職者依頼等承認申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる事項を記載して任命権者に提出しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 離職時の職
- (4) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の名称
- (5) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の業務内容
- (6) 離職前5年間(再就職者が法第38条の2第4項に規定する職(次条に定める職を含む。)に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間を含む。)の在職状況及び職務内容
- (7) 当該依頼等の承認の申請に係る職員の職及びその職務内容
- (8) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の要求又は依頼の対象となる契約等事務(同条第1項に規定する契約等事務をいう。)
- (9) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の要求又は依頼の内容
- (10) その他参考となるべき事項
(部長又は課長に相当する職)

第13条 法第38条の2第8項の国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものは、給料規則別表第1又は給与規程別表第4に掲げる職のうち、次に掲げるもの並びに奈良市立の高等学校及び看護専門学校の学校長とする。

- (1) 市長の事務部局に置かれる部次長、参事、奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年奈良市条例第21号。以下「給与条例」という。)第5条に規定する給料表に定める職務の級(以下この号から第4号ま

でにおいて単に「職務の級」という。)8級の室長、西部出張所長、行政センター所長、保健所次長、課長、職務の級8級の主幹、環境清美工場長、土地改良清美事務所長、JR奈良駅周辺整備事務所長、西大寺駅周辺整備事務所長、東部出張所長、北部出張所長、看護専門学校事務長、男女共同参画センター所長、職務の級7級の主幹、職務の級7級のグループ長及び職務の級7級の室長

- (2) 議会の事務部局に置かれる次長及び課長
- (3) 教育委員会の事務部局に置かれる部次長、参事、課長、職務の級8級の主幹、埋蔵文化財調査センター所長及び職務の級7級の主幹
- (4) 学校その他の教育機関に置かれる教育センター所長、教育センター次長、課長、高等学校事務長、職務の級7級の主幹及び職務の級7級の図書館長
- (5) 選挙管理委員会の事務部局に置かれる局長
- (6) 監査委員の事務部局に置かれる局長及び課長
- (7) 農業委員会の事務部局に置かれる局長
- (8) 消防局に置かれる副局長、消防危機統制監、参事、室長、課長、署長、副署長、主幹、文化財防災官、防災センター所長及び指揮救助隊長
- (9) 企業局に置かれる次長、参事、課長、給与規程第2条第1項に規定する給料表に定める職務の級8級の主幹、室長及び同表に定める職務の級7級の主幹
(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第14条 法第38条の2第8項の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職(以下この条において「部課長等の職」という。)に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた部課長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第15条 法第60条第4号の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第2条に定めるものとする。

(内部組織の長に準ずる職)

第16条 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって規則で定めるものは、第6条に定めるものとする。

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第17条 法60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第7条に定めるものとする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第18条 法第60条第6号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第8条に定めるものとする。

(部長又は課長に相当する職)

第19条 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものは、第13条に定めるものとする。

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第20条 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第14条に定めるものとする。

(管理又は監督の地位にある職員の職)

第21条 条例第3条の管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものは、次に掲げる職員が就いている職とする。

- (1) 給与条例の適用を受ける職員であって、給与条例別表に定める職務の級7級以上のもの
- (2) 奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年奈良市条例第30号)の適用を受ける職員であって、給与規程別表第4に定める職務の級7級以上のもの
- (3) 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年奈良市条例第9号。以下「任期付条例」という。)第5条第1項の給料表の適用を受ける職員であって、給料表に定める号給が2号給から6号給までのもの
- (4) 奈良市立の学校及び看護専門学校の校長
(任命権者への再就職の届出を要しない場合)

第22条 条例第3条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員(以下この号において「地方公務員等」という。)となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合
- (2) 法第28条の4第1項の規定により採用される職員、臨時的に任用される職員及び非常勤職員となった場合
- (3) 営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合であって、当該地位に就いた日から起算して1年間につき、所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第3項第1号括弧書に規定する給与所得控除額に相当する金額と同法第86条第2項に規定する基礎控除の額に相

当する金額の合計額以下の報酬を得る場合
(任命権者への再就職の届出)

第23条 条例第3条の規定による届出をしようとする者は、元職員再就職届出書(別記第2号様式)により、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に届出をしなければならない。

2 奈良市立の学校に勤務する県費負担教職員(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第37条第1項に規定する県費負担教職員をいう。)にあつては、条例第3条に規定する任命権者は、奈良市教育委員会とする。

3 条例第3条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 離職時の職
- (4) 離職日
- (5) 再就職日
- (6) 再就職先の名称
- (7) 再就職先の業務内容
- (8) 再就職先における地位

4 条例第4条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 離職時の職
- (3) 離職日
- (4) 再就職日
- (5) 再就職先の名称
- (6) 再就職先における地位
(他の職員についての依頼等の規制)

第24条 職員は、営利企業等に対し、他の職員をその離職後に、又は職員であった者を、当該営利企業等又はその子法人(第3条に定めるものをいう。以下同じ。)の地位に就かせることを目的として、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 当該職員又は職員であった者に関する情報を提供し、又は当該地位に関する情報の提供を依頼する行為
- (2) 当該職員をその離職後に、又は職員であった者を、当該営利企業等又はその子法人の地位に就かせることを要求し、又は依頼する行為

2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

- (1) 職業安定法(昭和22年法律第141号)その他の法令の定める職業の安定に関する事務として行う場合
- (2) 退職手当通算予定職員を退職手当通算法人の地位に就かせることを目的として行う場合
(在職中の求職の規制)

第25条 職員は、次条に規定する利害関係企業等に対し、離職後に当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就くことを目的として、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 自己に関する情報を提供し、又は当該地位に関する情報の提供を依頼する行為

- (2) 当該地位に就くことを要求し、又は約束する行為
2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。
- (1) 退職手当通算予定職員が退職手当通算法人に対して行う場合
- (2) 奈良市職員倫理条例（平成25年奈良市条例第46号）第2条第3号に規定する職員並びに任期付条例第5条第1項の給料表の適用を受ける職員並びに奈良市の学校及び看護専門学校の校長以外の職員が行う場合
- (3) 職員が利害関係企業等に対し、当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと市長が認める場合において、当該承認を得た職員が当該承認に係る利害関係企業等に対して行う場合
(利害関係企業等)

第26条 前条及びこの条において「利害関係企業等」とは、営利企業等のうち、職員の職務に利害関係を有するものをいい、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号。以下「手続法」という。）第2条第3号及び奈良市行政手続条例（平成11年奈良市条例第19号。以下「手続条例」という。）第2条第4号に規定する許認可等を行う）をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている営利企業等、当該許認可等の申請をしている営利企業等及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである営利企業等
- (2) 補助金等（市が市以外の者に対して交付する補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金をいう。）を交付する事務 当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている営利企業等、当該補助金等の交付の申請をしている営利企業等及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである営利企業等
- (3) 立入検査又は監査（法令（手続条例第2条第1号に規定する法令をいう。）及び条例等（手続条例第2条第2号に規定する条例等をいう。）の規定に基づき行われるものに限る。）をする事務 当該立入検査又は監査を受ける営利企業等
- (4) 不利益処分（手続法第2条第4号及び手続条例第2条第5号に規定する不利益処分をいう。）をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき営利企業等
- (5) 行政指導（手続条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている営利企業等
- (6) 契約（地方自治法第234条第1項に規定する契約をいう。）に関する事務 当該契約（電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として市

長が定めるものを受ける契約を除く。以下この号において同じ。）を締結している営利企業等、当該契約の申込みをしている営利企業等及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである営利企業等

(7) 指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）に関する事務 当該指定を受けている営利企業等及び当該指定を受けようとしていることが明らかである営利企業等

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記

第1号様式(第12条関係)

(表面)

年 月 日

(宛先) 任命権者

再就職者依頼等承認申請書

地方公務員法第38条の2第6項第6号の規定に基づき、次のとおり承認を申請します。
この申請書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 申請者

ふりがな	生年月日(年齢)
氏名	年 月 日生(歳)
勤務先の名称	勤務先における地位・役職
連絡先 電話	FAX
勤務先の業務内容	

2 離職時及び離職前の状況

離職日	年 月 日	離職時の職	職務内容
		在職期間	
離職前5年間の在職状況等			

注 主幹級以上の職に就いていた場合は、当該職の就任時まで遡って全て記載すること。

(裏面)

3 要求又は依頼をする事項と勤務先の契約等との関係

在職時に自ら締結を決定した契約に関する要求又は依頼	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
在職時に自ら決定した処分に関する要求又は依頼	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない

4 要求又は依頼の対象となる職員

氏名(ふりがな)
所属・職
職務内容

5 要求又は依頼の対象となる契約事務等の内容

<input type="checkbox"/> 電気・ガス・水道水の供給等に関するもの
<input type="checkbox"/> その他職員の裁量の余地の少ないもの 具体的に
<input type="checkbox"/> 上記のいずれにも該当しないもの

6 要求又は依頼の具体的な内容その他参考事項

--

第2号様式（第23条関係）

年 月 日

(宛先) 任命権者

住 所 _____

氏 名 _____

在職時の職員番号 (_____)

電話番号 _____

元職員再就職届出書

奈良市職員の退職管理に関する条例第3条の規定により、以下のとおり届け出ます。

ふりがな	
1 氏名	
2 生年月日	年 月 日
3 離職時の所属・職	
4 離職日	年 月 日
5 再就職日	年 月 日
6 再就職先の名称	
7 再就職先の業務内容	
8 再就職先における地位	

(平成28年3月31日揭示済)

奈良市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則をここに公布する。

平成28年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第39号

奈良市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令(平成27年政令第318号)第1条第2項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第15条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

市長	市長が任命する職員
議会の議長	議会の議長が任命する職員
選挙管理委員会	選挙管理委員会が任命する職員
代表監査委員	代表監査委員が任命する職員
公平委員会	公平委員会が任命する職員
消防長	消防長が任命する職員
農業委員会	農業委員会が任命する職員
公営企業管理者	公営企業管理者が任命する職員

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(平成28年3月31日揭示済)

奈良市職員安全衛生規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第40号

奈良市職員安全衛生規則の一部を改正する規則

奈良市職員安全衛生規則(昭和55年奈良市規則第3号)の一部を次のように改正する。

目次中「職員安全衛生委員会」を「安全衛生委員会」に改める。

第2条第1号中「法」を「労安法」に改め、同条第13号中「法」を「労安法」に改め、同号を同条第15号とし、同条第12号中「法」を「労安法」に改め、同号を同条第14号とし、同条第11号中「法」を「労安法」に改め、同号を同条第13号とし、同条第10号中「法」を「労安法」に改め、同号を同条第12号とし、同条第9号中「法」を「労安法」に改め、同号を同条第11号とし、同条第8号中「法」を「労安法」に改め、同号を同条第10号とし、同条第7号中「法」を「労安法」に改め、同号を同条第9号とし、同条第6号中「法」を「労安法」に改め、同号を同条第8号と

し、同条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

(5) 学保法規則 学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)をいう。

第2条第3号中「省令」を「労安法規則」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「令」を「労安法施行令」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 学保法 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)をいう。

第3条第2項中「、総括安全衛生管理者」の次に「、第17条に規定する事業場安全衛生委員会の委員長」を加え、「総括安全衛生管理者に」を「第20条の3に規定する職員安全衛生中央委員会の委員長に」に改める。

第4条第2項中「が行う健康管理に関する」を「若しくは健康診断を行う医師の」に改める。

第5条第1項中「本市に」を「別表第1に掲げる事業場(以下「事業場」という。)ごとに」に、「置き、総務部長をもつてこれに充てる」を「置く」に改める。

第6条第1項中「本市に」を「事業場に」に、「置き、人事課長をもつてこれに充てる」を「置く」に改める。

第7条第1項中「本市に」を「事業場に」に、「省令」を「労安法規則」に改める。

第9条第1項中「本市に」を「事業場に」に、「省令」を「労安法規則」に改める。

第10条第1項中「本市に、市長が定める」を「前2条の規定にかかわらず、50人未満の職員を使用する事業場にあつては、」に改める。

第11条第1項中「本市に、」を「事業場に」に改め、同条第2項中「省令」を「労安法規則」に改める。

第12条第1項中「本市に、令」を「労安法施行令」に、「法」を「労安法」に改める。

「第3章 職員安全衛生委員会」を「第3章 安全衛生委員会」に改める。

第13条を次のように改める。

(委員会の設置)

第13条 法第19条第1項の規定により、職員の安全及び衛生に関する事項を調査審議し、その結果を奈良市職員安全衛生中央委員会に報告するため、事業場に事業場安全衛生委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第14条第1項中「委員会」を「労安法第19条の規定により、委員会」に改める。

第17条第1項中「置き、」の次に「総括安全衛生管理者の選任がある委員会は、」を加える。

第19条第1項中「人事課」を「委員会の属する課」に改める。

第20条の次に次の3条を加える。

(中央委員会)

第20条の2 職員の安全及び衛生に関する重要事項を調査審議し、市長に意見を具申するため、奈良市職員安全衛生中央委員会(以下「中央委員会」という。)を置く。

(中央委員会委員長)

第20条の3 中央委員会に中央委員会委員長を置き、総務部長の職にある者をもつてこれに充てる。

(中央委員会の庶務)

第20条の4 中央委員会の庶務は、人事課において処理する。

第21条第1項中「総括安全衛生管理者」を「中央委員会委員長」に改め、同項第3号を削り、同号を同条第3号とし、同条第2項中「省令第43条から第47条までに」を「労安法、学保法、労安法規則及び学保法規則の」に、「総括安全衛生管理者」を「中央委員会委員長」に改める。

第22条中「総括安全衛生管理者」を「中央委員会委員長」に改める。

第23条第1項中「健康診断書(別記第1号様式)を総括安全衛生管理者」を「書類を中央委員会委員長」に改める。

第24条及び第24条の2中「総括安全衛生管理者」を「中央委員会委員長」に改める。

第25条第1項中「法」を「労安法」に、「別表」を「別表第2」に改め、同条第2項中「総括安全衛生管理者」を「中央委員会委員長」に改め、同条第3項中「総括安全衛生管理者」を「中央委員会委員長」に、「別表」を「別表第2」に改める。

第26条中「総括安全衛生管理者」を「中央委員会委員長」に、「別表」を「別表第2」に改める。

第27条第1項中「省令」を「労安法規則」に改め、同条第3項中「総括安全衛生管理者」を「中央委員会委員長」に改める。

第28条第2項中「別記第2号様式」を「別記第1号様式」に、「総括安全衛生管理者」を「中央委員会委員長」に改め、同条第3項中「別記第3号様式」を「別記第2号様式」に、「総括安全衛生管理者」を「中央委員会委員長」に改める。

第29条第1項及び第30条第1項中「総括安全衛生管理者」を「中央委員会委員長」に改める。

第31条及び第33条中「総括安全衛生管理者」を「中央委員会委員長」に改める。

別表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1(第5条、第7条、第9条、第10条、第11条関係)

事業場
環境部収集部門
環境部処理部門
保健所
保育園、こども園、幼稚園
消防局
建設・都市整備部
本庁等(上記に属さない事業場)

別記第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第2号様式 (第28条関係)

療養報告書
療養状況確認書
年 月 日
(宛先) 職員安全衛生中央委員会委員長 所属長 (印)

職員氏名			
休務期間	年 月 日から 年 月 日まで (療養開始日 年 月 日)	※前回提出された日の続きの日から書いてください(土・日・祝日を含む。)	
病名	確認日： 年 月 日	方法：電話 (本人から・所属から・)	確認者
	()	訪問(自宅・病院・)	
	()	来所(本人・家族・)	
療養状況	確認相手：本人・家族・その他 () ※本人以外の場合は、一番の下の欄にその理由を記載してください。 確認内容 本人と直接療養状況の確認ができなかった場合、その理由を記載してください。 (本人の拒否・面会断絶(入院中)等)		

※1回確認するごとに1枚提出してください。

第1号様式 (第28条関係)

療養報告書
年 月 日
(宛先) 職員安全衛生中央委員会委員長

次のとおり私の治療及び休養の状況について報告します。

氏名	男 女 日生 (歳)
所属	職 種
休務期間	年 月 日から 年 月 日まで (療養開始日 年 月 日)
	※前回提出された日の続きの日から書いてください(土・日・祝日を含む。)
1 通院	病院又は 院 (名称) (電話)
	(住所) (主治医名)
2 入院	病院又は 院 (名称) (電話)
	(住所) (主治医名)
病名	
1	現在の体の具合はどうですか。また、前回と比べて変化はありましたか。
2 治療について	
通院日	治療内容 投薬の有無及び内容
年 月 日	無・有 (薬名) 投薬日数 ()
年 月 日	無・有 (薬名) 投薬日数 ()
年 月 日	無・有 (薬名) 投薬日数 ()
年 月 日	無・有 (薬名) 投薬日数 ()
3 その他の生活状況	
4	復職に向けて不安なことはありませんか。

別記第3号様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成28年 3月31日掲示済)

奈良市臨時職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第41号

奈良市臨時職員に関する規則の一部を改正する規則

奈良市臨時職員に関する規則（平成2年奈良市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第2条第2号」を「第2条第2号の規定」に改める。

第8条第1項を次のように改める。

臨時職員の給料は、次に定めるところにより支給するものとする。

(1) 月額で支給する臨時職員（以下「月額支給臨時職員」という。）にあっては、毎月22日に支給するものとし、その日に支給する給料は、その月の初日から末日までの分とする。

(2) 日額で支給する臨時職員（以下「日額支給臨時職員」という。）にあっては、毎月15日に支給するものとし、その日に支給する給料は、その前月の初日から末日までの分とする。

第12条を次のように改める。

(勤務1時間当たりの給料額の算出)

第12条 第9条及び第10条第1項に規定する勤務1時間当別表第1（第3条、第6条、第12条関係）

1 月額支給臨時職員

職種		給料月額
事務職	保育教育士	168,000円以上 259,000円以下

2 日額支給臨時職員

職種		給料月額
事務職	一般事務	6,200円
	保育教育士	8,400円
	手話通訳者	7,500円
技術職	保健師	12,000円
	看護師 栄養士 歯科衛生士 心理判定員 准看護師 管理栄養士 助産師	11,000円
	介護支援専門員	10,000円
技能職	自動車運転手	6,900円
	保安員 ボイラー技術員 現場監督員 実習助手 電話交換手	6,400円
業務職	清掃作業員 土木作業員 下水作業員 火夫 給食調理員 用務員 ホームヘルパー	6,400円
	草刈り作業員	7,500円

別表第2の次に次の1表を加える。

たりの給料額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額支給臨時職員 別表第1の給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額

(2) 日額支給臨時職員 別表第1の給料日額を7.75（第17条第2項の規定により勤務時間が定められる者にあつては、市長が定める数）で除して得た額

第13条第1項中「別表第2の」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 月額支給臨時職員 奈良市職員定数条例（昭和28年奈良市条例第1号）第1条に定める職員（以下「定数内職員」という。）の例による。

(2) 日額支給臨時職員 別表第2に定める額第14条第2項を次のように改める。

2 前項の規定は、定数内職員の例による。

第17条の2第1項を次のように改める。

臨時職員の年次休暇の日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 月額支給臨時職員 別表第3のとおりとする。ただし、年次休暇のうち、その年度に使用しなかった日数があるときは、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。

(2) 日額支給臨時職員（その任用の日から起算して6月間継続勤務し、全勤務日の8割以上出勤した日額臨時職員に限る。） 労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定の例による。

別表第1を次のように改める。

別表第3 (第17条の2関係)

年度	年次休暇の日数		
初年度	規則の適用を受けることとなった日の属する月 (次表において「適用月」という。)	4月から9月まで	10日
		10月	6日
		11月	5日
		12月	4日
		1月	3日
		2月	2日
		3月	1日
第2年度			11日
第3年度			12日
第4年度			14日
第5年度			16日
第6年度			18日
第7年度以降			20日

備考 この表において「初年度」とは、この規則の適用を受けることとなった日の属する年度をいう。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(平成28年3月31日揭示済)

奈良市資産経営推進会議設置規則をここに公布する。
平成28年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第42号

奈良市資産経営推進会議設置規則
(設置)

第1条 本市の公有財産を重要な経営資源と捉え、経営的な観点から総合的に公有財産の管理及び活用を推進し、健全な行財政運営を実現するため、奈良市資産経営推進会議 (以下「会議」という。) を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公共施設の再配置に関する諸計画に関すること。
- (2) 公有財産の取得、処分、利活用、統廃合等のうち重要な事項に関すること。
- (3) その他資産経営推進のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 会議の委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

2 議長は財務部担当副市長をもって、副議長は議長以外の副市長をもって充てる。

3 議長は、会務を総理する。

4 議長に事故があるとき、又は欠けたときは、副議長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じて議長が招集し、議長が会議

の議事を統括する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、事案の調整のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、FM推進課において行う。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

委員	副市長 総合政策部長 総務部長 財務部長 市民生活部長 市民活動部長 保健福祉部長 子ども未来部長 保健所長 環境部長 観光経済部長 都市整備部長 建設部長 消防長 教育総務部長 学校教育部長 公営企業管理者
----	--

(平成28年3月31日揭示済)

奈良市延長保育の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第43号

奈良市延長保育の実施に関する規則の一部を改正す

る規則

奈良市延長保育の実施に関する規則（平成27年奈良市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号イ中「(開園時間が午後6時までの保育所にあつては、午後6時まで)」を削る。

第8条第1項を次のように改める。

延長保育を利用する保護者は、利用料として、朝延長、

「□ 夕方延長 午後4時30分～午後6時30分 利用料1回100円
(午後5時以降) 」を

「□ 夕方延長 午後4時30分～午後5時30分 利用料1回100円
午後5時30分～午後6時30分 利用料1回100円 」に改め、同様式備考中第2項を削り、第3

項を第2項とする。

別記第1号様式(延長保育A及びB実施園・保育短時間利用児用(8H))中「延長保育を希望する」を「延長保育Aを希望する」に、

「□ 夕方延長 午後4時30分～午後6時30分 利用料1回100円
(午後5時以降) 」を

「□ 夕方延長 午後4時30分～午後5時30分 利用料1回100円
午後5時30分～午後6時30分 利用料1回100円 」に改め、同様式備考中第2項を削り、第3

項を第2項とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(平成28年3月31日揭示済)

奈良市在宅要介護者紙おむつ等支給事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第44号

奈良市在宅要介護者紙おむつ等支給事業実施規則の一部を改正する規則

奈良市在宅要介護者紙おむつ等支給事業実施規則(平成27年奈良市規則第94号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及びおむつカバー」を「、おむつカバー等」に改め、「支給することにより」を「支給し、商品や使用方法等についての相談にも対応すること」に改める。

第2条第2号中「平成9年法律第123号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第5条中「次に定める日」を「第3条の申請書を受理した日の属する月の翌月(以下「開始月」という。)」に改め、同条各号を削る。

第6条及び第7条を次のように改める。

(支給の方法)

第6条 紙おむつ等は、支給決定の通知を受けた者(以下「支給決定者」という。)に4月、6月、8月、10月、12月及び2月(以下「支給月」という。)ごとに支給月とその翌月の2箇月分を支給するものとする。ただし、開始月が支給月でないときは、1箇月分を開始月に支給する。

(支給の内容)

第7条 紙おむつ等の種類は、次のとおりとし、1箇月3,500円を限度として、支給決定者がカタログから選択

早朝延長及び最終延長にあつてはそれぞれにつき子ども1人当たり1回100円を、夕方延長にあつては子ども1人当たり1時間までごとにつき100円を負担しなければならない。

別記第1号様式(延長保育Aのみ実施園・保育短時間認定児用(8H))中「延長保育を希望する」を「延長保育Aを希望する」に、

「□ 夕方延長 午後4時30分～午後6時30分 利用料1回100円
(午後5時以降) 」を

「□ 夕方延長 午後4時30分～午後5時30分 利用料1回100円
午後5時30分～午後6時30分 利用料1回100円 」に改め、同様式備考中第2項を削り、第3

項を第2項とする。

「□ 夕方延長 午後4時30分～午後6時30分 利用料1回100円
(午後5時以降) 」を

「□ 夕方延長 午後4時30分～午後5時30分 利用料1回100円
午後5時30分～午後6時30分 利用料1回100円 」に改め、同様式備考中第2項を削り、第3

項を第2項とする。

した商品を支給する。

- (1) 紙おむつ(フラットタイプ)
- (2) 紙おむつ(テープ式パンツタイプ)
- (3) 紙おむつ(リハビリパンツタイプ)
- (4) 尿とりパット
- (5) おむつカバー
- (6) 使い捨て手袋
- (7) 防水シート

第9条第1項に次の1号を加える。

- (5) 法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第25項に規定する介護保険施設、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4に規定する養護老人ホーム又は同法第20条の6に規定する軽費老人ホームに入所したとき。

第10条に次の1号を加える。

- (5) 希望する事業者を変更したとき。

第11条第4項中「属する月」の次に「の翌月」を加える。

別記第1号様式中

希望する種類とサイズ（1箇月につき、いずれか1種類）	
1 紙おむつ フラットタイプ【月120枚】	を
※おむつカバー【年3枚】 <input type="checkbox"/> 希望する（S・M・L・LL） <input type="checkbox"/> 希望しない	
2 紙おむつ テープ式パンツタイプ【月60枚】（S・M・L）	
3 紙おむつ リハビリパンツタイプ【月30枚】（S・M・L）	
4 尿とりパット レギュラータイプ【月240枚】	
5 尿とりパット ワイドタイプ【月120枚】	
6 尿とりパット レギュラータイプ【月180枚】 +ワイドタイプ【30枚】	

事業者		に改める。
-----	--	-------

別記第2号様式中

紙おむつ又は尿とりパット	種類	月	枚	を	支給限度額	1箇月	円	に改め、同様式注意事項の
おむつカバー					事業者			

1を次のように改める。

- 1 紙おむつ等は、2箇月分を支給月にお届けします。ただし、開始月が支給月でない場合は1箇月分のみを開始月にお届けします。

別記第4号様式中

「 転居先住所
電話 」を 「 転居先住所
電話 」を 5 事業者変更 変更前 変更後 に改める。

別記第6号様式中

紙おむつ又は尿とりパット	種類	月	枚	を	支給限度額	1箇月	円	に改める。
おむつカバー					事業者			

附 則

この規則は、平成28年6月1日から施行する。
(平成28年3月31日揭示済)

奈良市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第45号

奈良市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則

奈良市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付規則（平成14年奈良市規則第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 母子福祉資金等に係る個人番号提供書（別記第1号様式の2）

別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

第1号様式の2 (第2条関係)

母子福祉資金等に係る個人番号提供書

(宛先) 奈良市長

母子福祉資金等の貸付申請を行うに当たり、次のとおり、個人番号を提供いたします。

年 月 日

記入者氏名



フリガナ		生 年 月 日										
申請者氏名		年 月 日										
住 所	(〒 -)											
個 人 番 号												
<table border="1" style="width: 100%; height: 40px;"> <tr> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> </tr> </table>												

※以下窓口記入欄

番号確認に使用した書類	身元確認に使用した書類
<input type="checkbox"/> 個人番号カード (裏面) <input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> 住民票 (個人番号記載のもの) <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 個人番号カード (表面) <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 (パスポート) <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他写真付き身分証 () <input type="checkbox"/> 身分証 (写真のないもの。2つ以上要) () ()
確認者：	確認年月日： 年 月 日

備考

- ・ご提供いただいた個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (以下「番号法」という。) 第9条に基づき、本申請に係る事務の処理に必要な範囲を超えて利用することはありません。
- ・本様式は、番号法第14条に基づき提出していただくものです。
- ・ご提供いただいた特定個人情報、番号法第19条に定められた場合を除き、他機関等に提供することはありません。
- ・個人番号には、個人番号カード、通知カード又は個人番号入りの住民票の写しを添付してください。

別記第10号様式中「1.5%」を「1.0%」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の奈良市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付規則別記第10号様式の規定は、母子福祉資金等の貸付けのうち平成28年4月1日以後の期間に対応するものについて適用し、当該貸付けのうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。
(平成28年3月31日揭示済)

児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第46号

児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則(昭和62年奈良市規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1備考第3項中「390,000円」を「404,000円」に改め、同表備考中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 納入義務者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条第2号に規定する女子(生計を一にする20歳未満の子を有する者に限る。)に該当する場合の市町村民税及び所得税の額は、当該納入義務者の申請に基づき、市町村民税の額においては地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦であるとみなし、同法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号及び第3項並びに第314条の6の規定の例により、所得税の額においては所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦であるとみなし、同法第81条第2項及び租税特別措置法第41条の17の規定の例により算定する。

別表第2備考中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 納入義務者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第1条第2号に規定する女子(生計を一にする20歳未満の子を有する者に限る。)に該当する場合の市町村民税及び所得税の額は、当該納入義務者の申請に基づき、市町村民税の額においては地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦であるとみなし、同法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号及び第3項並びに第314条の6の規定の例により、所得税の額においては所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦であるとみなし、同法第81条第2項及び租税特別措置法第41条の17の規定の例により算定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則(以下「改正後の規則」という。)別表第1の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の出産に係る助産の実施に係る徴収金について適用し、施行日前の出産に係る助産の実施に係る徴収金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則別表第2の規定は、平成28年4月以後の月分の徴収金について適用し、同年3月までの月分の徴収金については、なお従前の例による。
(平成28年3月31日揭示済)

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第47号

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年奈良市規則第80号)の一部を次のように改正する。

第27条第1項第6号中「所得割の額」の次に「(婚姻歴のない母又は父にあつては、寡婦(寡夫)控除の適用を受けるものとみなした場合の市町村民税の所得割の額をいう。)」を加え、同号イ中「蓄便袋、蓄尿袋」を「ストーマ装具(消化器系)、ストーマ装具(尿路系)」に改め、同項第14号オ中「額」を「額をいう。)(婚姻歴のない母又は父にあつては、寡婦(寡夫)控除の適用を受けるものとみなした場合の所得税課税所得金額をいう。)」に改める。

第29条第2号中「である世帯」の次に「(寡婦(寡夫)控除の適用を受けるものとみなした場合に市町村民税が非課税となる婚姻歴のない母又は父が属する世帯を含む。)」を加える。

別表蓄便袋の項中「蓄便袋」を「ストーマ装具(消化器系)」に改め、同表蓄尿袋の項中「蓄尿袋」を「ストーマ装具(尿路系)」に改め、同表紙おむつ等(紙おむつ、洗腸用具、さらし、ガーゼ等衛生用品)の項中「ストーマ用」を「ストーマ」に、「蓄尿袋又は蓄便袋」を「ストーマ装具(尿路系)又はストーマ装具(消化器系)」に改め、「脳性麻痺等脳原性運動機能障害」の次に「(乳幼児期以前に発現した非進行性脳病変によるもの)」を、「意思表示が困難の者」の次に「で、次のいずれにも該当し、紙おむつ等が必要とする者(1)自力で便所に行けない者(2)自力で便座(排便補助用具の使用を含む。)に座ることができない者(3)介助によっても定時排泄をすることができない者」を加

える。

別記第1号様式及び第4号様式中

申請者	フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日
	居住地	〒 電話番号		
支給申請に係る 児童氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日
			続柄	

を

申請者	フリガナ 氏名	個人番号：	生年月日	年 月 日
	居住地	〒 電話番号		
支給申請に係る 児童氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日
		個人番号：	続柄	

に改める。

別記第5号様式及び第6号様式中

フリガナ 支給決定障害者 (保護者)氏名		生年月日	年 月 日
居住地	〒 電話番号		
フリガナ 支給決定に係る 児童氏名		続柄	
		生年月日	年 月 日

を

フリガナ 支給決定障害者 (保護者)氏名	個人番号：	生年月日	年 月 日
居住地	〒 電話番号		
フリガナ 支給決定に係る 児童氏名	個人番号：	生年月日	年 月 日

に改める。

別記第7号様式中

フリガナ 申請者氏名		障害福祉サービス受給者証番号
		地域相談支援受給者証番号
申請者 生年月日	年 月 日	
居住地	〒 電話番号	
フリガナ 支給決定に係る 児童氏名	生年月日	年 月 日
		続柄

を

フリガナ			障害福祉サービス受給者証番号			
申請者氏名	個人番号：		地域相談支援受給者証番号			
申請者生年月日	年 月 日					
居住地	〒		電話番号			
フリガナ			生年月日		続柄	
支給決定に係る児童氏名	個人番号：		年 月 日			

に改める。

別記第10号様式中

申請者	フリガナ			生年月日	年 月 日
	氏名				
申請者	居住地	〒		電話番号	
	フリガナ			生年月日	年 月 日
申請に係る児童氏名	個人番号：		続柄		

を

申請者	フリガナ			生年月日	年 月 日
	氏名	個人番号：			
申請者	居住地	〒		電話番号	
	フリガナ			生年月日	年 月 日
申請に係る児童氏名	個人番号：		続柄		

に改める。

別記第11号様式中「新規・変更」を「新規・変更・更新」に、

申請者	フリガナ			生年月日	年 月 日
	氏名				
申請者	居住地	〒		電話番号	
	フリガナ			生年月日	年 月 日
届出に係る児童氏名	個人番号：		続柄		

を

申請者	フリガナ			生年月日	年 月 日
	氏名	個人番号：			
申請者	居住地	〒		電話番号	
	フリガナ			生年月日	年 月 日
届出に係る児童氏名	個人番号：		続柄		

に改める。

別記第12号様式中

フリガナ		を		
申請者氏名 (支給決定障害者等氏名)				
フリガナ		に、		
申請者氏名 (支給決定障害者等氏名)	個人番号：			
同一世帯に属する他の	氏名	を		
同一世帯に属する他の	氏名	に改める。	個人番号	
			個人番号	
			個人番号	
			個人番号	

別記第14号様式中

障害者・児	フリガナ		性別	男・女	年齢	歳	生年月日	
	受診者氏名						年 月 日	
場合 受診者が18歳未満の	フリガナ						電話番号	
	受診者居住地							
場合 受診者が18歳未満の	フリガナ						電話番号 ※2	
	保護者氏名							
障害者・児	フリガナ		性別	男・女	年齢	歳	生年月日	
	受診者氏名						年 月 日	
障害者・児	フリガナ						電話番号	
	受診者居住地							
場合 受診者が18歳未満の	個人番号							
	フリガナ		受診者との関係					
	保護者氏名							
	フリガナ		電話番号 ※2					
保護者居住地 ※2								
場合 受診者が18歳未満の	個人番号							

る。

別記第16号様式及び第17号様式中

受診者	フリガナ		性別	生年月日
	氏名		男・女	年 月 日
	フリガナ			
	居住地	電話番号		
保護者（受診者が18歳未満の場合記入）	フリガナ		続柄	
	氏名			
	フリガナ			
	居住地	電話番号		

を

受診者	フリガナ		性別	生年月日
	氏名		男・女	年 月 日
	フリガナ			
	住所	電話番号		
	個人番号			
保護者（受診者が18歳未満の場合記入）	フリガナ		続柄	
	氏名			
	フリガナ			
	住所	電話番号		
	個人番号			

に改める。

別記第24号様式中「居住地」を「住所」に、

フリガナ	
氏名	

を

フリガナ	
氏名	(個人番号)

に、

障害者	
-----	--

を

障害者	
疾患名	

に、

「補装具の種目・名称」を「補装具名」に、

該当する所得区分	生活保護又は中国残留邦人等支援給付・(低所得1・低所得2)・一般・一定所得以上
生活保護又は中国残留邦人等支援給付への移行予防措置に関する認定	<input type="checkbox"/> 生活保護又は中国残留邦人等支援給付への移行予防措置(定率負担減免措置)を希望します。
備考	

を

該当する所得区分	1. 生活保護 2. 低所得 3. 一般 4. 一定所得以上
生活保護への移行 予防措置に関する 認定	<input type="checkbox"/> 生活保護への移行予防（定率負担減免措置）を希望します。

に改める。

別記第25号様式中

申請者	氏名	生年月日	年 月 日
	住所	〒 TEL	
支給申請に係る 児童の扶養 義務者氏名		生年月日	年 月 日
		続柄 ()	

を

申請者	氏名	生年月日	年 月 日
	住所	〒 電話番号	
支給申請に係る 児童の扶養 義務者氏名		生年月日	年 月 日
		個人番号： 続柄 ()	

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行し、この規則による改正後の奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則第27条及び第29条の規定は、同日以後の利用に係る地域生活支援事業について適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。
(平成28年3月31日揭示済)

奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第48号

奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則（平成27年奈良市規則第11号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「(特別利用保育を受けたときを除く。)」を削り、同項の表中「4,700」を「2,600」に、「6,300」を「3,300」に、「77,100円」を「77,101円」に、

ひとり親世帯等	6,600	を
---------	-------	---

ひとり親世帯等	3,450	に、「211,200円」を
---------	-------	---------------

「211,201円」に改め、同表備考第5項及び第6項を次のように改める。

5 負担額算定基準子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第14条に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。）が同一世帯に2人以上いる場合において、法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの利用者負担額については、これらのもののうち最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の半額とし、3人目以降については無料とする。

6 負担額算定基準子ども（小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）第1学年から第3学年までに在学する子どもを除く。）が同一世帯に2人以上いる場合において、法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの利用者負担額については、これらのもののうち最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の半額とし、3人目以降については無料とする。

附則第4項の表備考中第7項を第9項とし、第6項の次に次の2項を加える。

7 前2項の規定にかかわらず、特定被監護者等（令第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合において、階層区分B2、C2、D1-2及びD2-2に該当する世帯の小学校就学前子どもの利用者負担額は、これらのもののうち最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の半額とし、3人目以降については無料とする。

8 第5項及び第6項の規定にかかわらず、特定被監護者等が2人以上いる場合において、階層区分C1、D1-1及びD2-1に該当する世帯の小学校就学前子どもの利用者負担額は、これらのもののうち最

年長の子どもから順に2人目以降については無料とする。

別表1の表中「(特別利用保育を受けたときを除く。)」を削り、

ひとり親世帯等	4,700	を
---------	-------	---

ひとり親世帯等	2,600	に、「6,400」を「3,450」
---------	-------	-------------------

に、「77,100円」を「77,101円」に、

ひとり親世帯等	6,900	を
---------	-------	---

ひとり親世帯等	3,700	に、「211,200円」を
---------	-------	---------------

「211,201円」に改め、同表2の表を次のように改める。

2 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども（特別利用教育を受けたときを除く。）

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）				
階層区分	定義	特定教育・保育及び特別利用保育		特定利用地域型保育		
		保育標準時間	保育短時間			
A	生活保護世帯等	円 0	円 0	円 0		
B1	A階層を除き、市町村民税が非課税となる世帯	ひとり親世帯等	0	0		
B2		ひとり親世帯等以外の世帯	2,300	2,300		
C1	A階層を除き、市町村民税所得割額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	ひとり親世帯等	2,750	2,700	1,650
C2			ひとり親世帯等以外の世帯	5,500	5,400	3,300
D0-1		48,600円以上 57,700円未満	ひとり親世帯等	4,650	4,550	2,750
D0-2			ひとり親世帯等以外の世帯	9,300	9,100	5,500
D1-1		57,700円以上 67,000円未満	ひとり親世帯等	4,650	4,550	2,750
D1-2			ひとり親世帯等以外の世帯	9,300	9,100	5,500
D2-1		67,000円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	7,250	7,150	4,350
D2-2			ひとり親世帯等以外の世帯	14,500	14,300	8,700
D3		77,101円以上 97,000円未満		16,000	15,700	9,600
D4		97,000円以上 133,000円未満		18,500	18,200	11,100
D5		133,000円以上 169,000円未満		21,000	20,600	12,600
D6		169,000円以上 211,201円未満		23,300	22,900	13,900
D7		211,201円以上 301,000円未満		24,000	23,600	14,400
D8		301,000円以上 397,000円未満		26,000	25,600	15,600
D9		397,000円以上		28,000	27,500	16,800

別表3の表を次のように改める。

3 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額）			
階層区分	定義		特定教育・保育及び特定地域型保育（右欄に掲げるものを除く。）		家庭的保育	
			保育標準時間	保育短時間		
A	生活保護世帯等		円 0	円 0	円 0	
B 1	A階層を除き、市町村住民税が非課税となる世帯	ひとり親世帯等	0	0	0	
B 2		ひとり親世帯等以外の世帯	3,800	3,700	2,200	
C 1	A階層を除き、市町村住民税所得割額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	ひとり親世帯等	4,000	3,950	2,400
C 2			ひとり親世帯等以外の世帯	8,000	7,900	4,800
D 0 - 1		48,600円以上 57,700円未満	ひとり親世帯等	6,250	6,150	3,750
D 0 - 2			ひとり親世帯等以外の世帯	12,500	12,300	7,500
D 1 - 1		57,700円以上 67,000円未満	ひとり親世帯等	6,250	6,150	3,750
D 1 - 2			ひとり親世帯等以外の世帯	12,500	12,300	7,500
D 2 - 1		67,000円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	10,000	9,850	6,000
D 2 - 2			ひとり親世帯等以外の世帯	20,000	19,700	12,000
D 3		77,101円以上 97,000円未満		22,000	21,600	13,200
D 4		97,000円以上 133,000円未満		30,500	30,000	18,300
D 5		133,000円以上 169,000円未満		39,800	39,100	23,800
D 6		169,000円以上 211,201円未満		46,800	46,000	28,000
D 7		211,201円以上 301,000円未満		52,300	51,400	31,300
D 8		301,000円以上 397,000円未満		58,300	57,300	34,900
D 9		397,000円以上		64,800	63,700	38,800

別表備考第6項及び第7項を次のように改める。

6 負担額算定基準子どもが同一世帯に2人以上いる場合において、法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの利用者負担額については、これらのもののうち最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の半額とし、3人目以降については無料とする。

7 負担額算定基準子ども（小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）第1学年から第3学年までに在学する子どもを除く。）が同一世帯に2人以上いる場合において、法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもの利用者負担額について

は、これらのもののうち最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の半額とし、3人目以降については無料とする。

別表備考中第8項を第10項とし、第7項の次に次の2項を加える。

8 前2項の規定にかかわらず、特定被監護者等が2人以上いる場合において、階層区分B2、C2、D1-2及びD2-2に該当する世帯の法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの利用者負担額並びに階層区分B2、C2及びD0-2に該当する世帯の法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもの利用者負担額は、これらのもの

ののうち最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の半額とし、3人目以降については無料とする。

9 第6項及び第7項の規定にかかわらず、特定被監護者等が2人以上いる場合において、階層区分C1、D0-1、D1-1及びD2-1に該当する世帯の小学校就学前子どもの利用者負担額は、これらのもののうち最年長の子どもから順に2人目以降については無料とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(平成28年3月31日揭示済)

告 示

奈良市告示第135号

平成27年奈良市告示第232号(予防接種の実施)の一部を次のように改正する。

平成28年3月1日

奈良市長 仲川元庸

次のよう省略

(平成28年3月1日揭示済)

奈良市告示第136号

景観法(平成16年法律第110号)第9条第8項の規定において準用する同条第6項の規定による奈良市景観計画の変更を告示し、当該景観計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成28年3月1日

奈良市長 仲川元庸

- 1 景観計画の名称
奈良市景観計画
- 2 景観計画を定める土地の区域
奈良市全域
- 3 効力の発生する日
平成28年4月1日
- 4 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 3階
奈良市都市整備部景観課

(平成28年3月1日揭示済)

奈良市告示第137号

なら・まほろば景観まちづくり条例(平成2年奈良市条例第12号)第17条第1項の規定により、景観形成重点地区を定め、平成28年4月1日より施行します。

平成28年3月1日

奈良市長 仲川元庸

- 1 景観形成重点地区の名称
ならまち歴史的景観形成重点地区
きたまち歴史的景観形成重点地区
薬師寺周辺歴史的景観形成重点地区
柳生の里歴史的景観形成重点地区

- 三条通り沿道景観形成重点地区
- 県道木津横田線沿道景観形成重点地区
- 一般国道169号沿道景観形成重点地区
- 2 景観形成重点地区を定める土地の区域
別紙
別紙省略
(平成28年3月1日揭示済)

奈良市告示第138号

奈良市屋外広告物条例に規定する地域等の指定(平成14年奈良市告示第159号)の一部を次のように改正し、平成28年4月1日より施行します。

平成28年3月1日

奈良市長 仲川元庸

第4項を次のように改める。

- 4 条例第5条第7号に規定する区域及び場所
なら・まほろば景観まちづくり条例(平成2年奈良市条例第12号)第17条第1項の規定により指定された歴史的景観形成重点地区
(平成28年3月1日揭示済)

奈良市告示第139号

奈良市景観計画区域内における一定規模以上の大規模建築物等に係る事前協議に関する要綱を次のように定める。

平成28年3月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市景観計画区域内における一定規模以上の大規模建築物等に係る事前協議に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、奈良市景観計画(以下「景観計画」という。)の区域におけるなら・まほろば景観まちづくり条例(平成2年奈良市条例第12号。以下「条例」という。)第17条の2第1項の規定による届出及び同条第4項の規定による通知の前に行う協議(以下「事前協議」という。)について必要な事項を定めることにより、計画段階において適正な景観形成を誘導し、もって、優れた景観の保全及び創造を図ることを目的とする。

(事前協議)

第2条 景観計画区域内において、条例第17条の2第1項の規定による届出及び同条第4項の規定による通知を要する行為のうち、一定規模以上の大規模建築物等(地盤面から25メートルを超える建築物及び工作物をいう。以下同じ。)について行為をしようとする者は、届出又は通知の前に市長に事前協議をするものとする。ただし、市長が別に定める行為については、この限りでない。

(事前協議書の提出等)

第3条 事前協議をしようとする者は、一定規模以上の大規模建築物等に係る事前協議書(別記第1号様式)に、なら・まほろば景観まちづくり条例施行規則(平成2年奈良市規則第21号)第11条第3項に掲げる図書及び景観シミュレーション自己評価書(別記第2号様式)を添付

して、市長へ提出するものとする。

- 2 市長は、事前協議をしようとする者に対し、景観計画（奈良市景観影響評価の手引き）で定めるところにより、事前協議に係る行為が景観形成に及ぼす影響に関する評価書の提出を求めることができる。

（指導、助言等）

第4条 市長は、事前協議のあった行為について、景観計画において定める景観計画デザインガイドライン及び奈良市眺望景観保全活用計画に照らし、必要な指導、助言等を行うことができる。

- 2 市長は、前項の規定により指導、助言等を行う場合において、必要があると認めるときは、奈良市景観審議会の意見を聴くことができる。

- 3 市長の指導、助言等は、書面により通知するものとする。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、事前協議に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

第2号様式 (第3条関係)

景観シミュレーション自己評価書

シミュレーションの距離	評価項目	配慮した事項
遠	● 背景との関係が読み取れる距離 目安; 2.5 km以上	①位置
景		②規模
景		③背景
中	● 周辺地区との関係が読み取れる距離 目安; 400m ~ 2.5 km	①形態
景		②基調色
景		③ 主要な付属物 〔屋上設備 屋外階段 バルコニー〕
近	● 周辺建築物等との関係が読み取れる距離 目安; 0 ~ 400m以内	① 壁面の位置・形態・意匠 〔ファード・意匠 側面の仕上げ 壁面設備〕
景		② 側面カラー
		③ 看板類
		④ 敷地外周部・低層部の環境 (敷地緑化など)

※ 遠景、中景、近景における視点場の位置を地図図面等に表示し、その視点場から景観シミュレーションを行い、写真を添付する。

別記

第1号様式 (第3条関係)

奈良市景観計画区域内における一定規模以上の大規模建築物等に係る事前協議書

(宛先) 奈良市長

年 月 日

申請者 住所 印
(通称) 氏名
電話

奈良市景観計画区域内における一定規模以上の大規模建築物等に係る事前協議に関する要綱第2条の規定により事前協議します。

代理者	住所 氏名 電話番号 地名地番 奈良市	印
行為の場所等	地区・名称 高度地区 防火地域 防火地域・準防火地域 用途地域 指定なし 敷地面積 主要用途	
行為の内容	建築物・工作物 / 新築・増築・改築・移転・外観の変更 (修繕・模様替え・色彩の変更)	
概要整理	目的及び事業計画 他法令の進捗状況	
現況調査	周辺の景観資源 主要な視点場 (その他)	
備考		

(平成28年3月1日揭示済)

奈良市告示第140号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により下山町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成28年3月1日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	廣瀬 政彦 奈良市山町51番地	萩原 健 奈良市山町45番地

2 変更の年月日

平成28年1月23日

(平成28年3月1日揭示済)

奈良市告示第141号

平成28年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間、縦覧場所等を、地方税法(昭和25年法律第226号)第416条第3項及び奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)第85条第2項の規定により、次のとおり公示します。

平成28年3月1日

奈良市長 仲川 元庸

- 縦覧の期間 平成28年4月1日から同年5月2日まで
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- 縦覧の時間 午前9時00分から午後5時00分まで
- 縦覧の場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 東棟2階 資産税課
(平成28年3月1日揭示済)

奈良市告示第142号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(昭和59年奈良市規則第35号)第5条の規定により告示します。

平成28年3月1日

奈良市長 仲川 元庸

- 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 処分年月日
平成28年3月1日
- 処分対象自転車等の移動年月日
平成27年8月6日、同月11日、同月13日、同月17日、

同月18日、同月20日、同月24日、同月25日、同月27日及び同月30日

(平成28年3月1日揭示済)

奈良市告示第143号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年3月1日

奈良市長 仲川 元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成28年3月1日
- 移動対象区域
JR奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
- 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。
- 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課
電話0742-34-1111代表
(平成28年3月1日揭示済)

奈良市告示第144号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項、第46条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者を指定しましたので、同法第78条第1号、第85条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示します。

平成28年3月1日

奈良市長 仲川 元庸

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970107153	奈良市平松二丁目22番32号プロシード101号室	優優ホームケアサービス	奈良市平松四丁目8番34号	合同会社優優	平成28年3月1日
2960190525	奈良市石木町800	エリシオン看護ステーション	奈良市石木町800	医療法人良成会エリシオンクリニック	平成28年3月1日
2970106577	奈良市石木町800	エリシオン介護ステーション奈良	奈良市石木町800	医療法人良成会エリシオンクリニック	平成28年3月1日
2970107211	奈良市西木辻町206やぎもとビル1F	デイサービスさいび	奈良市西木辻町206やぎもとビル1F	合同会社再美	平成28年3月1日
2970107187	奈良市宝来町三丁目16番5号	ハナミズキ	奈良県北葛城郡河合町星和台二丁目26-25	合同会社光	平成28年3月1日
2970107179	奈良市大宮町三丁目4-10矢笠ハイツ204号	ケアファーム未来新大宮	奈良県橿原市縄手町411番地	有限会社奥窪住建	平成28年3月1日
2960190228	奈良市北之庄西町二丁目8番14	PAL訪問看護ステーション	大阪市北区万歳町3番39-1209号	株式会社PAL GLAD	平成28年3月1日
2970107195	奈良市帝塚山南六丁目2-12NM・DOUZE 201号室	HAPPYケアライフ	奈良県生駒市俵口町1000番地25	合同会社フリージア	平成28年3月1日

(平成28年3月1日揭示済)

奈良市告示第145号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する
1 指定年月日 平成28年2月16日

指定障害福祉サービス事業者を指定しましたので、同法第51条第1号の規定に基づき告示します。

平成28年3月1日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2920100282	一般社団法人ずいおう	630-8141	奈良県奈良市南京終町四丁目337番地1	一般社団法人ずいおう	630-8141	奈良県奈良市南京終町四丁目337番地1	共同生活援助

2 指定年月日 平成28年3月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910102421	合同会社優優	631-0846	奈良県奈良市平松四丁目8番34号	優優ホームケアサービス	631-0846	奈良県奈良市平松二丁目22番32号プロシード101号室	居宅介護 重度訪問介護 同行援護

(平成28年3月1日揭示済)

奈良市告示第146号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者を廃止しましたので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の10第2号の規定により公示します。

平成28年3月1日

奈良市長 仲川元庸

【介護予防通所介護・通所介護】

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970105769	奈良市西木辻町206 やぎもとビル1階	デイサービス再美	奈良市押熊町459番地の7 ソレーユA103号	株式会社S.R.K	平成28年 3月1日

【介護予防訪問看護・訪問看護】

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2960190060	奈良市三条町321番地の4	訪問看護ステーションのぞみ	奈良市三条町321番地の4	有限会社ファミリー薬局	平成28年 3月1日

【居宅介護支援】

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970102659	奈良市大宮町四丁目 313-4-101	花つむり介護サービスセンター	大阪府大阪市阿倍野区昭 和町三丁目1番64号	株式会社体育文化研究所	平成28年 3月12日

(平成28年3月1日掲示済)

奈良市告示第147号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第2条に規定する方法による住居表示の実施のため、本市内の区域のうち別図1に示す町の区域を別図2に示すとおり変更したいので、同法第5条の2第1項の規定により変更案を公示します。

なお、この案に係る町の区域内に住所を有する者で奈良市の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、この案に異議があるときは、同法第5条の2第2項の規定により、公示の日から30日を経過する日までに、その50人以上の連署をもって、理由を附して、この案に対する変更の請求をすることができます。

平成28年3月2日

奈良市長 仲川元庸

変更案

	変更前	変更後
区域	別図1のとおり	別図2のとおり
名称	菅原町及び青野町の各一部	菅原東一丁目
	菅原町、横領町、宝来町及び西大寺国見町二丁目の各一部	菅原東二丁目
	菅原町の一部	菅原東三丁目
	宝来町及び横領町の各一部	西大寺国見町二丁目

別図1及び別図2 省略

(平成28年3月2日掲示済)

奈良市告示第148号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第2条に規定する方法による住居表示の実施のため、本市内の区

域のうち別図1に示す町の区域を別図2に示すとおり変更したいので、同法第5条の2第1項の規定により変更案を公示します。

なお、その案に係る町の区域内に住所を有する者で奈良市の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、その案に異議があるときは、同法第5条の2第2項の規定により、公示の日から30日を経過する日までに、その50人以上の連署をもって、理由を附して、その案に対する変更の請求をすることができます。

平成28年3月2日

奈良市長 仲川元庸

変更案

	変更前	変更後
区域	別図1のとおり	別図2のとおり
名称	西大寺国見町一丁目の一部	西大寺南町

別図1及び別図2 省略

(平成28年3月2日掲示済)

奈良市告示第149号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成28年3月3日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成28年3月3日掲示済)

奈良市告示第150号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年3月3日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成28年3月3日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及び近鉄高の原駅
周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成28年3月3日揭示済)

奈良市告示第151号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定により認定対象区域内の建築物の位置及び構造の認定を取り消しましたので同条第4項の規定により公告します。

平成28年3月4日

奈良市長 仲川元庸

1 認定の取消しを行った区域の場所

奈良市学園大和五丁目724番1及び724番2

2 認定年月日及び認定番号

(1) 認定年月日 昭和46年12月27日

(2) 認定番号 第4号（奈良県指令建第525号）

(平成28年3月4日揭示済)

奈良市告示第152号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次とおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成28年3月4日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成27年11月2日 奈良市指令都整開 第15A-27号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成28年3月4日 第1514号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市古市町1777番1の一部、1777番3の一部、1778番の一部及び1781番の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

愛知県稲沢市天池五反田町1番地

株式会社サークルKサンクス

代表取締役 竹内 修一

(平成28年3月4日揭示済)

奈良市告示第153号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年3月7日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成28年3月7日

3 移動対象区域

J R奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成28年3月7日揭示済)

奈良市告示第154号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を休止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次とおり告示します。

平成28年3月8日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
アコール訪問看護ステーション	奈良県奈良市あやめ池南一丁目1番14号	平成28年1月5日

(平成28年3月8日揭示済)

奈良市告示第155号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を休止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成28年3月8日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		休止した施設又は休止した事業の種類	休止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地	居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	平成28年1月5日
アコール訪問看護ステーション	奈良県奈良市あやめ池南一丁目1番14号		
株式会社 共栄	奈良県奈良市あやめ池南一丁目1番14号		

(平成28年3月8日掲示済)

奈良市告示第156号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成28年3月8日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号
平成27年12月1日 奈良市指令都整開 第15A-32号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成28年3月8日 第1516号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市杏町581番1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市中山町西一丁目781-4
金澤 勇

(平成28年3月8日掲示済)

奈良市告示第157号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規

奈良市長 仲川元庸

区域	区分	月日（曜日）	時間	場所
都祁地区 及び 月ヶ瀬地区	質量計	4月25日（月）から4月28日（木）まで	10:00~12:00 13:00~15:30	月ヶ瀬行政センター
		5月9日（月）から5月10日（火）まで	10:00~12:00 13:00~15:30	都祁行政センター
		5月11日（水）から5月19日（木）まで 但し、土・日を除く。	10:00~15:30	質量計の所在場所

備考

表に定める検査期日及び検査場所において定期検査を受検しなかった特定計量器の検査は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日を除く日の午前9時から午後5時までの間に奈良市計量検査所（奈良市二条大路南一丁目1番1号）において行う。

(平成28年3月9日掲示済)

奈良市告示第159号

平成28年奈良市議会3月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成28年3月9日

奈良市長 仲川元庸

定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成28年3月8日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号
平成28年1月19日 奈良市指令都整開 第15A-42号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成28年3月8日 第1515号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市押熊町1275番1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市押熊町264番地の2
中野 操

(平成28年3月8日掲示済)

奈良市告示第158号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により次のとおり公示します。

平成28年3月9日

奈良市長 仲川元庸

1	平成27年度奈良市一般会計補正予算（第4号）
2	平成27年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
3	平成27年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
4	平成27年度奈良市介護保険特別会計補正予算（第4号）

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
11. 地方交付税		15,034,015	164,600	15,198,615
1. 地方交付税		15,034,015	164,600	15,198,615
歳入	合計	128,956,129	164,600	129,120,729

平成27年度奈良市一般会計
補正予算(第4号)

平成27年度奈良市の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

1 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ164,600千円を追加し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ129,120,729千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1. 議会費		772,394	1,503	773,897
1. 議会費		772,394	1,503	773,897
2. 総務費		15,423,090	34,874	15,457,964
1. 総務管理費		11,517,346	23,890	11,541,236
3. 徴税費		1,241,594	2,887	1,244,481
4. 民籍台帳費		620,423	4,051	624,474
5. 選挙費		144,509	3,106	147,615
6. 統計調査費		194,073	537	194,610
7. 監査委員費		82,871	403	83,274
3. 民生費		54,667,604	35,052	54,702,656
1. 社会福祉費		24,378,374	17,975	24,396,349
2. 児童福祉費		16,861,904	14,475	16,876,379
3. 生活保護費		13,262,188	2,490	13,264,678
4. 国民年金事務費		165,138	112	165,250
4. 衛生費		10,791,823	22,250	10,814,073
1. 保健衛生費		1,881,921	732	1,882,653
2. 保健所費		1,793,320	4,883	1,798,203
3. 清掃費		6,412,033	16,635	6,428,668

平成27年度奈良市国民健康保険
特別会計補正予算(第3号)

平成27年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,821,086千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 労働費		123,420	419	123,839
	1. 労働諸費	123,420	419	123,839
6. 農林水産業費		586,604	1,178	587,782
	1. 農林費	586,604	1,178	587,782
7. 商工費		1,591,972	537	1,592,509
	1. 商工費	1,591,972	537	1,592,509
8. 観光費		1,008,304	3,147	1,011,451
	1. 観光費	1,008,304	3,147	1,011,451
9. 土木費		8,908,062	10,475	8,918,537
	1. 土木管理費	137,956	188	138,144
	2. 道路橋梁費	2,444,829	3,607	2,448,436
	3. 河川費	289,710	412	290,122
	4. 都市計画費	3,489,439	3,982	3,493,421
	6. 住宅費	500,128	2,286	502,414
10. 消防費		4,792,603	31,590	4,824,193
	1. 消防費	4,792,603	31,590	4,824,193
11. 教育費		12,759,174	23,575	12,782,749
	1. 教育総務費	2,658,231	8,637	2,666,868
	2. 小学校費	2,464,419	2,314	2,466,733
	3. 中学校費	1,685,919	1,332	1,687,251
	4. 高等学校費	1,098,808	5,168	1,103,976
	5. 幼稚園費	1,115,363	3,717	1,119,080
	7. 保健体育費	2,334,548	2,407	2,336,955
歳出合計		128,956,129	164,600	129,120,729

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
9. 雑入金		3,152,693	1,000	3,153,693
	1. 一般会計 雑入金	2,875,006	1,000	2,876,006
歳入	合計	42,820,086	1,000	42,821,086

平成27年度奈良市土地区画整理
事業特別会計補正予算(第2号)

平成27年度奈良市の土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,576,800千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1. 総務費		349,126	1,000	350,126
	1. 総務管理費	272,025	1,000	273,025
歳出	合計	42,820,086	1,000	42,821,086

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
2. 繰入金		1,013,654	800	1,014,454
	1. 一般会計 繰入金	1,013,654	800	1,014,454
歳入	合計	2,576,000	800	2,576,800

歳出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1. 西大寺駅南 地区土地区画 整理事業費		1,569,205	500	1,569,705
	1. 西大寺駅南 地区土地区画 整理事業費	1,569,205	500	1,569,705
2. JR奈良駅南 地区土地区画 整理事業費		176,795	300	177,095
	1. JR奈良駅南 地区土地区画 整理事業費	176,795	300	177,095
歳出	合計	2,576,000	800	2,576,800

平成27年度奈良市介護保険
特別会計補正予算(第4号)

平成27年度奈良市の介護保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,003,330千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 繰入金		千円 3,952,351	千円 1,800	千円 3,954,151
	1. 一般会計繰入金	3,952,351	1,800	3,954,151
歳入	合計	27,001,530	1,800	27,003,330

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		千円 666,930	千円 1,800	千円 668,730
	1. 総務管理費	346,801	1,800	348,601
歳出	合計	27,001,530	1,800	27,003,330

(平成28年3月9日揭示済)

政令第290号)第9条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成28年3月9日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第160号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2及び都市公園法施行令(昭和31年

名称	位置	区域	供用開始日
学園大和町六丁目第6号街区公園	学園大和町六丁目665番13	別紙図面のとおり(別紙図面は省略し、奈良市都市整備部公園緑地課において一般の縦覧に供します。)	平成28年3月9日
大安寺三丁目街区公園	大安寺三丁目74番13		
東登美ヶ丘第6号街区公園	東登美ヶ丘六丁目1876番36		
二名平野一丁目街区公園	西登美ヶ丘八丁目2054番12		
北登美ヶ丘第7号街区公園	北登美ヶ丘六丁目1551番地		
わかくさ公園	法蓮町55番17、1418番50		
富雄北三丁目第3号街区公園	富雄北三丁目2815番14		
ハグズガーデン	三碓町2177番112		
鳥見第9号街区公園	鳥見町三丁目26番12		
百楽園三丁目街区公園	百楽園三丁目456番35		
肘塚南第1号街区公園	肘塚町149番51		
押熊町第16号街区公園	押熊町2588番1		

(平成28年 3月 9日 掲示済)

奈良市告示第161号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条第3項第3号の規定により、平成28年4月1日付けで次のとおり住居番号を変更するので、同条第4項の規定により告示します。

平成28年 3月10日

奈良市長 仲川 元庸

次のとおり省略

(平成28年 3月10日 掲示済)

奈良市告示第162号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成28年 3月10日

奈良市長 仲川 元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
塩田医院	奈良県奈良市此瀬町358の1	平成28年 1月31日

(平成28年 3月10日 掲示済)

奈良市告示第163号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条第1項の規

定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成28年 3月10日

奈良市長 仲川 元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
塩田医院	奈良県奈良市此瀬町358の1	平成28年 2月 1日

(平成28年 3月10日 掲示済)

奈良市告示第164号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止

した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成28年 3月10日

奈良市長 仲川 元庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	指定年月日
施術者の名称	施術者の所在地		
木村 愛		あんま	平成28年 1月12日
木村 愛	奈良県奈良市大宮町四丁目252番地 パルスコート新大宮206号室		

(平成28年 3月10日 掲示済)

奈良市告示第165号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年 3月10日

奈良市長 仲川 元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成28年 3月10日
- 移動対象区域
JR奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄菖蒲池駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成28年 3月10日 掲示済)

奈良市告示第166号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第131条の規定に基づく配当計算書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成28年 3月11日

奈良市長 仲川 元庸

- 送達をすべき文書
配当計算書（謄本）
- 送達を受けるべき者
省略

(平成28年 3月11日 掲示済)

奈良市告示第167号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良

市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年3月14日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 - 2 移動年月日
平成28年3月13日
 - 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成28年3月14日揭示済)

奈良市告示第168号

平成27年奈良市告示第232号(予防接種の実施)の一部を次のように改正する。

平成28年3月15日

奈良市長 仲川元庸

次のよう省略

(平成28年3月15日揭示済)

奈良市告示第169号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年3月15日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 - 2 移動年月日
平成28年3月15日
 - 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成28年3月15日揭示済)

奈良市告示第170号

奈良市観光案内所規則(平成21年奈良市規則第60号)第6条第2項の規定により、次のとおり観光案内所の開館時間を変更します。

平成28年3月15日

奈良市長 仲川元庸

- 1 開館時間の変更
平成28年4月1日から平成29年3月31日までの開館時間を次のとおりとする。

施設名	開館時間
奈良市近鉄奈良駅観光案内所	午前9時から午後9時まで

(平成28年3月15日揭示済)

奈良市告示第171号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成28年3月16日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成26年7月8日 奈良市指令都整開 第14A-12号
平成27年11月5日 奈良市指令都整開 第14A-12-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成28年3月16日 第1517号
公共施設 平成28年3月16日 第716号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市窪之庄町721番並びに田中町627番、628番、629番及び630番1
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良県天理市中之庄町532-1
社会福祉法人大和清寿会 理事長 鉄村 俊夫
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 道路
奈良市窪之庄町721番の一部及び田中町627番の一部
 - (2) 防火水槽
奈良市窪之庄町721番の一部及び田中町627番の一部
 - (3) 調整池
奈良市田中町627番の一部及び628番の一部

(平成28年3月16日揭示済)

奈良市告示第172号

下に掲げる者は、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で削除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に対して異議申立てをすることができるとともに、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に奈良県知事に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。この訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできません。

きません。

平成28年 3月17日

奈良市長 仲川元庸

以下省略

(平成28年 3月17日 揭示済)

奈良市告示第173号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成28年 3月17日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成27年10月30日 奈良市指令都整開 第15A-24号
平成28年 2月22日 奈良市指令都整開

第15A-24-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成28年 3月17日 第1518号
公共施設 平成28年 3月17日 第717号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市中町438番1、451番1、451番2、452番17、453番3、453番8、455番7の一部、455番8、455番9、455番10及び455番11

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市藤ノ木台一丁目8番1号
株式会社マルヤマ 代表取締役 丸山 佳映

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市中町451番1の一部、451番2の一部、452番17、453番3、453番8、455番7の一部、455番8、455番9、455番10の一部

(2) 下水道

奈良市中町455番10の一部

(3) 管路敷地

奈良市中町455番10の一部

(平成28年 3月17日 揭示済)

奈良市告示第174号

平成27年度市民税・県民税特別徴収停止通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は財務部税務室市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

平成28年 3月17日

奈良市長 仲川元庸

1 この通知書の発送年月日	別紙のとおり
2 送達を受けるべき者	別紙のとおり

別紙省略

(平成28年 3月17日 揭示済)

奈良市告示第175号

なら・まほろば景観まちづくり条例(平成2年奈良市条例第12号)第14条第1項の規定により都市景観形成建築物等の指定をしたので、同条第6項及びなら・まほろば景観まちづくり条例施行規則(平成2年奈良市規則第21号)第8条の規定により次のとおり告示します。

平成28年 3月18日

奈良市長 仲川元庸

名称	青田邸
所在地	奈良市高畑町939番1
概要	東蔵 平屋形式 (桁行14.92m 梁間6.615m) 醬油蔵 平屋形式 (桁行5.988m 梁間6.356m)

(平成28年 3月18日 揭示済)

奈良市告示第176号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年 3月18日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成28年 3月17日

3 移動対象区域

JR奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成28年 3月18日 揭示済)

奈良市告示第177号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、当該農用地利用集積計画を次のとおり縦覧します。

平成28年 3月22日

奈良市長 仲川元庸

1 農用地利用集積計画の縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市観光経済部農林課内

(平成28年 3月22日 揭示済)

奈良市告示第178号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年3月24日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成28年3月24日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成28年3月24日揭示済)

奈良市告示第179号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第55条の規定に基づく担保権設定等財産の差押通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成28年3月24日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
担保権設定等財産の差押通知書 2通
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成28年3月24日揭示済)

奈良市告示第180号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第82条第2項の規定に基づく交付要求通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成28年3月24日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
交付要求通知書
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成28年3月24日揭示済)

奈良市告示第181号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項及び第115条の9第1項の規定に基づき、下記のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定を取り消しましたので、同法第78条第3号及び第115条の10第3号の規定により公示します。

平成28年3月24日

奈良市長 仲川元庸

指定取消の内容

- (1) 事業所の名称 オールウェイズ奈良
- (2) 事業所の所在地 奈良市佐保台西町65-2
レジデンス平城山103号
- (3) 取消年月日 平成28年3月31日
- (4) サービス種類 訪問介護、介護予防訪問介護
(平成28年3月24日揭示済)

奈良市告示第182号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年3月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成28年3月25日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成28年3月25日揭示済)

奈良市告示第183号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成28年3月25日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
PAL訪問看護ステーション	奈良県奈良市北之庄西町二丁目8番14	居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	平成28年3月1日
株式会社PAL GLAD	大阪府大阪市北区万歳町3番39-1209号		
エリシオン看護ステーション	奈良県奈良市石木町800	居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	平成28年3月1日
医療法人良成会 エリシオンクリニック	奈良県奈良市石木町800		
エリシオン介護ステーション奈良	奈良県奈良市石木町800	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成28年3月1日
医療法人良成会 エリシオンクリニック	奈良県奈良市石木町800		
優優ホームケアサービス	奈良県奈良市平松二丁目22番32号 プロシード101号室	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護 居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成28年3月1日
合同会社優優	奈良県奈良市平松四丁目8番34号		
ケアファーム未来新大宮	奈良県奈良市大宮町三丁目4-10 矢塾ハイツ204号	居宅 訪問入浴介護 介護予防 訪問入浴介護	平成28年3月1日
有限会社奥窪住建	奈良県橿原市縄手町411番地		
ハナミズキ	奈良県奈良市宝来三丁目16番5号	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成28年3月1日
合同会社光	奈良県北葛城郡河合町星和台二丁目26-25		
HAPPYケアライフ	奈良県奈良市帝塚山六丁目2-12 NM・DOUZE201号室	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成28年3月1日
合同会社フリージア	奈良県生駒市俣口町1000番地25		
デイサービスさいび	奈良県奈良市西木辻町206 やぎもとビル1F	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成28年3月1日
合同会社再美	奈良県奈良市西木辻町206 やぎもとビル1F		
(平成28年3月25日揭示済)		<p>定により施術者の指定をいたしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。</p> <p style="text-align: right;">平成28年3月25日 奈良市長 仲川元庸</p>	
<p>奈良市告示第184号 生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規</p>			
指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
三宅 邦恵		柔道整復	平成28年1月18日
みやげ鍼灸接骨院	奈良県奈良市都祁友田町738-3		
(平成28年3月25日揭示済)		<p>げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。</p> <p style="text-align: right;">平成28年3月28日 奈良市長 仲川元庸</p>	
<p>奈良市告示第185号 平成28年奈良市議会3月定例会において成立した次に掲</p>			

- 1 平成27年度奈良市一般会計補正予算（第5号）
- 2 平成27年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 3 平成27年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
- 4 平成27年度奈良市介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 5 平成27年度奈良市後期高齢者医療特別会計補正予算（

- 第1号）
- 6 平成27年度奈良市病院事業会計補正予算（第1号）
- 7 平成27年度奈良市水道事業会計補正予算（第2号）
- 8 平成27年度奈良市都祁水道事業会計補正予算（第1号）
- 9 平成27年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 10 平成27年度奈良市下水道事業会計補正予算（第1号）

平成27年度奈良市一般会計
補正予算（第5号）

平成27年度奈良市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ887,435千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130,008,164千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により繰り越して使用することのできる経費

は、「第3表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の廃止は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の追加及び変更は、「第5表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 地方交付金		230,000	△ 54,604	175,396
	1. 地方交付金	230,000	△ 54,604	175,396
11. 地方交付税		15,198,615	△ 146,459	15,052,156
	1. 地方交付税	15,198,615	△ 146,459	15,052,156
15. 国庫支出金		23,621,947	△ 192,044	23,429,903
	1. 国庫負担金	19,124,715	△ 31,667	19,093,048
	2. 国庫補助金	2,760,015	△ 88,942	2,671,073
	4. 国庫交付金	1,603,660	△ 71,435	1,532,225
16. 県支出金		6,871,537	141,041	7,012,578
	1. 県負担金	5,455,648	△ 388	5,455,310
	2. 県補助金	1,023,919	154,329	1,178,248
	3. 県委託金	308,838	△ 7,700	301,138
	4. 県交付金	83,132	△ 5,250	77,882
17. 財産収入		174,652	237,101	411,753
	2. 財産売却収入	99,222	237,101	336,323
18. 寄附金		150,500	123,600	274,100
	1. 寄附金	150,500	123,600	274,100
21. 諸収入		3,347,692	△ 128,000	3,219,692
	3. 貸付収入	1,340,829	△ 128,000	1,212,829
22. 市債		14,329,000	906,800	15,235,800
	1. 市債	14,329,000	906,800	15,235,800
歳入合計		129,120,729	887,435	130,008,164

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		15,457,964	325,139	15,783,103
	1. 総務管理費	11,541,236	180,000	11,721,236
	2. 企画費	1,622,274	40,000	1,662,274
	3. 徴税費	1,244,481	44,470	1,288,951
	4. 戸籍住民基本台帳費	624,474	60,669	685,143
3. 民生費		54,702,656	△ 85,753	54,616,903
	1. 社会福祉費	24,396,349	60,747	24,457,096
	2. 児童福祉費	16,876,379	△ 146,500	16,729,879
4. 衛生費		10,814,073	△ 56,061	10,758,012
	1. 保健衛生費	1,882,653	13,300	1,895,953
	2. 保健所費	1,798,203	55,000	1,853,203
	3. 清掃費	6,428,668	△ 124,361	6,304,307
6. 農林水産業費		587,782	△ 34,700	553,082
	1. 農林費	587,782	△ 34,700	553,082
7. 商工費		1,592,509	△ 128,000	1,464,509
	1. 商工費	1,592,509	△ 128,000	1,464,509
8. 観光費		1,011,451	40,000	1,051,451
	1. 観光費	1,011,451	40,000	1,051,451
9. 土木費		8,918,537	△ 403,391	8,515,146
	1. 土木管理費	138,144	△ 13,691	124,453
	2. 道路橋梁費	2,448,436	△ 164,800	2,283,636
	3. 河川費	290,122	△ 5,000	285,122
	4. 都市計画費	3,493,421	△ 219,900	3,273,521
11. 教育費		12,782,749	993,100	13,775,849
	1. 教育総務費	2,666,868	13,600	2,680,468
	2. 小学校費	2,466,733	641,500	3,108,233
	3. 中学校費	1,687,251	358,000	2,045,251
	5. 幼稚園費	1,119,080	1,000	1,120,080
	7. 保健体育費	2,336,955	△ 21,000	2,315,955

款	項	事業名	金額
3. 民生費			512,750 <small>千円</small>
	1. 社会福祉費	社会福祉施設整備事業	499,950
	2. 児童福祉費	子ども・子育て支援業務システム改修経費	1,500
		認定子ども園施設整備事業	11,300
4. 衛生費			22,000
	1. 保健衛生費	保健衛生施設整備事業	22,000
8. 観光費			72,984
	1. 観光費	観光振興計画策定経費	29,700
		奈良町おもてなし戦略経費	40,000
		観光施設整備事業	3,284
9. 土木費			679,728
	2. 道路橋梁費	道路橋梁新設改良事業	240,000
	3. 河川費	河川堤防改修事業	52,000
	4. 都市計画費	奈良市バリアフリー推進事業経費	1,728
11. 教育費		街路事業	386,000
			2,639,171
	2. 小学校費	小学校施設整備事業	1,278,981
	3. 中学校費	中学校施設整備事業	1,345,350
	5. 幼稚園費	幼稚園就園奨励システム改修経費	1,000
	6. 社会教育費	指定文化財補助経費	13,840
	合 計		4,786,550

第4表 債務負担行為補正

1. 廃止分

事項	項	期間	限度額
クリーンセンター環境影響評価業務委託		平成27年度から平成30年度まで	110,000 <small>千円</small>

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 諸支出金		36,102 <small>千円</small>	237,101 <small>千円</small>	273,203 <small>千円</small>
	3. 減価基金	1,000	237,101	238,101
	歳出合計	129,120,729	887,435	130,008,164

第2表 継続費補正

1. 変更分

款	項	事業名	補正前		補正後	
			総額	年額	総額	年額
総務費	徴税費	固定資産税 賦課業務	120,000 <small>千円</small>	24,000 <small>千円</small>	22,670 <small>千円</small>	22,670 <small>千円</small>
				67,000	117,722	66,680
				29,000		28,372
				700,000	1,466,767	614,139
衛生費	清掃費	南土清第2工区(東谷地区)整備事業	2,100,000	1,400,000	852,628	

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2. 総務費			859,917 <small>千円</small>
	1. 総務管理費	社会保険・税番号制度システム改修経費	4,456
		自治体情報セキュリティ強化対策経費	70,000
		庁舎等施設整備事業	490,070
		スポーツ施設整備事業	73,000
2. 企画費		女性活躍推進経費	40,000
		交通環境整備経費	2,500
4. 戸籍・住民基本台帳費		文化振興施設整備事業	76,043
		個人番号カード交付経費	103,848

第5表 地方債補正

1. 追加分

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
減収補填	233,200	普通債 債券発行	5.0%以内 (利率見直し方式による見直しは、見直し後の利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その償還の権者との協定による。ただし、市財政の都合により、据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることとする。

2. 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前 千円	補正後 千円
庁舎等施設整備事業	302,100	414,100
福祉施設整備事業	254,700	245,100
保健衛生施設整備事業	77,700	52,700
清掃施設整備事業	584,800	522,800
道路事業	1,257,400	1,123,500
河川事業	146,500	144,000
都市計画事業	462,700	427,400
義務教育施設整備事業	1,874,000	2,744,300
臨時財政対策	6,500,000	6,459,600
計	14,329,000	15,002,600

平成27年度奈良市国民健康保険
特別会計補正予算(第4号)

平成27年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ125,112千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,946,198千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1. 国民健康保険料		8,646,634	25,518	8,672,152
	国民健康保険料	8,646,634	25,518	8,672,152
9. 繰入金		3,153,693	99,594	3,253,287
	2. 基金繰入金	277,687	99,594	377,281
歳入	合計	42,821,086	125,112	42,946,198

歳出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
7. 共同事業拠出金		8,836,030	125,112	8,961,142
	共同事業拠出金	8,836,030	125,112	8,961,142
歳出	合計	42,821,086	125,112	42,946,198

平成27年度奈良市土地区画整理
事業特別会計補正予算(第3号)

平成27年度奈良市の土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,227,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,349,800千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により繰り越しして使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 国庫支出金		687,281	△ 584,000	103,281
	1. 国庫交付金	687,281	△ 584,000	103,281
4. 市債		874,300	△ 643,000	231,300
	1. 市債	874,300	△ 643,000	231,300
歳入	合計	2,576,800	△ 1,227,000	1,349,800

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 西大寺駅南地区土地区画整理事業費		1,569,705	△ 1,185,000	384,705
	1. 西大寺駅南地区土地区画整理事業費	1,569,705	△ 1,185,000	384,705
2. JR奈良駅南地区土地区画整理事業費		177,095	△ 42,000	135,095
	1. JR奈良駅南地区土地区画整理事業費	177,095	△ 42,000	135,095
歳出	合計	2,576,800	△ 1,227,000	1,349,800

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1. 西大寺駅南地区土地区画整理事業費			165,000
	1. 西大寺地区土地区画整理事業費	西大寺地区土地区画整理事業	165,000
2. JR奈良駅南地区土地区画整理事業費			10,000
	1. JR奈良駅南地区土地区画整理事業費	JR奈良駅南地区土地区画整理事業	10,000
合			175,000

第3表 地方債補正

1. 変更分

起債の目的	限度	
	補正前	補正後
西大寺地区土地区画整理事業	788,700	173,500
JR奈良地区土地区画整理事業	85,600	57,800
計	874,300	231,300

第1表 歳入予算補正

歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計
1. 保険料		6,235,482	△ 54,532	6,180,950
	1. 介護保険料	6,235,482	△ 54,532	6,180,950
2. 国庫支出金		5,768,544	△ 50,000	5,718,544
	2. 国庫補助金	1,050,843	△ 50,000	1,000,843
6. 繰入金		3,954,151	104,532	4,058,683
	1. 一般会社 繰入金	3,954,151	54,532	4,008,683
	2. 基金繰入金	-	50,000	50,000
	歳入合計	27,003,330	-	27,003,330

平成27年度奈良市介護保険
特別会計補正予算(第5号)

平成27年度奈良市の介護保険特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額を補正することなく、歳入予算の款・項のみを補正する。
- 歳入予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金		千円 864,515	千円 6,215	千円 870,730
	1. 一般会計 繰入金	864,515	6,215	870,730
歳入	合計	5,294,000	6,215	5,300,215

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 後期高齢者 医療広域 連合納付金		千円 5,052,467	千円 6,215	千円 5,058,682
	1. 後期高齢者 医療広域 連合納付金	5,052,467	6,215	5,058,682
歳出	合計	5,294,000	6,215	5,300,215

平成27年度奈良市後期高齢者
医療特別会計補正予算（第1号）

平成27年度奈良市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,215千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,300,215千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年度奈良市水道事業会計
補正予算(第2号)

(総則)
第1条 平成27年度奈良市水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。
(収益的収入及び支出)
第2条 平成27年度奈良市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 水道事業取益	8,960,000千円	24,693千円	8,984,693千円
第2項 営業外取益	1,266,369千円	24,693千円	1,291,062千円
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 水道事業費用	8,211,612千円	△127,414千円	8,084,198千円
第1項 営業費用	7,471,176千円	△127,414千円	7,343,762千円

(資本的収入及び支出)
第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額2,584,000千円」を「不足する額2,605,606千円」に、「過年度分損益勘定留保資金707,768千円」を「過年度分損益勘定留保資金856,184千円」に、「当年度分損益勘定留保資金1,160,490千円」を「当年度分損益勘定留保資金1,033,680千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	4,136,000千円	21,606千円	4,157,606千円
第1項 施設整備事業費	551,461千円	△389千円	551,072千円
第2項 施設費	1,398,541千円	2,968千円	1,401,509千円

平成27年度奈良市病院事業会計
補正予算(第1号)

(総則)
第1条 平成27年度奈良市病院事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。
(収益的収入及び支出)
第2条 平成27年度奈良市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業費用	843,700千円	34,841千円	878,541千円
第1項 医療費用	725,401千円	5,153千円	730,554千円
第3項 看護師養成事業費用	101,800千円	0千円	101,800千円
第4項 特別損失	0千円	29,688千円	29,688千円
第5項 予備費	1,500千円	0千円	1,500千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)
第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	62,888千円	△2,543千円	60,345千円

第3項 配水施設改良費	665,381千円	19,027千円	684,408千円
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)			
第4条 予算第9条に定められた経費の金額を次のように改める。			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,717,178千円	△105,808千円	1,611,370千円

平成27年度奈良市都祁水道事業会計
補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成27年度奈良市都祁水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成27年度奈良市都祁水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定められた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 水道事業費用	491,910千円	△1,405千円	490,505千円
第1項 営業費用	419,219千円	△1,405千円	417,814千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第8条に定められた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	26,166千円	△1,405千円	24,761千円

平成27年度奈良市月々瀬簡易水道
事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成27年度奈良市月々瀬簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成27年度奈良市月々瀬簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 簡易水道事業費用	172,810千円	100千円	172,910千円
第1項 営業費用	164,123千円	100千円	164,223千円
（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）			
第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。			
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1) 職員給与費	9,935千円	100千円	10,035千円

支 出

平成27年度奈良市下水道事業会計
補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成27年度奈良市下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成27年度奈良市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 下水道事業収益	7,666,000千円	△24,011千円	7,641,989千円
第2項 営業外収益	2,931,628千円	△24,011千円	2,907,617千円
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出			
第1款 下水道事業費用	8,495,000千円	△5,381千円	8,489,619千円
第1項 営業費用	7,470,666千円	△5,381千円	7,465,285千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額878,000千円」を「不足する額864,061千円」に、「過年度分損益勘定留保資金234,783千円」を「過年度分損益勘定留保資金247,522千円」に、「当年度分損益勘定留保資金625,168千円」を「当年度分損益勘定留保資金598,490千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出			
第1款 資本的支出	4,415,000千円	△13,939千円	4,401,061千円
第1項 建設改良費	993,435千円	△13,939千円	979,496千円
（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）			

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	451,246千円	△19,320千円	431,926千円

(平成28年3月28日揭示済)

奈良市告示第186号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成28年3月29日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号
平成27年10月23日 奈良市指令都整開 第15A-25号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成28年3月29日 第1519号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市神功四丁目21番11
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市押熊町329番地
柳本 明彦

(平成28年3月29日揭示済)

奈良市告示第187号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき告

示します。

平成28年3月29日

奈良市長 仲川元庸

指 定 年月日	医 療 機関名	所在地	開設者氏名
平成28年 4月1日	染川薬局	奈良市中山町 西四丁目 535-489	株式会社染川薬局 代表取締役 染川 とみ子

(平成28年3月29日揭示済)

奈良市告示第188号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき告示します。

平成28年3月29日

奈良市長 仲川元庸

指 定 年月日	医 療 機関名	所在地	開設者氏名
平成28年 4月1日	サン薬局 高の原店	奈良市右京 四丁目 14-24	株式会社 関西メディコ 代表取締役 安井 将美

(平成28年3月29日揭示済)

奈良市告示第189号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき告示します。

平成28年3月29日

奈良市長 仲川元庸

指 定 年月日	医 療 機関名	所在地	開設者氏名
平成28年 4月1日	ウエルシア 薬局 奈良西木辻 店	奈良市 西木辻町 130番地の4	ウエルシア薬局 株式会社 代表取締役 水野 秀晴

(平成28年3月29日揭示済)

奈良市告示第190号

奈良市総合医療検査センターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成28年3月29日

奈良市長 仲川元庸

- 指定管理者を指定する公の施設
奈良市柏木町519番地の5
奈良市総合医療検査センター
- 指定管理者の所在地及び名称
奈良市柏木町519番7号
一般社団法人 奈良市医師会
代表理事 谷掛 駿介
- 指定管理者の指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 指定管理者が行う業務の範囲
 - 各種がん検査を含む生活習慣病検診その他の検診に関すること。
 - 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による健康診査に係る血液等検査その他病体生理学的検査に関すること。
 - 体力測定、運動機能測定その他の健康回復に関すること。
 - 保健医療の調査研究並びに保健医療情報の収集及び提供に関すること。
 - その他センターの設置目的を達成するために必要な事業
 - センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - その他市長が定めること。

(平成28年3月29日揭示済)

奈良市告示第191号

奈良市立興東診療所の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条

例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成28年3月29日

奈良市長 仲川元庸

- 指定管理者を指定する公の施設
奈良市大柳生町4254番地
奈良市立興東診療所
- 指定管理者の所在地及び名称
東京都千代田区平河町二丁目6番3号
公益社団法人地域医療振興協会
理事長 吉新 通康
- 指定管理者の指定の期間
開所の日から平成31年3月31日まで
- 指定管理者が行う業務の範囲
 - 奈良市立診療所設置条例第2条に規定する業務の実施に関すること。
 - 奈良市立興東診療所の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - その他市長が定めること。

(平成28年3月29日揭示済)

奈良市告示第192号

奈良市空き家バンク設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市空き家バンク設置要綱の一部を改正する告示
奈良市空き家バンク設置要綱（平成27年奈良市告示第757号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

奈良市空き家・町家バンク設置要綱

第1条中「活性化」の次に「及び奈良町地域（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第5条第8項の規定に基づき認定された奈良市歴史的風致維持向上計画において設定された奈良町及び奈良公園地区重点区域をいう。次条において同じ。）の伝統的な町並みの保存と活用による観光振興」を加え、「奈良市空き家バンク」を「奈良市空き家・町家バンク」に改める。

第2条第3号中「空き家バンク」を「空き家・町家バンク」に改め、「本市の東部地域に存する空き家」の次に「及び奈良町地域に存する町家」を、「定住」の次に「商業等」を、「空き家」の次に「又は町家」を加え、同号を同条第4号とし、同条第2号中「空き家」の次に「又は町家」を加え、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

- 町家 おおむね昭和20年までに木造軸組工法で建築された家、商家等をいう。

第3条中「空き家バンク」を「空き家・町家バンク」に、「空き家の」を「空き家又は町家の」に改める。

第4条の見出しを「(空き家・町家物件の登録申込等)」

に改め、同条第1項及び第2項中「空き家バンク」を「空き家・町家バンク」に改め、同条第4項中「空き家で」を「空き家又は町家で」に、「空き家バンク」を「空き家・町家バンク」に改める。

第5条第1項中「空き家（）」を「空き家又は町家（）」、「空き家バンク利用者登録申込書」を「空き家・町家バンク利用者登録申込書」に改め、同条第2項中「空き家バンク利用者登録台帳」を「空き家・町家バンク利用者登録台帳」に改め、同項第1号中「空き家」の次に「又は町家」を加え、同項第2号中「空き家バンク利用者」を「空き家・町家バンク利用者」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 登録物件に係る契約後に町家の取壊し、景観を損ねるような大幅な改修等を行わないことが確約できる者(町家の利用者登録の申込みの場合に限る。)

第7条第1項中「空き家物件登録者」を「物件登録者」に改める。

第8条第1項中「空き家バンク物件登録台帳」を「空き家・町家バンク物件登録台帳」に、「空き家に」を「空き家又は町家に」に、「空き家物件登録者」を「物件登録者」に改め、同項第1号中「空き家」の次に「又は町家」を加え、同項第3号中「空き家物件登録者」を「物件登録者」に改め、同条第2項中「空き家バンク利用者登録台帳」を「空き家・町家バンク利用者登録台帳」に改め、同項第1号中「空き家」の次に「又は町家」を加える。

第9条第1項中「空き家バンク登録物件利用希望申込書」を「空き家・町家バンク登録物件利用希望申込書」に改め、同条第2項及び第3項中「空き家物件登録者」を「物件登録者」に改める。

第10条中「空き家物件登録者」を「物件登録者」に改める。

第11条中「空き家物件登録者」を「物件登録者」に、「空き家バンク物件登録台帳及び空き家バンク利用者登録台帳」を「空き家・町家バンク物件登録台帳及び空き家・町家バンク利用者登録台帳」に改める。

第12条中「空き家バンク」を「空き家・町家バンク」に改める。

別記第1号様式から第5号様式までの規定中「空き家バンク」を「空き家・町家バンク」に改める。

附 則

(施行期日)

- この告示は、平成28年4月1日から施行する。
(奈良市空き家・町家バンク活用住宅支援補助金交付要綱の一部改正)
- 奈良市空き家・町家バンク活用住宅支援補助金交付要綱(平成28年奈良市告示第87号)の一部を次のように改正する。

第1条中「市内の空き家」を「空き家又は町家」に、「奈良市空き家バンク又はならまち町屋バンク」を「奈良市空き家・町屋バンク」に改める。

第2条第1号中「奈良市空き家バンク設置要綱」を

「奈良市空き家・町家バンク設置要綱」に改め、「又はならまち町家バンク設置規定」を削り、同条第4号中「奈良市空き家バンク設置要綱又はならまち町家バンク設置規定」を「奈良市空き家・町家バンク設置要綱」に改め、同条第5号中「奈良市空き家バンク設置要綱」を「奈良市空き家・町家バンク設置要綱」に、「空き家を」を「空き家又は町家を」に改め、「又はならまち町家バンク設置規定に基づいて町屋を登録している所有者」を削る。

第5条中「空き家の購入、空き家改修」を「空き家又は町家の購入、改修」に改める。

第6条各号中「空き家」の次に「又は町家」を加える。別表第1中「空き家購入費補助」を「購入費補助」に、「空き家改修費補助」を「改修費補助」に改める。

別表第2 空き家購入費補助の項中「空き家購入費補助」を「購入費補助」に、「空き家の」を「空き家又は町家の」に、「空き家購入費用」を「空き家又は町家購入費用」に改め、同表空き家改修費補助の項中「空き家改修費補助」を「改修費補助」に改める。

(平成28年3月30日揭示済)

奈良市告示第193号

奈良市地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年3月30日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する告示

奈良市地域おこし協力隊設置要綱(平成24年奈良市告示第771号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(報酬等)

第5条 隊員の報酬の額として、奈良市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和27年奈良市条例第30号。以下「条例」という。)第5条第1項の規定により市長が定める額は、月額165,000円とする。

2 隊員の費用弁償のうち条例第5条第2項本文の規定により市長が定める額は、職員等の旅費に関する条例(昭和27年奈良市条例第3号)別表3項に掲げる職員の例により算定した額とする。

3 隊員の費用弁償のうち条例第5条第2項ただし書の規定により市長が定める額は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の例により算定した通勤手当相当額とする。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(平成28年3月30日揭示済)

奈良市告示第194号

奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業費助成金交付

要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業費助成金
交付要綱の一部を改正する告示

奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業費助成金交付
要綱（平成16年奈良市告示第289号）の一部を次のように
改正する。

第3条に次の1号を加える。

(3) 治療開始の初日における妻の年齢が43歳未満である
夫婦であること。

第5条第1項中「みなす」の次に「。第3項において同
じ」を加え、「1年度目は3回まで、2年度目以後は年
2回を限度に通算5年度間」を削り、同項ただし書を削る。

第5条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、初回の治療（別図のC及び
Fに該当する場合を除く。）に係る助成金については、
30万円まで交付する。

第5条第3項中「前2項」を「前各項」に改め、同項を
同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 特定不妊治療のうち精子を精巣又は精巣上体から採取
するための手術（以下「男性不妊治療」という。）（別図
のCに該当する場合を除く。）を行った場合は、前2項
の規定による助成金のほか、1回の治療につき15万円ま
で助成金を交付する。

4 助成金の通算助成回数は、初回助成に係る治療期間の
初日における妻の年齢が40歳未満であるときは6回まで、
40歳以上43歳未満であるときは3回までとする。

第5条に次の1項を加える。

6 前各項の規定にかかわらず、平成25年度以前から特定
不妊治療の助成を受けている夫婦であって、平成27年度
までに通算5年間助成を受けているものについては、助
成金を交付しない。

第6条第1項第3号中「法律上の」を「治療開始日にお
いて、法律上の」に、「続柄記載の住民票の写し」を「戸
籍謄本」に改める。

別記第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第2号様式 (第6条関係)

受給者番号

不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書

次の者については、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと思われるため、特定不妊治療を実施し、これに係る医療費を次のとおり領収したことを証明します。

年 月 日

医療機関の名称及び所在地

主治医氏名

医療機関記入欄 (主治医が記入すること。)

- ※1 市病期間については、採卵前又は凍卵移植を行った日の翌日から治療終了日までを記載してください。ただし、主治医の病歴方針に基づき、採卵前にも男性不妊治療を行った場合は、男性不妊治療を行った日から特定不妊治療終了日までを記載してください。
※2 日本産科婦人科学会 UMIN 個別調査票登録の有無
※3 保険外診療の診療費のみ記載してください。ただし、入院料、食料、文書料、薬料、通院の管理料など、直接治療に際さない費用は含まれません。
※4 主治医の病歴方針に基づき、主治医の属する医療機関以外の他の医療機関 (指定を受けていない医療機関である場合を含む) で男性不妊治療を行った場合は、主治医が患者から男性不妊治療として支払った領収書の提出を受け、主治医が領収金額を記載してください。
※5 院外処方方を指示した場合、主治医の判断により治療の一部を他の医療機関で行った場合は、各指示内容をこの欄へ記載してください。この記載がないと助成対象とみなすことができません。

(注) 助成対象となる治療は次のいずれかに相当するものです。
A 新卵移植を実施
B 採卵から凍卵移植に至る一連の治療を実施 (採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために1~3回期間程度の凍結をかけた後に胚移植を行うなどの治療方針に基づく一連の治療を行った場合)
C 以前に凍結した胚による移植を実施
D 体外受精等により移植のめどが立たず治療終了
E 受精不良等により移植のめどが立たず治療終了
F 採卵した胚が明らかな原因が得られない、又は状態のよい精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため中止
※採卵前にも男性不妊治療を行った場合、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため中止した場合も助成の対象となります。
(注) 採卵に至らないケース (女性への浸透的治療のないもの) は助成対象となりません。

別記
第1号様式 (第6条関係)

奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業費助成金交付申請書

(宛先) 奈良市 市長

奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業費助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。また、裏面の各説明書類を添えて目を通し、本申請に関して奈良市が他の自治体や受診医療機関へ確認を行うことに同意します。

申請書 (男性不妊治療分除く) 申請者情報、申請金額、申請先情報、申請受理年月日、受給者番号、申請内容

(注) 本欄の中をご記入ください。(申請者名...署名のみ 場合は、押印をお願いします。)

(※1) 夫の住所を記入してください。

(※2) 単身赴任等で夫と妻の住所が異なる場合は、押印をお願いします。

(添付書類)

- ① 不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書 (例記第2号様式)
② 指定医療機関が発行する領収書の写し
③ 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明する書類 (納税地職の住民票の写し)
④ 夫及び妻の住所を証明できる書類 (住民票の写し又は戸籍の附票)
⑤ 夫及び妻の所得額を証明する書類 (課税証明書等)

※初回申請に限り、申請に係る申請書の開始日における夫婦の婚姻関係が分かるもの (戸籍簿本) が必要となります。

備考 裏面に治療の内容・結果及び妊娠の経過についての行政への報告を行うことに関する説明を記載する。

別図を次のように改める。

体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲	治療内容		採卵まで		採精(夫)		受精 (前培養・媒精(顕微授精)・培養)		胚移植		助成対象範囲		
	治療内容	平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2~5日	1日	10日	7~10日	1日	10日	1日
A	新鮮胚移植を実施								新鮮胚移植 黄体期補充療法	凍結胚移植 胚移植			
B	凍結胚移植を実施*								新鮮胚移植 黄体期補充療法	凍結胚移植 胚移植			
C	以前に凍結した胚を解冻して胚移植を実施								新鮮胚移植 黄体期補充療法	凍結胚移植 胚移植			
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了								新鮮胚移植 黄体期補充療法	凍結胚移植 胚移植			
E	受精できず または、胚の分割停止、萎性、多精子授精等により中止								新鮮胚移植 黄体期補充療法	凍結胚移植 胚移植			
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止								新鮮胚移植 黄体期補充療法	凍結胚移植 胚移植			
G	卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止								新鮮胚移植 黄体期補充療法	凍結胚移植 胚移植			
H	採卵準備中、体調不良等により治療中止								新鮮胚移植 黄体期補充療法	凍結胚移植 胚移植			

(注) 妊娠のおおむね2週間後

* B: 採卵・受精後、1~3周間の間隔をあげて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合

* 採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られなかったため治療を中止した場合も助成の対象となります。

附則

(施行期日)

- この告示は、平成28年3月30日から施行する。
(経過措置)
- この告示による改正後の奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業費助成金交付要綱(以下「改正後の要綱」という。)第3条第3号の規定は、平成28年4月1日以降に行われる特定不妊治療に係る助成金の交付について適用し、同日前に行われた特定不妊治療に係る助成金の交付については、なお従前の例による。
- この告示の施行の日前にこの告示による改正前の奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業費助成金交付要綱第5条の規定により交付を受けた助成金は、改正後の要綱第5条の規定により交付された助成金とみなす。
- 改正後の要綱第5条第2項及び第3項の規定は、平成28年1月20日以後に終了した特定不妊治療に対する助成金の交付について適用する。
- 改正後の要綱第5条第4項の規定は、平成28年4月1日以後に終了した特定不妊治療に係る助成金の交付について適用し、同日前に終了した特定不妊治療に係る助成金の交付については、なお従前の例による。

(平成28年3月30日揭示済)

奈良市告示第195号

奈良市一般不妊治療費等助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市一般不妊治療費等助成金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市一般不妊治療費等助成金交付要綱(平成23年奈良市告示第507号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「人工授精」の次に「等(奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業費助成金交付要綱(平成16年奈良市告示第289号)に基づく特定不妊治療費助成金の交付の対象となる治療を除く。)」を加える。

第3条に次の1号を加える。

- (4) 一般不妊治療等を受けた日における妻の年齢が43歳未満である夫婦であること。

附則

(施行期日)

- この告示は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この告示による改正後の奈良市一般不妊治療費等助成金交付要綱第3条第4号の規定は、平成28年4月1日以後に行われる一般不妊治療等に係る助成金の交付について適用し、同日前に行われた一般不妊治療等に係る助成金の交付については、なお従前の例による。

(平成28年3月30日揭示済)

奈良市告示第196号

奈良市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市子育て短期支援事業実施要綱(平成7年奈良市告示第395号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号ア中「保護者」の次に「(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条に定めるものをいう。)」を加える。

第5条第1項中「者」を「保護者」に改め、同条第2項第4号中「、ひとり親家庭等医療費受給資格証」を「若しくはひとり親家庭等医療費受給資格証」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) みなし寡婦(夫)世帯(寡婦(寡夫)控除を受けたとみなした場合において市区町村民税が非課税となる婚姻歴のない母又は父が属する世帯をいう。以下同じ。)にあっては、みなし寡婦(夫)世帯であることが分かる書類及び当該年度分の市区町村民税課税証明書

第5条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、非課税証明書、児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費受給資格証、住民票の写し及び課税証明書については、それぞれの書類により証する事実が公簿等により確認できるときは添付を省略することができる。この場合において、当該保護者は、同意書(別記第1号様式の2)を市長に提出するものとする。

第6条第1項中「申請者」を「前条第1項の申請をした保護者」に改める。

第9条第1項中「前項」を「前条」に改める。

別表の1の表及び2の表中「母子家庭・父子家庭の市区町村民税非課税世帯」の次に「(みなし寡婦(夫)世帯を含む。)」を加える。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第5条関係）

子育て短期支援事業利用（期間延長）申請書

年 月 日

（宛先）奈良市長

申請者（保護者）住所

氏名 ㊟

※記名押印に代えて署名することができます。

（電話番号）

次のとおり子育て短期支援事業を利用したいので、奈良市子育て短期支援事業実施要綱第5条第1項の規定により申請します。

利用児童の氏名		性別	男・女	生年月日	年 月 日（歳）
申請者と児童との関係					
利用事業の種類	ショートステイ事業		トワイライト事業		
利用の理由					
利用期間	年 月 日 ～		年 月 日		
利用施設					
緊急連絡先	（電話番号）				
世帯状況	1 生活保護世帯 2 中国残留邦人等支援給付を受けている世帯 3 市区町村民税非課税世帯（みなし寡婦（夫）世帯を含む。） 4 母子家庭・父子家庭 5 その他の世帯				
備考					

添付書類（期間の延長の場合を除く。）

- (1) 生活保護世帯にあつては、生活保護証明書
- (2) 中国残留邦人等支援給付を受けている世帯にあつては、当該支援給付に係る証明書
- (3) 当該年度分（4月から6月までの間の利用にあつては、前年度分）の市区町村民税の非課税世帯にあつては、市区町村民税非課税証明書※※
- (4) 母子家庭及び父子家庭にあつては、児童扶養手当証明書若しくはひとり親家庭等医療費受給資格証又は戸籍謄本及び住民票の写し※※
- (5) みなし寡婦（夫）世帯にあつては、みなし寡婦（夫）世帯であることが分かる書類及び当該年度分（4月から6月までの間の利用にあつては、前年度分）の市区町村民税課税証明書※※
- (6) 児童の健康状況等が分かる書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

※※非課税証明書、児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費受給資格証、住民票の写し及び課税証明書については、それぞれの書類に証する事実が公簿等により確認できるときは、別紙同意書に記入の上、添付を省略することができます。

別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

第1号様式の2（第5条関係）

同意書

私は、子育て短期支援事業の申請にあたり、要件確認に必要な範囲で、奈良市における私の住民情報、市民税の申告に関する情報、児童扶養手当に関する情報及びひとり親家庭等医療費助成に関する情報について、関係課に照会することに同意します。

年 月 日

申請者氏名 ㊟（記名押印に代えて署名することができます。）

配偶者氏名 ㊟（記名押印に代えて署名することができます。）

配偶者住所 （申請者と別住所の場合、ご記入下さい。）

別記第4号様式中「母子家庭・父子家庭の市区町村民税非課税世帯」の次に「(みなし寡婦(夫)世帯を含む。)」を加える。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(平成28年3月30日揭示済)

奈良市告示第197号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号。以下「規則」という。）に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する手続（以下「地方税関係手続」という。）に係る個人番号利用事務実施者（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。以下同じ。）が適当と認める書類、財務大臣等（規則第1条第3項に規定する財務大臣等をいう。）が適当と認める事項等、個人番号利用事務実施者が適当と認める事項、個人番号利用事務実施者が認める場合及び個人番号利用事務実施者が適当と認める方法（以下「個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等」という。）を、以下のとおり定める。

平成28年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

別表第1欄に掲げる規定の同第2欄に掲げる内容に関し

て、個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を同第3欄に掲げるとおり定める。

別表

<p>第1欄 規則第1条第1項第2号</p>	<p>第2欄 官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、通知カードに記載された氏名及び出生の年月日又は住所（以下「個人識別事項」という。）が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置により、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの</p>	<p>第3欄 税理士法施行規則（昭和26年大蔵省令第55号）第12条に規定する税理士証票（提示時において有効なものに限る。以下「税理士証票」という。） 本人の写実の表示のある身分証明書等（学生証又は法人若しくは官公署が発行した身分証明書若しくは資格証明書等） 以下「写真の表示のある書類」という。） 戦傷病者手帳その他官公署から発行又は発給された本人の写実の表示のある書類で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付公的書類」という。） 規則第1条第3号ロに規定する個人番号利用事務等実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）が発行した書類であって識別符号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの（提示時において有効なものに限る。） 個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、当該個人番号利用事務等実施者に対して当該書類を使用して提出する場合における当該書類</p>	<p>規則第2条第2号</p> <p>官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、行政手帳の利用等に関する特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号。以下「法令」という。）第12条第1項第1号に掲げられた書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置により、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの</p> <p>規則第3条第1項第6号</p> <p>官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務等実施者が適当と認めるもの（法第2条第5項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）</p> <p>規則第3条第2項第2号</p> <p>官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類において個人番号利用事務等実施者が適当と認めるもの</p> <p>規則第3条第3項第4項</p> <p>本人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項</p> <p>規則第3条第5項</p> <p>個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかである個人番号利用事務実施者が認める場合</p>	<p>税理士証票 写真付身分証明書等 写真付公的書類 個人番号利用事務等実施者が発行した書類であって識別符号又は暗証符号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの（提示時において有効なものに限る。） 個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、当該個人番号利用事務等実施者に対して当該書類を使用して提出する場合における当該書類 官公署又は個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、個人番号利用事務等実施者に対して、申告書又は申請書等と併せて提示又は提出する場合の当該書類 官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給された書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの 自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から6か月以内のものに限る。） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第15条の規定により送付された通知カード（以下「送付された通知カード」という。）又は同省令第32条第1項の規定により送付された個人番号カード（以下「送付された個人番号カード」という。） 写真なし身分証明書等 地方税等の領収証書等 写真なし公的書類 本人交付用税務書類 個人番号利用事務等実施者により各人別に付された番号、本人との取引や給付等を行う場合において使用している金融機関の口座番号（本人名義に限る）、証券番号、直近の取引年月日等の取引固有の情報等のうちの複数の事項 雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が通知カード若しくは令第12条第1項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項又は規則第3条第1項各号に掲げる措置により確認される個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること（以下「個人番号の提供を行う者が本人であること」という。）が明らかでない場合 所得税法に規定する控除対象配偶者又は扶養親族その他の親族（以下「扶養親族等」という。）であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかでない場合 過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかでない場合</p>
<p>規則第1条第3号ロ</p>	<p>官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務等実施者が適当と認めるもの（通知カードに記載された個人識別事項の記載があるものに限る。）</p>	<p>本人の写実の表示のない身分証明書等、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真なし身分証明書等」という。） 地方税若しくは国庫の領収証書、納税証明書又は社会保険料若しくは公営料金の領収証書で領収日付の押印又は発行年月日及び個人識別事項の記載があるもの（提示時において「地方税等の領収証書等」という。） 印鑑登録証明書、戸籍の附票の写しその他官公署から発行又は発給された本人の写実の表示のない書類（これらに類するものを含む。）で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「本人交付用税務書類」という。） 地方税法に規定する特別徴収に係る納税義務者に交付する特別徴収の方法によって徴収する旨の通知書又は特別徴収票その他租税に関する法律又は地方税法その他の地方税に関する法律に基づき交付した書類で個人番号利用事務等実施者が本人に対して交付した書類で個人識別事項の記載があるもの（以下「本人交付用税務書類」という。） 修正申告書に記載された修正申告直前の課税標準額若しくは税額等又は更正の請求書に記載された更正の請求直前の課税標準額若しくは税額等その他のこれに類する事項</p>	<p>規則第1条第3号ロ</p> <p>官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務等実施者が適当と認めるもの（通知カードに記載された個人識別事項の記載があるものに限る。）</p>	
<p>規則第1条第3号イ</p>	<p>過去に法第16条の規定により本人確認の措置を講じた上で受理している申告書等に記載された他の当該提示を行う者が当該提示に係る申告書又は考慮すべき事項（以下「事項等」という。）であって財務大臣等が適当と認める事項等</p>	<p>修正申告書に記載された修正申告直前の課税標準額若しくは税額等又は更正の請求書に記載された更正の請求直前の課税標準額若しくは税額等その他のこれに類する事項</p>	<p>過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかでない場合</p>	

規則第4条第2号口前段	官公署若しくは個人番号利用事務等実施者から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であるもの(当該書類に記載されている個人番号及び個人識別事項が記載されているものに限る。)	個人番号カード又は通知カード 還付された個人番号カード又は還付された通知カード 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書(以下「住民票の写し」という。))及び住民票記載事項証明書が記載されたもの	規則第7条第1項第2号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、令第12条第2項第1号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	税理士証票 写真身分証明書等 写真身分の書類 個人番号利用事務等実施者が発行した書類であつて識別番号又は暗証番号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの(提示時において有効なものに限る。)
規則第4条第2号口後段	個人番号利用事務等実施者が適当と認める方法	個人番号利用事務等実施者の使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して本人から提供を受ける方法(以下「個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信」という。)	規則第7条第2項	登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類及び現に個人番号の提供を受ける者から当該個人番号と個人番号利用事務等実施者が適当と認めるもの(当該個人番号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの(提示時において有効なものに限る。))並びに社員証等、現に個人番号の提供を行う者と当該個人番号との関係を証する書類(以下「社員証等」という。)	登記事項証明書、印鑑登録証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、当該個人番号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの(提示時において有効なものに限る。))及び以下「法人に係る地方税等の領収証書等」という。及び社員証等
規則第4条第2号ニ	個人番号利用事務等実施者が適当と認める方法	地方税手続電子証明書(電子署名を行ったものを確認するために作成された電磁的記録で、昭和38年法律第125号)第1項及び第3項(これらの規定を他の法律の規定において準用する場合を含む。))の規定に基づき登記官が作成した電子証明書又はそれと同様の機能を持つ電磁的記録として一般社団法人地方税電子化協議会が認めた電子証明書をいう。及び当該地方税手続電子証明書により確認される電子署名及び登記業務に関する法律(平成12年法律第102号)以下「電子署名法」という。第2条第1項に規定する電子署名をいう。以下「電子署名」という。が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること(個人番号利用事務実施者が提供を受ける場合に限る。)	規則第9条第1項第2号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、個人番号利用事務等実施者が適当と認めるもの	地方税等の領収証書等(当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの、提示時において領収日付又は発行年月日が6か月以内のものに限る。))及び以下「法人に係る地方税等の領収証書等」という。及び社員証等 写真なし身分証明書等 地方税等の領収証書等 写真なし公的書類 本人交付用税務書類
規則第6条第1項第3号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、個人番号の提供を受けることとして個人番号利用事務実施者が適当と認める書類	民間電子証明書(電子署名法第4条第1項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に設定する電子証明書(個人識別事項の記録のあるものに限る。))及び当該民間電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること(個人番号関係事務実施者が提供を受ける場合に限る。)	規則第9条第3項	本人及び代理人しかり得ない事項その他の個人番号利用事務等実施者が適当と認める事項	本人と代理人との関係及び個人番号利用事務等実施者により各人に別々に付された番号、本人との取引や給付等を行う場合において使用している金融機関の口座番号(本人名義に限る。))、証券番号、直近の取引年月日等の取引固有の情報等の中の複数の事項 雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であつて、知覚すること等により、本人の代理人として個人番号を提供する者が令第12条第2項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること(以下「個人番号の提供を行う者が本人の代理人であること」という。))が明らかなる場合 扶養親族等であつて、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らかなる場合 過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らかなる場合 代理人が法人であつて、過去に個人番号利用事務等実施者に対し規則第7条第2項に定める書類の提示を行っていること等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らかなる場合
規則第6条第1項第3号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、個人番号の提供を受けることとして個人番号利用事務実施者が適当と認める書類	個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、個人識別事項の記載があるもの(提示時において有効なものに限る。)、税理士法第2条第1項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。)	規則第9条第5項第6号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、個人番号利用事務等実施者が適当と認めるもの(本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。)	官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給された書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの 自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書(提示時において作成した日から6か月以内のものに限る。)) 還付された個人番号カード又は還付された通知カード

(平成28年3月31日揭示済)

奈良市告示第198号

奈良市歴史的風致形成建造物保存整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市歴史的風致形成建造物保存整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市歴史的風致形成建造物保存整備事業補助金交付要綱(平成27年奈良市告示第505号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「次に掲げる事業」を「次条の規定に基づき算定した補助金の額が5万円以下の事業」に改め、同項各号を削り、同条に次の1項を加える。

- 3 補助対象事業は、原則として、規則第5条第1項の規定による交付の決定があった日の属する年度(以下この項において「交付決定年度」という。)に完了させなければならない。ただし、実施計画等から市長が適当と認めた場合は、当該補助対象事業の完了の期限を当該交付決定年度の翌年度まで延長することができる。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年3月31日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の奈良市歴史的風致形成建造物保存整備事業補助金交付要綱の規定は、平成28年度分の予算に係る補助金から適用し、平成27年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

(平成28年3月31日揭示済)

奈良市告示第199号

奈良市都市景観形成地区建造物保存整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市都市景観形成地区建造物保存整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市都市景観形成地区建造物保存整備費補助金交付要綱(平成6年奈良市告示第100号)の一部を次のように改正する。

第1条中「奈良市都市景観条例」を「なら・まほろば景観まちづくり条例」に改める。

第4条第2項中「次に掲げる事業」を「次条の規定に基づき算定した補助金の額が5万円以下の事業」に改め、同項各号を削り、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 補助対象事業は、原則として、規則第5条第1項の規定による交付の決定があった日の属する年度(以下この項において「交付決定年度」という。)に完了させなければならない。ただし、実施計画等から市長が適当と認

めた場合は、当該補助対象事業の完了の期限を当該交付決定年度の翌年度まで延長することができる。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年3月31日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の奈良市都市景観形成地区建造物保存整備費補助金交付要綱の規定は、平成28年度分の予算に係る補助金から適用し、平成27年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

(平成28年3月31日揭示済)

奈良市告示第200号

平成27年度奈良市臨時福祉給付金支給事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年3月31日

奈良市長 仲川元庸

平成27年度奈良市臨時福祉給付金支給事業実施要綱の一部を改正する告示

平成27年度奈良市臨時福祉給付金支給事業実施要綱(平成26年奈良市告示第362号)の一部を次のように改正する。
題名中「平成27年度」を「平成28年度」に改める。

第1条中「消費税率の引上げに際し、低所得者に与える負担の影響に鑑み、低所得者に対する」を「賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の年金受給者等を支援する観点から」に、「平成27年度」を「平成28年度」に改める。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 福祉給付金 消費税率の引上げに際し、低所得者に与える負担の影響に鑑み、低所得者に対する適切な配慮を行うため、暫定的かつ臨時的な措置として奈良市(以下「市」という。)によって贈与される給付金をいう。
 - (2) 障害・遺族基礎年金受給者向け給付金 「一億総活躍社会」の実現に向け、賃上げの恩恵が及びにくい低所得の障害・遺族基礎年金受給者を支援するため、低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金として市によって贈与される給付金をいう。
 - (3) 高齢者向け給付金 「一億総活躍社会」の実現に向け、賃上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者を支援するとともに、平成28年前半の個人消費の下支えにも資するため、低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金として市によって贈与される給付金をいう。
 - (4) 支給対象者 別表第1に掲げる福祉給付金が支給される者、別表第2に掲げる障害・遺族基礎年金受給者向け給付金が支給される者又は別表第3に掲げる高齢者向け給付金が支給される者をいう。
- 第3条中「臨時福祉給付金」を「福祉給付金、障害・遺族基礎年金受給者向け給付金又は高齢者向け給付金(以下「臨時福祉給付金」という。)」に改める。

第4条中「6,000円」を「、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 福祉給付金 3,000円
- (2) 障害・遺族基礎年金受給者向け給付金 3万円
- (3) 高齢者向け給付金 3万円

第5条を次のように改める。

(申請受付期間)

第5条 臨時福祉給付金の申請受付期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 福祉給付金 平成28年9月1日から平成29年1月31日まで。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、平成28年9月1日から平成29年2月28日まで
- (2) 障害・遺族基礎年金受給者向け給付金 平成28年9月1日から平成29年1月31日まで。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、平成28年9月1日から平成29年2月28日まで
- (3) 高齢者向け給付金 平成28年5月9日から同年8月12日まで。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、平成28年5月9日から平成29年2月28日まで

第6条第1項中「別記第1号様式、第2号様式又は第3号様式の」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 福祉給付金及び障害・遺族基礎年金受給者向け給付金 別記第1号様式
- (2) 福祉給付金（前号に掲げるものを除く。） 別記第2号様式
- (3) 高齢者向け給付金 別記第3号様式

第7条第1項第1号中「平成27年1月1日（以下）」を「平成28年1月1日（高齢者向け給付金にあっては、平成27年1月1日。以下これを）」に改める。

第8条第2項中「別表」を「別表第1」に、「臨時福祉給付金」を「福祉給付金」に改め、同条第3項中「別表」を「別表第1」に、「臨時福祉給付金」を「福祉給付金」に改め、「含む」の次に「。以下同じ」を加え、同条第4項中「別表」を「別表第1」に、「臨時福祉給付金」を「福祉給付金又は高齢者向け給付金」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 基準日において配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者であって、基準日において市にその住民票を移しておらず、別表第1(1)⑤アの要件を満たし、かつ、同表(1)⑤イからエまでに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を市に申出を行った場合は、当該者分の高齢者向け給付金につき、基準日時点の住民票において当該者と同一世帯である者から代理申請があった場合でも、不支給決定とする（申出が、当該者の基準日時点の住民票が所在する市町村に到達した時点で、当該高齢者向け給付金の代理申請について、支給決定通知が既に行われている場合を除く。）。

第10条第2項中「支給対象者」の次に「（高齢者向け給付金にあっては、その代理者を含む。）」を加える。

別表第1号中「臨時福祉給付金」を「福祉給付金」に改め、「（特別区を含む。以下同じ。）」を削り、同号④中「平成9年1月3日」を「平成10年1月3日」に、「平成7年1月3日」を「平成8年1月3日」に改め、同号④イ中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改め、同号⑥中「平成27年度分」を「平成28年度分」に改め、同表第2号中「臨時福祉給付金」を「福祉給付金」に改め、同号①中「平成27年10月1日」を「平成28年10月1日」に改め、同号②中「平成27年10月1日」を「平成28年10月1日」に、「廃止」を「廃止され、」に改め、同号③中「第15条第2項」を「第15条第3項」に、「第7条第3項」を「第15条第3項」に、「同じ」を「援護加算」というに、「平成27年10月1日」を「平成28年10月1日」に改め、同号④中「平成27年10月1日」を「平成28年10月1日」に改め、同表第6号①中「（昭和45年法律第84号）」の次に「第2条第1号」を、「（平成23年法律第79号）」の次に「第2条第3項」を加え、同号②中「基準日において65歳以上の者（昭和25年1月2日以前に生まれた者。）」を「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第1項に規定する高齢者」に、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）」を「同条第2項」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の2表を加える。

別表第2 (第2条関係)

1 支給対象者

- (1) 障害・遺族基礎年金受給者向け給付金は、別表第1(1)①から③までに定める支給対象者(同表(1)から(6)までの適用を受ける場合を含む。)のうち、2に掲げるいずれかの年金について、平成28年4月分の支給がある者(同年5月分の支給がない者)を除く。)又は同年5月分の支給がある者に支給する。この場合において、同表中「福祉給付金」とあるのは、「障害・遺族基礎年金受給者向け給付金」とする。
- (2) (1)の規定にかかわらず、高齢者向け給付金の支給を受けた者には、障害・遺族基礎年金受給者向け給付金を支給しない。

2 対象となる年金

- (1) 国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定による障害基礎年金又は遺族基礎年金
- (2) 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年改正法」という。)附則第32条の規定によりなお従前の例によることとされた旧国民年金法に基づく障害年金、昭和60年改正法附則第78条の規定によりなお従前の例によることとされた旧厚生年金保険法に基づく障害年金(障害等級が1級又は2級の年金に限る。)及び昭和60年改正法附則第87条の規定によりなお従前の例によることとされた旧船員保険法の規定に基づく障害年金(職務上の事由によるものについては障害等級が1級から5級までの年金、職務外の事由によるものについては障害等級が1級又は2級の年金に限る。)
- (3) 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第16条第6項に規定する移行農林年金のうち障害年金(障害等級が1級又は2級の年金に限る。)
- (4) 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第105号)附則第3条、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第108号)附則第3条及び私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第48条の2の規定によりその例によることとされる国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第105号)附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされた障害年金及び船員障害年金(障害等級が1級又は2級の年金に限る。)

別表第3 (第2条関係)

支給対象者

- (1) 高齢者向け給付金は、平成27年度奈良市臨時福祉給付金支給事業実施要綱の一部を改正する告示(平成28年奈良市告示第200号)による改正前の平成27年度奈良市臨時福祉給付金支給事業実施要綱別表に掲げる臨時福祉給付金が支給される者(同表(1)④を除き、同表(5)及び(6)の適用を受ける場合を含む。)のうち、昭和27年4月1日以前に生まれ生まれた者に支給する。この場合において、同表中「臨時福祉給付金」とあるのは、「高齢者向け給付金」とする。
- (2) (1)の規定にかかわらず、基準日にかかわらず、基準日において、次のいずれかに該当する者には、高齢者向け給付金を支給しない。
 - ① 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者(基準日に保護が停止されていた者及び基準日の翌日から平成28年4月1日までの間に保護が廃止され、又は停止された者を除く。)
 - ② 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(以下この②において「支援給付」という。)の受給者(基準日に支援給付の支給が停止されていた者及び基準日の翌日から平成28年4月1日までの間に支援給付の支給が廃止され、又は停止された者を除く。)
 - ③ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第15条第3項の規定によるハンセン病療養所非入所者給与金の受給者(援護加算(ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則第15条第3項に規定する援護加算をいう。以下この③において「援護加算」という。)の受給者に限り、基準日に援護加算の認定を停止されていた者及び基準日の翌日から平成28年4月1日までの間に援護加算の認定を廃止され、又は停止された者を除く。)
 - ④ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規定による援護(以下この④において「援護」という。)を受けている者(基準日に援護が停止されていた者及び基準日の翌日から平成28年4月1日までの間に援護が廃止され、又は停止された者を除く。)
- (3) (1)の規定にかかわらず、高齢者向け給付金の支給が決定される日において、日本国籍を有しない者のうち、住基法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないものには、高齢者向け給付金を支給しない。

別記第2号様式を削る。

別記第3号様式(申請書表面)中「臨時福祉給付金(平成27年度)申請書(請求書)」を「平成28年度臨時福祉給付金 申請書(請求書)」に、「臨時福祉給付金の」を「平成28年度臨時福祉給付金の」に、「臨時福祉給付金を」を「平成28年度臨時福祉給付金を」に、「臨時福祉給付金(対象者1人につき6,000円)」を「平成28年度臨時福祉給付金(対象者1人につき3千円)」に、「×6,000円」を「×3,000円」に改め、同様式(申請書裏面)中

- (1) 平成27年度分の市町村民税(均等割)の計算において課税される所得金額がなく、その他の臨時福祉給付金の支給要件に該当します。
- (2) 臨時福祉給付金の支給要件の該当性等(別紙様式1記載の支給対象者に係る支給要件の該当性等を含みます。)を審査するため、奈良市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、奈良市において支給決定をした後は、臨時福祉給付金の請求書として取り扱います。
- (5) 奈良市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、平成28年3月31日までに、奈良市が申請・受給者(代理人を含みます。)に連絡・確認できない場合には、奈良市は当該申請が取下げられたものとみなします。
- (6) 臨時福祉給付金の支給後、平成27年度分の市市民税(均等割)が課税されていることや、課税者の扶養親族等であること等臨時福祉給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、臨時福祉給付金を返還します。

を

- (1) 平成28年度分の市町村民税(均等割)の計算において課税される所得金額がなく、その他の平成28年度臨時福祉給付金の支給要件に該当します。
- (2) 平成28年度臨時福祉給付金の支給要件の該当性等(別紙様式1記載の支給対象者に係る支給要件の該当性等を含みます。)を審査するため、奈良市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、奈良市において支給決定をした後は、平成28年度臨時福祉給付金の請求書として取り扱います。
- (5) 奈良市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、平成29年2月28日までに、奈良市が申請・受給者(代理人を含みます。)に連絡・確認できない場合には、奈良市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6) 平成28年度臨時福祉給付金の支給後、平成28年度分の市町村民税(均等割)が課税されていることや、課税者の扶養親族等であること等平成28年度臨時福祉給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、平成28年度臨時福祉給付金を返還します。

に

改め、同様式を別記第2号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

附 則

この告示は、平成28年3月31日から施行する。
(平成28年3月31日揭示済)

奈良市告示第201号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成28年3月31日

奈良市長 仲川元庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

平成28年3月31日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成27年9月3日、同月7日、同月8日、同月10日、
同月13日、同月17日、同月24日、同月28日及び同月29日
(平成28年3月31日揭示済)

奈良市告示第202号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業3・4・112号油阪佐保山線の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により次の場所で公衆の縦覧に供します。

平成28年3月31日

奈良市長 仲川元庸

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市建設部街路課

(平成28年3月31日揭示済)

奈良市告示第203号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業7・4・100号三条線（三条工区）の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により次の場所で公衆の縦覧に供します。

平成28年3月31日

奈良市長 仲川元庸

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市建設部街路課

(平成28年3月31日揭示済)

奈良市告示第204号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業3・5・102号二条線及び3・4・112号油阪佐保山線の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により次の場所で公衆の縦覧に供します。

平成28年3月31日

奈良市長 仲川元庸

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市建設部街路課

(平成28年3月31日揭示済)

奈良市告示第205号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第3項の規定により奈良市森林整備計画を変更したので、当該森林整備計画を閲覧に供します。

平成28年3月31日

奈良市長 仲川元庸

閲覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所観光経済部農林課内

(平成28年3月31日揭示済)

奈良市告示第206号

平成28年奈良市議会3月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成28年3月31日

奈良市長 仲川元庸

1

平成28年度奈良市一般会計予算

2

平成28年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計予算

3

平成28年度奈良市国民健康保険特別会計予算

4

平成28年度奈良市土地区画整理事業特別会計予算

5

平成28年度奈良市市街地再開発事業特別会計予算

6

平成28年度奈良市公共用地取得事業特別会計予算

7

平成28年度奈良市駐車場事業特別会計予算

8

平成28年度奈良市介護保険特別会計予算

9

平成28年度奈良市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

10

平成28年度奈良市針テラス事業特別会計予算

11

平成28年度奈良市後期高齢者医療特別会計予算

12

平成28年度奈良市病院事業会計予算

13

平成28年度奈良市水道事業会計予算

14

平成28年度奈良市都祁水道事業会計予算

15

平成28年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計予算

16 平成28年度奈良市下水道事業会計予算

第1表 歳入歳出予算

平成28年度奈良市一般会計予算

歳入

款	項	金額
1. 市	税	51,857,870
	1. 市民税	25,946,813
	2. 固定資産税	19,303,301
	3. 軽自動車税	575,926
	4. 市たばこ税	1,816,029
	5. 特別土地保有税	194
	6. 入湯税	6,865
	7. 事業所税	962,165
	8. 都市計画税	3,246,577
2. 地方譲与	税	820,000
	1. 地方揮発油譲与税	250,000
	2. 自動車重量譲与税	570,000
3. 利子割交付金		150,000
	1. 利子割交付金	150,000
4. 配当割交付金		900,000
	1. 配当割交付金	900,000
5. 株式等譲渡所得割交付金		850,000
	1. 株式等譲渡所得割交付金	850,000
6. 地方消費税交付金		5,900,000
	1. 地方消費税交付金	5,900,000
7. ゴルフ場利用税交付金		300,000
	1. ゴルフ場利用税交付金	300,000
8. 自動車取得税交付金		180,000
	1. 自動車取得税交付金	180,000

平成28年度奈良市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ128,496,754千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、26,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

款	項	金額
17. 財産収入	1. 財産運用収入	217,736
	2. 財産売却収入	112,466
18. 寄附金	1. 寄附金	105,270
	1. 寄附金	302,700
19. 繰入金	1. 基金繰入金	302,700
	1. 基金繰入金	1,261,720
20. 諸収入	1. 延滞金・加算金及び過料	1,261,720
	2. 預金利息	3,368,480
	3. 貸付金元利収入	200,001
	4. 雑収入	2,210
21. 市債	1. 市債	1,329,414
	1. 市債	1,836,855
歳入合計		12,941,100
歳入合計		128,496,754

款	項	金額
1. 議会費	1. 議会費	701,220
	1. 議会費	701,220
2. 総務費	1. 総務管理費	14,858,618
	2. 企画費	10,901,109
	3. 徴税費	1,810,501
歳出		1,341,713

款	項	金額
9. 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	1. 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	3,319
	1. 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	3,319
10. 地方特例交付金	1. 地方特例交付金	230,000
	1. 地方特例交付金	230,000
11. 地方交付税	1. 地方交付税	14,200,000
	1. 地方交付税	14,200,000
12. 交通安全対策特別交付金	1. 交通安全対策特別交付金	50,000
	1. 交通安全対策特別交付金	50,000
13. 分担金及び負担金	1. 分担金	1,449,593
	2. 負担金	450
14. 使用料及び手数料	1. 使用料	1,449,143
	2. 手数料	2,330,634
15. 国庫支出金	1. 国庫支出金	1,650,501
	2. 国庫支出金	680,133
16. 国庫支出金	1. 国庫負担金	23,859,647
	2. 国庫補助金	19,239,817
	3. 国庫委託金	3,067,420
	4. 国庫交付金	121,008
16. 国庫支出金	1. 国庫負担金	1,431,402
	2. 国庫補助金	7,323,955
	3. 国庫委託金	5,536,090
	4. 国庫交付金	1,500,794
16. 国庫支出金	1. 国庫負担金	211,026
	2. 国庫補助金	76,045
	3. 国庫委託金	
	4. 国庫交付金	

款	項	金額
10. 消 防 費	3. 河 川 費	286,697
	4. 都 市 計 画 費	4,099,996
	5. 下 水 道 費	1,928,921
	6. 住 宅 費	600,424
		3,839,467
	1. 消 防 費	3,839,467
11. 教 育 費	1. 教 育 總 務 費	11,236,678
	2. 小 学 校 費	2,587,402
	3. 中 学 校 費	2,188,874
	4. 高 等 学 校 費	674,760
	5. 幼 稚 園 費	972,050
	6. 社 会 教 育 費	979,744
	7. 保 健 体 育 費	1,349,182
12. 災 害 復 旧 費		2,484,666
		39,000
13. 公 債 費	農 林 水 産 業 施 設 1. 災 害 復 旧 費	7,000
	2. 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	32,000
14. 諸 支 出 金		17,852,803
	1. 公 債 費	17,852,803
15. 予 備 費		63,000
	1. 地 元 公 共 事 業 基 金	60,000
	2. 財 政 調 整 基 金	2,000
15. 予 備 費	3. 減 債 基 金	1,000
	1. 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		128,496,754

款	項	金額
3. 民 生 費	4. 戸 籍 本 台 帳 費	509,881
	5. 選 挙 費	180,523
	6. 統 計 調 査 費	39,701
	7. 監 査 委 員 費	75,190
		55,976,265
	1. 社 会 福 祉 費	25,190,301
	2. 児 童 福 祉 費	17,391,489
4. 衛 生 費	3. 生 活 保 護 費	13,186,359
	4. 国 民 年 金 事 務 費	208,116
		11,136,448
	1. 保 健 衛 生 費	1,834,067
5. 勞 働 費	2. 保 健 所 費	1,839,877
	3. 清 掃 費	6,778,018
	4. 上 水 道 費	684,486
		114,545
6. 農 林 水 産 業 費	1. 勞 働 諸 費	114,545
		501,569
7. 商 工 費	1. 農 林 費	501,569
		1,576,169
8. 観 光 費	1. 商 工 費	1,576,169
		965,177
9. 土 木 費	1. 観 光 費	965,177
		9,585,795
	1. 土 木 管 理 費	96,930
	2. 道 路 橋 梁 費	2,572,827

第3表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎等施設整備事業	172,400	普通債券	5.0%以内 (利率見直し方式により見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
文化振興施設整備事業	32,900	"	"	"
スポーツ施設整備事業	10,000	"	"	"
福祉施設整備事業	147,900	"	"	"
保健衛生施設整備事業	64,500	"	"	"
清掃施設整備事業	822,100	"	"	"
土地基盤整備事業	8,900	"	"	"
観光施設整備事業	61,600	"	"	"
道路事業	1,357,600	"	"	"
河川事業	147,500	"	"	"
都市計画事業	910,400	"	"	"
公営住宅建設事業	162,100	"	"	"
消防施設整備事業	113,600	"	"	"
義務教育施設整備事業	1,140,100	"	"	"
高等学校施設整備事業	27,000	"	"	"
幼稚園施設整備事業	299,500	"	"	"
社会教育施設整備事業	77,400	"	"	"
災害復旧事業	35,600	"	"	"
退職手当	1,350,000	"	"	"
臨時財政対策	6,000,000	"	"	"
計	12,941,100			

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事項	期間	限度額 千円
人事課事務業務委託	平成28年度から平成31年度まで	165,000
税額通知書印刷等経費	平成28年度から平成29年度まで	11,000
税外債権回収等業務委託	平成28年度から平成30年度まで	17,860
児童手当業務委託	平成28年度から平成33年度まで	145,000
こども園による給食用物資購入経費	平成28年度から平成29年度まで	2,000
保育園による給食用物資購入経費	平成28年度から平成29年度まで	3,600
がん検診受診券印刷等経費	平成28年度から平成29年度まで	3,500
指定管理者による奈良市立興東診療所の管理に要する経費	平成28年度から平成30年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
大和西大寺駅自由通路整備及び駅舎補償	平成28年度から平成32年度まで	1,254,000

第1表 歳入歳出予算

平成28年度奈良市住宅新築資金等
貸付金特別会計予算

平成28年度奈良市の住宅新築資金等貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳入

款	項	金額
1. 諸収入		16,700 <small>千円</small>
	1. 雑入	16,700
歳入	合計	16,700

歳出

款	項	金額
1. 住宅新築事業費		6,432 <small>千円</small>
	1. 総務管理費	6,432
2. 公債費		10,268
	1. 公債費	10,268
歳出	合計	16,700

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1. 国民健康保険料		8,571,768
2. 使用料及び手数料		120
3. 国庫支出金		8,944,054
4. 療養給付費交付金		1,305,978
5. 前期高齢者交付金		11,007,013
6. 県支出金		1,945,075
7. 共同事業交付金		9,068,000
8. 財産収入		1,000
9. 繰入金		2,795,931
10. 借入金		61,061
		61

平成28年度奈良市国民健康保険
特別会計予算

- 平成28年度奈良市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)
- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ43,700,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
- (債務負担行為)
- 第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。
- (一時借入金)
- 第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

款	項	金額
	2. 雑入	56,200
	3. 療養費等指定公費返還金	4,800
歳入	合計	43,700,000

款	項	金額
1. 総務費		343,236
	1. 総務管理費	267,168
	2. 賦課徴収費	75,346
	3. 運営協議会費	722
2. 保険給付費		26,958,894
	1. 給付諸費	26,958,894
3. 老人保健拠出金		1,300
	1. 老人保健拠出金	1,300
4. 後期高齢者支援金等		5,150,405
	1. 後期高齢者支援金等	5,150,405
5. 前期高齢者納付金等		5,168
	1. 前期高齢者納付金等	5,168
6. 介護納付金		1,780,000
	1. 介護納付金	1,780,000
7. 共同事業拠出金		9,068,030
	1. 共同事業拠出金	9,068,030
8. 保健事業費		330,667

款	項	金額
9. 基金積立金		1,000
	1. 基金積立金	1,000
10. 公債費		15,000
	1. 公債費	15,000
11. 諸支出名		45,800
	1. 還付及び還付加算金	41,000
	2. 療養費等指定公費立替金	4,800
12. 予備費		500
	1. 予備費	500
歳出	合計	43,700,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事	項	期間	限度額
国民健康保険証印刷等経費		平成28年度から平成29年度まで	6,300
国民健康保険料通知書印刷等経費		平成28年度から平成29年度まで	5,000
特定健康診査受診券印刷等経費		平成28年度から平成29年度まで	2,000

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1. 国庫支出金		172,548
	1. 国庫交付金	172,548
2. 保留地処分金収入		30,000
	1. 保留地処分金収入	30,000
3. 雑収入金		866,584
	1. 一般会計雑収入金	866,584
4. 諸収入		768
	1. 雑収入	768
5. 市債		364,100
	1. 市債	364,100
歳入合計		1,434,000

歳出

款	項	金額
1. 西大寺駅南地区 土地区画整理事業費		377,000
	1. 西大寺駅南地区 土地区画整理事業費	377,000
2. J R 奈良駅南地区 土地区画整理事業費		315,500
	1. J R 奈良駅南地区 土地区画整理事業費	315,500
3. 公債費		741,500
	1. 公債費	741,500
歳出合計		1,434,000

平成28年度奈良市土地区画
整理事業特別会計予算

平成28年度奈良市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,434,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事	項	期 間	限 度 額
大和西大寺駅自由通路整備及び駅舎補償		平成28年度から 平成32年度まで	千円 4,675,000

平成28年度奈良市市街地再開発
事業特別会計予算

平成28年度奈良市の市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ233,400千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1条 歳入歳出予算」による。

第3表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
西大寺駅南地区 土地区画整理事業	千円 196,800	普通貸借 又は 債券発行	5.0%以内(利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後は、見直し後の利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ。
JR奈良駅南地区 土地区画整理事業	167,300	※	※	◇
計	364,100			

平成28年度奈良市公共用地
取得事業特別会計予算

平成28年度奈良市の公共用地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ322,400千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 繰入金		233,400
	1. 一般会計繰入金	233,400
歳入	合計	233,400

歳出

款	項	金額
1. 公債費		233,400
	1. 公債費	233,400
歳出	合計	233,400

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 繰入金		322,400
	1. 一般会計繰入金	322,400
歳入	合計	322,400

平成28年度奈良市駐車場事業
特別会計予算

平成28年度奈良市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ287,500千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳出

款	項	金額
1. 公債費		322,400
	1. 公債費	322,400
歳出	合計	322,400

平成28年度奈良市介護保険
特別会計予算

平成28年度奈良市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,215,000千円と定める。
2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(債務負担行為)
第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1. 使用料及び手数料		100,275
	1. 使用料	100,275
2. 繰入金		186,914
	1. 一般会計繰入金	186,914
3. 雑収入		311
	1. 雑収入	311
歳入合計		287,500

歳出

款	項	金額
1. 駐車場事業費		122,500
	1. 駐車場費	122,500
2. 公債費		165,000
	1. 公債費	165,000
歳出合計		287,500

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 保険料		6,328,101
	1. 介護保険料	6,328,101
2. 国庫支出金		6,089,387
	1. 国庫負担金	4,954,082
	2. 国庫補助金	1,135,305
3. 支払基金交付金		7,622,008
	1. 支払基金交付金	7,622,008
4. 県支出金		3,940,020
	1. 県負担金	3,860,568
	2. 県補助金	79,452
5. 財産収入		4,288
	1. 財産運用収入	4,288
6. 雑収入		4,223,243
	1. 一般会計繰入金	4,157,558
	2. 基金繰入金	65,685
7. 諸収入		7,953
	1. 雑収入	7,953
歳入合計		28,215,000

歳出

款	項	金額
1. 総務費		629,829
	1. 総務管理費	312,035
	2. 賦課徴収費	23,023
2. 保険給付費		294,771
	3. 介護認定審査会費	27,122,000
3. 地域支援事業費		27,122,000
	1. 介護サービス等諸費	446,583
	2. 介護予防事業費	102,845
4. 基金積立金		343,738
	1. 基金積立金	4,288
5. 諸支出金		4,288
	1. 債還金及び還付加算金	12,300
歳出合計		12,300
		28,215,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事	項	期間	限度額
特定高齢者把握業務委託		平成28年度から平成33年度まで	297,000
			千円
包括的支援業務委託		平成28年度から平成33年度まで	1,248,000
			千円

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 繰入金		516 千円
	1. 一般会計繰入金	516
2. 繰越金		3,677
	1. 繰越金	3,677
3. 諸収入		26,807
	1. 貸付金元利収入	26,607
	2. 雑収入	200
歳入合計		31,000

歳出

款	項	金額
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		31,000 千円
	1. 総務管理費	838
	2. 貸付金	30,162
歳出合計		31,000

平成28年度奈良市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

平成28年度奈良市の母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 使用料及び手数料		90,000
	1. 使用料	90,000
歳入	合計	90,000

歳出

款	項	金額
1. 針テラス事業費		200
	1. 針テラス事業費	200
2. 公債費		89,800
	1. 公債費	89,800
歳出	合計	90,000

平成28年度奈良市針テラス
事業特別会計予算

平成28年度奈良市の針テラス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ90,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1. 後期高齢者医療保険料		4,506,221
2. 使用料及び手数料	1. 後期高齢者医療保険料	4,506,221
3. 繰入金	1. 手数料	3
4. 繰越金	1. 一般会計繰入金	897,242
5. 諸収入	1. 繰越金	25,000
	2. 延滞金・加算金及び過料	175,534
	2. 償還金及び還付加算金	300
	3. 雑収入	8,000
歳入合計		5,604,000

平成28年度奈良市後期高齢者医療
特別会計予算

平成28年度奈良市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,604,000千円と定める。
2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成28年度奈良市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度奈良市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1. 病床数
 - 一般病床 349床
 - 感染症病床 1床
- 2. 年間患者数
 - (1) 入院 102,454人
 - (2) 外来 226,672人
- 3. 1日平均患者数
 - (1) 入院 281人
 - (2) 外来 774人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益		675,210千円
第1項 医療収益		36,978千円
第2項 医療外収益		493,229千円
第3項 看護師養成事業収益		145,003千円
	支	出
第1款 病院事業費用		864,000千円
第1項 医療費用		702,004千円
第2項 医療外費用		15,496千円
第3項 看護師養成事業費用		145,000千円
第4項 予備費		1,500千円

歳出

款	項	金額
1. 総務費		52,768千円
	1. 総務管理費	40,300
	2. 徴収費	12,468
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		5,383,999
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	5,383,999
3. 保健事業費		167,233
	1. 健康保持増進事業費	167,233
	歳出合計	5,604,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事	項	期間	限度額
後期高齢者医療保険料通知書印刷等経費		平成28年度から平成29年度まで	3,000千円
後期高齢者健康診査受診券印刷等経費		平成28年度から平成29年度まで	1,500

平成28年度奈良市水道事業会計予算

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 資本的収入

- 第1項 補助金 22,600千円
- 第2項 負担金 1,733千円
- 20,867千円

支 出

第1款 資本的支出

- 第1項 建設改良費 22,600千円
- 第2項 企業償還金 1,733千円
- (一時借入金) 20,867千円

第5条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1項 医療費 用

第2項 医療費 外 費 用

第3項 看護師養成事業費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

- (1) 職員給与費 60,734千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、49,079千円である。

(総則)

第1条 平成28年度奈良市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1. 給水戸数 169,900戸
- 2. 年間総給水量 42,662,000㎡
- 3. 1日平均給水量 116,880㎡
- 4. 主要な建設改良事業
 - (1) 施設整備事業費 2,389,608千円
 - (2) 施設費 1,334,168千円
 - (3) 配水施設改良費 505,208千円
- 550,232千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- 第1款 水道事業収益
 - 第1項 営業収益 8,763,000千円
 - 第2項 営業外収益 7,537,468千円
 - 第3項 特別利益 1,225,512千円
- 20千円

支 出

- 第1款 水道事業費用
 - 第1項 営業費用 8,138,000千円
 - 第2項 営業外費用 7,417,649千円
 - 第3項 特別損失 705,434千円
 - 第4項 予備費 4,917千円
- 10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支

出額に對し不足する額2,360,000千円は、過年度分損益勘定留保資金857,441千円、当年度分損益勘定留保資金1,502,559千円で補填するものとする。

収 入

第1款 資本的収入	1,946,000千円
第1項 企業債	1,248,000千円
第2項 負債	394,688千円
第3項 分	303,312千円

支 出

第1款 資本的支出	4,306,000千円
第1項 施設整備事業費	1,360,863千円
第2項 施設費	582,066千円
第3項 配水施設改良費	687,049千円
第4項 固定資産取得費	38,584千円
第5項 企業債償還金	857,824千円
第6項 長期割賦金	749,614千円
第7項 投資	20,000千円
第8項 予備費	10,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	施設整備事業費	口径900柱送水管布設工事	366,661千円	28	232,568千円
				29	134,093千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
近鉄奈良、京都線軌道横断配水支管調査設計業務委託	平成28年度から平成29年度まで	57,238千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費に充当	千円 1,248,000	証券借入	50%以内 (利率見直しをいっ たは、後見直し後の 利率とする。)	先の融資条件に業 務上借りかへる。た は、都合よくは利が つた若くは返済でき ない場合は、繰上償還 できる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
 - (2) 資本的支出における各項間の流用
- (議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

- (1) 職員給与費 1,589,072千円
- (他会計からの補助金)

第11条 一般会計から補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

- (1) 比奈知ダム建設事業割賦負担元利償還補助金 247,929千円
 - (2) 東部地域等水道整備事業簡易水道事業債元利償還補助金 116,238千円
 - (3) 児童手当補助金 13,813千円
- (たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産購入限度額は、300,000千円と定める。

平成28年度奈良市都祁水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度奈良市都祁水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1. 給水戸数 1,885戸
- 2. 年間総給水量 724,167㎡
- 3. 1日平均給水量 1,984㎡
- 4. 主要な建設改良事業 10,795千円
- (1) 配水施設改良費 10,795千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業運転資金にあつては、奈良市水道事業会計から長期借入金20,000千円を借り入れる。

収入		支出	
第1款 水道事業収益	414,000千円	第1款 水道事業費用	477,480千円
第1項 営業収益	135,899千円	第1項 営業費用	395,448千円
第2項 営業外収益	262,362千円	第2項 営業外費用	59,869千円
第3項 特別利益	15,739千円	第3項 特別損失	22,163千円
		(資本的収入及び支出)	
		第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額104,580千円は、過年度損益勘定留保資金11,260	

千円、当年度損益勘定留保資金93,320千円で補填するものとする。)

収入		支出	
第1款 資本的収入	107,510千円	第1款 資本的支出	212,090千円
第1項 企業債	10,700千円	第1項 配水施設改良費	10,795千円
第2項 負債	95,335千円	第2項 固定資産取得費	784千円
第3項 分担金	1,475千円	第3項 企業債償還金	200,511千円
		(企業債)	

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費に充当	10,700千円	証券借入	5.0%以内 (利率見直し方式により、見直しを行つた後において、見直し後の利率とする。)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政の都合により、据置期間を短縮し、支払は繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
 - (2) 資本的支出における各項間の流用
- (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 14,756千円

平成28年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 給水戸数	431戸
2. 年間総給水量	148,727㎥
3. 1日平均給水量	407㎥

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 簡易水道事業収益	139,270千円
第1項 営業収益	26,170千円
第2項 営業外収益	105,701千円
第3項 特別利益	7,399千円

支 出

第1款 簡易水道事業費用	151,800千円
第1項 営業費用	135,294千円
第2項 営業外費用	7,492千円
第3項 特別損失	9,014千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,040千円は、過年度分損益勘定留保資金1,040千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	18,560千円
第1項 負担金	18,361千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計から補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

- (1) 簡易水道事業債元利償還補助金 119,139千円
- (2) 高料金対策補助金 119,476千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産購入限度額は、8,500千円と定める。

平成28年度奈良市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度奈良市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1. 水洗化人口 316,223人
- 2. 年間有収水量 36,247,055㎡
- 3. 1日平均有収水量 99,307㎡
- 4. 主要な建設改良事業 1,005,663千円
 - (1) 管渠建設費 280,117千円
 - (2) 管渠改良費 250,473千円
 - (3) 処理場建設改良費 246,000千円
 - (4) 流域下水道整備事業費 229,073千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- 第1款 下水道事業収益 7,307,000千円
 - 第1項 営業収益 4,629,351千円
 - 第2項 営業外収益 2,677,613千円
 - 第3項 特別利益 36千円

支 出

- 第1款 下水道事業費用 8,099,000千円
 - 第1項 営業費用 7,173,644千円
 - 第2項 営業外費用 914,459千円
 - 第3項 特別損失 5,897千円
 - 第4項 予備費 5,000千円

第2項 分担金 199千円

支 出

- 第1款 資本的支出 19,600千円
 - 第1項 固定資産取得費 1,215千円
 - 第2項 企業債償還金 18,385千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項目間の流用
 - (2) 資本的支出における各項目間の流用
- (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

- (1) 職員給与費 10,794千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計から補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

- (1) 簡易水道事業債元利償還補助金 12,435千円
- (2) 高料金対策補助金 424千円
- (3) 簡易水道事業助成金 37,891千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産購入限度額は、5,000千円と定める。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額877,000千円は、過年度分損益勘定留保資金203,410千円、当年度分損益勘定留保資金673,590千円で補填するものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	
第1項 企業債	3,671,000千円
第2項 他会計補助金	1,902,200千円
第3項 国庫補助金及び交付金	1,403,614千円
第4項 県補助金	302,800千円
第5項 県負担金等	34,649千円
	27,737千円
支 出	
第1款 資本的支出	4,548,000千円
第1項 建設改良費	1,098,205千円
第2項 固定資産取得費	2,859千円
第3項 企業債償還金	3,446,936千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造資金融資幹線事業に伴う利子補給(公共下水道分)	平成28年度から平成32年度まで	融資総額33,000千円を限度とする年利1.10%の範囲内の額
	平成28年度から平成32年度まで	金融機関からの借入総額33,000千円及び当該借入期間中の利息相当額並びに遅延利息の合計額
水洗便所改造資金融資幹線事業に伴う利子補給(農業集落排水処理施設分)	平成28年度から平成32年度まで	融資総額11,100千円を限度とする年利1.10%の範囲内の額
	平成28年度から平成32年度まで	金融機関からの借入総額11,100千円及び当該借入期間中の利息相当額並びに遅延利息の合計額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	千円 1,902,200	証券借入	50%以内 (利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後において、見直し後の利率とする。)	借入先の融資条件による。ただし企業財政の都合により、借入期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
 - (2) 資本的支出における各項間の流用
- (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

- (1) 職員給与費
(他会計からの補助金) 329,950千円

第10条 一般会計からこの会計への補助を受ける金額は、1,928,921千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産購入限度額は、100,000千円と定める。

(平成28年3月31日揭示済)		介護機関から事業を休止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。 平成28年3月31日 奈良市長 仲川元庸	
<p>奈良市告示第207号 生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定</p>			
指定介護機関		休止した施設又は休止した事業の種類	休止年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成28年1月15日
名称	主たる事務所の所在地		
訪問介護事業所 アテンド	奈良県奈良市あやめ池南一丁目1番14号		
株式会社 共栄	奈良県奈良市あやめ池南一丁目1番14号		
(平成28年3月31日揭示済)		した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。 平成28年3月31日 奈良市長 仲川元庸	
<p>奈良市告示第208号 生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止</p>			
指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
大東 昇		あんま	平成28年1月31日
訪問マッサージ祥あん	奈良県奈良市東登美ヶ丘一丁目5番16-1号		
角野 守		あんま	平成28年1月31日
訪問マッサージ祥あん	奈良県奈良市東登美ヶ丘一丁目5番16-1号		
(平成28年3月31日揭示済)		定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。 平成28年3月31日 奈良市長 仲川元庸	
<p>奈良市告示第209号 生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規</p>			
指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
藤本 佳延		あんま	平成28年2月1日
訪問マッサージ祥あん	奈良県奈良市東登美ヶ丘一丁目5番16-1号		
(平成28年3月31日揭示済)		(平成28年3月31日揭示済)	
<p>奈良市告示第210号 奈良市要緊急安全確認大規模建築物耐震診断補助金交付要綱を廃止する告示を次のように定める。 平成28年3月31日 奈良市長 仲川元庸 奈良市要緊急安全確認大規模建築物耐震診断補助金交付要綱を廃止する告示 奈良市要緊急安全確認大規模建築物耐震診断補助金交付要綱（平成26年奈良市告示第189号）は、廃止する。 附 則 この告示は、平成28年4月1日から施行する。</p>		<p>奈良市告示第211号 奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。 平成28年3月31日 奈良市長 仲川元庸 奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示 奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱（昭和61年奈良市告示第52号）の一部を次のように改正する。 第2条第3号中「病児・病後児保育事業実施要綱（平成20年雇児発第0609001号）」を「病児保育事業実施要綱（平</p>	

成27年雇児発0717第12号」に改め、同号を同条第6号とし、同条第2号の次に次の3号を加える。

(3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定により設置され、市内で運営されている幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）

(4) 児童福祉法第34条の15第2項の規定により設置され、市内で運営されている奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年奈良市条例第36号）第29条に規定する小規模保育事業所A型

(5) 児童福祉法第34条の15第1項の規定により設置され、社会福祉法人希望の会に運営委託している富雄第三幼稚園内家庭的保育室

第3条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる施設に交付する補助金の種類は、それぞれ当該各号に掲げるものに限る。

(1) 前条第3号の施設のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第1号に規定する別表延長保育事業補助金の項を次のように改める。

小学校就学前子どもに係る部分 一時預かり事業補助金（幼稚園型）

(2) 前条第4号の施設 延長保育事業補助金（小規模保育事業所A型）

(3) 前条第5号の施設 家庭的保育運営費補助金

(4) 前条第6号の施設 病児・病後児保育事業費補助金
第4条第2号中「第2条第2号」を「同条第2号」に、「第2条第3号」を「同条第3号の規定に該当する認定こども園にあつては、奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年奈良市条例第35号）及びその他の関係法令に、同条第4号の規定に該当する小規模保育事業所A型及び同条第5号の規定に該当する富雄第三幼稚園内家庭的保育室にあつては、奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及びその他の関係法令に、同条第6号」に、「病児・病後児保育事業実施要綱」を「病児保育事業実施要綱」に改める。

<p>延長保育事業補助金</p>	<p>延長保育事業実施要綱（平成27年雇児発第0717第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく延長保育事業を実施していること。</p>	<p>延長保育事業を実施するために必要な経費</p>	<p>保育標準時間認定 ア 保育所及び認定こども園 (1) 延長保育の時間が30分以上6時間未満の場合 1 事業当たり年額 付表1に定める額 (2) 6時間以上の延長保育が実施される場合 1 施設当たり加算額 2,100,000円 イ 小規模保育事業所A型 1 事業当たり年額 付表1に定める額 保育短時間認定 在籍児童1人当たり年額 付表2に定める額</p>
------------------	--	----------------------------	--

別表夜間保育推進事業補助金の項及び休日保育事業補助金の項を削る。

別表一時預かり事業補助金の項及び病児・病後児保育事業費補助金の項を次のように改める。

<p>一時預かり事業補助金</p>	<p>一時預かり事業（一時預かり事業実施要綱（平成27年27文科初第238号文部科学省初等中等教育局長、雇児発0717第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める一時預かり事業をいう。）を実施していること。</p>	<p>一時預かり事業を実施するために必要な経費</p>	<p>一般型 基本分 1 事業当たり年額 付表3に定める額 加算分 1 施設当たり年額 1,000,000円 （ただし、一時預かり事業の事業期間が6箇月未満の場合は500,000円） 幼稚園型（在籍児童1人当たり日額） 基本分 (1) 年間延べ利用児童数2,000人超の施設 400円 (2) 年間延べ利用児童数2,000人以下の施設 (1,600,000円÷年間延べ利用児童数) - 400円 (10円未満切捨て) 休日分 800円 長時間加算 100円</p>
-------------------	--	-----------------------------	--

病児・病後児保育事業費補助金	病児保育事業実施要綱に基づく病児・病後児保育事業を実施していること。	病児・病後児保育事業を実施するために必要な経費	(1) 病児対応型 平成27年度子ども・子育て支援交付金交付要綱（平成27年府子本第277号内閣総理大臣通知）による補助金の算定基礎となる基準額に相当する額（当該額が7,800,000円を下回る場合は7,800,000円） (2) 病後児対応型 平成27年度子ども・子育て支援交付金交付要綱による補助金の算定基礎となる基準額に相当する額（当該額が6,000,000円を下回る場合は6,000,000円） (3) 低所得者免除分加算 利用児童が生活保護世帯又は所得税非課税かつ市町村民税非課税世帯の場合、2,000円×年間延べ利用児童数 (4) 普及定着促進費 1 施設当たり年額500,000円（事業開始年度限りとし、事業期間が6箇月未満の場合は250,000円）
----------------	------------------------------------	-------------------------	---

別表保育士等処遇改善臨時特例事業補助金の項を削る。

別表に次のように加える。

家庭的保育運営費補助金	家庭的保育室を運営していること。	富雄第三幼稚園内家庭的保育室を運営するために必要な経費	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）別表第三家庭的保育事業（保育認定）に基づき実績人数等に応じ算出された費用の年額から、奈良市立富雄第三幼稚園内において実施される家庭的保育事業に関し市と事業の実施者との間で締結された委託契約に基づき市が支出する当該年度の委託料の額を差し引いた額
-------------	------------------	-----------------------------	--

別表の付表1を次のように改める。

別表の付表1

保育標準時間認定 基準表

(単位：円)

	延長時間				
	30分以上 1時間未満	1時間以上 2時間未満	2時間以上 3時間未満	3時間以上 4時間未満	4時間以上
民間保育所及び認定こども園	300,000	1,342,000	2,166,000	3,366,000	4,624,000
小規模保育事業所A型	300,000	1,045,300		1,311,000	3,546,000

別表の付表2中「一時預かり事業基本分年額表」を「一時預かり事業（一般型）基本分基準表」に改め、同表を別表の付表3とし、別表の付表1の次に次の1表を加える。

別表の付表2

保育短時間認定 基準表

(単位：円)

	延長時間		
	1時間以上2時間未満	2時間以上3時間未満	3時間以上4時間未満
民間保育所及び認定こども園	17,200	34,400	51,600
小規模保育事業所A型	10,200	20,300	30,500

附 則

この告示は、平成28年3月31日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、平成27年度予算に係る補助金から適用する
(平成28年3月31日揭示済)

訓 令 甲

奈良市訓令甲第1号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市辞令式の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成28年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市辞令式の一部を改正する訓令

奈良市辞令式(昭和34年奈良市訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「現に職員でない者を新たに」を「職員以外の者を」に、「場合」を「こと(臨時的任用を除く。)」に改め、同条第2号から第5号までを次のように改める。

- (2) 昇任 職員をその職員が現に任命されている職より上位の職制上の段階に属する職員の職に任命することをいう。
- (3) 降任 職員をその職員が現に任命されている職より下位の職制上の段階に属する職員の職に任命することをいう。
- (4) 転任 職員をその職員が現に任命されている職以外の職員の職に任命することであつて、前2号に定めるものに該当しないもの(次号に該当するものを除く。)をいう。
- (5) 配置換 職員をその職員が現に任命されている職と任命権者を同じくする他の職(職制上の段階を同じくするものに限る。)に任命することをいう。

第2条第6号中「転任、配置換又は降任」を「降任、転任又は配置換」に改める。

別表4の項備考欄中「場合」を「こと」に改め、同表13の項及び19の2の項中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。
(平成28年3月31日揭示済)

奈良市訓令甲第2号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係規程の整備に関する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係規程の整備に関する訓令

(奈良市都市問題調整会議設置規程の一部改正)

第1条 奈良市都市問題調整会議設置規程(昭和62年奈良市訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「上水道部長 下水道部長」を「管理部長 設計工務部長」に改める。

別表第2中「企画総務課長 環境政策課長 産業廃棄物対策課長」を「廃棄物対策課長 環境政策課長」に、「配水課長 下水道維持課長」を「水道計画管理課長 給排水課長」に改める。

(奈良市人権教育・啓発推進本部設置規程の一部改正)

第2条 奈良市人権教育・啓発推進本部設置規程(平成22年奈良市訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1企画部会の項中「財務部長 経営部長」を「経営部長」に、「経営部総務課長 給水課長 水質管理課長」を「企業総務課長 給排水課長」に改め、同表研修部会の項中「保健総務課長 企画総務課長」を「医療政策課長 廃棄物対策課長」に、「漏水対策課長 下水道総務課長 下水道維持課長」を「下水道計画管理課長 企業技術監理課長」に改め、同表調査研究部会の項中「上水道部長 下水道部長」を「管理部長 設計工務部長」に、「環境政策課長 エネルギー政策課長」を「環境政策課長」に、「経理課長 配水課長」を「財務課長 水道計画管理課長」に、「教職員課長」を「教職員課長 いじめ防止生徒指導課長」に改め、同表市民運動推進部会の項中「都祁行政センター業務課長 協働推進課長」を「協働推進課長」に、「産業廃棄物対策課長 農林課長」を「農林課長」に、「工務課長」を「水道工務課長」に、「下水道建設課長」を「下水道工務課長」に、「農業委員会事務局長 議事調査課長」を「地域教育課長 農業委員会事務局長」に改め、同表分野別課題推進部会の項中「こども未来部長」を「子ども未来部長」に改め、「福祉政策課長」を「福祉政策課長 地域福祉課長」に、「長寿福祉課長 医療政策課長」を「長寿福祉課長」に、「料金お客様課長」を「料金管財課長」に改める。

別表第2企画部会の項中「経営部総務課長」を「企業総務課長」に改め、同表研修部会の項中「企画総務課長」を「廃棄物対策課長」に改め、同表調査研究部会の項中「配水課長」を「水道計画管理課長」に改める。

(奈良市環境調整会議設置規程の一部改正)

第3条 奈良市環境調整会議設置規程(平成11年奈良市訓令甲第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「上水道部長 下水道部長」を「管理部長 設計工務部長」に改める。

別表第2中「保健総務課長」を「医療政策課長」に、「企画総務課長」を「廃棄物対策課長」に、「環境政策課長 エネルギー政策課長 産業廃棄物対策課長」を「環境政策課長」に、「配水課長」を「水道計画管理課長」に、「水質管理課長 下水道維持課長」を「給排水課長」に改める。

(奈良市自家用電気工作物施設保安規程の一部改正)

第4条 奈良市自家用電気工作物施設保安規程（昭和40年奈良市訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「企画総務課長」を「廃棄物対策課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(平成28年3月31日揭示済)

奈良市訓令甲第3号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市事務専決規程及び奈良市役所出張所長等事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市事務専決規程及び奈良市役所出張所長等事務専決規程の一部を改正する訓令

(奈良市事務専決規程の一部改正)

第1条 奈良市事務専決規程（平成14年奈良市訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項部長、保健所長及び会計管理者共通の部分の第2号を削り、同部分の第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同部分の第2号とし、同部分中第4号を第3号とし、第5号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同部分の第13号中「等」を削り、同号を同部分の第12号とし、同部分の第14号中「等」を削り、同号を同部分の第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 特定個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定

第4条第1項部長、保健所長及び会計管理者共通の部分の第26号を削り、同項市民生活部長の部分の第7号を次のように改める。

(7) 市営住宅、改良住宅等及びコミュニティ住宅（以下「市営住宅等」という。）の入居の決定及び取消し

第4条第1項市民生活部長の部分中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 市営住宅等の入居の承継の承認

第4条第1項保健福祉部長の部分中第9号を削り、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 障害者に対する優遇措置によるバス乗車委託料の支出負担行為の決定

第4条第1項保健福祉部長の部分の第10号中「障害者総合支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）」に改め、「支給の要否及び」を削り、同部分の第11号中「相談支援事業者」を「一般相談支援事業者」に改め、「指定の変更」を削り、「更新」の次に「廃止」を加え、「命令、指定の取消し等」を「命令及び指定の取消し」に改め、同部分中

第42号を第43号とし、第19号から第41号までを1号ずつ繰り下げ、第18号を削り、第17号を第19号とし、第16号を第18号とし、第15号を第17号とし、同号の前に次の1号を加える。

(16) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する障害児通所給付費及び障害児相談支援給付費の支出負担行為の決定

第4条第1項保健福祉部長の部分の第14号を第15号とし、同部分の第13号中「支給認定及び」を削り、同号を同部分の第14号とし、同部分中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 特定相談支援事業者及び障害児相談支援事業者の指定、更新、廃止、勧告、命令及び指定の取消し

第4条第1項子ども未来部長の部分の第1号中「（昭和22年法律第164号）」を削り、同部分中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同部分の第6号中「準備」を「設備」に、「第38条第2項第2号」を「第38条第2項」に改め、同号を同部分の第5号とし、同部分の第7号を削り、同項保健所長の部分中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号から第10号までを2号ずつ繰り上げ、同部分に次の1号を加える。

(9) 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項に基づく特定施設の設置の許可

第4条第1項環境部長の部分の第4号を削る。

第5条中「室長は」を「室長（くらしと仕事支援室長を除く。以下この条において同じ。）は」に改め、同条税務室長の部分の第1号中「異議申立て」を「審査請求の裁決」に改め、同条保健医療室長の部分中「保健医療室長」を「保険医療室長」に改める。

第6条第1項課長共通の部分の第1号中「含む。」の次に「賃金」を加え、同部分の第19号及び第20号中「等」を削り、同項人事課長の部分の第6号を削り、同項財政課長の部分の第4号中「配当替え」の次に「及び執行委任」を加え、同項病院管理課長の部分の次に次のように加える。

住宅課長

(1) 市営住宅等の家賃の減免の承認（減免基準が明確なものに限る。）

(2) 市営住宅等の家賃決定に係る収入の額の認定

(3) 市営住宅等の同居の承認

(4) 市営住宅等の収入超過者の認定

(5) 市営住宅の高額所得者の認定

(6) 市営住宅等の共同施設の駐車場の使用の決定及び取消し

第6条第1項障がい福祉課長の部分の第2号中「相談支援事業者の内容の変更」を「一般相談支援事業者の指定の変更、内容の変更、休止及び再開」に改め、同部分の第3号中「変更」の次に「休止及び再開」を加え、同部分の第11号中「精神障害者通院医療費助成金」を「

精神障害者医療費助成金」に改め、同号を同部分の第15号とし、同部分中第10号を第14号とし、第9号を第13号とし、第8号を第12号とし、第7号を削り、第6号を第11号とし、第5号の次に次の5号を加える。

- (6) 障害者総合支援法第21条第1項に規定する障害者等の障害程度区分の認定
- (7) 障害者総合支援法第22条に規定する介護給付費等の支給の要否の決定
- (8) 障害者総合支援法第54条第1項に基づく自立支援医療費（更生医療）の支給の認定
- (9) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第19条に基づく障害児福祉手当に関する支給の認定
- (10) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の5により準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第19条に基づく特別障害者手当に関する支給の認定

第6条第1項障がい福祉課長の部分に次の1号を加える。

- (16) 児童福祉法に規定する障害児通所支援及び障害児相談支援の支給決定
- 第8条を次のように改める。

（こども園長及び保育園長専決事項）

第8条 こども園長及び保育園長は、次に掲げる事務を専決処理することができる。

- (1) 所属職員の宿泊を要しない出張命令
- (2) 所属職員の時間外勤務及び休日勤務命令
- (3) 所属職員の週休日の振替、半日勤務時間の割振りの変更及び休日の代休日の指定
- (4) 所属職員の年次休暇、特別休暇及び欠勤の届又は願の処理
- (5) 一時預かり又は延長保育の承認及び取消し
- (6) 前各号に定めるもののほか、定例又は軽易な事務に属し疑義又は自由裁量の余地のない事項の処理（園の所管に係る事項に限る。）

第9条第1項第1号及び第10条第2項第1号中「保険料」の次に「、賃金」を加える。

第11条第1項第1号中「含む。）」の次に「、賃金」を加え、同項中第11号を第12号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 1件5,000万円未満の学校給食賄材料費の支出負担行為の決定

第12条選挙管理委員会事務局長等共通の部分の第1号中「保険料」の次に「、賃金」を加える。

（奈良市役所出張所長等事務専決規程の一部改正）

第2条 奈良市役所出張所長等事務専決規程（昭和34年奈良市訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

第3条西部出張所長、月ヶ瀬行政センター所長及び都祁行政センター所長共通の部分の第11号及び第12号中「等」を削り、同部分に次の1号を加える。

- (13) 特定個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定

第4条課長共通の部分の第1号中「保険料」の次に「、賃金」を加え、同部分の第18号及び第19号中「等」を削り、同条都祁行政センター業務課長の部分中「業務課長」を「地域振興課長」に改める。

第5条第1号中「旅費」を「賃金及び旅費」に改め、同条第21号及び第22号中「等」を削る。

附則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

（平成28年3月31日揭示済）

監 査

奈良市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成28年3月22日

奈良市監査委員	中村勝三郎
同	中本勝
同	横井雄一
同	山口裕司

市民課

監査結果公表日 平成27年12月25日

（奈良市監査委員告示第20号）

措置結果通知日 平成28年2月16日

【監査の結果】	【措置の内容】
(2) 職員が市外出張したにもかかわらず、旅費を支給していない事例があった。職員等の旅費に関する条例に則り、適正な事務処理を行われたい。	(2) 未支給の旅費については、当該職員に対して支給しました。今後は、予算上、旅費の支出が可能な場合に限り旅行命令を発することができるということを再確認し、適正な課の予算管理及び事務処理に努めます。

中人権文化センター

監査結果公表日 平成27年12月25日

（奈良市監査委員告示第20号）

措置結果通知日 平成28年2月16日

【監査の結果】	【措置の内容】
管理している公用車（業務用車1台）の運転報告書については、奈良市公用車管理規則第18条の規定により、毎日、運転報告書（別記第7号様式）を作成し、翌日の使用時までには公用車管理者（中人権文化センター所長が該当）に提出することになっているにもかかわらず、独自様式の公用車	管理している公用車（業務用車1台）の運転報告書については、平成28年1月4日から、公用車（業務用車）を使用した場合、奈良市公用車管理規則第18条の規定により、同規則別記第7号様式に定める運転報告書を作成し、給油した際には給油量を記載するとともに、翌日までに公用車管理

運転日報が作成されており、また、給油量の記載漏れがあり、公用車管理者への提出も行われていなかった。奈良市公用車管理規則第18条の規定に則り、適正な事務処理を行われたい。

者（中人権文化センター所長）に提出し、決裁を受けるようにしました。

南人権文化センター

監査結果公表日 平成27年12月25日
(奈良市監査委員告示第20号)

措置結果通知日 平成28年2月10日

【監査の結果】	【措置の内容】
管理している公用車（業務用車1台）の運転報告書については、奈良市公用車管理規則第18条の規定により、毎日、運転報告書（別記第7号様式）を作成し、翌日の使用時までには公用車管理者（南人権文化センター所長が該当）に提出することになっているにもかかわらず、独自様式の公用車運転日報が作成されており、また、公用車管理者の決裁が月ごとに行われていた。奈良市公用車管理規則第18条の規定に則り、適正な事務処理を行われたい。	管理している公用車（業務用車1台）の運転報告書については、平成28年1月5日から、公用車（業務用車）を使用した場合、奈良市公用車管理規則第18条の規定により、同規則別記第7号様式に定める運転報告書を作成し、翌日までに公用車管理者（南人権文化センター所長）に提出し、決裁を受けるようにしました。

男女共同参画課

監査結果公表日 平成27年12月25日
(奈良市監査委員告示第20号)

措置結果通知日 平成28年2月16日

【監査の結果】	【措置の内容】
開催された5つの講座で、受講者から受講料を徴収し、領収書を発行しているが、当該領収書は、複写様式のものではなく、連番も付されていない。公金の適正管理の観点から、正副の複写様式のもので、連番が付された領収書を使用されたい。	講座開催に伴う領収書の発行については、複写様式のもので連番で管理できる会計課交付の領収書を使用することとしました。

(平成28年3月22日揭示済)

奈良市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成28年3月28日

奈良市監査委員 中村 勝三郎

同 中本 勝
同 横井 雄一
同 山口 裕司
奈監第78号
平成28年3月28日

奈良市長 仲川 元庸 様
奈良市議会議長 浅川 仁 様
奈良市選挙管理委員会委員長 西久保 武志 様
奈良市農業委員会委員長 大西 崇夫 様

奈良市監査委員 中村 勝三郎
同 中本 勝
同 横井 雄一
同 山口 裕司

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

1 監査対象

環境部

環境事業室 企画総務課（衛生浄化センターを含む。）
環境清美工場 環境政策課 エネルギー政策課 産業廃棄物対策課

都市整備部

JR奈良駅周辺整備事務所 西大寺駅周辺整備事務所

建設部

土木管理課 道路建設課

会計契約部

契約課 技術監理課

選挙管理委員会事務局

農業委員会事務局

(企業局)

経営部

総務課 料金お客様課

上水道部

配水課 給水課

下水道部

下水道総務課 下水道維持課 下水道建設課

2 監査期間

平成28年1月12日～同年3月25日

3 監査方法

平成27年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた平成27年11月末日現在（企業局については、同年12月末現在）の資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で実施した。

4 監査結果

監査した財務に関する事務については、次のとおり一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

環境部

環境清美工場

- (1) 雑入の破碎スクラップ、アルミスクラップ、大型鉄及び廃自転車売却収入の未収債権について、予備監査日の債権管理台帳等関係書類を査閲したところ、平成24年度以降の納入の具体的な交渉や、催告書の発送等、債権回収に向けての取組が行われていない事例が見受けられた。奈良市債権管理条例に則り、適正な事務手続を行い、未収債権の回収に努められたい。
- (2) 環境清美工場から排出される破碎スクラップ、アルミスクラップ、大型鉄及び廃自転車について、指名競争入札を実施し、売却処分を行っている。処分代金を滞納している業者を平成27年6月にこれらの4品目の入札に参加させ、4品目のうち破碎スクラップ、アルミスクラップ、大型鉄について当該業者が落札し、契約を締結したが、売却代金が納期限までに納入されず、新たな未収債権が発生していた。所管課に当該業者を入札に参加させるか否かについて検討した関連資料等の提出を求めたが、提出はなかった。なお、「奈良市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領」では、契約担当者は、市発注契約等の履行に当たり、措置要件のいずれかに該当すると思われる契約違反行為等が入札参加資格者であったときは、速やかに市長に報告しなければならないと規定されている。
- (3) 環境清美工場内にあるブルドーザなどの重機の軽油7月分の支出負担行為何書を査閲したところ、給油伝票（納品書）と内訳書の給油総量が一致していなかった。給油伝票（納品書）と請求内容を確認の上、適正な事務処理を行われたい。
- また、環境清美工場内の当該重機に給油する燃料について、事務担当者に給油手順等の説明を求めたところ、指定日に給油業者が燃料搭載車両を持ち込んで給油を行うが、給油作業には所管課の事務担当者は立ち会わず、重機の運転手は給油作業現場に立ち会うものの給油量を確認せず、給油業者が作業終了後に給油量等を記入した給油伝票を事務担当者が内容を確認しないまま、サインをしていたとのことであった。当該車両の給油量を管理できる管理台帳を作成し、適正な事務処理を行われたい。また、給油業者が工場内において給油作業を行うような特殊な給油方法については、給油時には所管課の職員が立ち会い、給油対象車両及び給油量の確認を行うなど、給油手順のマニュアル等を作成することが望ましい。
- (4) 環境清美工場から排出される破碎スクラップ、アルミスクラップ、大型鉄及び廃自転車については、売却処分しており、業者が回収に来るまでの間、環境清美工場の敷地内に保管しているが、それぞれの保管量などを記録した管理台帳を作成していなかった。管理台帳を作成の上、物品（有価

物）としての管理を行われたい。

- (5) 需用費の施設修繕料で支出している環境清美工場内の施設補修について関係書類を査閲したところ、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定による随意契約の方法により契約を締結しているもののうち、16件については、それぞれの見積書又は施行起案の記載内容からは、本体の維持管理又は原状復旧を目的としたものであると認められる。このことから、奈良市契約規則第17条の2第6号に該当し、予定価格が同号に定める額を超える場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定による随意契約の方法による契約を締結できない。契約方法を確認した上、適正な契約事務を行われたい。
- (6) 場内作業用重機賃貸借契約において、平成27年4月分は前年度の落札業者と随意契約の方法により契約を締結しており、賃借料に加え、当該賃貸借物件の修繕料を当該業者に支払っていた。当該業者に支払った修繕料は、市の責めに起因する修繕であったのかどうか、担当者に関連資料等の提出を求めたが、提出はなかった。修繕料が適法な市の債務であることを確定するため、当該賃貸借物件である重機の損傷箇所の写真及び操縦者の事故状況報告書などを作成し、保管されたい。

【意見】

- 所管課は、民法第505条第1項の規定に則り、双方の債務の相殺を検討していなかった。このことから、相殺について、奈良市債権管理マニュアルの改訂等を検討されたい。
- (7) 所管課は、破碎スクラップ、アルミスクラップ、大型鉄及び廃自転車の回収業者が環境清美工場から搬出した1箇月分をまとめて月末に調定していた。回収業者が破碎スクラップ等を搬出する際、環境清美工場内の計量機で計量され、売却代金は確定する。奈良市会計規則第11条の規定に則り、納入すべき金額を確認した日に調定し、納入通知書を納入義務者に通知する必要がある。

【意見】

所管課は、納入通知書の納期限を調定した日の翌々月の初日としていた。納期限の設定については、奈良市会計規則に規定されておらず、所管課が独自に納期限を設定している。このため、歳入を徴収しようとする場合において納入すべき金額が確定した日（調定日）から、数箇月後の日付で納期限が設定されている事例が、環境清美工場以外の各課においても見受けられた。納期限は、「法令又は契約によって定まっているものについては、その期限によるべきであり、定まっていないものについては、納入義務者が納入通知書の受領後、納入しうる期間を考慮して定めるべきであるが、この期間については普通地方公共団体の財務

規則等で規定することになる。国の場合は各省の会計事務規定で定めているが、これによれば通常20日以内において適宜納期日を定めるようになっている」と新版逐条地方自治法に記載されている。これらのことから、納期限の設定について、規則等で定められたい。

都市整備部

J R奈良駅周辺整備事務所

- (1) 地中配電管路の埋設に対し、行政財産の目的外使用を許可する場合の使用料については、大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）J R奈良駅南特定土地区画整理事業施行に関する条例第35条の規定に定めるところにより、奈良市道路占用料に関する条例の規定を準用することとされている。しかし、国道での占用料の取扱いを定めた「道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について」（昭和42年11月13日付け建設省道政発第90号）に従い、使用料を9分の1に減額する取扱いを行った事例が1件あった。そのような取扱いは、奈良市道路占用料に関する条例第4条の規定に該当するものを定めた占用料の免除に関する基準には記載されていない。また、準用される奈良市道路占用料に関する条例別表備考6のとおり単位計算をしておらず、小数点第1位までの長さで計算しており、金額を少なく徴収していた。使用料の減免の根拠を明確にするとともに、正しい単位計算による使用料を徴収されたい。
- (2) 認定電気通信事業の用に供する目的での電気通信ケーブルの架空占用に対し、行政財産の目的外使用を許可する場合の使用料については、大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）J R奈良駅南特定土地区画整理事業施行に関する条例第35条の規定に定めるところにより、奈良市道路占用料に関する条例の規定を準用することとされている。しかし、国道での占用料の取扱いを定めた「道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について」（昭和42年11月13日付け建設省道政発第90号）に従い、1件の使用許可に係る年度ごとの使用料の額が100円に満たない場合の使用料の額を100円として徴収した事例が1件あった。奈良市道路占用料に関する条例には、この取扱いを定めた規定がないので、正確な計算による使用料を徴収されたい。
- (3) J R奈良駅周辺整備事務所は、事務所の2階の一部を任意団体に使用させており、行政財産使用料は徴収しているが、光熱水費等については、奈良市公有財産規則第25条ただし書に規定する市長決裁を得ることなく徴収していなかった。同条の規定に則り、別途、光熱水費等を徴収されたい。

建設部

土木管理課

- (1) 土木管理課では、道路占用料に関する業務は財務会計システムとは別の道路占用システムで行われている。監査基準日において、道路占用料の収入額が調定額を上回っている状態であった。適正な事務処理を行われたい。
- (2) 平成27年度に発送した道路占用料の納付についての通知文を査閲したところ、平成26年度分の未収債権の請求に係る記載内容であった。平成26年度中に督促状を発送した決裁文書等の提示を求めたが、提示されたのは督促状ではなく、道路占用料の納付についての通知文で、平成23年度分から平成26年度分までの未収債権の請求に係る記載内容であった。奈良市債権管理条例に則り、適正な債権管理を行われたい。
- (3) 西大寺南町排水ポンプ場運転管理業務委託を契約する際に、奈良市契約規則第18条の2第1項に定める2人以上の者からの見積書を徴収していなかった。当該委託契約は、同項ただし書に定める事項に該当しないので、2人以上の者からの見積書を徴収されたい。
- (4) 奈良北雨水ポンプ場管理業務委託契約では、毎月の委託業務実施報告書を翌月5日までに提出することになっているが、4月分、9月分及び10月分の3箇月分で翌月5日を超えた提出日の報告書があった。適正な事務処理を行われたい。
- (5) 奈良市法定外公共物の管理に関する条例第6条第2項の規定による法定外公共物占用料の免除を行う際に、奈良市法定外公共物の管理に関する条例施行規則第5条に定める法定外公共物占用料減免申請書を徴収していなかった。また、奈良市事務専決規程では、使用料、手数料及び負担金等の減免の許可又は承認は部長専決となっているが、課長専決の法定外公共物占用許可の決裁文書に占用料を免除する旨の記載があるのみで、免除の許可又は承認については、部長の決裁を受けていなかった。適正な事務処理を行われたい。

農業委員会事務局

監査基準日に係る現金実査を行ったところ、次のような事例が見受けられたので、手数料を収納した場合には、正しく金種表を作成するとともに、奈良市会計規則第9条の規定に則り、速やかに指定金融機関に払い込まれたい。

- ア 監査基準日の金種表に記載されている合計金額欄の金額と、監査基準日にあるべき合計金額を算出した金額が一致しなかった。
- イ 監査基準日の金種表に記載されている前日の繰越金額欄の金額と、監査基準日にあるべき前日の繰越金額を算出した金額が一致しなかった。

ウ 監査基準日の金種表の金融機関への入金額欄には入金された金額が記載されていたが、監査基準日における金融機関への入金は確認できなかった。

エ 証明手数料について、1週間から2週間分をまとめて指定金融機関に納入していた。

(企業局)
経営部

料金お客様課

平成27年8月分の燃料費について支出負担行為書を査閲したところ、同月7日に燃料を給油した注油券があり、当該給油分を執行しているが、公用車運転報告書には当該燃料を給油した記載がなかった。また、抽出して査閲した注油券で、予め運転者が記名し、捺印したものがあった。公用車運転報告書には給油した燃料の量を正確に記載し、注油券は、燃料の給油を確認した後に記名等を行うなど、正しく使用されたい。

上水道部

給水課

指定給水装置工事事業者指定手数料、設計審査手数料及び工事検査手数料並びに水道施設分担金及び水道施設加算分担金並びに証明手数料については、原則として申込みの際に徴収しなければならないが、これら手数料及び分担金について、申込み後に徴収していた事例が見受けられた。奈良市水道事業給水条例第31条第1項、第31条の3第1項及び第32条第2項並びに奈良市手数料条例第3条の規定に則り、適正な事務処理を行われたい。

下水道部

下水道維持課

平成27年4月分の通信運搬費の支出負担行為書を査閲したところ、同月27日に郵便切手を購入しており、切手類受払簿と照合したところ、同日の切手類受払簿の記載金額が一致していなかった。所管課の説明によると、平成26年度末に排水設備指定業者に通知文を郵送するための予算が不足したため、他課から借用したが、切手類受払簿には当該分について記載しなかったことによるものであるとのことであった。郵便切手は、金銭等価物であることから、借用するのではなく、適正な手続を経て購入されたい。

(平成28年3月28日揭示済)

奈良市監査委員告示第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人前川英樹から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3

項の規定により、別添のとおり公表します。

平成28年3月31日

奈良市監査委員 中村 勝三郎
同 中本 勝
同 横井 雄一
同 山口 裕司

別添省略

(平成28年3月31日揭示済)

奈良市監査委員告示第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別添のとおり公表します。

平成28年3月31日

奈良市監査委員 中村 勝三郎
同 中本 勝
同 横井 雄一
同 山口 裕司
奈良市 奈政行 第23号
平成28年3月29日

奈良市監査委員 中村 勝三郎 様
同 中本 勝 様
同 横井 雄一 様
同 山口 裕司 様

奈良市長 仲川 元庸

包括外部監査の結果に対する措置状況について(通知)

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成15年度包括外部監査「土地の取得および売却の処理手続ならびに保有土地の管理状況について」の結果に対する措置状況について

第4. 奈良市土地開発公社について

3. 監査の結果および意見

(10) 長期保有土地について

⑦ 国際交流センター建設事業

(イ) 事業計画の見直し

(奈良町にぎわい課)

【監査結果】

立地条件、資金計画およびスケジュールなどを定めた事業実施計画が当初より作成されておらず、また、奈良市による土地の買戻しがストップした平成5年度以降、事業は全く進行していない。隣の奈良市所有地を合わせれば、市道に面した2,631.90㎡の広さを持つ土地となるが、現在は分断して使用しているうえ、市道側の奈良市所有地は駐車場としてもほとんど使用していない。このように、現在の利用方法が望ましいとは思われないが、何らの対策もなされず放置されている。事業計画の見直しとともに有効利用の検討を早急に行うべきである。

【措置の内容】

平成24年度からならまち振興館整備事業用地、駐車場用地及び仮称国際交流センター建設事業用地を一体として、奈良町全体の観光振興を図る拠点としての活用を図るための事業計画を検討し、平成25年度に計画を作成しました。奈良町全体の活性化を図っていくため、平成26年度にはならまち振興館を含めた一体の活用方針を決定し、平成27年度には「奈良市奈良町南観光案内所」、「奈良市奈良町南観光駐車場」及びにぎわい創出施設として整備しました。

(ウ) 目的変更と買戻し手続の実施

(奈良町にぎわい課)

【監査結果】

購入して2年後に日本家屋の全面改築を行い、4年目から奈良市ならまち振興館として使用している。ならまち振興館の設置目的には国際文化の向上も含まれており、また奈良市国際ボランティア協会の事務所も置かれているなど、国際交流センターと全く関係がないとはいえないが、ならまち振興財団の事務所が置かれていることなどから考えると、一部目的外使用されているといわざるを得ない。また、通常の目的外使用は一時的な有効利用のためのものであるが、当該用地については長期間にわたり本格的に利用されている。

奈良市全体として、遊休土地の活用をはかるうえでは望ましいこともあるものの、このような事業の進め方は不当であり、早急に土地および建物の目的替えと買戻しを行い、しかるべき手続を経るべきである。

【措置の内容】

仮称国際交流センター建設事業用地については、平成4年度に奈良市土地開発公社から買戻しを行い、駐車場用地及びならまち振興館整備事業用地についても、同様に、平成20年度及び平成22年度にそれぞれ買戻しを行いました。

また、これらの土地を一体で奈良町全体の観光振興を図る拠点とすることを目的に、平成27年度には「奈良市奈良町南観光案内所」、「奈良市奈良町南観光駐車場」及びにぎわい創出施設として整備しました。

平成26年度包括外部監査「業務委託、工事、物品購入などの公共調達について」の結果に対する措置状況について

Ⅲ. 公共調達に関する全体的結果及び意見

7. デジタルカメラ等の扱いについて

(3) 平成25年度の購入実績

- 契約分割による見積徴取の回避について
(指導監察課)

【監査結果】

上表のとおり公園緑地課、下水道維持課、教育総務課及び教育支援課においては、同一予算を財源として同一日ないし1か月以内にデジタルカメラを複数回の支出負担行為により発注しているものがあつた。(上表省略)

奈良市契約規則第18条の2第2項第5号により、随意契約において見積書の徴取が省略することができる基準は1

件の予定価格が3万円未満の契約をするときと規定されており、上記は全て見積書の徴取は行われず購入されていた。

しかし上記のように発注が分割されているのは見積徴取を回避するためと考えられる。不適切な分割発注は行わず、価格の妥当性検討という本来の職務が適正に果たされるべきである。透明性のある公共調達に一層の意を払うよう意識を変える必要がある。

【措置の内容】

地方自治法第2条第14項において、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないとの規定があり、また、地方財政法第4条には、地方公共団体の経費は、その目的を達するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならないとあります。

このことから、地方公共団体の契約方法は、一般競争入札が原則であり、随意契約は法令等の規定に合致した場合に行うことができる例外であることを踏まえ、意図的、恣意的に契約を分割しているのではないかと疑念をもたれるような同一の者と少額な随意契約を複数回行うことは厳に慎み、その契約方法に合理的な理由があるのかどうかを再度確認するように平成27年7月3日付け奈会契指第144号において主務課長に通知し、周知徹底を図りました。今後は、監査結果を踏まえ、適正な執行を行ってまいります。

Ⅳ. 公共調達に関する個別結果及び意見

1. 総合政策部

(1) 広報広聴課

② 委託料について

- 随意契約理由の不記載について (法律相談業務委託)
(広報広聴課)

【監査結果】

上記の委託契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約であるが、随意契約に関する理由書には根拠条文番号「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」のみが示されている。しかし、上記の「随意契約理由」が記載されず、契約の相手方が奈良弁護士会でなければならないかについての具体的理由が記載されていない状態であった。

一般競争入札が原則とされている中で、随意契約は例外的な契約方法であることから、契約手続きの透明性の向上や市の説明責任の観点から、2号随意契約をするには、その理由を十分検討し、随意契約理由書等において明確に説明する文章をもって文書化しておく必要がある。

【措置の内容】

平成27年度からは、法律相談業務委託の実施起案に「法律相談には法律や訴訟に熟知していることが求められることから弁護士を置くことが最適である。週2日、定期に行う業務であることから当日の担当弁護士の事故等の緊急時に備え、代替弁護士を派遣するなど、臨機応変な対応が出来る組織であることが必要である。相談者が相談しやすい

事業とするため、中立的立場にある組織であることが望ましい。これらの条件に対応できるものは、奈良弁護士会だけである。」との随意契約理由を記載しました。

3. 市民生活部

(2) 病院事業課（平成26年度においては医療政策課。以下同様。）

② 委託料について

- ・随意契約理由の不記載について（奈良市立休日夜間応急診療所診療業務）
（病院管理課）

【監査結果】

市立休日夜間応急診療所は、奈良市における救急医療体制の一次救急医療機関として位置づけられている。そのため、休日夜間応急診療所では、診療時間内において医師を確保し、診療行為を速やかに実施できる体制を確実に整えておく必要がある。

市は奈良市医師会が、市内にある医療機関の医師、そこに勤務する医師が加入する団体であり、休日夜間で医師を確実に確保できる団体であるという理由で、当該団体と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約を締結している。しかし、随意契約を締結した理由が起案書類等に明記されていなかった。

随意契約は一般競争入札の例外であり、随意契約の理由について、起案等に明確に説明する文章をもって文書化しなければならない。

【措置の内容】

今回の監査により指摘された随意契約理由の不記載については、平成27年度の起案から「休日夜間応急診療所は、奈良市における救急医療体制の一次救急医療機関として位置づけられており、医師を確保し診療行為を速やかに実施できるよう体制を整えておく必要があります。奈良市医師会は、市内にある医療機関の医師やそこに勤務する医師が加入する団体であり、休日夜間で医師を確実に確保できる団体という理由から当団体と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約をするものです。」との文書を追加し、明確化いたしました。

随意契約の理由の記載については、十分に注意を払って適切に行ってまいります。

(4) 月ヶ瀬行政センター地域振興課

② 委託料について

- ・契約分割による競争入札の回避について（草刈作業業務委託）

（月ヶ瀬行政センター地域振興課）

【監査結果】

月ヶ瀬地内における草刈業務の3件の契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定による随意契約となっている。作業路線ごとにそれぞれ単独の業務として契約している。各契約における作業路線は以下の通りとなっている。

このように3つの路線はそれぞれ隣接する箇所であり、工期及び業務内容も同一となっているため、路線ごとに契約を分ける必要性に乏しいが、路線が異なるという理由のみで分割して契約発注されている。そのため、それぞれの契約が各業者との地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定による随意契約となっているが、業務を一括して発注していれば予定価格が50万円を超え、一般競争入札が必要であった（奈良市契約規則第17条の2）。契約を分割することにより恣意的に予定価格を下げて随意契約を締結することは、地方自治法の趣旨に反する行為である。また、業務の規模を大きくすることによりスケールメリットを享受できるため、契約金額全体が安価となる可能性もあった。

不適切な分割発注は行わず、競争入札等による公平性と透明性の確保に尽力して本来の職務が適正に果たされるべきである。透明性のある公共調達に一層の意を払うよう意識を変える必要がある。

【措置の内容】

月ヶ瀬地区内における草刈業務3件のうち、月ヶ瀬長引地内の2件については、平成27年度から業務を集約し、一括発注しました。なお、月ヶ瀬桃香野地区の1件については、現場が約2km離れており、作業効率を重視することから別発注としました。

5. 保健福祉部

(3) 保護第一課

② 需用費について

- ・契約分割による見積合わせの回避について（長3クラブト窓あき封筒）
（保護第一課）

【監査結果】

保護第一課においては、生活保護者に対する郵便物の郵送のため、課の連絡先が印字された窓あき封筒を各回3,000枚ずつ繰り返し同一業者に発注している。

平成25年度においては、奈良市契約規則第18条の2第2項第5号により、随意契約において見積書の徴取が省略することができる基準は1件の予定価格が3万円未満の契約をするときと規定されており（平成26年度からは1件あたり5万円未満の契約と規則が改正されている）、上記の負担行為に関して見積徴取は一切行われていない。（上記省略）

このようにその都度発注が行われているのは、発送内容によって郵便料金が異なるため、印刷の様式も異なることや（料金後納の場合や市内特別郵便の場合がある）、予算が部内の一か所にまとまっていないためとのことである。しかし、毎年大よその必要枚数は予測できるため、課独自で年間発注予定分の見積合わせを行った上で、単価契約先を決定するなどの方法を取り、価格の妥当性検討という本来の職務が適正に果たされるべきである。

課毎に異なる連絡先の印字が必要ということで、当該封筒は市全体の共同購入物品には含まれていないが、同一住

所表示の市庁舎内で課名が異なるだけであれば、共同購入物品として発注を試みることも検討に値するものとする。

【措置の内容】

平成27年度の契約において、単価契約の見積り合わせを実施し、落札業者との印刷製本単価契約を行いました。

(5) 介護福祉課

② 委託料について

- 委託料支払額の不合理な分割について（要介護認定調査業務委託）

（介護福祉課）

【監査結果】

契約書によると、当該契約の委託料は、平成25年4月、6月、8月、10月、12月、平成26年2月の計6回に分けて支払うこととされており、各回の支払額は以下のようになっている。（以下のよう省略）

要介護認定調査は年間を通して行われる業務であり、調査量の季節的な変動はさほど見受けられない。にもかかわらず上記のように各回の支払額は区々であり、特に4月と10月に相対的に多額の支払いとなっている。受託者である社会福祉法人奈良市社会福祉協議会（以下、「市社会福祉協議会」）の資金繰りに配慮したものである。（上記省略）

役務の提供に応じた支払という原則に反した契約内容と支払がなされている。しかも委託先の都合のためだけに委託料支払額を時期によって増減させるのは、資金的融通に相当する行為であり、委託契約の枠を超えた別次元の判断を要するものである。加えて、その相手先は市の外郭団体であり、他の団体との取引以上に、市はその公平性と透明性の確保に努めるべきところ、このような契約が決裁されたことは不適切である。決裁を通じた市職員によるチェック機能が有効に機能しているのか疑問を抱かせる契約内容である。

介護福祉課は当該委託業務の委託料支払額の分割方法について、改める必要がある。

【措置の内容】

要介護認定調査業務委託につきましては、平成27年度の契約より2箇月に1回、計年6回分を同額で分割支払することとしました。

6. 子ども未来部

(1) 子ども政策課

② 委託料について

- 随意契約理由の希薄さについて（奈良市立認定こども園都跡幼稚園園児等参加型園庭づくり業務委託）

（子ども政策課）

【監査結果】

上記の委託契約について、起案等における随意契約理由の記載は上表のとおりであり、それだけである。これでは契約者が業務の実施能力を有していることを示しているのみであり、他者では当該業務が実施できないという点については言及がなく、随意契約を締結する事由としては不十分である。（上表省略）

分である。（上表省略）

本来的な競争に依らず随意契約とするのであれば、どのような調査を行ない、どのような理由でその1者しかないと判断したのかという過程と理由について具体的に説明できることが必要であり、それを随意契約理由書として文書化しておくことにより行政の説明責任が果たしうるものと考えられる。契約者が当該業務の実施能力を有しているということのみならず、他者による当該業務の実施可能性を検討し、随意契約理由書において明確にしておく必要がある。

また、このような「過去に例のない取り組み」である場合には、外部から広く知見を得ることも有益であると推察されることから、安易に随意契約を選択するのではなく、総合評価方式による入札など、なるべく競争性、透明性が確保される方法を検討すべきである。

【措置の内容】

本件と同様の取組を実施する場合、今回の指摘事項も踏まえ、契約にあたっては、「公募型プロポーザル方式」や「総合評価方式」による入札など、競争性、透明性が確保される方法を取り入れることとし、平成26年度に「子どもと子育てにやさしいまちづくりフォーラム」を開催した際には、専門事業者の企画提案を取り入れ、業務委託により実施することとし、平成26年10月に受託事業者を「公募型プロポーザル方式」により選定しました。

8. 環境部

(1) 企画総務課

② 委託料について

- 委託料支払額の不合理な分割について（し尿収集運搬業務及び手数料徴収事務委託）

（企画総務課）

【監査結果】

本業務に係る委託料につき、賞与支払月である6月と12月は24,310千円ずつ、その他の月は12,700千円ずつの支払となっている。受託者の賞与支給に伴う資金繰りに配慮したものである。

役務の提供に応じた支払という原則に反した契約内容と支払がなされている。しかも委託先の都合のためだけに委託料支払額を時期によって増減させるのは、資金的融通に相当する行為であり、委託契約の枠を超えた別次元の判断を要するものである。加えて、その相手先は市の外郭団体であり、他の団体との取引以上に、市はその公平性と透明性の確保に努めるべきところ、このような契約が決裁されたことは不適切である。決裁を通じた市職員によるチェック機能が有効に機能しているのか疑問を抱かせる契約内容である。

市は当該委託業務の委託料支払額の分割方法について、改める必要がある。

【措置の内容】

委託料の支払について、分割方法を見直し、平成27年度の契約においては、4月分から2月分までについては

13,809千円、3月分については13,816千円に分割しました。

- 随意契約理由の希薄さについて（環境清美センター事務厚生棟及び駐車場棟清掃業務）
（企画総務課）

【監査結果】

上記の随意契約理由を見る限り、清掃業務としては一般的な業務内容の範疇に入るものであり、また当該業者が唯一実施可能な業者であること、すなわち他の業者にはできないことについての理由説明が欠如している。

本来的な競争に依らず随意契約とするのであれば、どのような調査を行ない、どのような理由でその1者しかないと判断したのかという過程と理由について具体的に説明できることが必要であり、それを随意契約理由書として文書化しておくことにより行政の説明責任が果たしうると考えられる。契約者が当該業務の実施能力を有しているということのみならず、他者による当該業務の実施可能性を検討し、随意契約理由書において明確にしておく必要がある。

本件については、上記のとおり清掃業務としては一般的な業務内容の範疇に入るものと考えられることから、一般競争入札で広く門戸を広げるべきと史料する。

【措置の内容】

環境清美センター事務厚生棟及び駐車場棟清掃業務について、平成27年6月19日に一般競争入札を実施し、平成27年7月1日から当該落札業者と契約しました。

9. 観光経済部

(2) 商工労政課

② 委託料について

- 再委託先の変更について（起業家支援事業業務委託）
（商工労政課）

【監査結果】

当該業務については、受託者（株式会社まちづくり奈良）との委託契約書第12条第2項により、「受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。」とされており、事前の承諾を条件に業務の再委託を認めるものとなっている。これに従い受託者は、ビジネスカフェの大阪開催に関してNPO法人日本アントレプレナーシップアカデミーに、東京開催に関しては特定非営利活動法人エティックに、それぞれ再委託する旨の承諾を求めている。これに対して奈良市は株式会社まちづくり奈良に対して再委託承諾書を提出し、再委託の承諾を通知している。

しかし、業務実績報告書によるとビジネスカフェの東京開催について、実際には上記の特定非営利活動法人エティックではなくNPO法人ならゆうしに再委託しており、同法人に係る再委託承諾書の提出が漏れていた。再委託承諾書では、再委託内容等に変更が生じる場合には、あらかじめ変更の申し出を行うこととされており、本来であれば

再委託先を特定非営利活動法人エティックからNPO法人ならゆうしに変更する旨の変更願いを奈良市に提出し、奈良市の承諾を得る必要があった。「同社以外の委託は考えにくい」としながら再委託されているのであるから、随意契約の履行能力の確認という観点からは、再委託先の事前承諾は欠かせない。ネットワーク化の進展により行政当局においても各種団体との共催や支援等をうける活動が増加している中、業務の実質的な履行体制を把握して有効性と効率性の確保に努めることは、今後ますます重要な課題として留意されるべきである。

【措置の内容】

平成26年度の再委託については、実際に業務を行っている業者に係る再委託承認願を提出してもらい、奈良市からは再委託承諾書を交付しました。今後は、再委託が生じる場合には、委託先からの事前承諾を徹底し、その必要性について十分検討した上で再委託の可否を判断すること、また、委託業務の執行状況についても十分な精査を行うこととしました。

（平成28年3月31日揭示済）

奈良市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別添のとおり公表します。

平成28年3月31日

奈良市監査委員 中村 勝三郎
同 中本 勝
同 横井 雄一
同 山口 裕司
奈教総第668号
平成28年3月29日

奈良市監査委員 中村 勝三郎 様
同 中本 勝 様
同 横井 雄一 様
同 山口 裕司 様

奈良市教育委員会

教育委員長 杉江 雅彦

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知をします。

平成25年度包括外部監査「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」の結果に対する措置状況について

IV 個別の指定管理者制度導入施設

42. 黒髪山キャンプフィールド

(6) 監査の結果及び意見

- 自然体験事業について
(生涯学習課)

【監査結果】

指定管理者の代表は、指定管理団体とは別に、市より受託を受けキャンプフィールドで自然体験事業を実施する「くろかみやま自然塾」という団体を作っている。くろかみやま自然塾は、もともとキャンプフィールド運営協議会がキャンプフィールドの指定管理業務の中で自主事業として実施していたが、当該事業を市の事業としたいという市の意向を受け、現在は市からくろかみやま自然塾に委託する形で実施されている。

当該事業では、自然体験を行うための材料代等のために、参加者から参加料を徴収している。平成24年度の参加料は参加者一人当たり800円及び1,600円/回で、参加料収入総額は292千円である。

当該参加料収入はくろかみやま自然塾から市へ納付されていない。市は指定管理者の自主事業ではなく、市が歳入すべきことを認識しているが、歳入欠陥になる可能性があることを理由として収受していない。これは誤りであるため、歳入にするか、委託料で清算されたい。

【措置の内容】

自然体験事業の参加料収入については、平成27年度から市の歳入として処理をいたしました。

平成26年度包括外部監査「業務委託、工事、物品購入などの公共調達について」の結果に対する措置状況について

IV. 公共調達に関する個別結果及び意見

13. 教育委員会

(3) 地域教育課

②委託料について

- 随意契約理由の不記載について
(地域教育課)

【監査結果】

地域で決める学校予算事業では市が各中学校区地域教育協議会と随意契約を締結している。当該委託契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約であるが随意契約の理由書は作成されておらず、他の起案等でも随意契約の理由を確認できる文書は残されていなかった。市の担当者に質問したところ、中学校区地域教育協議会はこの事業を実施することを目的として設置された団体であり、事業の性質から、中学校区地域教育協議会以外では適切かつ円滑に業務をなさないとの説明があった。

随意契約は一般競争入札を原則とする契約方式の例外であるため、契約事務の公平性及び透明性を確保する観点から、市は、当該委託契約に係る随意契約の理由について、起案等に明確に説明する文章をもって文書化しなければならない。

【措置の内容】

平成27年度から、地域で決める学校予算事業の実施起案において、当該委託契約が地方自治法施行令第167条の2

第1項第2号に定める随意契約である理由を説明する文章を加えました。

(平成28年3月31日掲示済)

公平委員会

不利益処分についての不服申立てに関する規則及び職員の苦情の処理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

奈良市公平委員会

委員長 宮脇紀夫

奈良市公平委員会規則第1号

不利益処分についての不服申立てに関する規則及び職員の苦情の処理に関する規則の一部を改正する規則

(不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部改正)

第1条 不利益処分についての不服申立てに関する規則(昭和39年奈良市公平委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

不利益処分についての審査請求に関する規則

本則(第1条、第2条、第4条第1項、第5条第1項及び第3項並びに第6条の2を除く。)中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「請求者」に改める。

第1条中「基き」を「基づき」に改め、「又は異議申立て(以下「不服申立て」という。)」を削り、「手続き」を「手続」に改める。

第2条を次のように改める。

(定義)

第2条 この規則において「請求者」とは、処分を受けてその処分について審査請求をする者をいう。

2 この規則において「処分者」とは、処分を行った者をいう。ただし、処分者が当該処分を行った後においてその職を離れた場合には、その職又はこれに相当する職にある者を処分者とみなす。

3 この規則において「当事者」とは、請求者及び処分者をいう。

第3条第2項中「円滑迅速」を「円滑かつ迅速」に改める。

第3条の2第2項中「行なつた」を「行った」に、「取消」を「取り消し」に改める。

第4条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は異議申立書(以下「不服申立書」という。)」を削り、同条第2項第1号及び第2号中「処分を受けた者」を「請求者」に改め、同項第5号中「あつた」を「あった」に、「知つた」を「知った」に改め、同項第8号中「する処分説明書」を「する処分の事由を記載した説明書」に、「。ただし、処分説明書が交付されなかつたと

きは、その経緯を「(処分説明書が交付されなかったときは、その経緯)」に改め、同条第3項中「写」を「写し」に、「されなかつた」を「されなかった」に改め、同条第4項中「つどすみやかに」を「都度速やかに」に改める。

第5条第1項中「不服申立書」を「公平委員会は、審査請求書」に改め、「公平委員会は、」を削り、「不服申立人」を「請求者」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「前項に」を「公平委員会は、前項に」に、「結果、公平委員会は、」を「結果、」に、「あつて」を「あって」に改め、同条第3項中「不服申立人」を「公平委員会は、請求者」に、「従わなかつた」を「従わなかった」に、「公平委員会は、不服申立て」を「審査請求」に改める。

第3節中第6条の前に次の1条を加える。

(審理の計画的進行)

第5条の2 当事者及び代理人並びに公平委員会は、円滑かつ迅速で公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理の計画的な進行を図らなければならない。

第6条第2項中「為した」を「なした」に改める。

第6条の2第1項中「不服申立人」を「請求者(以下この条において「併合に係る請求者」という。)」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「併合に係る請求者」に改め、同条第3項中「不服申立人」を「併合に係る請求者」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第4項中「不服申立人」を「併合に係る請求者」に改める。

第7条第2項及び第3項中「写」を「写し」に改め、同条第6項中「証拠調べ」を「証拠調べ」に改め、同条第7項中「何時」を「いつ」に、「申し出」を「申出」に改め、同条第10項中「かえて」を「代えて」に改め、同条第12項中「写」を「写し」に改め、同条第13項中「つど」を「都度」に改める。

第8条第1項中「つど」を「都度」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 当事者は、前項の規定により提出した答弁書又は反論書に記載しなかった事実を口頭審理において主張することができない。当事者が前項の期限までに、答弁書又は反論書を提出しなかったときも同様とする。ただし、答弁書又は反論書に当該事実を記載できず、又は前項の期限までに答弁書又は反論書を提出できなかったことにつきやむを得ない事情があったことを疎明したときは、この限りでない。

第8条第5項中「若しくはその指揮に従わない者の発言を禁止し」を「、若しくは発言がその事案に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合にはこれを制限し」に改め、同条中第8項を第9項とし、同条第7項中「先き立つて」を「先立って」に、「且つ」を「かつ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「ともに」を「共に」に、「なくて」を「なく」に、「しなかつた」を「しなかった」に、「争わなかつた」を「争わな

かつた」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 公平委員会は、事案の性質、証人の心身の状態、証人と当事者又は代理人との関係その他の事情により、証人が当事者、代理人又は傍聴人の面前で陳述するときは圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるときは、当事者、代理人又は傍聴人との間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置をとることができる。この場合において、当事者及び証人の意見を聴くものとする。

第9条第1項及び第2項中「手続き」を「手続」に改め、同条第3項中「手続き」を「手続」に、「つど」を「都度」に改める。

第9条の2第1項中「あつて」を「あって」に改め、同条第2項中「よつて」を「よって」に改め、第3項中「あつた」を「あった」に改める。

第9条の2の次に次の1条を加える。

(審理の終了)

第9条の3 公平委員会は、必要な審理を終えたと認めるときは、審理を終了するものとする。

2 前項に定めるもののほか、公平委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、審理を終了することができる。

(1) 請求者から第7条第2項又は第8条第2項に規定する反論書がこれらの規定の相当の期間内に提出されない場合において、公平委員会が更に一定の期間を定めてこれらの書面の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に提出されなかったとき。

(2) 請求者及びその代理人が共に口頭審理の期日に正当な理由がなく出席しないとき。

3 公平委員会は、前2項の規定に基づき審理を終了したときは、速やかに、当事者にその旨を通知するものとする。

第10条の見出し中「取下」を「取下げ」に改め、同条第1項中「又は決定(以下「判定」という。)」を削り、「何時」を「いつ」に改め、同条第2項中「取り下げ」を「取下げ」に改め、同条第3項中「取り下げ」を「取下げ」に、「あつた」を「あった」に、「しなかつた」を「しなかった」に改め、同条に次の1項を加える。

4 公平委員会は、受理した審査請求が取り下げられたときは、処分者にその旨を通知するものとする。

第11条の見出しを「(審査の打切り)」に改め、同条中「できなくなつた」を「できなくなった」に、「取消修正」を「取消、修正」に、「なくなつた」を「なくなった」に改める。

第4節の節名中「判定」を「裁決」に改める。

第12条の見出しを「(裁決)」に改め、同条第1項中「基いて、すみやかに判定を」を「基づいて、速やかに裁決を」に改め、「又は決定書(以下「判定書」という。)」を削り、同条第2項中「判定書」を「裁決書」に改め、

同項第1号及び第3号中「判定」を「裁決」に改め、同条第3項中「判定書の写」を「裁決書の写し」に、「判定」を「裁決」に改める。

第13条中「よつて」を「よって」に改める。

第14条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「判定」を「裁決」に、「なつた」を「なつた」に改め、同項第2号中「なかつた」を「なかつた」に、「且つ」を「かつ」に改め、同項第3号中「判定」を「裁決」に改め、同条第2項中「判定」を「裁決」に、「あつた」を「あつた」に改め、同条第4項第2号中「判定」を「裁決」に改める。

第17条中「手続き」を「手続」に改める。

第18条第1項中「基いて」を「基づいて」に、「判定」を「裁決」に、「又は」を「、又は」に、「かえて」を「代えて」に改める。

第19条中「外」を「ほか」に改め、同条第1号中「宿泊料、旅費及び旅行雑費」を「旅費」に改め、同条第2号中「行つた証拠調」を「行つた証拠調べ」に改め、「公平委員会が文書の送達に要した費用」を削り、同条に次の1号を加える。

(3) 公平委員会が文書の送達に要した費用

第21条中「外」を「ほか」に改め、「手続き」を「手続」に改める。

別記様式中「奈良市公平委員会委員長様」を「(宛先)奈良市公平委員会委員長」に、「不服申立人」を「請求者」に、「不服申立事案」を「審査請求事案」に改める。

別記様式第1号中「(異議申立書)」を削り、「(異議の申立て)」を削り、「写」を「写し」に、「あつた」を「あつた」に、「知つた」を「知つた」に、「事由」を「理由」に改める。

別記様式第2号中「(異議申立書)」を削り、「行つた」を「行つた」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第3号中「行つた」を「行つた」に、「不服申立書」を「審査請求書」に改める。

別記様式第4号中「行つた」を「行つた」に改める。

別記様式第5号中「行つた」を「行つた」に、「不利益処分についての不服申立てに関する規則」を「不利益処分についての審査請求に関する規則」に改める。

別記様式第6号中「行なつた」を「行つた」に改める。

別記様式第7号中「行つた」を「行つた」に、「証拠調」を「証拠調べ」に改める。

別記様式第8号中「行つた」を「行つた」に改める。

別記様式第9号中「行つた」を「行つた」に、「不利益処分についての不服申立てに関する規則」を「不利益処分についての審査請求に関する規則」に、「10万円」を「100万円」に改める。

別記様式第10号中「従つて」を「従って」に改める。

別記様式第12号中「不服申立取下申出書」を「審査請求取下申出書」に、「行つた」を「行つた」に、「不服申立()」を「審査請求()」に、「取下げます」を「取り下

げます」に改める。

別記様式第13号中「かかる、」を「係る」に、「判定」を「裁決」に改める。

(職員の苦情の処理に関する規則の一部改正)

第2条 職員の苦情の処理に関する規則(平成17年奈良市公平委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

第4条第3項中「不利益処分についての不服申立てに関する規則」を「不利益処分についての審査請求に関する規則」に、「第51条第5項の規定により適用される行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第22条第1項の規定による受理」を「第51条第1項若しくは第2項の規定による審査請求」に、「不服申立て及び」を「審査請求及び」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の不利益処分についての審査請求に関する規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされた処分についての審査請求について適用し、施行日前にされた処分についての不服申立てについては、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の職員の苦情の処理に関する規則の規定は、施行日以後にされた苦情の申出及び相談について適用し、施行日前にされた苦情の申出及び相談については、なお従前の例による。

(平成28年3月31日掲示済)

再就職者からの依頼等に係る届出の手續に関する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

奈良市公平委員会

委員長 宮 脇 紀 夫

奈良市公平委員会規則第2号

再就職者からの依頼等に係る届出の手續に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第38条の2第7項の規定に基づく届出に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出の手續)

第2条 法第38条の2第7項の規定による届出は、同項に規定する要求又は依頼(以下「依頼等」という。)を受けた後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書(別記様式)を公平委員会に提出して行うものとする。

(1) 氏名

(2) 生年月日

(3) 職

(4) 依頼等をした再就職者(法第38条の2第1項に規定

する再就職者をいう。以下同じ。)の氏名
(5) 前号の再就職者がその地位に就いている営利企業等
(法第38条の2第1項に規定する営利企業等をいう。
以下同じ。)の名称及び当該営利企業等における当該
再就職者の地位
(6) 依頼等が行われた日時
別記様式(第2条関係)

(7) 依頼等の内容
(補則)
第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、公
平委員会が定める。
附 則
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

再就職者からの依頼等に係る届出書

年 月 日

(宛先) 奈良市公平委員会委員長

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条の2第7項の規定に基づき、次の
とおり届け出ます。この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 届出者

(ふりがな) 氏 名	生年月日 年 月 日生
所 属	職

2 要求又は依頼をした再就職者の氏名等

(ふりがな) 氏 名	要求又は依頼が行われた日時 年 月 日 時
再就職者が勤務する営利企業等の名称	営利企業等における再就職者の地位(役職等)
離職時の所属	離職時の職

3 要求又は依頼の内容

--

(平成28年3月31日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第15号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成28年3月1日から2週間、奈良市企業局下水道部下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。
平成28年3月1日

3 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起 点	終 点	備考
富雄元町第1幹線-12	奈良市富雄北一丁目2704番2	奈良市富雄北一丁目2705番3	①
富雄元町第1幹線-13	奈良市富雄北一丁目2705番3	奈良市富雄北一丁目2703番1	①
押熊第1幹線-86	奈良市押熊町1290番3	奈良市押熊町1302番	②
秋篠幹線-47	奈良市秋篠町1235番1	奈良市秋篠町1228番2	③
佐保分水幹線-9	奈良市法蓮町1251番5	奈良市法蓮町1252番2	④

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
合流式、分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
別紙省略

(平成28年3月1日揭示済)

奈良市企業局告示第16号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定取消し処分等に関する要綱を次のように定める。

平成28年3月3日

奈良市公営企業管理者
池田 修

奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定取消し
処分等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号。以下「規程」という。）第5条第1項の指定を受けた奈良市企業局指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）が、規程第8条各号の規定による指定工事業者の指定の取消し及び規程第9条の規定による指定工事業者の指定の効力の停止（以下これらを「指定の取消し等」という。）の処分の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、下水道法（昭和32年法律第177号）、奈良市水道事業給水条例（昭和33年奈良市条例第14号）及び規程において使用する用語の例による。

(違反行為の調査、報告等)

奈良市公営企業管理者
池田 修

- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成28年3月15日
- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市富雄北一丁目、押熊町、秋篠町及び法蓮町の各一部
- 公共汚水柵設置申請のうち、供用を開始する箇所
奈良市押熊町1409番45、1588番2、1588番11、六条西三丁目1534番2、1562番7、三条大路四丁目500番1、500番6、法華寺町332番3、今市町845番45

第3条 奈良市企業局給水課長（以下「給水課長」という。）は、指定工事業者が規程第8条各号に該当する違反行為を行った疑いがあるときは、その事実の有無について調査を行う。

2 給水課長は、前項の調査において指定工事業者による違反行為の事実を確認したときは、直ちに当該指定工事業者に違反行為を是正するよう指導する。

3 給水課長は、当該指定工事業者からてん末書の提出を求めるとともに、違反行為調査兼報告書（第1号様式）を作成する。

(文書等による注意)

第4条 給水課長は、違反行為の内容を検討し、指定の取消し等は要しないが、違反行為の再発を防止するため注意等を促すことが必要であると認めるときは、指定工事業者に対し、嚴重注意通知書（第2号様式）による注意又は警告通知書（第3号様式）による警告を行うことができる。

(行政処分)

第5条 給水課長は、違反行為の内容を検討し、指定の取消し等が必要と認められるときは、公営企業管理者（以下「管理者」という。）に報告し、奈良市企業局指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「指定工事業者審査委員会」という。）開催の要否について、意見を具申することができる。

(意見陳述の手続等)

第6条 管理者は、前条の報告を受け、当該違反が違反内容のうち指定取消し等の処分に該当すると認めるときは、指定工事業者審査委員会の開催に先立ち、奈良市行政手続条例（平成11年奈良市条例第19号）に定める不利益処分についての弁明の機会の付与又は意見陳述のための聴聞の手続を行うものとする。

2 弁明の機会の付与に当たっては、弁明書の提出を求めるものとする。

3 聴聞の実施に当たっては、聴聞通知書により通知する。

4 聴聞は、給水課長が主宰する。

5 給水課長は、聴聞を終結したときは、速やかに聴聞調書、聴聞報告書を作成し、管理者に報告するものとする。

6 その他意見陳述のための手続に関しては、奈良市行政手続条例及び奈良市企業局聴聞等の手続に関する規程（平成11年奈良市水道局管理規程第10号）に定めるところによる。

（指定の取消し等の決定）

第7条 指定の取消し等の決定については、前条の手続を経て指定工事事業者審査委員会を招集し、水道技術管理者その他委員の意見又は説明を求め、その審査結果を基に管理者が行う。

2 規程第9条に規定する「しん酌すべき特段の事情があるとき」とは、次の各号に掲げる場合をいう。

(1) 違反行為が故意でなく、悪質でもなく、及びその損害が軽微と認められる場合

(2) その他、管理者が特に認めた場合

（処分の通知等）

第8条 管理者は、指定の取消し等を行うときは、指定工別表（第11条関係）

奈良市企業局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準

違反項目	違反内容	規程の該当条項	処分内容
指定要件違反	1 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき	第5条第1号	指定取消し
	2 厚生労働省令で定める機械器具を有しなくなったとき	第5条第2号	指定取消し
	3 成年被後見人若しくは被補佐人又は破産者の宣告を受けたとき	第5条第3号ア	指定取消し
	4 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき	第5条第3号イ	指定取消し
	5 指定を取消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき	第5条第3号ウ	指定取消し
	6 業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき	第5条第3号エ	
	(1) 無断通水、メーターの不正使用等をしたとき		指定停止6月
	(2) 道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施行したとき		指定停止6月
	(3) 施工上の安全管理を怠り、公衆に死亡者を出したとき		指定停止3月
	(4) 施工上の安全管理を怠り、公衆に重傷者を出し、又は損害を与えたとき		指定停止2月
	(5) 施工上の安全管理を怠り、従業員に死亡者を出したとき		指定停止2月
	(6) 施工上の安全管理を怠り、従業員に重傷者を出したとき		指定停止1月

事業者に不利益処分通知書（第4号様式）により通知するものとする。

2 管理者は、指定の取消し等を行う場合には、規程第10条の規定に基づき公示を行わなければならない。

（処分後の給水装置工事の施行）

第9条 指定工事事業者は、指定停止又は指定取消しの処分を受けた時点において、未竣工の給水装置工事（以下「工事」という。）があるときは、前条の規定にかかわらず、その工事に限り施行することができる。また、処分の期間中は、新たな工事の申込みの受付を行わない。

（給水装置工事主任技術者に対する措置）

第10条 管理者は、水道法第25条の4に定める給水装置工事主任技術者が、水道法に違反する行為を行ったと認めるときは、その旨を厚生労働大臣に報告するものとする。

（処分の基準）

第11条 この要綱に定める違反行為に係る処分の基準は、別表のとおりとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、違反行為の処分等に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

	(7) 研修機会の確保をしなかったとき		文書注意
	(8) 文書注意に従わないとき		文書警告
	(9) 文書警告に従わないとき		指定停止3月
	(10) その他の違反行為（主として管理者の承認を受けないで工事を施行したとき又は工事完成後管理者の検査を受けなかったとき。）		指定停止6月
給水装置工事主任技術者選任等義務違反	1 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき	第12条第1項、第2項、第3項	指定取消し
	2 給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき	第12条第4項	指定停止3月
届出義務違反	1 事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき	第7条第1項、第2項	指定取消し
	2 休止届、廃止届、再開届を届出しないとき若しくは虚偽の届出をしたとき	第7条第3項	指定取消し
事業の運営基準違反	1 給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しないとき	第13条第1号	口頭注意
	2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に該当工事に従事する他の者を実施に監督させないとき	第13条第2号	指定停止2月
	3 管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき	第13条第3号	指定停止6月
	4 水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき	第13条第5号ア	指定停止6月
	5 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき	第13条第5号イ	指定停止3月
	6 指名した給水装置工事主任技術者に施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき又は当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき	第13条第6号	指定停止3月
工事施行に関する義務違反	1 給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせないとき	第16条	指定停止3月
	2 給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず又は虚偽の報告もしくは資料の提出をしたとき	第17条	指定停止3月
	3 施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき	第8条第8号	指定停止6月
不正申請	1 不正の手段により指定工事業者として指定を受けたとき	第8条第1号	指定取消し

第1号様式 (第3条関係)

奈良市公営企業管理者		奈良市公営企業管理者		年	月	日	課長	
違反行為調査兼報告書								
給水装置の状況	施工場所	住所	住所					
	所有者又は使用者氏名	氏名	氏名					
	給水の種類							
	給水方式							
	水柱番号	有(番号)	無					
	メータ	有(番号)	無					
	発見年月日							
違反行為の状況	発見の経緯							
	調査年月日							
	工事依頼人	住所	氏名					
	工事施行者	指定工事事業者名						
		主任技術者						
		違反行為を施行した日又は期間						
	違反行為の内容							
指導の状況	違反行為該当事項(処分基準参照)	違反項目	関係法令					
	是正指導の方法・内容							
	是正指導後の当事者の対応						(てん末書の提出 有・無)	

第2号様式 (第4条関係)

奈良市公営企業管理者		奈良市公営企業管理者		年	月	日	号日
違反行為調査兼報告書							
奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定取消し処分等に関する要綱第4条の規定により、下記のとおり厳重に注意することを通知します。							
発見年月日		年	月	日			
違反項目							
違反内容							
厳重注意事項	速やかには正されない場合は、奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程及び奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定取消し処分等に関する要綱に基づいて厳正に処分します。						

第4号様式 (第8条関係)

不利益処分通知書 第 年 月 日 奈良市公営企業管理者	
あなたに対する不利益処分を下記のとおり決定しましたので奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定取消し処分等に関する要綱第8条第1項の規定により通知します。	
処分内容 (該当する処分を丸で囲む)	指定の取消し 指定の停止 年 月 日から 年 月 日まで
根拠となる法令等の条項	
処分の理由	

(備考)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、奈良市公営企業管理者に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、奈良市公営企業管理者を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第3号様式 (第4条関係)

警告通知書 第 年 月 日 奈良市公営企業管理者 様 奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定取消し処分等に関する要綱第4条の規定により、下記のとおり警告することを通知します。	
発見年月日	年 月 日
違反項目	
違反行為の内容	
警告事項	期限 年 月 日 期限までには是正されない場合は、奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程及び奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定取消し処分等に関する要綱に基づいて厳正に処分します。

(平成28年 3月 3日 揭示済)

奈良市企業局管理規程第1号

奈良市水道料金等収納事務委託規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年 3月 3日

奈良市公営企業管理者
池田 修

奈良市水道料金等収納事務委託規程の一部を改正する規程

奈良市水道料金等収納事務委託規程（平成6年奈良市水道局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「これとともに徴収する公金」を「手数料等（以下「公金」という。）」に改める。

第4条中「収納事務の」を「コンビニエンスストアにおける収納事務の」に、「公金収納事務受託者」を「コンビニ公金収納事務受託者」に改め、同条に次の1項を加える。
2 コンビニ公金収納事務受託者を除く収納事務の委託を受けた者（以下「委託業務公金収納事務受託者」という。）は、管理者の発行する納入通知書により、公金を現金又は小切手で収納しなければならない。ただし、当該納入通知書が、納入金額、納入義務者氏名その他の記載事項が訂正され、改ざんされ、又は不明確なものであるときは、公金を収納してはならない。

第5条中「公金収納事務受託者」を「コンビニ公金収納事務受託者又は委託業務公金収納事務受託者」に改める。

第6条第1項中「公金収納事務受託者」を「コンビニ公金収納事務受託者」に改め、同条第2項中「公金収納事務受託者」を「コンビニ公金収納事務受託者又は委託業務公金収納事務受託者」に、「前項の規定」を「第1項又は前項の規定」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 委託業務公金収納事務受託者は、収納した公金を管理者の指定する期日までに管理者に払い込まなければならない。

附 則

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

(平成28年 3月 3日 揭示済)

奈良市企業局告示第17号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成28年 3月14日

奈良市公営企業管理者
池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	届 出 日
近畿住宅設備	中山 良幸	奈良県橿原市東竹田町237番地1	平成28年 3月10日

(平成28年 3月14日 揭示済)

奈良市企業局告示第18号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈

良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成28年 3月14日

奈良市公営企業管理者
池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
近畿総合建築株式会社	代表取締役 中山 良幸	奈良県大和高田市南今里町12番17号	平成28年 3月10日

(平成28年 3月14日 揭示済)

奈良市企業局管理規程第2号

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年 3月14日

奈良市公営企業管理者
池田 修

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程（昭和42年奈良市水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900	457,200	520,500
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300	460,300	523,400
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800	463,300	526,500
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200	466,300	529,600
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100	469,300	532,700
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400	472,300	535,000
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500	475,300	537,500
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700	478,400	539,900
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700	481,100	542,300
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800	484,200	544,100
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900	487,200	545,900
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000	490,300	547,800
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700	493,000	549,500
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500	495,300	550,900
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500	497,600	552,200
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500	499,900	553,300
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400	502,000	554,600
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200	503,400	555,600
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000	504,900	556,500
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700	506,300	557,400
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500	507,500	558,300
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000	508,900	
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400	510,400	
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900	511,900	
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300	513,000	
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600	514,100	
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900	515,300	
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100	516,500	
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100	517,500	
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800	518,400	
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600	519,300	
	32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300	520,200	
	33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000	521,000	
	34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800	521,900	
	35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500	522,600	
	36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100	523,100	
	37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600	523,800	

	38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200	524,400
	39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800	525,200
	40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400	525,800
	41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900	526,300
	42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400	
	43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800	
	44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100	
	45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400	
	46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800		
	47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200		
	48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900		
	49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400		
	50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800		
	51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200		
	52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600		
	53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000		
	54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400		
	55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800		
	56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100		
	57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400		
	58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800		
	59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100		
	60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400		
	61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700		
再任用職員以外の職員	62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900			
	63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200			
	64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500			
	65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800			
	66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100			
	67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400			
	68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700			
	69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900			
	70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200			
	71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500			
	72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800			
	73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000			
	74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300			
	75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600			
	76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800			
	77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000			
	78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300			

79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100	
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400	
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600	
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800	
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100	
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400	
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600	
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800	
94		293,600	341,400			
95		294,000	341,900			
96		294,400	342,300			
97		294,600	342,400			
98		294,900	342,900			
99		295,300	343,300			
100		295,700	343,600			
101		295,900	343,900			
102		296,200	344,300			
103		296,600	344,700			
104		296,900	345,100			
105		297,100	345,600			
106		297,400	346,000			
107		297,800	346,400			
108		298,100	346,800			
109		298,300	347,300			
110		298,700	347,700			
111		299,100	348,000			
112		299,400	348,300			
113		299,500	348,800			
114		299,800				
115		300,100				
116		300,500				
117		300,700				
118		300,900				
119		301,200				

	120		301,500								
	121		301,900								
	122		302,100								
	123		302,400								
	124		302,700								
	125		303,000								
再任用 職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700	439,800	520,200

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

(平成28年3月14日揭示済)

奈良市企業局告示第19号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成28年3月22日

奈良市公営企業管理者
池田修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
M s 工業	代表 阪本 充	奈良市山陵町18	平成28年3月17日

(平成28年3月22日揭示済)

奈良市企業局告示第20号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃

止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成28年3月23日

奈良市公営企業管理者
池田修

名 称	代表者氏名	所 在 地	届 出 日
岡田土木	岡田 行雄	奈良市大保町261-2	平成28年3月22日

(平成28年3月23日揭示済)

奈良市企業局告示第21号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈

良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成28年3月23日

奈良市公営企業管理者
池田修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
岡田土木	代表者 古林 ミサエ	奈良市南紀寺町四丁目110番地の1	平成28年3月22日

(平成28年3月23日揭示済)

奈良市企業局告示第22号

奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年奈良市条例第16号）第5条の規定により、負担金の賦課対象区域を定めましたので、次のとおり告示します。

なお、関係図書は平成28年3月25日から2週間、本市企

業局下水道部下水道総務課に備え置いて縦覧に供します。
平成28年3月25日

奈良市公営企業管理者
池田修

賦課対象区域
(第2負担区)
大安寺七丁目の一部

六条一丁目の一部
 四条大路三丁目の一部
 西大寺北町四丁目の一部
 西大寺赤田町一丁目の一部
 西大寺赤田町二丁目の一部
 宝来四丁目の一部
 東九条町の一部
 杏町の一部
 (第3負担区)
 山陵町の一部
 (第4負担区)
 法蓮町の一部
 六条町の一部
 七条西町二丁目の一部

(平成28年3月25日揭示済)

奈良市企業局告示第23号

奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和45年奈良市条例第16号)第5条の規定により、負担金の賦課対象区域を定めましたので、次のとおり告示します。

なお、関係図書は平成28年3月25日から2週間、本市企業局下水道部下水道総務課に備え置いて縦覧に供します。

平成28年3月25日

奈良市公営企業管理者
池田 修

賦課対象区域

(第2負担区)
 疋田町三丁目の一部
 中山西町三丁目の一部
 東九条町の一部
 (第4負担区)
 白毫寺町の一部
 大和田町の一部

(平成28年3月25日揭示済)

奈良市企業局告示第24号

奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和45年奈良市条例第16号)第5条の規定により、負担金の賦課対象区域を定めましたので、次のとおり告示します。

なお、関係図書は平成28年3月25日から2週間、本市企業局下水道部下水道総務課に備え置いて縦覧に供します。

平成28年3月25日

奈良市公営企業管理者
池田 修

賦課対象区域

(第2負担区)
 東九条町の一部
 三条添川町の一部
 西大寺高塚町の一部
 若葉台二丁目の一部
 疋田町二丁目の一部

平松一丁目の一部
 あやめ池南四丁目の一部
 鶴舞西町の一部
 横井五丁目の一部
 (第4負担区)
 山陵町の一部

(平成28年3月25日揭示済)

奈良市企業局告示第25号

奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和45年奈良市条例第16号)第5条の規定により、負担金の賦課対象区域を定めましたので、次のとおり告示します。

なお、関係図書は平成28年3月25日から2週間、本市企業局下水道部下水道総務課に備え置いて縦覧に供します。

平成28年3月25日

奈良市公営企業管理者
池田 修

賦課対象区域

(第2負担区)
 法華寺町の一部
 六条西三丁目の一部
 三条大路四丁目の一部
 押熊町の一部
 (第4負担区)
 今市町の一部

(平成28年3月25日揭示済)

奈良市企業局告示第26号

奈良市企業局において発行する納付書、納入通知書及び領収書の一部を改正する告示を次のとおり定める。

平成28年3月31日

奈良市公営企業管理者
池田 修

奈良市企業局において発行する納付書、納入通知書及び領収書の一部を改正する告示

奈良市企業局において発行する納付書、納入通知書及び領収書(昭和55年奈良市水道局告示第9号)の一部を次のように改正する。

別記第7号様式中「料金お客様課」を「料金管財課」に改める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(平成28年3月31日揭示済)

奈良市企業局告示第27号

奈良市企業局組織規程の一部を改正する規程の施行に伴う関連要綱の整備に関する告示を次のように定める。

平成28年3月31日

奈良市公営企業管理者
池田 修

奈良市企業局組織規程の一部を改正する規程の施行

に伴う関連要綱の整備に関する告示

(奈良市企業局入札参加者等審査会要綱の一部改正)

第1条 奈良市企業局入札参加者等審査会要綱(昭和61年奈良市水道局告示第9号)を次のように改める。

第3条第1項中「5人」を「6人」に改め、第5項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 管理部長

(3) 設計工務部長

第3条第5項第5号を削り、同項に次の2号を加える。

(5) 管理部次長

(6) 設計工務部次長

第6条中「入札検査室」を「入札室」に改める。

(奈良市企業局公共工事の発注見通しの公表に関する要綱の一部改正)

第2条 奈良市企業局公共工事の発注見通しの公表に関する要綱(平成14年奈良市水道局告示第24号)を次のように改める。

第4条及び第5条中「入札検査室」を「入札室」に改める。

(奈良市企業局公共工事に関する入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する要綱の一部改正)

第3条 奈良市企業局公共工事に関する入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する要綱(平成14年奈良市水道局告示第25号)を次のように改める。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

別表中「経理課」を「入札室」に改める。

(奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定取消し処分等に関する要綱の一部改正)

第4条 奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定取消し処分等に関する要綱(平成28年奈良市企業局告示第16号)を次のように改める。

第3条から第6条までの規定中「給水課長」を「給排水課長」に改める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(平成28年3月31日掲済済)

奈良市企業局告示第28号

奈良市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

奈良市公営企業管理者

池田 修

奈良市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽を設置する者に対して、予算の範囲内で浄化槽設置整備事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、奈良市企業局補助金等交付規程において例によることとされている奈良市補助金等交付規則(昭和59年奈良市規則第23号。以

下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「浄化槽」とは、浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90パーセント以上、放流水のBODが1リットルにつき20ミリグラム以下(日間平均値)の機能を有するとともに、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針(平成4年10月30日衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知)に適合するものをいう。

(補助対象区域)

第3条 補助金の交付の対象となる区域(以下「補助対象区域」という。)は、市内の次のいずれかに該当する区域とする。

(1) 次に掲げる区域以外の区域

ア 下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項又は第25条の11第1項の事業計画に定められた予定処理区域その他の下水道の整備が予定されている区域
イ 農業集落排水事業の実施区域として計画された区域

(2) 合併浄化槽設置整備事業の実施について(平成6年10月20日衛浄第65号厚生省生活衛生局水道環境部長通知)に基づく浄化槽設置整備事業の区域

(3) 前2号に掲げる区域のほか、奈良市公営企業管理者(以下「管理者」という。)が特に必要と認めた区域(補助対象者)

第4条 補助金は、補助対象区域内において浄化槽を設置する者に対して交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 浄化槽法第5条第1項による設置の届出をせず、又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項による確認を受けずに浄化槽を設置する者

(2) 建物又は土地を借りている者で、その所有者の承諾が得られないもの

(3) 販売目的で浄化槽付き住宅を建築する者

(4) 管理者が定める期間内に浄化槽を設置しない者

(5) 都市計画区域外において、住宅(専用住宅又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物をいう。)以外の建物に浄化槽を設置する者

(6) その他管理者が補助金を交付することが適当でないと認めた者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、浄化槽の設置に直接必要な浄化槽本体費用及び本体の設置に必要な工事費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費に相当する額とする。ただし、別表の左欄に掲げる区分に応

じて、それぞれ同表の右欄に定める額を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 建築確認通知書の写し又は審査機関を経由した浄化槽設置届出書の写し
- (2) 設置場所の位置図
- (3) 建物又は土地を借りているときは、その所有者の承諾書
- (4) 浄化槽法の規定による浄化槽設備士免状の写し。ただし、昭和62年度以前の浄化槽設備士の資格については、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会の修了書の写し
- (5) 小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証
- (6) 浄化槽設置に係る見積書
- (7) その他管理者が必要と認める書類
(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、浄化槽の設置が完了したときは、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に、同条第1号に定める収支決算書のほか、次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し
- (2) 浄化槽法第7条第1項に規定する設置後等の水質検査に係る手数料及び同法第11条第1項に規定する定期検査(以下「定期検査」という。)に係る手数料をあらかじめ3年分納付していることが確認できる書類の写し
- (3) 市長へ届出をし受理された浄化槽設置工事完了報告書及び浄化槽施工監理報告書の写し
- (4) 浄化槽の設置に係る領収書の写し
- (5) 設置工事の工事写真
- (6) 定期検査及び維持管理を適正に行う旨の誓約書
- (7) その他管理者が必要とする書類
(現場検査)

第9条 管理者は、補助事業者から補助事業等実績報告書の提出があったときは、速やかに現場検査を行うものとする。

(維持管理)

第10条 補助事業者は、浄化槽の機能が正常に働くよう、適正な維持管理に努めなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、その都度管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

区 分	限 度 額
5人槽	688,000円
7人槽	826,000円
10人槽	1,096,000円
11人~20人槽	1,354,000円
21人~30人槽	1,812,000円
31人~50人槽	2,238,000円

(平成28年3月31日掲示済)

奈良市企業局告示第29号

配水管等の破損事故に係る工事負担金請求事務等取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年3月31日

奈良市公営企業管理者
池田 修

配水管等の破損事故に係る工事負担金請求事務等取扱要綱の一部を改正する告示

配水管等の破損事故に係る工事負担金請求事務等取扱要綱(平成27年奈良市企業局告示第82号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第4条関係)

算出額の区分	間接経費率
500万円以下の場合	20.29%
500万円を超え 1,000万円以下の場合	18.89%
1,000万円を超え 5,000万円以下の場合	15.65%
5,000万円を超える場合	管理者の定める率

備考

対応する区分に掲げる諸経費率を適用して算出した額が、直近下位の区分の最高額に満たない場合は、当該最高額の範囲内において増加することができる。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の配水管等の破損事故に係る工事負担金請求事務等取扱要綱の規定は、この告示の施行の日以後における配水管等の損害事故に係る工事負担金請求については、なお従前の例による。

(平成28年3月31日掲示済)

奈良市企業局管理規程第3号

奈良市企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月31日

奈良市公営企業管理者
池田修

奈良市企業局組織規程の一部を改正する規程
奈良市企業局組織規程（平成14年奈良市水道局管理規程
第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「上水道部（第7条—第11条）」を「管理部（第
7条—第10条）」に、「下水道部（第12条—第15条）」を
「設計工務部（第11条—第15条）」に改める。

第2章を次のように改める。

第2章 組織

（部、課、室及び係の設置）

第2条 局に次の部を設置する。

経営部

管理部

設計工務部

2 前項の経営部、管理部及び設計工務部に次の課、室及
び係を設置する。

経営部

経営管理課 経営係 官民連携係

企業総務課 総務係 職員係

入札室

財務課 財政係 経理係 資産管理係

会計室

料金管財課 管財係 管理係 情報管理係

管理部

水道計画管理課 総務係 配水計画係 管路情報係

漏水対策室 維持係 予防係

下水道計画管理課 総務係 事業計画係 管渠管理
係 施設管理係

工事検査室

浄水課 総務係 管理第一係 管理第二係

水質管理室

東部上下水道管理課 官民連携準備係 管理係 都
祁・月ヶ瀬管理係

設計工務部

企業技術監理課 総務係 設計積算係 監理指導係
給排水課 管理係 給水装置第一係 給水装置第二
係 排水設備係

水道工務課 契約調整係 施設係 工務第一係 工
務第二係 工務第三係

下水道工務課 契約調整係 下水道整備係 水道移
設係

第3章第1節から第3節までを次のように改める。

第1節 経営部

（経営管理課の事務）

第3条 経営管理課の事務分掌は、おおむね次のとおりと
する。

経営係

(1) 北和都市水道事業協議会に関すること。

(2) 奈良市水道事業中長期計画、奈良市下水道事業中

長期計画及び財政計画に関すること。

(3) 基本計画の策定及び総合調整に関すること。

(4) 防災計画及び災害対策計画に関すること。

(5) 経営の分析並びに資料の収集、調査及び研究に関
すること。

(6) 料金制度の調査、研究、企画及び立案に関するこ
と。

(7) 水利権及び水需給の総合調整に関すること。

(8) 県営水道との調整に関すること。

(9) アセットマネジメントの総括に関すること。

(10) 水道の認可に関すること。

(11) 市総合政策課、市行政経営課及び市広報広聴課と
の調整に関すること。

(12) 議会に提出する議案の総合調整に関すること。

(13) 広報及び広聴に関すること。

(14) 報道機関その他関係機関への資料提供及び連絡調
整に関すること。

(15) 水道週間表彰式典に関すること。

(16) 諸統計及び業務報告並びに水道法（昭和32年法律
第177号）に定める情報提供に関すること。

(17) 企業局ホームページの運用に関すること。

(18) 広報紙の発行に関すること。

(19) 水道週間行事に関すること。

(20) 2以上の課に関連する照会文書の回答に関するこ
と。

(21) 課の庶務に関すること。

官民連携係

(1) 官民連携事業の調査、企画及び計画に関すること。

(2) 東部地域、都祁地域及び月ヶ瀬地域の官民連携事
業の推進に関すること。

（企業総務課の事務）

第4条 企業総務課の事務分掌は、おおむね次のとおりと
する。

総務係

(1) 公印の管守に関すること。

(2) 事務引継ぎに関すること。

(3) 文書の収発並びに引継文書の保存及び廃棄の手續
に関すること。

(4) 条例、規程等の制定及び改廃の手續に関すること。

(5) 議会に提出する条例に係る議案の資料作成に関す
ること。

(6) 局及び部内の連絡調整に関すること。

(7) 奈良県都市水道事業協議会事務に関すること。

(8) 日本水道協会事務に関すること。

(9) 日本下水道協会事務に関すること。

(10) その他渉外事務に関すること。

(11) 職員の研修に関すること。

(12) 他の課の主管に属しないこと。

(13) 局、部及び課の庶務に関すること。

職員係

(1) 職員の任免、賞罰、昇給及び服務に関すること。

- (2) 職員の定数及び配置に関すること。
- (3) 職員の研修に関すること。
- (4) 人事及び給与管理制度の調査及び計画に関すること。
- (5) 局の組織及び事務分掌に関すること。
- (6) 業務の改善に関すること。
- (7) 労働組合に関すること。
- (8) 職員の給与その他の給付の支給に関すること。
- (9) 職員の源泉徴収に関すること。
- (10) 職員の健康管理に関すること。
- (11) 職員の福利厚生に関すること。
- (12) 市町村職員共済組合及び互助会に関すること。
- (13) 職員の安全衛生及び公務災害補償に関すること。
- (14) 市人事課との調整に関すること。

2 入札室の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 工事発注関係業務の適正化に関すること。
 - (2) 工事請負等の入札に関すること。
 - (3) 指名登録に関すること。
 - (4) 契約事務の総括に関すること。
 - (5) 電子入札システムの管理及び改良に関すること。
- (財務課の事務)

第5条 財務課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

財政係

- (1) 予算編成事務の総括に関すること。
- (2) 予算執行、調整及び統制に関すること。
- (3) 企業債に関すること。
- (4) 議会に提出する予算及び決算に係る議案の資料作成に関すること。
- (5) 公営企業会計システムの管理及び改良に関すること。
- (6) 公営企業決算状況調査に関すること。
- (7) 市財政課との調整に関すること。
- (8) 課の庶務に関すること。

経理係

- (1) 財務諸表の作成に関すること。
- (2) 計理状況の報告に関すること。
- (3) 資金計画に関すること。
- (4) 一時借入金に関すること。
- (5) 公金の預託に関すること。
- (6) 決算書の作成に関すること。
- (7) 公営企業会計システムの管理及び改良に関すること。
- (8) 公営企業決算状況調査に関すること。
- (9) 収入及び支出書類の審査に関すること。
- (10) その他会計事務に関すること。

資産管理係

- (1) 不動産の総括管理に関すること。
- (2) 普通財産の管理及び処分に関すること。
- (3) 固定資産の評価及び償却に関すること。
- (4) 固定資産台帳の整理保管に関すること。
- (5) 上下水道施設のアセットマネジメントの実施に関

すること。

- (6) 固定資産の保険の加入及び請求に関すること。
- (7) 固定資産管理システムの管理及び改良に関すること。

2 会計室の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 現金、有価証券の保管及び出納事務に関すること。
 - (2) 会計伝票、帳簿及び証拠書類の保管整理に関すること。
 - (3) 金融機関との契約及び連絡に関すること。
 - (4) 収入及び支出に関すること。
- (料金管財課の事務)

第6条 料金管財課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

管財係

- (1) 庁舎管理（防火及び避難訓練を含む。）に関すること。
- (2) 庁舎の電話、電気、ガス及び水道に関すること。
- (3) 庁舎の補修に関すること。
- (4) 公用車の総括管理及び整備指導に関すること。
- (5) 課の庶務に関すること。

管理係

- (1) 水道料金、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料（以下「水道料金等」という。）の徴収制度その他業務の調査、研究、企画及び立案に関すること。
- (2) 水道料金等の調定及び統計に関すること。
- (3) 水道料金等の納入通知書、納付書等の発行に関すること。
- (4) 水道料金等の口座振替データ入力に関すること。
- (5) 水道料金等の収納、減免及び還付に関すること。
- (6) 水道料金等の欠損処分に関すること。
- (7) 水道料金等の口座振替事務に係る収納取扱金融機関との連絡調整に関すること。
- (8) 下水道使用開始、中止及び廃止等のデータ入力に関すること。
- (9) 営業業務包括業務委託等の調査、研究及び立案に関すること。
- (10) 生活困窮者に対する水道料金の減免及び還付に関すること。
- (11) 営業業務包括委託業務に従事する受託業者のモニタリング並びに委託業務の指導及び監督に関すること。
- (12) メータの出納保管及び有効期限等並びにメータ台帳に関すること。
- (13) メータの購入及び管理に関すること。
- (14) 水道料金等に係る相談及び意見聴取並びに処理に関すること。
- (15) 使用水量の認定に関すること。
- (16) メータの不正使用取締りに関すること。
- (17) 計量ハンディターミナルシステム等の管理に関すること。

- (18) 計量支援システムの管理に関する事。
- (19) 受水槽を設置する集合住宅等の減量に関する事。
- (20) 水道料金等の債権放棄に関する事。
- (21) 給水停止の方法及び処分に関する事。
- (22) 生活保護による下水道使用料の免除及び還付に関する事。

情報管理係

- (1) 情報化施策及び情報システムの最適化に関する事。
- (2) 情報セキュリティに関する事。
- (3) 情報システム及びネットワークシステムの運用管理に関する事。
- (4) ソフトウェアの管理に関する事。
- (5) IT運営委員会に関する事。
- (6) 料金システムの管理及び改良に関する事。
- (7) 情報化研修（日本水道協会が主催するものを除く。）に関する事。

第2節 管理部

（水道計画管理課の事務）

第7条 水道計画管理課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

総務係

- (1) 断水予告に関する事。
- (2) 給配水管等修繕工事等の収入の調定及び収納に関する事。
- (3) 給配水管等修繕工事業務委託の調査及び研究に関する事。
- (4) 部内の連絡調整に関する事。
- (5) 法蓮佐保山一丁目地内口径300耗配水管漏水及び斜面崩落事故に係る調整及び渉外に関する事。
- (6) 部及び課の庶務に関する事。

配水計画係

- (1) 配水統制に関する事。
- (2) 配水管及びポンプ所（浄水課管轄のものを除く。）の維持管理に関する事。
- (3) 応急給水に関する事。
- (4) 取水、導水、貯水、浄水及び配水施設（管路含む。）の更新及び耐震化計画に関する事。
- (5) 開発行為の事前協議、指導及び調整に関する事。
- (6) 特命事項に関する事。

管路情報係

- (1) 水道事業のマッピングシステムの管理及び改善に関する事。
- (2) 水道事業の配管図の作成、整備及び保管に関する事。
- (3) 水道事業のアセットマネジメントの管路データに関する事。
- (4) 水道事業の部外者工事の地下埋設物事前協議に関する事。
- (5) 水道事業の部外者工事の立会及び協議並びに調整に関する事。

2 漏水対策室の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。
維持係

- (1) 給水装置、配水管及び配水管附属設備の修繕並びに道路復旧に関する事。
- (2) 消火栓の整備工事に関する事。
- (3) 給配水管等修繕工事に従事する委託業者の指導及び監督に関する事。
- (4) 濁水、出水不良等の対応に関する事。
- (5) 水道修繕用材料及び器具の管理に関する事。
- (6) 奈良阪資材倉庫の維持管理に関する事。
- (7) 予防係の第1号及び第2号の事務に関する事。

予防係

- (1) 有効率の向上対策に関する事。
- (2) 漏水防止の調査及び計画に関する事。
- (3) 漏水修繕及び道路復旧に関する事。
- (4) 維持係の第2号から第6号の事務に関する事。

（下水道計画管理課の事務）

第8条 下水道計画管理課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

総務係

- (1) 下水道受益者負担金及び農業集落排水事業分担金の賦課徴収及び滞納処分に関する事。
- (2) 下水道受益者負担金及び農業集落排水事業分担金に係る調査に関する事。
- (3) 課の庶務に関する事。

事業計画係

- (1) 公共下水道及び農業集落排水処理施設（以下「公共下水道等」という。）の耐震化及び長寿命化計画の調査及び策定に関する事。
- (2) 公共下水道事業等の計画に関する事。
- (3) 公共下水道の認可に関する事。
- (4) 流域下水道との調整に関する事。
- (5) 農業集落排水事業関連団体との連絡に関する事。
- (6) 2以上の課に関連する県下水道担当課からの照会文書の回答に関する事。

管渠管理係

- (1) 公共下水道等の供用開始の告示に関する事。
- (2) 下水道台帳及び農業集落排水処理施設管理台帳の作成及び管理に関する事。
- (3) 公共下水道等の地下埋設協議に関する事。
- (4) 公共下水道等の管路（東部上下水道管理課の所管を除く。）の維持管理及び補修工事の設計及び監督に関する事。
- (5) 公共下水道等の維持管理資材及び機器類の管理に関する事。
- (6) 公共下水道等の管路の改良工事の設計及び監督に関する事。

施設管理係

- (1) 公共下水道等の処理場及びポンプ施設等の維持管理（工事、修繕、管理委託等）に関する事。

2 工事検査室の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 工事発注関係業務の適正化に関すること。
 - (2) 工事検査の総括管理に関すること。
 - (3) 指定給水装置工事事業者に係る給水装置工事の検査に関すること。
 - (4) 水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定する施設をいう。以下同じ。）工事及び下水道（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第2項に規定する下水道をいう。以下同じ。）工事の検査に関すること。
 - (5) その他上下水道工事の検査に関すること。
- （浄水課の事務）

第9条 浄水課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。
総務係

- (1) 課の収入調定及び収納に関すること。
- (2) 主管事務に関する文書の収発に関すること。
- (3) 水道事業のアセットマネジメントの施設設備データに関すること。
- (4) 課の庶務に関すること。

管理第一係

- (1) 西部地域（奈良市の区域から奈良市役所出張所設置条例（昭和30年奈良市条例第35号）別表（以下「出張所設置条例別表」という。）に定める地域（月ヶ瀬行政センター及び都祁行政センター所管地域を除く。）並びに東部地域（奈良市水道事業給水条例（昭和33年奈良市条例第14号）別表第4に定める加算分担金徴収地域をいう。以下同じ。）を除く地域をいう。以下同じ。）の送水施設、設備及び配水池の維持管理に関すること。
- (2) 西部地域の送水施設、設備及び配水池の修繕、維持工事の設計及び施行に関すること。
- (3) 県営水道の受水に関すること。
- (4) 緑ヶ丘浄水場及び木津浄水場（以下「場」という。）の取水、浄水及び送水計画に関すること。
- (5) 場の取水、導水、浄水及び送水並びに配水池等の監視及び運転管理に関すること。
- (6) 場の維持管理に関すること。
- (7) 場の施設の修繕等の施行に関すること。
- (8) 場の汚泥処理に関すること。
- (9) 場における記録及び統計書の集約及び保管に関すること。

管理第二係

- (1) 須川ダム操作規程（昭和60年奈良市水道局管理規程第1号）に定める須川ダムの操作に関すること。
- (2) 須川ダム施設等の監視及び運転管理に関すること。
- (3) 須川ダム施設等並びに東部地域の送水施設、設備及び配水池の維持管理に関すること。
- (4) 須川ダム施設等並びに東部地域の送水施設、設備及び配水池の修繕、維持工事の設計及び施行に関すること。
- (5) 局の無線に関すること。

2 水質管理室の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 水質試験に関すること。
 - (2) 水質試験に係る精度管理に関すること。
 - (3) 水質試験の統計及び記録の保管等に関すること。
 - (4) 薬品及び分析機器の管理に関すること。
 - (5) 水質に関する調査及び研究に関すること。
 - (6) 布目・白砂川水質協議会等の連絡調整に関すること。
 - (7) 水源地域の保全に係る総合企画に関すること。
 - (8) 奈良市水道水源保護指導要綱に関すること。
 - (9) 関係官庁への報告業務に関すること。
- （東部上下水道管理課の事務）

第10条 東部上下水道管理課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

官民連携準備係

- (1) 課の収入調定及び収納に関すること。
- (2) 主管事務に関する文書の収発に関すること。
- (3) 東部地域、都祁地域及び月ヶ瀬地域の断水予告に関すること。
- (4) 旧簡易水道事業及び月ヶ瀬簡易水道事業の水利協定及び借地占用の協議等に関すること。
- (5) 東部地域等水道整備事業の事務整理に関すること。
- (6) 都祁水道事業及び月ヶ瀬簡易水道事業に係る関係部署との連絡調整に関すること。
- (7) 水道料金等の窓口収納に関すること。
- (8) 水道料金等に係る相談に関すること。
- (9) 東部地域、都祁地域及び月ヶ瀬地域の官民連携事業の推進に関すること。
- (10) 課の庶務に関すること。

管理係

- (1) 東部地域の配水統制に関すること。
- (2) 東部地域の給水装置、配水管及び配水管附属設備の修繕並びに路面復旧に関すること。
- (3) 東部地域の消火栓の整備工事に関すること。
- (4) 東部地域の修繕工事に従事する委託業者の指導及び監督に関すること。
- (5) 東部地域の濁水、出水不良等の対応に関すること。
- (6) 水道修繕用材料及び器具の管理に関すること。
- (7) 東部地域の水道事業の部外者工事の地下埋設物事前協議に関すること。
- (8) 東部地域の水道事業の部外者工事の立会及び協議並びに調整に関すること。
- (9) 東部地域の水道施設整備計画の立案、調整、設計及び工事の施行に関すること。
- (10) 旧簡易水道事業及び月ヶ瀬簡易水道事業の不用施設撤去計画の立案、調整、設計及び工事の施行に関すること。
- (11) 東部地域等水道整備事業の設計図書等の整理及び保管に関すること。
- (12) 東部地域の配水管の改良工事の設計及び施行に関すること。
- (13) 東部地域の受託工事（給水装置工事及び修繕工事

を除く。)及び移設工事の設計及び施行に関する
こと。

(14) 東部地域(米谷町、中畑町、興隆寺町、南椿尾町、
北椿尾町及び菩提山町を除く。)の農業集落排水処
理施設の管路(マンホールポンプを除く。)の維持
管理及び補修工事に関すること。

(15) 都祁・月ヶ瀬管理係の第1号の事務に関する
こと。
都祁・月ヶ瀬管理係

(1) 都祁水道事業及び月ヶ瀬簡易水道事業の維持管理
に関すること。

(2) 出張所設置条例別表に定める月ヶ瀬行政センター
所管地域の公共下水道等の管路(マンホールポン
プを除く。)の維持管理及び補修工事に関する
こと。

(3) 東部地域、都祁地域及び月ヶ瀬地域の官民連携事
業で実施する技術研究に関すること。

第3節 設計工務部

(企業技術監理課の事務)

第11条 企業技術監理課の事務分掌は、おおむね次のと
おりとする。

総務係

- (1) 水道技術管理者実務研修に関する
こと。
- (2) 水道技術の継承研修に関する
こと。
- (3) 工事発注関係業務検討委員会に関する
こと。
- (4) 部内の連絡調整に関する
こと。
- (5) 部及び課の庶務に関する
こと。

設計積算係

- (1) 市技術監理課との調整に関する
こと。
- (2) 水道施設の改良技術の調査及び研究に関する
こと。
- (3) 水道施設工事の設計に係る積算システムの管理及
び改善に関する
こと。
- (4) 局水道施設工事設計単価の改定に関する
こと。
- (5) 局水道施設工事の共通仕様書に関する
こと。
- (6) 水道施設工事の設計に関する
こと。

監理指導係

- (1) 工事発注関係業務の適正化に関する
こと。
- (2) 企業局発注の工事請負業者の監理及び指導に
関する
こと。
- (3) 工事監督員の研修及び指導に関する
こと。

(給排水課の事務)

第12条 給排水課の事務分掌は、おおむね次のと
おりとする。

管理係

- (1) 水道施設分担金、水道施設加算分担金及び手数料
(以下「分担金等」という。)の調定及び統計に
関する
こと。
- (2) 分担金等の収納、減免及び還付に関する
こと。
- (3) 指定給水装置工事事業者の登録等に関する
こと。
- (4) 給水装置工事主任技術者に関する
こと。
- (5) 課の庶務に関する
こと。

給水装置第一係

- (1) 指定給水装置工事事業者に係る給水装置工事施行

の指導及び承認に関する
こと。

(2) 指定給水装置工事事業者の指導及び育成に
関する
こと。

(3) 給水装置の違反工事の取締り及び処分に関する
こと。

(4) 給水台帳の整備及び保管に関する
こと。

(5) 給水装置工事に関する調査及び研究に関する
こと。

給水装置第二係

(1) 給水装置工事の分岐立会に関する
こと。

(2) 道路占用許可申請等に関する
こと。

(3) 貯水槽水道の設置者への指導等に関する
こと。

(4) 貯水槽水道の調査及び研究に関する
こと。

排水設備係

(1) 公共下水道等に係る排水設備(水洗便所を含む。
次号及び第3号において同じ。)工事の確認申請に
関する
こと。

(2) 公共下水道等に係る排水設備受託工事の設計及び
監督に関する
こと。

(3) 公共下水道等に係る排水設備の普及に関する
こと。

(4) 排水設備指定工事店に関する
こと。

(5) 排水設備責任技術者に関する
こと。

(6) 公共下水道等に係る水洗便所設備費の助成及び改
造資金の融資あっせんに関する
こと。

(7) 事業所等の水質指導に関する
こと。

(8) 公共下水道管理者以外の者が行う公共下水道施設
の審査及び指導に関する
こと。

(9) 公共下水道等の使用に関する
こと。

(10) 開発行為の事前協議、指導及び調整に関する
こと。

(11) 奈良県下水道協会下水道排水設備工事責任技術
者試験等に関する
こと。

(水道工務課の事務)

第13条 水道工務課の事務分掌は、おおむね次のと
おりとする。

契約調整係

(1) 水道施設布設工事負担金等の収入の調定及び収納
に関する
こと。

(2) 水道施設工事に伴う不動産の買収に関する
こと。

(3) 断水予告に関する
こと。

(4) 課の庶務に関する
こと。

施設係

(1) 場の施設の工事の設計及び施行に関する
こと。

(2) 西部地域の水道施設工事の設計及び施行に
関する
こと。

(3) 須川ダム施設等並びに東部地域の施設の工事の設
計及び施行に関する
こと。

工務第一係

(1) 主要な送水施設及び配水施設の整備に関する
こと。

(2) 送配水管の更新及び耐震化工事(改良工事を
含む。)の施行に関する
こと。

(3) 工務第二係の第1号及び第2号の事務に関する
こと。

(4) 法蓮佐保山一丁目地内口径300耗配水管漏水及び
斜面崩落事故に伴う復旧に関する事。

工務第二係

- (1) 給水申込みに係る配水管の布設工事及び改良工事の施行に関する事。
- (2) 開発に係る配水管の布設工事の施行に関する事。
- (3) 送配水管の更新及び耐震化工事(改良工事を含む。)の施行に関する事。
- (4) 工務第一係の第1号の事務に関する事。

工務第三係

- (1) 鉛給水管解消に係る調査及び研究に関する事。
- (2) 給水管のデータベース入力に関する事。
- (3) 鉛給水管布設替工事の施行に関する事。
- (4) 鉛給水管に係る広報及び情報提供に関する事。
- (5) その他鉛給水管に関する事。
- (6) 送配水管の更新及び耐震化工事(改良工事を含む。)の施行に関する事。

(下水道工務課の事務)

第14条 下水道工務課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

契約調整係

- (1) 公共下水道事業の補助申請に関する事。
- (2) 合併浄化槽の設置に係る助成に関する事。
- (3) 課の庶務に関する事。

下水道整備係

- (1) 公共下水道等工事(附帯工事を含む。以下同じ。)の設計及び監督に関する事。
- (2) 公共下水道等の災害復旧及び修繕に関する事。
- (3) 公共下水道等の工事に伴う届出その他出願に関する事。
- (4) 公共下水道等の工事に要する機器類の管理に関する事。

水道移設係

- (1) 水道施設の受託工事(給水装置工事及び漏水修繕工事を除く。)及び移設工事の施行に関する事。

第15条 削除

第21条第1項中「(水質管理室長を除く。)」を削り、同条第2項中「総務課長」を「企業総務課長」に改める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。
(平成28年3月31日揭示済)

奈良市企業局管理規程第4号

奈良市企業局組織規程の一部を改正する規程の施行に伴う関連規程の整備に関する規程を次のように定める。

平成28年3月31日

奈良市公営企業管理者
池田 修

奈良市企業局組織規程の一部を改正する規程の施行に伴う関連規程の整備に関する規程

(地方公営企業法第13条第1項に規定する管理者の職務

を代理する職員の順序に関する規程の一部改正)

第1条 地方公営企業法第13条第1項に規定する管理者の職務を代理する職員の順序に関する規程(昭和56年奈良市水道局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。
本則中「企業局上水道部長」を「企業局管理部長」に、「下水道部長」を「企業局設計工務部長」に改める。
(奈良市企業局事務専決規程の一部改正)

第2条 奈良市企業局事務専決規程(昭和41年奈良市水道局管理規程第2号)を次のように改める。

第2条第4号中「、室及び所」を「及び室」に改める。
第3条部長共通の部分に次の1号を加える。

- (16) 特定個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定等

第4条課長共通の部分の第14号中「行なう」を「行う」に改め、同条経営管理課長の部分各号を次のように改める。

- (1) 料金制度の調査、研究、企画及び立案
- (2) 広報及び広聴に関する事

第4条総務課長の部分中「総務課長」を「企業総務課長」に改め、同条入札検査室長の部分中「入札検査室長」を「入札室長」に改め、同部分中第1号を削り、第2号を第1号とし、同部分の第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同部分の第2号とし、同条経理課長の部分中「経理課長」を「財務課長」に改め、同部分に次の1号を加える。

- (2) 予算各節の流用

第4条料金お客様課長の部分中「料金お客様課長」を「料金管財課長」に改め、同部分に次の1号を加える。

- (7) システム処理の決定

第4条配水課長の部分から東部上下水道管理課長の部分までを次のように改める。

水道計画管理課長

- (1) 修繕工事の施行
- (2) 現場監督員の選任
- (3) 現場立会員の選任
- (4) 工事検査員(所属職員に限る。)の指名
漏水対策室長

- (1) 修繕工事の施行
- (2) 現場監督員の選任

- (3) 工事検査員(所属職員に限る。)の指名
- (4) 工事施行に伴う断水

- (5) 定例又は軽易な申請、副申、証明、届出、調査、報告、照会、回答及び通知

- (6) 前各号に定めるもののほか、定例又は軽易な事務に関し、疑義又は自由裁量の余地のない事項の処理
下水道計画管理課長

- (1) 下水道事業受益者負担金及び農業集落排水事業分担金(次号において「負担金等」という。)に関する申告及び届の処理
- (2) 負担金等の賦課資料の調査及び検査
- (3) 下水道事業受益者負担金前納報奨金の交付

- (4) 奈良市債権管理条例(平成25年奈良市条例第11号)第8条の規定に基づく延滞金等の免除(免除基準が明確なものに限る。)
- (5) 奈良市債権管理条例施行規則(平成25年奈良市規則第27号)第5条の規定に基づく徴収職員の指定及び徴収職員証の発行
- (6) 修繕工事の施行
- (7) 現場監督員の選任
- (8) 工事検査員(所属職員に限る。)の指名
- (9) 公共下水道敷地の占用許可
- 工事検査室長
- (1) 工事検査員の指名
- (2) 定例又は軽易な申請、副申、証明、届出、調査、報告、照会、回答及び通知
- (3) 前2号に定めるもののほか、定例又は軽易な事務に関し、疑義又は自由裁量の余地のない事項の処理
- 浄水課長
- (1) 緊急を要する場合の物品の現地調達
- (2) 現場監督員の選任
- (3) 工事検査員(所属職員に限る。)の指名
- 水質管理室長
- (1) 水質試験の受託及び委託
- (2) 定例又は軽易な申請、副申、証明、届出、調査、報告、照会、回答及び通知
- (3) 前2号に定めるもののほか、定例又は軽易な事務に関し、疑義又は自由裁量の余地のない事項の処理
- 東部上下水道管理課長
- (1) 修繕工事の施行
- (2) 現場監督員の選任
- (3) 工事検査員(所属職員に限る。)の指名
- (4) 工事施行に伴う断水
- 企業技術監理課長
- (1) 工事検査員(所属職員に限る。)の指名
- 給排水課長
- (1) 現場監督員の選任
- (2) 工事検査員(所属職員に限る。)の指名
- (3) 工事施行に伴う断水
- (4) 給水装置工事の施行承認
- (5) 分担金、加算分担金及び手数料その他の徴収並びに軽易な事項に属する減免及び還付
- (6) 私設下水道の出願許可
- (7) 排水設備新設等の計画の確認
- (8) 水洗便所設備費助成金の交付
- (9) 水洗便所改良資金の融資あつせん
- (10) 公共下水道の使用許可
- 水道工務課長
- (1) 現場監督員の選任
- (2) 工事検査員(所属職員に限る。)の指名
- (3) 工事施行に伴う断水
- 下水道工務課長
- (1) 現場監督員の選任

- (2) 工事検査員(所属職員に限る。)の指名
(奈良市企業局局議規程の一部改正)
- 第3条 奈良市企業局局議規程(昭和61年奈良市水道局管理規程第18号)の一部を次のように改正する。
- 第3条中「上水道部長、下水道部長、経営部次長、上水道部次長、下水道部次長及び総務課長」を「管理部長、設計工務部長、経営部次長、管理部次長、設計工務部次長、経営管理課長及び企業総務課長」に改める。
- 第8条中「経営部総務課」を「経営部企業総務課」に改める。
- (奈良市企業局例規審査委員会規程の一部改正)
- 第4条 奈良市企業局例規審査委員会規程(昭和60年奈良市水道局管理規程第13号)の一部を次のように改正する。
- 第2条第3項第2号及び第3号を次のように改める。
- (2) 管理部長
- (3) 設計工務部長
- 第2条第3項第5号を次のように改める。
- (5) 企業総務課長
- 第6条中「経営部総務課」を「経営部企業総務課」に改める。
- (奈良市企業局業務改善委員会規程の一部改正)
- 第5条 奈良市企業局業務改善委員会規程(昭和61年奈良市水道局管理規程第19号)の一部を次のように改正する。
- 第3条第4項中「上水道部長及び下水道部長」を「管理部長及び設計工務部長」に改める。
- 第7条中「経営部総務課」を「経営部企業総務課」に改める。
- (奈良市企業局労働安全衛生委員会規程の一部改正)
- 第6条 奈良市企業局労働安全衛生委員会規程(昭和55年奈良市水道局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。
- 第7条中「経営部総務課」を「経営部企業総務課」に改める。
- (奈良市企業局指定給水装置工事業業者審査委員会規程の一部改正)
- 第7条 奈良市企業局指定給水装置工事業業者審査委員会規程(平成10年奈良市水道局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。
- 第3条第5項中「上水道部長、下水道部長、総務課長、経理課長、料金お客様課長、配水課長、給水課長、漏水対策課長、工務課長及び東部上下水道管理課長」を「管理部長、設計工務部長、企業総務課長、財務課長、料金管財課長、水道計画管理課長、東部上下水道管理課長、企業技術監理課長、給排水課長及び水道工務課長」に改める。
- 第5条中「上水道部給水課」を「設計工務部給排水課」に改める。
- (奈良市企業局綱紀点検調査委員会設置規程の一部改正)
- 第8条 奈良市企業局綱紀点検調査委員会設置規程(平成元年奈良市水道局管理規程第12号)の一部を次のように

改正する。

第3条第3項各号を次のように改める。

- (1) 管理部長
- (2) 設計工務部長
- (3) 企業総務課長
- (4) 水道計画管理課長
- (5) 企業技術監理課長

第7条中「経営部総務課」を「経営部企業総務課」に改める。

(奈良市企業局開発行為等給水審査委員会規程の一部改正)

第9条 奈良市企業局開発行為等給水審査委員会規程(平成3年奈良市水道局管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項各号を次のように改める。

- (1) 管理部長
- (2) 水道計画管理課長
- (3) 浄水課長
- (4) 給排水課長
- (5) 水道工務課長

第8条中「上水道部配水課」を「管理部水道計画管理

別表(第6条関係)

課」に改める。

(奈良市企業局建設工事総合評価審査委員会規程の一部改正)

第10条 奈良市企業局建設工事総合評価審査委員会規程(平成27年奈良市企業局管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号を次のように改める。

- (1) 管理部長及び設計工務部長

第11条中「上水道部配水課」を「管理部水道計画管理課」に改める。

(奈良市企業局公印規程の一部改正)

第11条 奈良市企業局公印規程(昭和55年奈良市水道局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

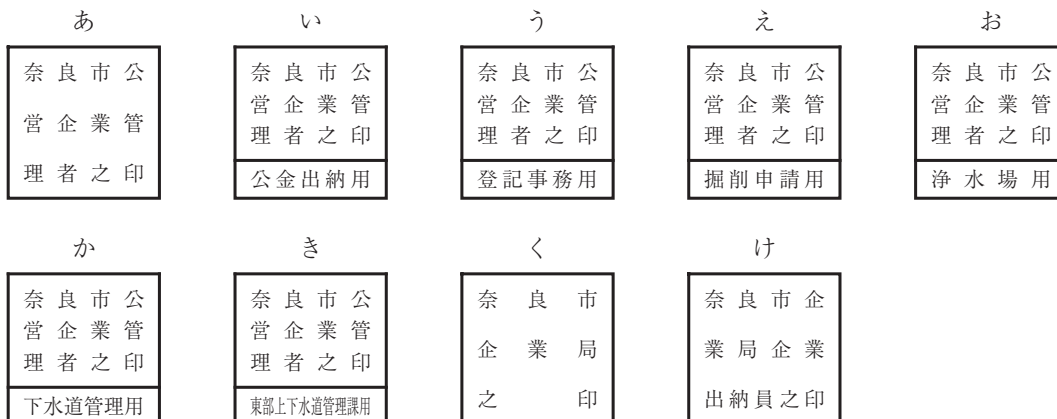
第4条中「経営部総務課」を「経営部企業総務課」に、「総務課」を「企業総務課」に改める。

第5条中「経営部総務課長」を「経営部企業総務課長」に、「総務課長」を「企業総務課長」に改める。

第7条中「総務課長」を「企業総務課長」に、「総務課」を「企業総務課」に改める。

別表を次のように改める。

公印	書体	形式	寸法(mm)	使用区分	保管課等	個数
奈良市公営企業管理者の印	てん書	あ	方24	契約、辞令及び一般公文書用	企業総務課	1
		い	方18	公金出納用	財務課	1
		う	方24	登記事務用	財務課	1
		え	方24	道路掘削申請用	水道計画管理課	1
		お	方24	浄水場内の契約及び一般公文書用	浄水課	1
		か	方24	下水道法による許認可等事務用	給排水課	1
		き	方24	契約及び一般公文書用	東部上下水道管理課	1
奈良市企業局の印	てん書	く	方24	局名をもって発する文書	企業総務課	1
奈良市企業局企業出納員の印	てん書	け	方15	公金領収並びに金銭及び物品事務用	財務課	1



(奈良市企業局文書取扱規程の一部改正)

第12条 奈良市企業局文書取扱規程(平成2年奈良市水道局管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第8条、第9条及び第10条中「総務課」を「企業総務課」に改める。

第19条(見出しを含む。)中「総務課長」を「企業総務課長」に改める。

第20条第1項中「総務課」を「企業総務課」に、同条第2項中「室長又は所長」を「又は室長」に改める。

第21条第2項中「総務課長」を「企業総務課長」に、「総務課」を「企業総務課」に改める。

第22条中第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える

- (2) 指令にあっては、その記号及び番号の左に「奈企指令」を付すること。
- (3) 指令の番号は、各課ごとに一連番号を付して施行すること。

第23条第1項中「総務課長」を「企業総務課長」に改める。

第25条第2号中「室長名又は所長名」を「又は室長名」に改める。

第26条第2項中「総務課長」を「企業総務課長」に改める。

第27条及び第30条中「総務課」を「企業総務課」に改める。

第31条から第34条まで、第36条から第38条まで及び第40条中「総務課長」を「企業総務課長」に改める。

第43条中「総務課」を「企業総務課」に改める。

別記第7号様式中「総務課」を「企業総務課」に改める。

(奈良市企業局マイクロフィルム文書等取扱規程の一部改正)

第13条 奈良市企業局マイクロフィルム文書等取扱規程(昭和63年奈良市水道局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「主務課長」を「主管課長」に改める。

第3条第2項中「技術部給水課」を「設計工務部給排水課」に改める。

第4条中「総務課長」を「企業総務課長」に改める。

第5条中「主務課長」を「主管課長」に、「総務課長」を「企業総務課長」に改める。

(奈良市企業局情報化推進に関する規程の一部改正)

第14条 奈良市企業局情報化推進に関する規程(平成24年奈良市水道局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「上水道部長及び下水道部長」を「管理部長及び設計工務部長」に改め、同条第5項中「上水道部次長、下水道部次長、経営管理課長、総務課長、配水課長、下水道総務課長」を「管理部次長、設計工務部次長、料金管財課長、企業総務課長、水道計画管理課長、企業技術監理課長」に改める。

第10条中「経営管理課」を「料金管財課」に改める。

(奈良市企業局会計規程の一部改正)

第15条 奈良市企業局会計規程(平成26年奈良市企業局管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第6条各号を次のように改める。

- (1) 財務課長
- (2) 財務課主幹
- (3) 財務課長補佐
- (4) 会計室長

第7条中「経理課長」を「財務課長」に、「経理課主幹又は経理課長補佐」を「財務課主幹、財務課長補佐又は会計室長」に改める。

第8条第2項各号を次のように改める。

- (1) 財務課
- (2) 料金管財課
- (3) 会計室
- (4) 東部上下水道管理課
- (5) 前各号に定めるもののほか、公営企業管理者が特に必要と認めた課等

第18条第1項中「経理課」を「財務課」に改める。

第19条中「経理課長」を「財務課長」に改める。

第67条第3項中「経営部料金お客様課(以下この章において「料金お客様課」という。)」を「料金管財課」に、「上水道部浄水課(以下この章において「浄水課」という。)」を「浄水課」に改める。

第68条及び第69条中「料金お客様課長」を「料金管財課長」に改める。

第82条、第85条、第87条、第91条から第93条まで、第117条、第119条及び第120条中「経理課長」を「財務課長」に改める。

第121条第1項中「経理課長」を「財務課長」に、「経営管理課長」を「財務課長」に改める。

(奈良市企業局庁舎管理規程の一部改正)

第16条 奈良市企業局庁舎管理規程(平成14年奈良市水道局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

表中「経理課長」を「料金管財課長」に改める。

(奈良市企業局公用車管理規程の一部改正)

第17条 奈良市企業局公用車管理規程(昭和48年奈良市水道局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「経理課管財担当係長」を「料金管財課管財係長」に改める。

第15条第3項中「前項」を「前2項」に、「安全運転管理者に」を「安全運転管理者及び料金管財課長に」に、「安全運転管理者を」を「安全運転管理者、料金管財課長、企業総務課長及び経営部長を」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

第1号様式 (第6条関係)

公用車修繕等伺兼検査書

所属課						年	月	日
登録番号	奈良	車種・購入年月	・	年	月	運転者		
修繕期間	年 月 日 から 年 月 日まで	業者名						
修繕区分	修繕箇所明細	金額	承認印	検収印				
<input type="checkbox"/> 12箇月点検				備考 決 裁 欄				
<input type="checkbox"/> 車検								
<input type="checkbox"/> 修繕								

(奈良市企業局自家用電気工作物施設保安規程の一部改正)

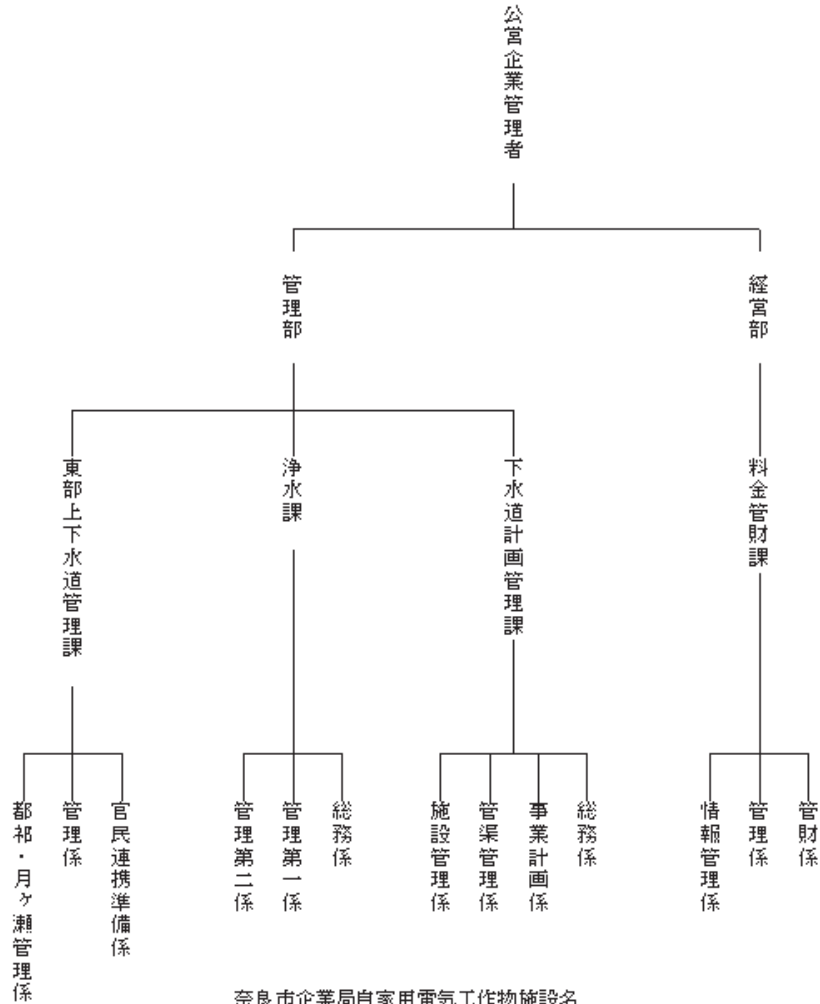
第18条 奈良市企業局自家用電気工作物施設保安規程(昭

和40年奈良市水道局管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

奈良市企業局自家用電気工作物設置組織図



奈良市企業局自家用電気工作物施設名

- 木津浄水場
- 市坂中継ポンプ所
- 大淵ポンプ所
- 緑ヶ丘浄水場(緑ヶ丘ポンプ所を含む)
- 宝来ポンプ所
- 黒谷ポンプ所
- 須川ダム管理事務所
- 鳥見ポンプ所
- 緑ヶ丘排水処理所
- 登美ヶ丘ポンプ所
- 高樋ポンプ所
- 興隆寺ポンプ所
- 中畑第1ポンプ所
- 中畑第2ポンプ所
- 南畑尾ポンプ所
- 東市ポンプ所
- 中ノ川ポンプ所
- 大慈仙ポンプ所
- 菅掛ポンプ所
- 長谷ポンプ所
- 帝塚山ポンプ所
- 鶴舞ポンプ所
- 布目取水場
- 桃香野配水池
- 布目取水場(都祁)
- 導水中継ポンプ所
- 原水分配池
- 都祁浄水場
- 北郡浄水場
- 馬場中継ポンプ所
- 針ヶ別所中継ポンプ所
- 香山清水園
- 平城浄化センター
- 佐保台浄化センター
- 中登美ヶ丘汚水中継ポンプ場
- 朱雀汚水中継ポンプ場
- 奈良北汚水中継ポンプ場
- 田原地区浄化センター
- 東部第1地区浄化センター
- 東部第2地区浄化センター
- 奈良市企業局庁舎

別表第2(第3条関係)

業務分掌及び職務権限

施設 業務内容	水津浄水場	大瀬中継ポンプ所	大瀬ポンプ所	緑ヶ丘浄水場(緑ヶ丘ポンプ所を含む。)	冠来ポンプ所	黒谷ポンプ所	須川ダム管理事務所	鳥島ポンプ所	線ヶ丘排水処理所
① 施設の運営管理	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長
② 電気設備の保全、指導監督	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
③ 電気設備の運転(監視、巡視、日常点検)	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
④ 運転操作基準の設定	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
⑤ 保全計画、総括調査	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
⑥ 定期点検、測定記録	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
⑦ 保全基準の設定	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
⑧ 事故、予備品の管理	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
⑨ 従業員の教育訓練	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
⑩ 非常災害対策	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
⑪ 工事計画、設計	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
⑫ 施行検収	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者

施設 業務内容	線ヶ丘浄水場	大瀬加ポンプ所	中ノ川ポンプ所	東市ポンプ所	南郷尾ポンプ所	中畑第2ポンプ所	中畑第1ポンプ所	興隆寺ポンプ所	高瀬ポンプ所	線ヶ丘ポンプ所
① 施設の運営管理	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長
② 電気設備の保全、指導監督	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
③ 電気設備の運転(監視、巡視、日常点検)	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
④ 運転操作基準の設定	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
⑤ 保全計画、総括調査	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
⑥ 定期点検、測定記録	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
⑦ 保全基準の設定	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
⑧ 事故、予備品の管理	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
⑨ 従業員の教育訓練	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
⑩ 非常災害対策	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
⑪ 工事計画、設計	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
⑫ 施行検収	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者

施設 業務内容	香掛ポンプ所	長谷ポンプ所	帝塚山ポンプ所	鶴舞ポンプ所	布目取水場	綾香野配水池	布目取水場(節節)	浄水中継ポンプ所	原水分配池
① 施設の運営管理	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長
② 電気設備の保全、指導監督	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
③ 電気設備の運転(監視、巡視、日常点検)	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
④ 運転操作基準の設定	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
⑤ 保全計画、総括調査	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
⑥ 定期点検、測定記録	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
⑦ 保全基準の設定	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
⑧ 事故、予備品の管理	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
⑨ 従業員の教育訓練	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
⑩ 非常災害対策	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
⑪ 工事計画、設計	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
⑫ 施行検収	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者

施設 業務内容	都祁浄水場	北新浄水場	馬場中継ポンプ所	針ヶ別所中継所
① 施設の運営管理	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長
② 電気設備の保全、指導監督	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
③ 電気設備の運転(監視、巡視、日常点検)	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
④ 運転操作基準の設定	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
⑤ 保全計画、総括調査	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
⑥ 定期点検、測定記録	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
⑦ 保全基準の設定	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
⑧ 事故、予備品の管理	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
⑨ 従業員の教育訓練	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
⑩ 非常災害対策	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
⑪ 工事計画、設計	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
⑫ 施行検収	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者

施設 業務内容	青山清水園	平城浄化センター	佐保台浄化センター	中登美ヶ丘汚水中継ポンプ場	朱雀汚水中継ポンプ場	奈良北汚水中継ポンプ場	田原地区浄化センター	東部第1地区浄化センター	東部第2地区浄化センター
① 施設の运营管理	下水道計画管理課長	下水道計画管理課長	下水道計画管理課長	下水道計画管理課長	下水道計画管理課長	下水道計画管理課長	下水道計画管理課長	下水道計画管理課長	下水道計画管理課長
② 電気設備の保全、指導監督	保安管理業務委託業者	保安管理業務委託業者	保安管理業務委託業者	保安管理業務委託業者	保安管理業務委託業者	保安管理業務委託業者	保安管理業務委託業者	保安管理業務委託業者	保安管理業務委託業者
① 電気設備の運転操作(監視、巡視、日常点検)	施設管理係	施設管理係	施設管理係	施設管理係	施設管理係	施設管理係	施設管理係	施設管理係	施設管理係
② 運転操作基準の設定									
③ 保全計画、総括調査									
④ 定期点検、測定記録									
⑤ 保全基準の設定									
⑥ 事故									
⑦ 備品、予備品の管理									
⑧ 従業員の教育訓練									
⑨ 非常災害対策									
⑩ 工事計画、設計施行検収									

施設 業務内容	奈良市企業局庁舎
① 施設の运营管理	料金管財課長
② 電気設備の保全、指導監督	主任技術者
① 電気設備の運転操作(監視、巡視、日常点検)	管財係
② 運転操作基準の設定	
③ 保全計画、総括調査	
④ 定期点検、測定記録	
⑤ 保全基準の設定	
⑥ 事故	
⑦ 備品、予備品の管理	
⑧ 従業員の教育訓練	
⑨ 非常災害対策	
⑩ 工事計画、設計施行検収	

(奈良市企業局工事検査規程の一部改正)
第19条 奈良市企業局工事検査規程(昭和62年奈良市水道局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「経営部総務課入札検査室」を「管理部下水道計画管理課工事検査室」に改める。
別記第1号様式(その2)を次のように改める。

第1号様式(第6条・第7条関係)
(その2)

決 裁 欄

工 事 査 査 依 頼 書 (工事検査室長)	年 月 日 (工事主管課長)
下記の工事について、検査の執行を依頼します。	

工 事 名		工 事 番 号	第 号
工 事 場 所	契 約 工 期	自 年 月 日	至 年 月 日
受 注 者 (名称及び 代表者名)	完 成 年 月 日	年 月 日	
請 負 金 額	確 認 年 月 日	年 月 日	
現 場 監 督 員 氏 名	検 査 希 望 年 月 日	年 月 日	

注：標題に検査の種類(しゅん工、出来形、中間、随時)を記入のこと。

工事検査執行通知書 検第 号
年 月 日

(工事主管課長)

(工事検査室長)

次のとおり検査を執行しますので通知します。

検 査 日 時	年 月 日
検 査 員 氏 名	
除 却 報 告 書	確 認 印
配 管 図 記 入	確 認 印

(奈良市企業職員被服貸与規程の一部改正)

第20条 奈良市企業職員被服貸与規程(昭和28年奈良市水道局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

別表中「事務職員(収納業務、計量業務等に従事する職員に限る。)及び技術職員」を「技術職員」に改める。

(奈良市企業局非常勤嘱託職員に関する規程の一部改正)

第21条 奈良市企業局非常勤嘱託職員に関する規程(平成6年奈良市水道局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「総務課長」を「企業総務課長」に改める。

(奈良市企業局臨時職員に関する規程の一部改正)

第22条 奈良市企業局臨時職員に関する規程(平成16年奈良市水道局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

本則中「総務課長」を「企業総務課長」に改める。

(奈良市企業局職員就業規則の一部改正)

第23条 奈良市企業局職員就業規則(昭和33年奈良市水道局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項及び第8条の2第3項中「総務課長」を「企業総務課長」に改める。

(奈良市企業職員研修規程の一部改正)

第24条 奈良市企業職員研修規程(平成27年奈良市企業局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

本則中「総務課長」を「企業総務課長」に改める。

(奈良市水道水利使用管理規程の一部改正)

第25条 奈良市水道水利使用管理規程(平成6年奈良市水道局管理規程第13号)の一部を次のように改正する。

第2条中「上水道部浄水課長」を「管理部浄水課長」に改める。

(奈良市水洗便所設備費助成に関する条例施行規程の一部改正)

第26条 奈良市水洗便所設備費助成に関する条例施行規程(平成26年奈良市企業局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式 (第2条関係)

水洗便所設備費助成金交付申請書			
年 月 日			
奈良市公営企業管理者			
住所			
申請者			
氏名			
電話 局 番			
次のとおり水洗便所に改造するので、助成金を交付くださるよう申請します。			
設置場所	奈良市		
使用者	住所	奈良市	
	氏名		
家屋所有者	住所		
	氏名		
水道料金	名義人		
	水栓番号		使用者番号 — —
便器の型	1 標準型 (A. B. C. D) 2 その他の型		
助成金交付申請額	円		
施工業者	印		

上記申請内容が適当と認められるので、助成金の交付決定をしてよろしいか。

※起案日	年 月 日	決 裁 欄
※決裁日	年 月 日	

(注意) ※印欄は、記入しないでください。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。
(平成28年3月31日揭示済)

奈良市企業局管理規程第5号

奈良市企業局補助金等交付規程を次のように定める。
平成28年3月31日

奈良市公営企業管理者
池田 修

奈良市企業局補助金等交付規程

奈良市企業局が交付する補助金等の交付については、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号）の例による。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。
(平成28年3月31日揭示済)

奈良市企業局管理規程第6号

奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成28年3月31日

奈良市公営企業管理者
池田 修

奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

奈良市水道事業給水条例施行規程（昭和60年奈良市水道局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第23条中「最低料金」を「基本料金」に改める。

第24条第1項中「月分として」の次に「翌月に」を加える。

第24条の2を第24条の5とし、第24条の次に次の3条を加える。

（使用の中止等に伴う料金の算定）

第24条の2 給水装置の使用を中止し、若しくは廃止し、又は給水を停止したときは、直ちに計量を行い、前月の計量定例日の翌日から当該計量が行われた日までを1月（隔月計量の場合にあつては、前々月の計量定例日の翌日から当該計量日までの2箇月を2等分した各々を1月）として算定し、速やかに徴収する。

2 前条第2項ただし書の規定は、前項の隔月計量の場合について準用する。

3 第1項の規定にかかわらず、隔月計量の場合において、計量定例日がある月以外の月に給水装置の使用を中止し、若しくは廃止し、又は給水を停止したときは、直ちに計量を行い、前月の計量定例日の翌日から当該計量を行った日までを1月として算定し、速やかに徴収する。

（使用の開始に伴う料金の算定）

第24条の3 給水装置の使用を開始した日の属する月の計量定例日前に当該使用を開始したときは、当該使用を開始した日から計量定例日までを1月として算定し、計量をした日の属する月分として翌月（隔月計量の場合にあ

つては、翌々月）に徴収する。

2 給水装置の使用を開始した日の属する月の計量定例日以後に当該使用を開始したときは、当該使用を開始した日から翌月の計量定例日までを1月として算定し、当該使用を開始した日の属する月の翌月分として翌々月に徴収する。

3 隔月計量の場合において給水装置の使用を開始した日の属する月の計量定例日以後に当該使用を開始したときは、当該使用を開始した日から翌々月の計量定例日までの2箇月を2等分した各々を1月として算定し、計量日の属する月の翌月分は翌々月の計量定例日の翌月に、翌々月分は翌々月の計量定例日の翌々月に徴収する。ただし、使用水量を2等分した場合における0.5立方メートルは、計量日の属する月の翌々月分に加える。

4 前2項の場合において、当該使用を開始した月分は、基本料金のみを徴収する。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、隔月計量の場合において、計量定例日がある月以外の月に給水装置の使用を開始したときは、当該使用の開始の日から計量定例日までを2等分した各々を1月として算定し、当該使用を開始した月分は当該計量定例日の翌月に、当該使用を開始した翌月分は当該計量定例日の翌々月に徴収する。ただし、使用水量を2等分した場合における0.5立方メートルは、当該使用を開始した翌月分に加える。

（同一月内における使用の開始及び使用の中止等に伴う料金の算定）

第24条の4 前2条の規定にかかわらず、給水装置の使用を開始した日の属する月と同一月内に給水装置の使用を中止し、若しくは廃止し、又は給水を停止したときは、直ちに計量を行うとともに、当該月分として算定し、速やかに徴収する。

附 則

この規程は、平成28年3月31日から施行する。
(平成28年3月31日揭示済)

奈良市企業局管理規程第7号

奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月31日

奈良市公営企業管理者
池田 修

奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程

奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成26年奈良市企業局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式(第4条関係)

下水道事業受益者負担金決定通知書

受益者住所	当初賦課年月		年 月 日	
	負担区			奈良市公営企業管理者 印
受益者氏名	通知書番号			奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第6条第1項の規定により、次のとおり受益者負担金を決定したので、同条第3項の規定により通知します。

土地の所在	地番	枝番	枝枝番	地目	地積 (㎡)	負担金額 (円)	徴収猶予金額 (円)	減 免		差引負担金額 (円)
								率(%)	金額(円)	

負担金決定額 円

納期	納期限	金額	納期	納期限	金額	納期	納期限	金額
1回目			4回目			7回目		
2回目			5回目			8回目		
3回目			6回目			9回目		

裏面もお読みください。

(注) 裏面に受益者負担金制度の説明及びこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

別記第3号様式の2を次のように改める。

第3号様式の2（第5条関係）

年度 奈良都市計画下水道事業受益者負担金 督促状					奈良市企業局																																																																						
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 受益者氏名 〒 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">様方 様</div>					<p>あなたの受益者負担金が、下記のとおり未納になっております。この督促状で至急納付してください。</p> <p>なお、入金の確認には10日程度を要しますので、本状と行き違いに納付いただいた場合は、ご了承ください。 (裏面の説明をごらんください。)</p>																																																																						
通知書番号																																																																											
負担金額					円																																																																						
納期限					年 月 日																																																																						
延滞金額					円																																																																						
納付額					円																																																																						
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>受益地の内訳</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>土地の所在</th> <th>地番</th> <th>枝番</th> <th>枝枝番</th> <th>地積(m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> </div> <div style="width: 45%;"> <p>滞納の内訳</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>期別</th> <th>負担金額(円)</th> <th>延滞金額(円)</th> <th>当初納期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> </div> </div>					土地の所在	地番	枝番	枝枝番	地積(m ²)																																																			期別	負担金額(円)	延滞金額(円)	当初納期限												
土地の所在	地番	枝番	枝枝番	地積(m ²)																																																																							
期別	負担金額(円)	延滞金額(円)	当初納期限																																																																								
<p style="text-align: center;">奈良都市計画下水道事業 年度 受益者負担金 領収証書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">通知書番号</td><td colspan="4"></td></tr> <tr><td>負担区</td><td colspan="4"></td></tr> <tr><td>賦課年度</td><td colspan="4"></td></tr> <tr><td>負担金額</td><td colspan="4"></td></tr> <tr><td>延滞金額</td><td colspan="4"></td></tr> <tr><td>納付額</td><td colspan="4"></td></tr> <tr><td>納期限</td><td colspan="4"></td></tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">様</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; padding: 5px;">領収日付印</div> <p>上記のとおり 収納しました。</p> <p style="margin-top: 10px;">奈良市 公営企業管理者</p> <p style="font-size: small;">(この領収証書は、5年間保存してください。)</p>			通知書番号					負担区					賦課年度					負担金額					延滞金額					納付額					納期限					<p style="text-align: center;">奈良都市計画下水道事業 年度 受益者負担金 領収済通知書</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 50px; margin-bottom: 10px;"></div> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">通知書番号</td> <td style="width: 20%;">負担金額</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td>延滞金額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計納付額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; padding: 5px;">領収日付印</div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">上記のとおり収納しました。</p> <p style="margin-top: 10px;">(奈良市企業局保管) (宛先)奈良市公営企業管理者</p>			通知書番号	負担金額	円	納期限	延滞金額	円	合計納付額		円																										
通知書番号																																																																											
負担区																																																																											
賦課年度																																																																											
負担金額																																																																											
延滞金額																																																																											
納付額																																																																											
納期限																																																																											
通知書番号	負担金額	円																																																																									
納期限	延滞金額	円																																																																									
合計納付額		円																																																																									

この領収済通知書は機械で読み取りますので、汚したり折り曲げたりしないでください。

●延滞金について

納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、年14.5%の延滞金がかかります。

●受益者が変更されている場合

売買等により土地の所有者が変更され、受益者を変更される場合は、必ず受益者変更届をご提出ください。
(届出により受益者を変更されるまでの受益者負担金は、変更前の受益者の負担となります。)

●滞納処分について

この督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されない場合は、滞納処分の手続きを開始します。

●この督促状は、納期限までに納付のない方を対象に送付しています。

なお、入金の確認には10日程度を要しますので、本状と行き違いに納付いただいた場合は、ご了承ください。

●審査請求等

(注)余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

本書でのお支払い窓口

(1)取扱い金融機関

南都銀行	三菱東京UFJ銀行	三井住友銀行	りそな銀行	みずほ銀行
第三銀行	近畿大阪銀行	関西アーバン銀行	三菱UFJ信託銀行	中京銀行
奈良信用金庫	三井住友信託銀行	大和信用金庫	近畿産業信用組合	奈良中央信用金庫
近畿労働金庫	奈良県農業協同組合	商工組合中央金庫	京都銀行	京都中央信用金庫

金融機関の合併等により、機関名称が変更等される場合があります。

(2)奈良市企業局



指定金融機関(統括店)

別記第3号様式の3中「奈良県農業共同組合」を「奈良県農業協同組合」に改める。

別記第3号様式の5を次のように改める。

第3号様式の5（第7条の2関係）

下水道事業受益者負担金賦課保留承認・不承認 決定通知書

年 月 日

様

奈良市公営企業管理者 印

年 月 日に奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第5条の規定により、次のとおり決定しましたので、同条例施行規程第7条の2の規定により通知します。

決定事項	承認 ・ 不承認
------	----------

土地の所在	地目	地積(m ²)	保留を承認（不承認）した理由

保留した土地が宅地として使用又は公共下水道管の敷設、若しくは排水設備工事ができる状況に至ったときは、下水道事業受益者負担金賦課保留消滅届を提出してください。

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

別記第3号様式の7を次のように改める。

第3号様式の7（第7条の2関係）

下水道事業受益者負担金賦課保留取消決定通知書

年 月 日

様

奈良市公営企業管理者 印

年 月 日付け、第 号をもって受益者負担金の賦課保留をしました下記の土地について、奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第7条の2の規定により通知した賦課保留を取り消しましたので、同条例施行規程第7条の2の規定により通知します。

土地の所在	地目	地積(m ²)	取り消し理由	備考

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

別記第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第8条関係）

受益者 様 奈良市公営企業管理者	年 月 日 印						
下水道事業受益者負担金徴収猶予 承認・不承認 決定通知書							
年 月 日付で申請のありました負担金の猶予について、奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第7条の規定により、次のとおり決定いたしましたので、同条例施行規程第8条第2項の規定により通知します。							
決定事項	承認 不 承 認						
土地の所在	地番	枝番	枝枝番	地 積 (㎡)	負担金額 (円)	猶予する理由	猶予期間
不承認の理由							
	納期	負担金額(円)	当初納期限	猶予額(円)	猶予後の納期	備 考	
1回目	年 月 期						
2回目	年 月 期						
3回目	年 月 期						
4回目	年 月 期						
5回目	年 月 期						
6回目	年 月 期						
7回目	年 月 期						
8回目	年 月 期						
9回目	年 月 期						

(注) 裏面にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

別記第7号様式を次のように改める。

第7号様式（第9条関係）

受益者 様 奈良市公営企業管理者	年 月 日 印									
下水道事業受益者負担金減免 承認・不承認 決定通知書										
年 月 日付で申請のありました負担金の猶予について、奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第8条第2項の規定により、次のとおり決定いたしましたので、同条例施行規程第9条第2項の規定により、通知します。										
決定事項	承認 不 承 認									
土地の所在	地番	枝番	枝枝番	地 積 (㎡)	負担金額 (円)	減免対象地積 (㎡)	減免率 (%)	減免額 (円)	減免する理由	差引負担金額 (円)
不承認の理由										

(注) 裏面にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

附 則
この規程は、平成28年4月1日から施行する。
(平成28年3月31日揭示済)

奈良市企業局管理規程第8号

奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月31日
第2号様式(第4条関係)

奈良市公営企業管理者
池田 修

奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規程の一部を改正する規程

奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規程(平成26年奈良市企業局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式を次のように改める。

農業集落排水事業分担金決定通知書

年 月 日

受益者

住所

氏名

様

奈良市公営企業管理者

奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例第6条第1項の規定により、次のとおり分担金を決定したので、同条第2項の規定により通知します。

通知書番号

建築物の所在地	分担金算出基礎			更正額(円) (既納額)	差引分担金額 (円)
	1 建築物の分担金の額(円)	戸数又は世帯数	分担金額(円)		

分担金決定額

年度	納 期	納 付 額(円)

(注)裏面に農業集落排水事業分担金制度についての説明及びこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

別記第3号様式の2を次のように改める。

第3号様式の2 (第5条関係)

奈良市企業局

年度 農業集落排水事業分担金 督促状

あなた(受益者)の農業集落排水事業分担金が、下記のとおり未納になっております。この督促状で至急納付してください。なお、入金(滞り)の滞りには10日程度を要しますので、本状と行き違いに納付いただいた場合は、ご了承ください。

(裏面の説明をこらんでください。)

受益者氏名 〒

様方
様

通知書番号	
分担金額	円
納期限	
延滞金額	円
納付額	円

年 月 日

奈良市公営企業管理者 印

建築物の所在地

町名	地番	枝番	枝柱番	延べ床面積 (㎡)

滞納の内訳

年度	分担金額 (円)	延滞金額 (円)	当初納期限

農業集落排水事業

年度 分担金 領収証書

通知書番号	
滞納年度	
分担金額	円
延滞金額	円
納付額	円
納期限	

領収日付印

上記のとおり
収納しました。

奈良市
公営企業管理者

(この領収証書は、5年間保存してください。)

農業集落排水事業

年度 分担金 領収済通知書

通知書番号	
滞納年度	
分担金額	円
延滞金額	円
合計納付額	円

領収日付印

上記のとおり
収納しました。

(宛先) 奈良市公営企業管理者
(奈良市企業局保管)

●延滞金について
納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、年 14.5%の延滞金がかかります。

●受益者が変更されている場合
手裏書により建築物の所有者が変更され、受益者を変更される場合は、必ず受益者変更届を提出してください。
届出により受益者を変更されるまでの農業集落排水事業分担金は、変更前の受益者の負担となります。

●滞納処分
この督促状を差した日から起算して 10 日を経過した日までに完納されない場合は、滞納処分の手続きを開始します。

●この督促状は、納期限までに納付のない方を対象に送付しています。なお、入金(滞り)の滞りには 10 日程度を要しますので、本状と行き違いに納付いただいた場合は、ご了承ください。

●審査請求等
(注) 奈良にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の告示を掲載する。

本書でのお支払い窓口

(1) 取扱い金融機関

南都銀行	三井住友銀行	三井住友銀行	りそな銀行	みずほ銀行
第二銀行	関西アバン銀行	関西アバン銀行	三菱UFJ信託銀行	中央銀行
奈良信用金庫	三井住友信託銀行	大和信用金庫	近畿産業信用組合	奈良中央信用金庫
近畿労働金庫	奈良県農業協同組合	商工組合中央金庫	京新銀行	京都中央信用金庫

(2) 奈良市企業局

金融機関の合併等により、機関名称が変更等される場合があります

指定金融機関(統括店)

別記第3号様式の3中「奈良県農業共同組合」を「奈良県農業協同組合」に改める。
別記第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第7条関係）

農業集落排水事業分担金徴収猶予承認（却下）通知書

年 月 日

受益者
住 所
氏 名

奈良市公営企業管理者 印

年 月 日付で申請のありました分担金の徴収猶予について、奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例第7条の規定により、次のとおり決定したので、同条例施行規程第7条第2項の規定により通知します。

決 定 事 項	承 認 ・ 却 下
---------	-----------

承認内容	建築物の所在地	延べ床面積 (㎡)	建築物の所在地	延べ床面積 (㎡)

年度	分担金 (円)	納付額 (円)	猶予決定額	
			猶予額 (円)	納期
合 計				

却下の場合の理由

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

別記第7号様式を次のように改める。

第7号様式（第8条関係）

農業集落排水事業分担金減免承認（却下）通知書

年 月 日
受益者
住 所
氏 名

様

奈良市公営企業管理者 印

年 月 日付けで申請のありました分担金の減免について、奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例第8条の規定により、次のとおり決定したので、同条例施行規程第8条第2項の規定により通知します。

決 定 事 項 承 認 ・ 却 下

建築物の所在地	延べ床面積 (㎡)	分担金 (円)	減 免 率 (%)	減 免 額 (円)	差引分担金 (円)

却下の場合の理由

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。
(平成28年3月31日揭示済)

奈良市企業局管理規程第9号

奈良市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月31日

奈良市公営企業管理者
池田修

奈良市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規程の一部を改正する規程

奈良市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規程(平成26年奈良市企業局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(経過措置)

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に水洗便所に改造しようとする者に係る改造資金の融資あっせん及び利子補給については、第3条第1号の規定にかかわらず、下水の処理を開始した日から3年を超える場合であっても対象者とする。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。
(平成28年3月31日揭示済)

奈良市企業局管理規程第10号

奈良市下水道条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月31日

奈良市公営企業管理者
池田修

奈良市下水道条例施行規程の一部を改正する規程

奈良市下水道条例施行規程(平成26年奈良市企業局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

(軽微な工事)

第5条の2 条例第7条に規定する軽微な工事とは、次のとおりとする。

- (1) ますのふたの取替え
- (2) トラップ(防臭装置)等の取替えで確認を受けたときの能力を低下させることのない軽微なもの
- (3) ますの破損に伴う部分的補修
- (4) 前3号のほか管理者において軽微な工事と認められたもの

第30条及び第31条を次のように改める。

第30条及び第31条 削除

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。
(平成28年3月31日揭示済)

奈良市企業局管理規程第11号

奈良市水道施設布設工事負担金徴収規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月31日

奈良市公営企業管理者
池田修

奈良市水道施設布設工事負担金徴収規程の一部を改正する規程

奈良市水道施設布設工事負担金徴収規程(昭和60年奈良市水道局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第3条関係)

算出額の区分	間接経費率
500万円以下の場合	20.29%
500万円を超え1,000万円以下の場合	18.89%
1,000万円を超え5,000万円以下の場合	15.65%
5,000万円を超える場合	管理者の定める率

備考

対応する区分に掲げる間接経費率を適用して算出した額が、直近下位の区分の最高額に満たない場合は、当該最高額の範囲内において増加することができる。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の奈良市水道施設布設工事負担金徴収規程の規定は、この規程の施行の日以後における工事申込みに係る分について適用し、同日前に工事申込みがあったものについては、なお従前の例による。

(平成28年3月31日揭示済)

消 防

奈良市消防局長訓令甲第1号

全職員

奈良市火災予防査察規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月15日

奈良市消防局長 酒井孝師

奈良市火災予防査察規程の一部を改正する訓令

奈良市火災予防査察規程(平成19年奈良市消防局長訓令甲第8号)の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「及び実施基準」を削り、同条第1項中「別表第1」を「別表」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項に規定するもののほか、」を削り、同項を同条第2項とする。

第10条中「査察実施基準及び」を削る。

第32条中「への登載及び」を「及び奈良市ホームページへの登載並びに」に改める。
別表（第7条、第54条関係）

別表第2を削り、別表第1を別表とし、同表を次のように改める。

査 察 対 象 物 区 分

区 分	規制対象物 危険物施設等	対 象
第1号査察事業所	第1種対象物	1 法第8条の2の2の規定に該当する防火対象物 2 令別表第1(17)項に掲げる防火対象物
	第1種対象施設	法第14条の2第1項に規定する予防規程の認可を必要とする危険物施設
第2号査察事業所	第2種対象物	令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物（第1種対象物を除く。）で、延べ面積が1,000㎡以上のもの
	第2種対象施設	危険物保安監督者選任届を必要とする危険物施設（第1種対象施設を除く。）
第3号査察事業所	第3種対象物	1 令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物（第1種対象物及び第2種対象物を除く。）で、延べ面積が300㎡以上のもの 2 令別表第1に掲げる防火対象物（第1種対象物及び第2種対象物を除く。）で、延べ面積が1,000㎡以上のもの及び同表(18)項に掲げる防火対象物
	第3種対象施設	第1種対象施設及び第2種対象施設以外の危険物施設
第4号査察事業所	第4種対象物	1 令別表第1に掲げる防火対象物（第1種対象物、第2種対象物及び第3種対象物を除く。）で、法令において消防用設備等の設置を必要とするもの 2 令別表第1に掲げる防火対象物で、法第8条のみに該当するもの
	第4種対象施設	少量危険物施設及び指定可燃物施設

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。
(平成28年3月15日揭示済)

奈良市消防局長訓令第2号

全 職 員

奈良市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

奈良市消防局長 酒井 孝 師

奈良市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令

奈良市消防署の組織に関する規程（昭和58年奈良市消防長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（署の組織及び分掌事務）

第2条 署に次の担当及び小隊を置く。

- 予防指導担当
- 第一消防小隊
- 第二消防小隊
- 第三消防小隊
- 第一救急小隊

- 第二救急小隊
- 第三救急小隊
- 第一救助小隊
- 第二救助小隊
- 第三救助小隊
- 第一消防救助小隊
- 第二消防救助小隊
- 第三消防救助小隊

2 前項の担当及び小隊の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

予防指導担当

- (1) 火災予防の対策及び広報に関すること。
- (2) 査察に関すること。
- (3) 防火対象物の設備及び防火管理者の指導に関すること。
- (4) 消防用設備等の設置の指導及び点検結果報告に関すること。
- (5) 予防統計に関すること。
- (6) 火災その他の災害の調査に関すること。
- (7) 火災原因及び損害の調査に関すること。
- (8) 署の事務の企画調整に関すること。
- (9) 公務による交通事故の処理に関すること。

- (10) 署の庶務に関する事。
 - (11) 女性防災クラブ及び幼年消防クラブに関する事。
- 第一消防小隊
第二消防小隊
第三消防小隊
- (1) 警防計画及び訓練に関する事。
 - (2) 火災その他の災害の警戒及び防御に関する事。
 - (3) 消防地水利の開発、調査及び保全に関する事。
 - (4) 消防の機械器具の整備及び保全に関する事。
 - (5) 査察及びその他の防火指導に関する事。
 - (6) 所轄に係る消防団の連絡及び協力等に関する事。
 - (7) 自衛消防隊の訓練の指導に関する事。
 - (8) 消防相談に関する事。
 - (9) 火災その他の災害の調査に関する事。
 - (10) 職員の非常招集に関する事。
 - (11) 署所の軽微な庁中管理に関する事。
 - (12) 公務による交通事故の物損処理に関する事。
 - (13) 火災原因及び損害の調査に関する事。
 - (14) 女性防災クラブ及び幼年消防クラブに関する事。
- 第一救急小隊
第二救急小隊
第三救急小隊
- (1) 救急の機械器具の整備及び保全に関する事。
 - (2) 救急対策及び救急処置に関する事。
 - (3) 救急の報告に関する事。
 - (4) 救急統計に関する事。
 - (5) 公務による交通事故の物損処理に関する事。
 - (6) 火災その他の災害の調査に関する事。
- 第一救助小隊
第二救助小隊
第三救助小隊
- (1) 災害現場の安全管理に関する事。
 - (2) 救助訓練に関する事。
 - (3) 人命の救助及び防火に関する事。
 - (4) 救助の機械器具の整備保全に関する事。
 - (5) 救助の報告に関する事。
 - (6) 緊急消防援助隊の出動に関する事。
 - (7) 国際消防救助隊の派遣に関する事。
 - (8) 署所の軽微な庁中管理に関する事。
 - (9) 公務による交通事故の物損処理に関する事。
 - (10) 救助技術に関する事。
 - (11) 火災原因及び損害の調査に関する事。
 - (12) 火災その他の災害の調査に関する事。
 - (13) 査察及びその他の防火指導に関する事。
 - (14) 女性防災クラブ及び幼年消防クラブに関する事。
- 第一消防救助小隊
第二消防救助小隊
第三消防救助小隊
- (1) 警防計画及び訓練に関する事。
 - (2) 火災その他の災害の警戒及び防御に関する事。
 - (3) 消防地水利の開発、調査及び保全に関する事。

- (4) 機械器具の整備及び保全に関する事。
- (5) 査察及びその他の防火指導に関する事。
- (6) 所轄に係る消防団の連絡及び協力等に関する事。
- (7) 自衛消防隊の訓練の指導に関する事。
- (8) 消防相談に関する事。
- (9) 火災その他の災害の調査に関する事。
- (10) 職員の非常招集に関する事。
- (11) 署所の軽微な庁中管理に関する事。
- (12) 公務による交通事故の物損処理に関する事。
- (13) 火災原因及び損害の調査に関する事。
- (14) 女性防災クラブ及び幼年消防クラブに関する事。
- (15) 災害現場の安全管理に関する事。
- (16) 救助訓練に関する事。
- (17) 人命の救助及び防火に関する事。
- (18) 救助の報告に関する事。
- (19) 緊急消防援助隊の出動に関する事。
- (20) 国際消防救助隊の派遣に関する事。
- (21) 救助技術に関する事。

第6条第1項を次のように改める。

分署に次の小隊を置く。

第一消防救急小隊

第二消防救急小隊

第三消防救急小隊

第6条第2項中「次のとおり」を「おおむね次のとおり」に改め、同項第5号中「予防」を削り、同項中第12号を第17号とし、第11号の次に次の5号を加える。

- (12) 署所の軽微な庁中管理に関する事。
- (13) 火災原因及び損害の調査に関する事。
- (14) 公務による交通事故の物損処理に関する事。
- (15) 女性防災クラブ及び幼年消防クラブに関する事。
- (16) 救急統計に関する事。

別表奈良市南消防署西大寺分署の項中「青野町」の次に「青野町一丁目、青野町二丁目」を加える。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(平成28年3月31日揭示済)

奈良市消防局長訓令甲第3号

全 職 員

奈良市消防職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

奈良市消防局長 酒 井 孝 師

奈良市消防職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

奈良市消防職員の勤務に関する規程（昭和58年奈良市消防長訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 交替制勤務は、三部勤務とする。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

区分	勤務時間	休憩時間	睡眠時間	週休日	
三部勤務	日勤	毎日勤務の例による。			
	当直	午前8時30分から翌日の午前8時30分まで	2時間	6時間30分	所属長が別に定める。
防災センター勤務	午前8時30分から午後5時15分まで	1時間		月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）及び職員ごとに4週間につき4日の割合で所属長が定める日	
備考 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の勤務時間等については、別に定める。					

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。
(平成28年3月31日揭示済)

奈良市消防局長訓令甲第4号

全 職 員

奈良市消防吏員の階級別定数規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

奈良市消防局長 酒井孝師

奈良市消防吏員の階級別定数規程の一部を改正する訓令

奈良市消防吏員の階級別定数規程（昭和58年奈良市消防長訓令甲第23号）の一部を次のように改正する。

本則第3号中「19人」を「20人」に改め、第4号中「43人」を「45人」に改め、第5号中「134人」を「132人」に改め、第6号中「103人」を「112人」に改め、第8号中「105人」を「95人」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。
(平成28年3月31日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第33号

平成28年3月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成28年3月9日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

1 日 時

平成28年3月16日（水）

午後2時00分から

2 場 所

教育センター 9階 9-1会議室

3 会議に付すべき事件

教育長報告

- (1) 平成27年度3月補正予算要求内示額について
- (2) 第68回優良公民館表彰の受賞について
- (3) 奈良市指定文化財の指定解除について

議事

議案第87号 平成28年4月市費支弁教職員の人事について

議案第88号 平成28年4月県費負担教員の人事について

議案第89号 奈良市指定文化財の指定について

議案第90号 奈良市図書館ボランティア事業実施要綱の制定について

議案第91号 奈良市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第92号 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部改正について

議案第93号 奈良市バンビーホーム児童育成料減免取扱要領の制定について

議案第94号 奈良市立鼓阪北幼稚園の休園について

その他

- (1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について 2月～3月

傍聴受付は、開催日の午後1時00分から午後1時50分までです。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(平成28年3月9日揭示済)

奈良市教育委員会告示第34号

奈良市文化財保護条例（昭和53年奈良市条例第7号）第4条第1項の規定により、平成28年3月16日次のとおり奈良市指定文化財を指定したので、同条例第9条の規定に基づき告示します。

平成28年3月16日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

分類	件名	数量	所有者・所在地	備考
絵画	絹本著色十六羅漢像	2幅	十輪院 奈良市十輪院町27	鎌倉時代
彫刻	木造十一面観音立像 附 結縁交名 一括 内一片に建武元□の記がある	1軀	観音寺 奈良市六条一丁目35-10	南北朝時代

(平成28年 3月16日 掲示済)

奈良市教育委員会告示第35号

次の物件が、奈良市文化財保護条例（昭和53年奈良市条例第7号）第4条第1項の規定による指定要件を喪失した

ため、平成28年 2月 5日同物件の奈良市指定文化財の指定を解除したので、同条例第9条の規定に基づき告示します。
平成28年 3月16日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

分類	件名	数量	所有者・所在地	備考
絵画	絹本著色鹿島立神影図 附 旧軸木 1本	1幅	春日大社 奈良市春日野町160	南北朝時代

(平成28年 3月16日 掲示済)

奈良市教育委員会告示第36号

平成28年 3月臨時教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成28年 3月18日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

1 日時

平成28年 3月21日（月）

午後1時30分から

2 場所

奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 会議に付すべき事件

議事

議案第95号 奈良市教育財産管理規則の一部改正について

議案第96号 奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正について

議案第97号 奈良市教育委員会事務専決規程の一部改正について

議案第98号 指導主事の人事について

議案第99号 教員人事について

傍聴受付は、開催日の午後12時30分から午後1時20分までです。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(平成28年 3月18日 掲示済)

奈良市教育委員会告示第37号

奈良市図書館ボランティア事業実施要綱を次のように定める。

平成28年 3月22日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

奈良市図書館ボランティア事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奈良市立中央図書館、西部図書館及び北部図書館（以下「図書館」という。）が行う業務に市民が参加する機会を提供することにより、参加者同士の交流や生涯学習の促進を図るため、図書館ボランティア事業の実施について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、図書館ボランティアとは、自らの意思により図書館長が定める活動を行う者をいう。
(活動の内容)

第3条 図書館ボランティアは、図書館長からの要請により、次に掲げる活動を行うものとする。

(1) 図書館サービス業務

(2) 図書館管理業務

(3) その他図書館長が必要と認める業務

(登録)

第4条 図書館ボランティアとして活動しようとする者は、図書館ボランティア登録申込書（別記様式）を図書館長に提出し、登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 18歳以上で、心身ともに健康であること。

(2) 図書館に自力で来館できること。

(3) 図書館事業に興味があり、かつ、図書館ボランティアとして、一定の期間、継続して活動する意思を有すること。

(4) 奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第2号又は第3号に規定する者でないこと。

3 図書館長は、第1項の登録の申込みがあったときは、速やかにこれを審査し、適当と認めるときは、図書館ボランティア名簿に登録する。

(登録期間)

第5条 図書館ボランティアの登録期間は、登録を受けた日の属する年度内とする。ただし、登録期間満了日の1か月前までに登録者から書面による別段の意思表示がない場合は、本登録は自動的に1年間延長されるものとする。

(研修)

第6条 図書館長は、新たに図書館ボランティアとして登録された者に対し、第1条の目的を達成するために必要な研修を行う。

(登録の取消)

第7条 図書館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、図書館ボランティアの登録を取り消すことができる。

- (1) 登録された者から辞退の申出があったとき。
- (2) 第4条第2項各号に規定する条件に該当しなくなったとき。
- (3) 営利を目的とする活動、宗教的又は政治的活動その他私的な活動を行ったとき。
- (4) 図書館サービスを円滑かつ適切に提供する上で、市民の信用を著しく傷つけたり、図書館職員との信頼関係を失う行為が著しいと認められるとき。
- (5) その他図書館事業を安全・円滑に行うにおいて不適切であると図書館長が判断したとき。

(秘密保持)

第8条 図書館ボランティアは、活動において知り得た情報について、他人に知らせ、又は目的外に使用してはならない。図書館ボランティアの登録期間の終了後においても、また同様とする。

(庶務)

第9条 図書館ボランティアの活動に係る事務は、図書館政策課が行う。

(報酬等)

第10条 図書館ボランティアの活動に対する報酬及び交通費は、支給しない。ただし、図書館ボランティアが行う活動に応じて、教育委員会が別に定める謝礼を支給することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めのない事項については、図書館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(平成28年3月22日揭示済)

奈良市教育委員会告示第38号

奈良市立鼓阪北幼稚園は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間、休園します。

平成28年3月22日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

(平成28年3月22日揭示済)

奈良市教育財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月30日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

奈良市教育委員会規則第1号

奈良市教育財産管理規則の一部を改正する規則

奈良市教育財産管理規則（平成12年奈良市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式

教育財産使用許可書

第 年 月 日

様

奈良市教育委員会
教育長 印

年 月 日付けで申請のありました教育財産の使用については、地方自治法（昭和22年法律第67条）第238条の4第7項及び奈良市教育財産管理規則（平成12年奈良市教育委員会規則第4号）第4条の規定により、下記の条件を付して許可します。

記

- 1 許可物件
名称：
所在：
区分：
使用部分：別添図面のとおり
- 2 使用目的
- 3 使用期間 年 月 日から 年 月 日
- 4 使用時間 時 分から 時 分
- 5 使用料 円
- 6 使用許可条件
 - (1) 使用料の支払い方法
使用料については、別に指定する方法により納付すること。
 - (2) 光熱水費等の負担
ア 使用した電気、ガス、水道、電話等の料金は、別に指定する方法により納付すること。
イ 上記の光熱水費等を指定する期日までに納付しなかったときは、その期日の翌日から納付した日までの日数に応じ、当該料金につき年 パーセントの割合で計算した金額（当該金額の計算に係る年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。）を遅延利息として光熱水費等に加算して納付すること。
 - (3) 権利譲渡等の禁止
許可物件に関する権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は許可物件を定められた目的以外に使用しないこと。
 - (4) 原状変更の制限
許可物件を改築、改装又は造作しようとするときは、その旨を文書により申し出て、文書による承諾を得ること。
 - (5) 使用状況の立入調査
許可物件の管理上必要があるときは、許可物件に立ち入り、使用状況について調査することがある。この場合においては、これを拒まないこと。
 - (6) 滅失、損傷の責任
許可物件を滅失又は損傷したときは、直ちにその旨を申し出て、速やかに原状に回復し、又は損害を賠償すること。
 - (7) 許可の取消等
ア 許可条件に違反したとき又は本市において許可物件を公用若しくは公共用に供する必要が生じたときは、許可期間中であってもこの許可を取り消すことがある。
イ 許可期間が満了した場合又は許可を取り消した場合において、許可期間中に許可物件に投じた有益費等又は許可が取り消されたことにより生じた損害があっても、その補償は一切行わない。
 - (8) 原状回復
許可期間が満了したとき又は許可を取り消されたときは、直ちに許可物件を原状に回復し返還すること。この場合において、本市係員の検査を受けること。
 - (9) 連帯保証人の変更
連帯保証人がその資格を欠くに至ったときには、遅滞なく新たな連帯保証人を立てること。連帯保証人を変更するときも、また同様とすること。
 - (10) 住所、氏名等の変更の届出
次のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を届け出ること。
ア あなた又は連帯保証人が住所又は氏名を変更したとき。
イ この許可に関する権利を相続により継承したとき。
- (注) 1 許可条件については、必要に応じて修正の上、使用することができる。
2 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(平成28年3月30日揭示済)

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月30日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

奈良市教育委員会規則第2号

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則（昭和53年奈良市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項学校教育部の部分中「いじめ対策指導室」を「いじめ防止生徒指導課 いじめ防止係 生徒指導係」に改める。

第9条第2項を削り、同条の次に次の1条を加える。

(いじめ防止生徒指導課)

第9条の2 いじめ防止生徒指導課の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

いじめ防止係

- (1) いじめ防止対策に関すること。
- (2) いじめ防止等に係る関係団体との連絡調整に関すること。
- (3) 児童虐待に係る関係機関及び団体との連絡調整に関すること。

生徒指導係

- (1) 生徒指導上の指導助言に関すること。
- (2) 登下校の安全指導に関すること。
- (3) 少年非行防止等に関すること。
- (4) 課の庶務に関すること。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(平成28年3月30日揭示済)

平成28年奈良市教育委員会
告示第39号は、欠番

奈良市教育委員会告示第40号

奈良市いじめ対応支援教員設置要綱を次のように定める。
平成28年3月30日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

奈良市いじめ対応支援教員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、奈良市立学校においていじめなどの今日的教育課題を有する学校に、予算の範囲内で奈良市いじめ対応支援教員を配置し、いじめ問題等に対応するための必要事項を定めるものとする。

(任用)

第2条 奈良市いじめ対応支援教員は「奈良市立学校臨時的任用教員取扱要綱（平成12年4月1日施行）の規定により、奈良市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が臨時的に任用する。

(配置)

第3条 奈良市いじめ対応支援教員の配置を希望する学校長は、教育委員会が指定した期日までに奈良市いじめ対応支援教員配置申請書（別記第1号様式）を教育委員会へ提出しなければならない。

2 教育委員会は、提出された奈良市いじめ対応支援教員配置申請書をもとに予算の範囲内で配置する。

(職務)

第4条 奈良市いじめ対応支援教員は、校内のいじめ対応のリーダーとして、また、いじめの未然防止や校内体制づくりの先導としての役割を担う「いじめ対応教員」の活動が円滑に行えるよう、学校長の指示のもと次に掲げる職務を遂行する。但し、第5条の場合は、「いじめ対応教員に準じる」適用はしない。

- (1) 「いじめ対応教員」が校内で行ういじめ対応活動が効果的に行えるよう、学校体制の中で「いじめ対応教員」の補完的支援となる職務を行う。
- (2) 「いじめ対応教員」と教育委員会の連携活動が効果的となるよう、学校体制の中で「いじめ対応教員」の補完的支援となる職務を行う。
- (3) その他、「いじめ対応教員」と連携し、いじめの未然防止やいじめ事象発生時において、学校長が必要と認める職務を行う。

(いじめ対応教員)

第5条 いじめ対応支援教員のうち、いじめ防止に関し特に優れた力量があると教育委員会が認める者について、学校長が「いじめ対応教員」に位置づけることは妨げない。

(実績報告)

第6条 奈良市いじめ対応支援教員の配置を受けた学校長は、当該年度における児童生徒の状況や奈良市いじめ対応支援教員の具体的な活動や配置したことによる教育効果等についての奈良市いじめ対応支援教員配置実績報告書（別記第2号様式）を教育委員会が指定する期日までに提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

第 1 号 様 式

奈良市いじめ対応支援教員配置申請書		奈良市立 学校長 印
奈良市教育委員会 教育長	奈良市立 学校長 印	
下記内容のとおり配置を申請いたします。		
クラス数 (実学級数)	児童生徒数	
クラス	人	
いじめ件数	暴力行為件数	不登校児童生徒数
件	件	人
奈良市いじめ対応支援教員 配置要望人数		
◎加配教員の必要理由		
学 校 の 状 況 等		
◎具体的な取組み予定		

※クラス数・生徒数については、2月1日現在のデータで記入
※暴力行為件数、不登校児童生徒数、いじめ件数については今年度4～1月分を記入

第 2 号 様 式

奈良市いじめ対応支援教員配置実績報告書		奈良市立 学校長 印
奈良市教育委員会 教育長	奈良市立 学校長 印	
1. 学校状況		
クラス数 (実学級数)	児童・生徒数	
クラス	人	
いじめ件数	暴力行為件数	不登校児童生徒数
件	件	人
奈良市いじめ対応支援教員 配置人数		
人		
2. 具体的な取組状況		
3. 配置を受けたことによる校内の実施体制の変化等		
4. 配置による効果		
※クラス数・生徒数については、2月1日現在のデータで記入 ※いじめ件数、暴力行為件数、不登校件数については今年度4～1月分を記入		

(平成28年3月30日揭示済)

平成28年奈良市教育委員会
告示第41号は、欠番

奈良市教育委員会訓令甲第1号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月30日

奈良市教育委員会
教育長 中 室 雄 俊

奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

奈良市教育委員会事務専決規程（昭和49年奈良市教育委員会訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第3条に次のように加える。

学校教育部長

(1) 1件5,000万円未満の学校給食賄材料費の支出負担行為の決定

第5条課長等共通の部分の第1号中「含む。）」の次に「賃金」を加え、同条教職員課長の部分の次に次のように加える。

保健給食課長

(1) 1件3,000万円未満の学校給食賄材料費の支出負担行為の決定

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(平成28年3月30日揭示済)

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

奈良市教育委員会
委員長 杉 江 雅 彦

奈良市教育委員会規則第3号

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則（平成24年奈良市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「市町村民税非課税世帯」の次に「(寡婦(寡夫)控除の適用を受けるものとみなした場合に市町村民税が非課税となる婚姻歴のない母又は父が属する世帯を含む。）」を加える。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(平成28年3月31日揭示済)

奈良市教育委員会告示第42号

奈良市史跡名勝天然記念物保護懇談会開催要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成28年3月31日

奈良市教育委員会
委員長 杉 江 雅 彦

奈良市史跡名勝天然記念物保護懇談会開催要綱を廃止する告示

奈良市史跡名勝天然記念物保護懇談会開催要綱（平成27年奈良市教育委員会告示第16号）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成28年3月31日から施行する。

(平成28年3月31日揭示済)

奈良市教育委員会告示第43号

奈良市文化財保護審議会史跡名勝天然記念物保存活用部会要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

奈良市教育委員会
委員長 杉 江 雅 彦

奈良市文化財保護審議会史跡名勝天然記念物保存活用部会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、奈良市文化財保護審議会条例（平成9年奈良市条例第17号）第7条の規定に基づく史跡名勝天然記念物保存活用部会（以下「部会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(調査審議範囲)

第2条 部会で調査審議する史跡名勝天然記念物（以下「記念物」という。）は、市が所有し、又は文化財保護法（昭和25年法律第214号）第113条第1項の規定により管理する別表に定める記念物とする。

(調査審議事項)

第3条 部会において調査審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 保存活用計画の策定に関すること。
- (2) 保存と活用のための整備工事の設計及び施工に関すること。
- (3) 保存と活用のための管理に関すること。
- (4) その他記念物の保護に関すること。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会は、部会長及び副部会長を置く。

2 部会長は会長が指名し、副部会長は部会長が指名する。

3 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会は、部会長が招集し、部会長及び副部会長の協議により、いずれかが議長となる。

2 部会が調査審議した事項は、その結果を審議会に報告する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

(国指定)	特別史跡・特別名勝	平城京左京三条二坊宮跡庭園
	史跡	大安寺旧境内 附石橋瓦窯跡 (石橋瓦窯跡を除く)
	史跡	平城京朱雀大路跡
	史跡	法華寺旧境内 法華寺境内 阿弥陀浄土院跡
	史跡	石のカラト古墳
	史跡	小治田安萬侶墓
	史跡	正長元年柳生徳政碑
	名勝	月瀬梅林
	名勝	旧大乘院庭園
	天然記念物	吐山スズラン群落
(県指定)	史跡	三陵墓古墳群
	史跡	尾山代遺跡
(市指定)	史跡	野神古墳
	史跡	古市方形墳
	史跡	水木古墳
	史跡	菅原東遺跡埴輪窯跡群 (移設窯跡を含む)

(平成28年3月31日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第4号

平成28年3月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

平成28年3月2日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武志

50分の1の数 5,981人
6分の1の数 49,834人
3分の1の数 99,668人

(平成28年3月2日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第5号

奈良市選挙管理委員会事務局規程の一部を改正する規程

を次のように定めます。

平成28年3月2日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武志

奈良市選挙管理委員会事務局規程の一部を改正する規程

奈良市選挙管理委員会事務局規程（昭和41年奈良市選挙管理委員会告示第12号）の一部を次のように改正する。

第3条選挙第二係の部分中第1号から第4号までを削り、第5号を第1号とし、第6号から第11号までを4号ずつ繰り上げる。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(平成28年3月2日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第6号

平成28年3月30日開催の委員会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第1項の規定による選挙の結果、次の者が委員長に就任しました。

平成28年3月30日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武志

氏名 西久保 武志

住所 奈良市六条一丁目13番31-3号

(平成28年3月30日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第3項の規定により、次の者を奈良市選挙管理委員会委員長職務代理者に指定しました。

平成28年3月30日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武志

奈良市選挙管理委員会

委員 植田 茂

住所 奈良市高畑町859番地の9

(平成28年3月30日揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第6号

奈良市農業委員会平成28年3月農地部の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成28年3月7日

奈良市農業委員会
農地部会長 中田 武文

1 日時

平成28年3月14日（月） 午前9時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 審議案件

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 農地法施行規則第32条第1号に該当する転用の届出について
- (3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (4) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- (5) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について（別紙）
- (6) 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用配分計画について（別紙）
- (7) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について（2月専決処理分）
- (8) 水田利用転換届出について（2月専決処理分）
- (9) 水田・畑地造成形質変更届出について（2月専決処理分）
- (10) 許可・受理の取消しについて（2月専決処理分）
- (11) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせん結果について
- (12) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の規定による特定農地貸付けの承認について
- (13) 知事許可について（2月許可分）
- (14) 非農地証明について（2月分）

（平成28年3月7日揭示済）

議 会

奈良市議会規程第1号

奈良市議会広報広聴委員会に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月31日

奈良市議会議長 浅川 仁

奈良市議会広報広聴委員会に関する規程の一部を改正する規程

奈良市議会広報広聴委員会に関する規程（平成25年奈良市議会規程第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条第3項」を「第11条第2項」に改める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

（平成28年3月31日揭示済）